

1 落石等に対する防護施設

落石等に対する防護施設の設計は、次の技術基準によるほか、以下に留意するものとする。

技術基準	発行年月	発刊者
落石対策便覧	平成 29 年 12 月 (※)	日本道路協会

(※) 主な改定点・性能設計の枠組みの導入
 ・従来型構造物の慣用設計法の適用範囲の明確化
 ・落石防護施設の性能照査としての実験的検証法の記述

落石防護柵（ストーンガード）、落石防護網（ロックネット）は、亜鉛メッキ品（3種（Z-GS3）または4種（Z-GS4））を標準とする。

設置箇所が海外沿い等の厳しい腐食環境にある場合は、厚メッキ品を使用できる。
 公園内等で周景に配慮する必要がある場合は、塗装品を使用できる。

参考 1 亜鉛付着量（JISG3552:2007）

表 7—亜鉛付着量

単位 g/m ²						
線径 mm	亜鉛付着量					
	Z-GS2 Z-GH2	Z-GS3 Z-GH3	Z-GS4 Z-GH4	Z-GS6	Z-GS7	
2.00	23 以上	85 以上	147 以上	—	—	
2.60		114 以上	175 以上	285 以上	380 以上	
3.20	28 以上	128 以上	218 以上			
4.00	33 以上	147 以上	232 以上			
5.00	42 以上					

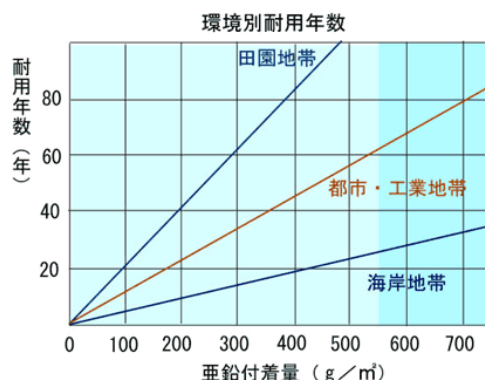
参考 2 亜鉛メッキについて（社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会）

大気中の耐用年数については、使用環境による亜鉛の腐食速度と、亜鉛の付着量から次のように計算できる。

耐用年数＝亜鉛付着量（g/m²）÷腐食速度（g/m²・年）×0.9

日本における使用環境別の亜鉛の平均腐食速度と耐用年数は次のとおりである。

暴露試験地域	腐食速度 (g/m ² /年)	耐用年数
都市・工業地帯	8.0	62
田園地帯	4.4	113
海岸地帯	19.6	25



1-1 落石防護柵（ストーンガード）

(1)柵の設置方法

①柵高の設定の目安

落石の跳躍高は各種実験結果より 2.0m に収束するとされており、これをカバーできる高さの柵高を選定する。ただし、斜面勾配が斜面の途中で変化している場合や斜面の凹凸が大きい場合等には、落石跳躍高が大きくなることが予想されるため、柵高の設定には注意を要する。

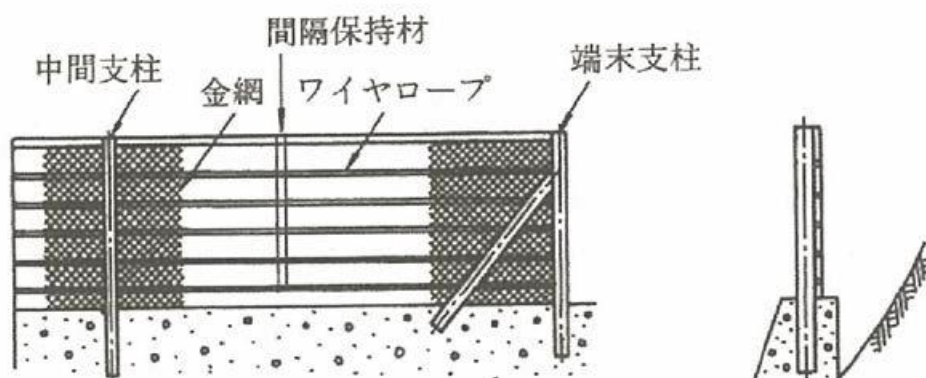
従来型の落石防護柵構造においては、最低柵高の 1/2 の余裕高を設ける。

②柵高と擁壁高

落石をカバーする方法として、擁壁高を高くする方法と、柵高を高くする方法の 2 通りがあるが、通常、柵高を高くする方が経済的であるため、むやみに擁壁を高くしない。

③間隔保持材の設置

落石がワイヤーロープを押し開き金網を突破して道路へ飛び出すのを防止するため、下図に示すような間隔保持材を取り付け、ロープの一体化を図るとともに柵の吸収エネルギーを有効に発揮させる構造とする。



④変化点での補強

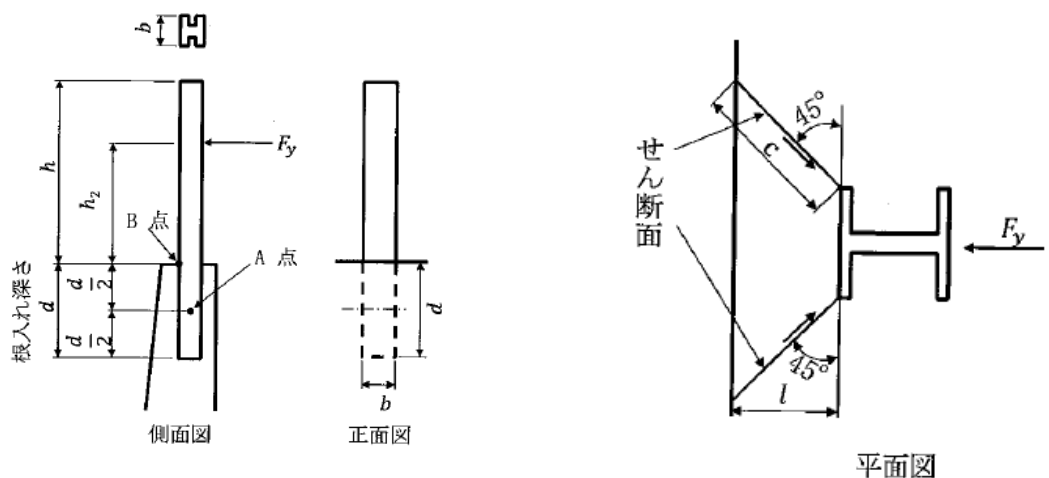
落石防護柵は擁壁上に、その縦断勾配にそって設置されることが多いが、縦断勾配の変化点に建て込む中間支柱のロープ止め金具にはせん断力が作用するので、縦断勾配の変化点で端末支柱を設けるか、ないしはその部分のロープ止め金具を補強する必要がある。また、内カーブ区間（山側からみて内曲がりの区間）においては、ロープ止め金具に引張力が作用するので補強する必要がある。

このため、縦断勾配及び平面角が許容角度（製品により異なる）以上となるものについては、構造計算を行った上で、中間支柱の止め金具等の補強を行う。

補強型中間支柱については、経済比較を行い最も経済的な製品を選定するが、発注にあたっては、メーカー指定とならないよう、設計図書には補強の詳細図を掲載せず、積算に使用した製品以外にも計算上問題がなければ承認する。なお、使用材料の構造計算書を施工計画書に添付するよう、特記使用書等に明示する。

(2)防護柵基礎としての擁壁天端幅の決定（参考）

支柱に塑性変形を生じしめる水平力 F_y が作用したときの H 鋼の被りを計算すると次表のとおりとなる。



タイプ別	水平力 F_y (kN)	抵抗 M_r (kN・mm)	曲げ圧縮 応力度 σ_{cl} (N/mm ²)	最小 被り d (mm)	施工性を 考慮した 被り (mm)	天端幅 (mm)
(H200×100) H-1550	42.5	60,563	5.53	31	150	500
(H200×100) H-2000	31.9	56,080	5.03	23	150	500
(H200×100) H-2500	25.5	53,346	4.73	19	150	500
(H200×100) H-3000	21.3	51,653	4.54	16	150	500

1-2 落石防護網（ロックネット）

(1) 規格

一般的なロックネットから規格を選定すれば、同時に全ての使用材料も決まることとなるが、特殊な場合は、一部材料のみ規格を変更することができる。

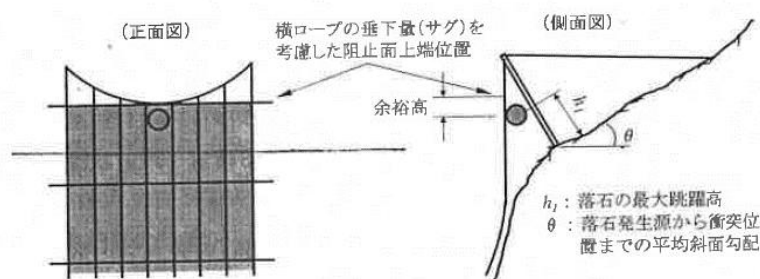
例えば、落石条件から、金網強度のみ不足し、ロープ強度などには十分な余裕がある場合など。余裕が余りなければ、諸材料を含めて、上位の規格を選定する。

(2) ポケット支柱

ポケット支柱は、高さ(長さ)によらず、H・100×100 を原則とする。

また、ロープ固定用のアンカーと違い、支柱固定用のアンカー（2 本用）は、原則としてφ22を使用する。（支柱の高さによらない。）

阻止面の高さについては、想定する落石の飛び越えがないように設定する。（右図参照）



(3) ロープ固定用アンカー

① 岩盤用ルーフアンカー

アンカーは、岩盤用ルーフアンカーによる岩着固定を原則とする。

岩盤用ルーフアンカーは、角座金の位置まで岩盤に埋め込む。

② コンクリートアンカー

土砂が被り、岩着できない場合は、コンクリートアンカーを設置する。

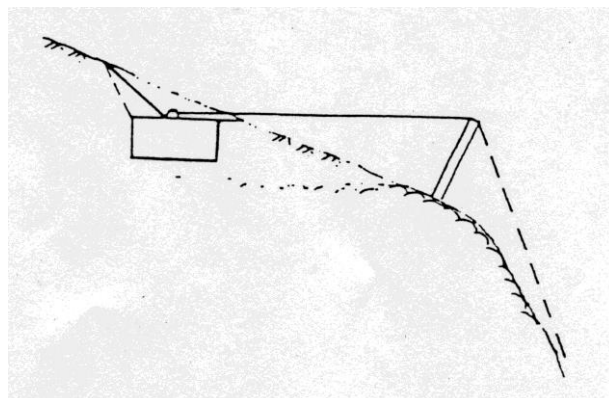
型枠は使用せず、コンクリートを直接打設する。また、斜面の損傷を防ぐため、監督員の確認の後、基礎用アンカー手前まで埋め戻す。(右図参照)

コンクリートアンカーの形状寸法は別表(コンクリートアンカー寸法表)による。(覆式、ポケット式とも)

アンカー設置部斜面の勾配が 1:2.0 程度よりも急勾配の箇所では、掘削による斜面の損傷の度合いが大きくなり、また、張力に対する抗力も小さくなるため、既製品アンカーを使用する。

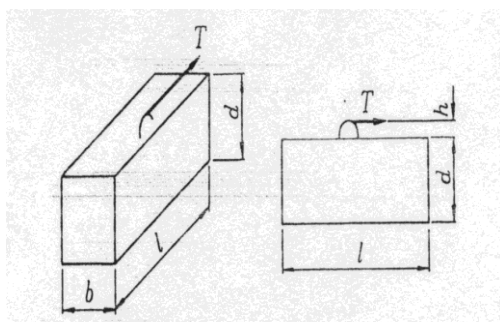
③ 既製品土砂用アンカー

ロックネットアンカーで、土砂部の重負荷用アンカーとして、組立アンカー、ロケットアンカー、鋤型アンカー等があるが、使用にあたっては、耐力、経済性等を考慮のうえ決定する。



コンクリートアンカー寸法表

タイプ	ロープ 張力 T (kN)	標準寸法(落石対策便覧)					特殊寸法(土砂層が薄い場合)									
		b (m)	l (m)	d (m)	コンクリート (m3)	※型枠 (m2)	その1					その2				
							b (m)	l (m)	d (m)	コンクリート (m3)	※型枠 (m2)	b (m)	l (m)	d (m)	コンクリート (m3)	※型枠 (m2)
C-60	60	1.0	2.0	1.2	2.400	7.20	1.2	2.0	1.0	2.400	6.40	1.5	2.0	0.8	2.400	5.60
C-40	40	0.9	1.6	"	1.728	6.00	1.1	1.6	"	1.760	5.40	1.3	1.6	"	1.664	4.64
C-30	30	0.8	1.4	"	1.344	5.28	1.0	1.4	"	1.400	4.80	1.2	1.4	"	1.344	4.16
C-25	25	0.7	1.3	"	1.092	4.80	0.9	1.3	"	1.170	4.40	1.1	1.3	"	1.144	3.84
C-20	20	0.8	1.2	1.0	0.960	4.00	1.0	1.2	0.8	0.960	3.52					



土の内部摩擦角	$\phi =$	30 °
土の主働土圧係数	$ka =$	0.3
土の受働土圧係数	$kp =$	3
土とコンクリートの摩擦係数	$\mu =$	0.55
地耐力	$q =$	150 kN/m ²
土の単位重量	$\gamma_s =$	18 kN/m ³
コンクリートの単位重量	$\gamma_c =$	23 kN/m ³

※型枠…コンクリートを直接打設するため使用しない。

(4) アンカーの耐力

アンカーの耐力は下記を基準とする。

覆式ロックネット	ロープの破断強度÷2（ロープの安全率）以上
ポケット式ロックネット（吊ロープ）	ロープの破断強度÷3（ロープの安全率）以上
ポケット式ロックネット（横ロープ）	ロープの破断強度÷2（ロープの安全率）以上

アンカーの施工に先立ち、設計強度が保たれていることを確認するため、現場で引張試験を行う。土質が異なる場合には、土質ごとに引張試験を行う。

ロックネット土砂用鋼製アンカー比較表(参考)

平成16年7月

平成16年7月															
メーカー	タイプ	規格	設計引張耐力(kN)												備考
			10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			
JFE グループ	C型アンカー	25φ×1500		7.0										軽負荷重量用 市場単価「羽根アンカー」対応	
	T型アンカー	CT-50×50×5×7			12.0									軽負荷重量用	
	丸網組立型	4-25φ1500			20.0									軽負荷重量用	
	ジャンボ型アンカー	1型 L=2000									80.0			市場単価「高耐力アンカー(溝形鋼羽付)」対応	
	"	2型 L=2000							50.0					市場単価「高耐力アンカー(プレート羽付)」対応	
	"	3型 L=2000						35.0							
	F型アンカー-6号	19φ×3.2×220×1000							50.0						
	" 5号	16φ×3.2×160×810						30.0							
	" 4号	13φ×3.2×143×700						21.0							
	" 3号	13φ×3.2×130×550						19.0							
新日鐵 グループ	パイプアンカー-N型						24.5								
	パイプアンカー-A型	114.3φ×4.5-2000 2PL-300×6-(400+200)							49.0					市場単価「高耐力アンカー(プレート羽付)」対応	
	パイプアンカー-B型	114.3φ×4.5-1500 2PL-300×6-(200+100)							34.3						
	パイプアンカー-C型	114.3φ×4.5-2000 [-300×90×9×13-									78.4			市場単価「高耐力アンカー(溝形鋼羽付)」対応	

※上記の値は各社のカタログからの標準値であり、土質等によっては耐力が異なる場合があるため、法長、勾配、地形、地質等を考慮して選定すること。

(5)簡易式（落石対策便覧）の適用範囲等について（H26.3.20 付け事務連絡「ポケット式落石防護網の設計について」参照）

1. 各部材の可能吸収エネルギーの総和が、落石エネルギーを上回るよう、各部材の諸元を決定する方法を基本とする。

ただし、従来から施工実績があり、部材及び構造が定型化しているポケット式落石防護網（従来型のポケット式落石防護網）については、部材それぞれの強度等を算出し設計することは非効率となってしまうため、簡易式による設計手法を用いてもよい。

2. 簡易式による設計を行う場合、従来型のポケット式落石防護網の可能吸収エネルギー E_t は、150KJ 以下とする。

また、落石の衝突前後のエネルギー差 E_L の算出に用いる落石防護網の質量として有効となる範囲は、幅 12m 以下×高さ 12m 以下とする。

1-3 仮設落石防護柵の設計について

仮設落石防護柵は、工事期間中の切土の施工に伴う落石事故を未然に防止するため、必要に応じて設置する仮設構造物である。

この設計にあたっては、地山の条件を充分把握し、転石、浮石等による落石の大きさ、高さ等を適切に予測する必要がある、現場の諸条件を考慮して設計するものとする。

なお、特定される規模の大きい転石、浮石等に対しては事前に小割を行うことにより、また発破による破砕片の飛散等に対しては直前に通行止め等を行うことによって、落石による一時的な危険が回避出来ることから、特殊な現場を除き、これらの落石を設計の対象としない。したがって、設計の対象となる転石、浮石は、現場に散在する不特定多数のものである。

2. 舗装（舗装設計要領）

1. 標準書籍

舗装の設計は下記書籍及び通達がすべてに優先するので、書籍の改訂、新しい通達などにより内容が変更された場合は内容を読み替えること。

また、内容の解釈で疑問点などはその都度担当課と協議すること。

標準書籍

項目	発刊者	発刊時期
アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日本道路協会	平成4年12月
舗装再生便覧	日本道路協会	平成16年2月
舗装調査・試験法便覧	日本道路協会	平成19年6月
道路橋床版防水便覧	日本道路協会	平成19年3月
アスファルト混合所便覧	日本道路協会	平成8年10月
舗装施工便覧	日本道路協会	平成18年2月
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	平成13年9月
舗装設計施工指針	日本道路協会	平成18年2月
舗装設計便覧	日本道路協会	平成18年2月
道路維持修繕要綱	日本道路協会	昭和53年7月
舗装性能評価法	日本道路協会	平成18年1月

2. 舗装の信頼性

舗装の設計に際しては信頼性を考慮した構造設計を行うものとする。信頼性は90%を原則とするが、旧簡易舗装に相当する設計を行う場合は50%を適用する。また、暫定施工やその他諸事情による場合については適宜決定する。

（アスファルト舗装）

車道幅員 5.5 m 以上……………信頼度 90%設計

〃 5.5 m 未満……………信頼度 50%設計（旧簡易舗装相当）

注1. アスファルト舗装の表層厚さは舗装設計便覧 P.77-表-5.2.8 による。

注2. 離島（日振島・久島・怒和島）で信頼度 50%の設計を適用する場合は、常温合材の使用を検討しても良い。

（コンクリート舗装）

車道幅員 5.5 m 以上……………信頼度 90%設計

3. 交通区分

設計期間は、原則として10年とし、設計期間における平均の大型車交通量 T （台／日・方向）による。

$$\text{大型車交通量： } T = \frac{\sum_{i=1}^n T_i}{10} = \frac{\sum_{i=1}^n (T_1 \times a_i)}{10}$$

T_i : i 年後における大型車交通量（台／日・方向）

a_i : 当初の交通量（ T_1 ）に対する i 年後の交通量の伸び率

$i = 1 \sim n$

n : 設計期間（原則として $n = 10$ ）

なお、10年を越える設計期間を用いる場合は、別途（舗装設計便覧第3章参照）とする。

4. 設計CBR

- 1) 新設工事における設計CBRはCBR試験により決定するものとする。修繕工事における設計CBRは、従来からのCBR試験との経済比較を行なったうえで、FWDによるたわみ量測定方法等の非破壊試験によっても決定することができるものとする。
- 2) 200mに1箇所以上で1工事3箇所以上の試験を標準とする。

5. 舗装材料についての留意点

(1) 再生材を用いた舗装

再生材を用いた舗装とは、舗装の修繕工事等で発生する材料等（発生材）を加熱処理した混合物（再生合材）として舗装に使用する場合及び粒状路盤材、安定処理路盤材（再生路盤材）として路盤に使用する舗装を総称するという。アスファルト舗装の材料は原則として再生材を用いることとするが、その適用にあたっては、再生プラントの設置状況、再生合材、再生路盤材の供給状況、所定の品質の確保等を考慮のうえ使用する。

(4) 表層（ポーラスアスファルト混合物）に用いる骨材について

表層に使用する砕石には、すべり抵抗に十分注意して選定すること。

(5) 透水機能のあるアスファルト混合物について

透水機能のあるアスファルト混合物の違いは、下記の規定の違いによるものとする。

	開粒度アスファルト	透水性アスファルト	排水性アスファルト
空隙率	×	○	○
透水係数	×	○	○
動的安定度	×	×	○

○：規定有り

×：規定無し

6. 塑性変形輪数について

(1) 塑性変形輪数

「舗装の構造に関する技術基準」国土交通省都市・地域整備局長、道路局長通達（平成 13 年 6 月 29 日付 国都街第 48 号、国道企第 55 号）により塑性変形輪数が必須の性能指標とされたことから、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ次の塑性変形輪数を満足する合材を使用すること。

道 路 区 分	舗装計画交通量 (単位：台/日・方向)	塑性変形輪数 (単位：回/mm)
第 1 種、第 2 種、第 3 種第 1 級	3,000 以上	3,000
第 2 級、第 4 種第 1 級	3,000 未満	1,500
そ の 他		500

(2) 塑性変形輪数の確認

塑性変形輪数の測定方法は「舗装の構造に関する技術基準・同解説」等に複数示されているが、ホイールトラッキング試験による測定が一般的である。塑性変形輪数を評価するホイールトラッキング試験は、従来実施している材料試験のホイールトラッキング試験と評価方法が異なるが、当面は材料試験時に実施するホイールトラッキング試験により得られる動的安定度（D S）を塑性変形輪数と考えて運用するものとする。そのため、年度当初の配合承認時にホイールトラッキング試験を行い、(1)の基準値を満足することを確認した場合は塑性変形輪数を満たしているものと考えてもよい。

※一般的なアスファルト混合物の動的安定度の目安

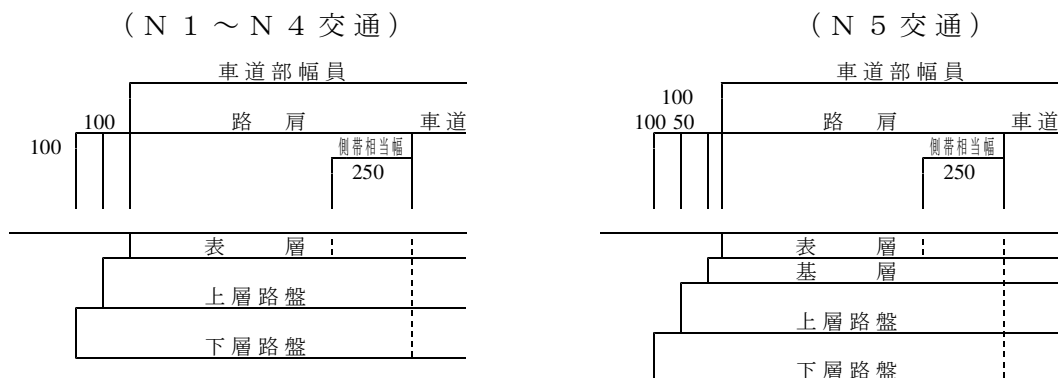
アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類		
	ストレートアスファルト	ポリマー改質 As I 型	ポリマー改質 As II 型
密粒度アスコン(13)	300 ～ 800	1,500 ～ 3,000	3,000 以上
密粒度アスコン(20)	500 ～ 1,500		
密粒度ギャップアスコン(13)	—		

7. 舗装の路肩及び取合の舗装構造

(1) アスファルト舗装の路肩及び取合部の舗装構造

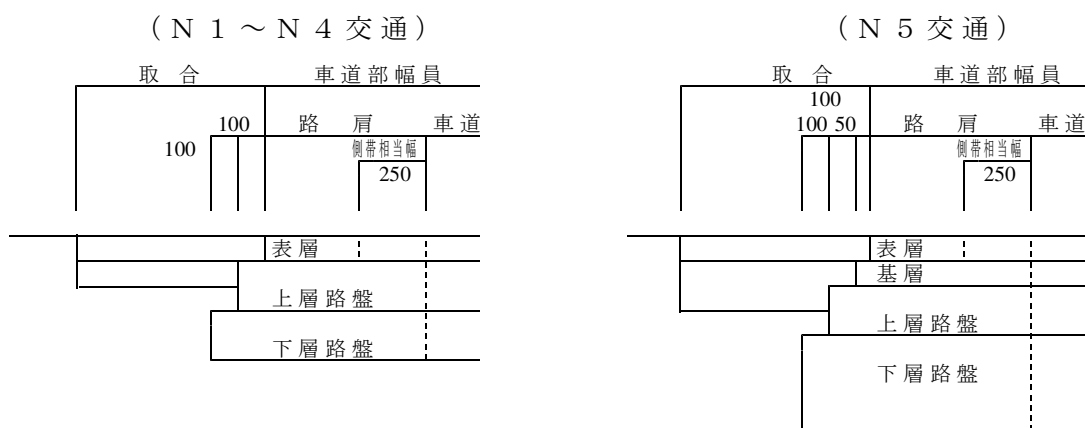
- 1) 側帯ないしはこれに相当する車道の外側の 25 cm は車道と同じ構造とする。
- 2) 路肩舗装の構造は、以下を標準とする。

①通常の場合



※路肩も車道と同一構造とする。

②取合を実施する場合



※路肩も車道と同一構造とする。

注 1. 取合の設計密度は歩道を適用するが、重交通の乗り入れ等がある場合は別途考慮する。

注 2. 取合部の舗装構成は表層 4 cm とし、上層路盤については再生粒調碎石を使用する場合は 9 cm、HMS を使用する場合は 7 cm とする。(構造設計の最小 T A = 7 を満たす断面)

ただし、車道部舗装構成が、前述以下の場合は、車道部の舗装構成と同じとする。

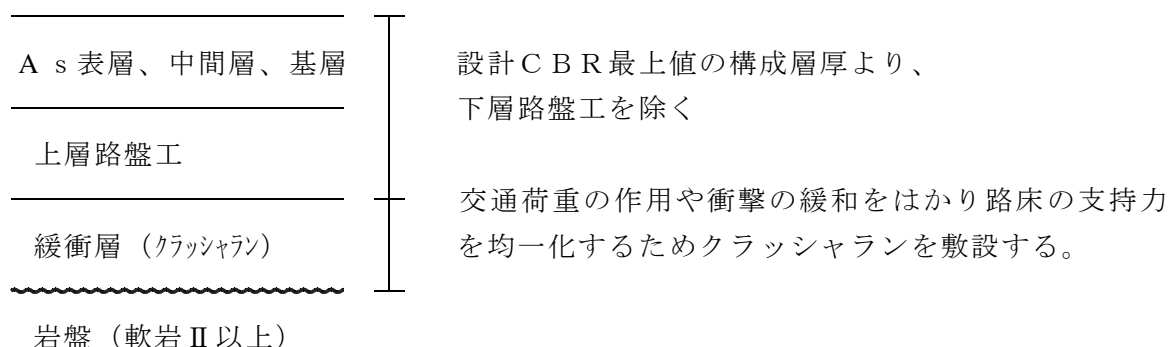
注 3. N6 交通のまき出しは、基層 50 mm、上層路盤(1) 100 mm、上層路盤(2) 100 mm、下層路盤 150 mm とする。

(2) コンクリート舗装の路肩及び側帯の舗装構造

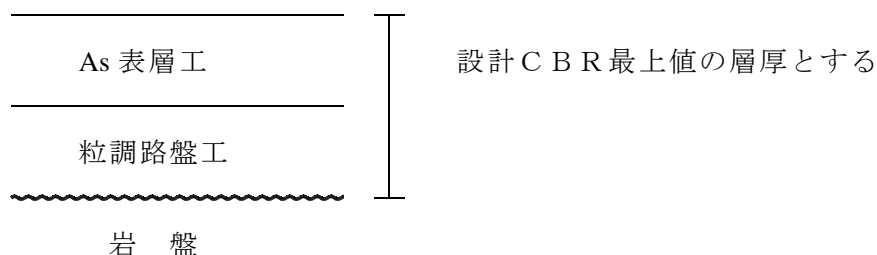
- 1) 路肩の側帯は、車道と同じ構造とし、車道と一体に舗設する。
- 2) 側帯を除く路肩の舗装をコンクリートで施工する場合、コンクリート版の厚さは10 cm、路盤厚10 cmとする。
- 3) 側帯を設けない路肩にあつては、路肩のうち側帯相当幅員として25 cmを車道と同じ構造とする。
- 4) 側帯相当幅員25 cm幅を除いた路肩幅が50 cm未満の場合は、これを含めて車道と同じ構造とする。

8. 岩盤上の舗装について

(1) 信頼度90%で設計する場合



(2) 信頼度50%で設計する場合 (歩道舗装も含む)



注1. 舗装構成を変える場合の岩質は軟岩(Ⅱ)以上とし、軟岩(Ⅰ)は良質土砂として扱う。

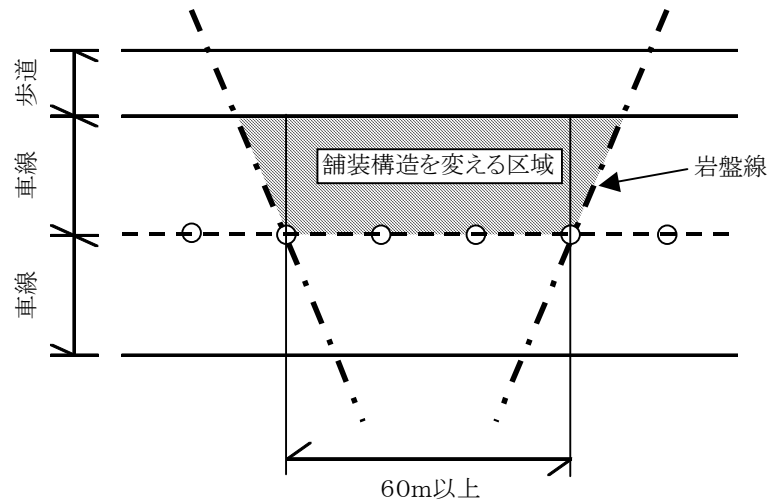
注2. 湧水がある場合は盲暗渠等の排水施設を設置することを原則とする。なお、実施及び施工上、捨コンクリートとすると有利な場合、軟岩で支持力の低下が予想される場合でクラッシュランに変わり厚さ10 cm以上の捨コンクリートを施工する場合は担当課と協議すること。

(3) 岩盤上の舗装厚を変更する区間

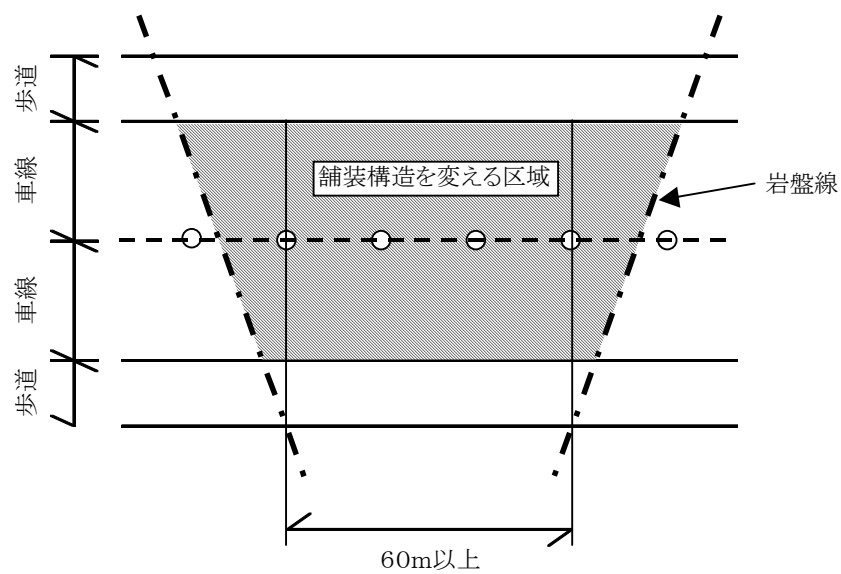
1) 平面形状

岩盤上の舗装構成を変える場合の最小延長は車線単位で60 m以上の距離とする。

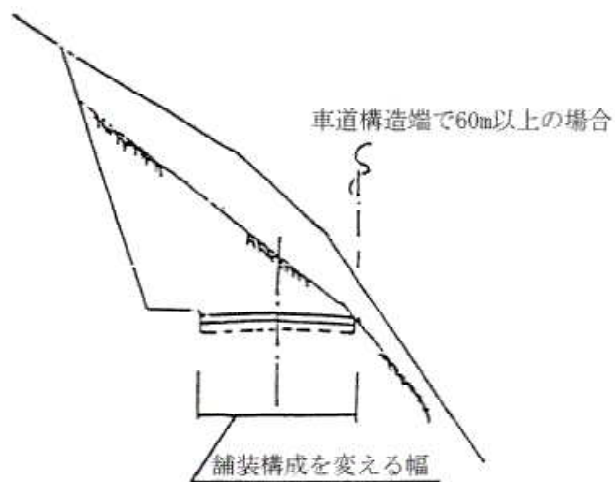
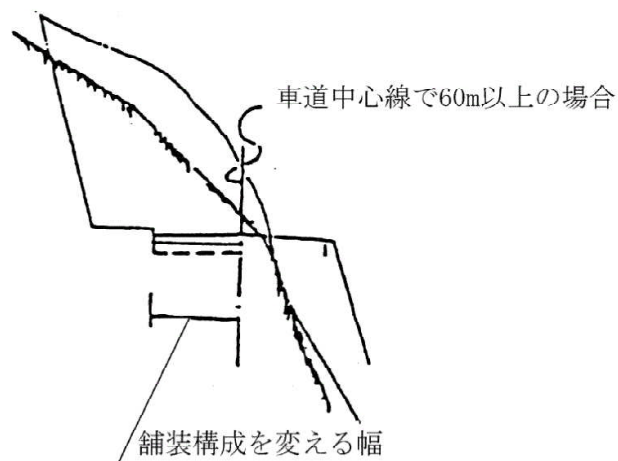
○車道中心線で60m以上の場合



○車道構造端で60m以上の場合

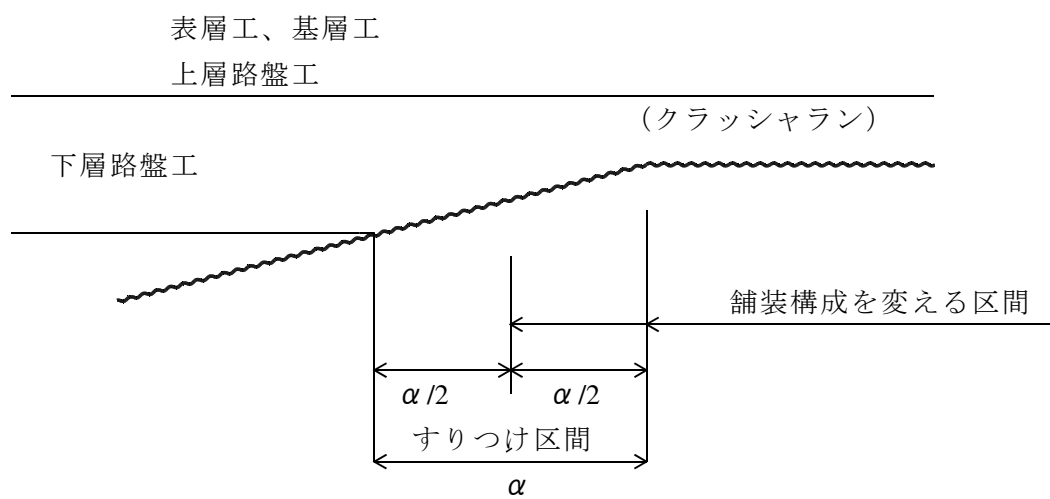


2) 横断面形状



(4) 岩盤すりつけ勾配

縦横断勾配共に 1 : 5 ですりつけること。



注 1. 上層路盤の層厚が異なる場合についても下層路盤工に準ずる。

9. 軟弱な路床上の舗装

- 1) 土質試験の結果の不良な箇所については、よく調査をし、置換、安定処理、排水処理等の十分な計画を行うこと。
- 2) 以下に路床安定処理設計の基本的な考え方を示す。
 - ①在来路床のC B R 値が3. 0 未満の場合に採用する。
 - ②全線ほとんどが掘削残土処理する路線で地盤が軟弱で路床入換えが必要な路線に用いること。
 - ③現地路床土をそのまま利用するのが原則であり、入換えなど掘削残土処理は伴わないこと。
 - ④路床構造は施工性を考慮して最低2 0 0 m 区間は同一設計にすることが望ましい。
 - ⑤添加剤の最小添加量はセメント、石灰とも4 %とする。
 - ⑥最小処理厚は3 0 cm を原則として、5 cm きざみで最大6 0 cm とするのが望ましい。
 - ⑦路上混合方式による施工を前提とする。

注1. 路床安定処理は、あくまでも路床の支持力増加（C B R 値の増加）を求める工法であり、極端に強度を上げても経済工法にならないばかりか、構造的に不都合を生ずる場合があり、最も有効な範囲での設計が肝要である。

10. 耐流動（わだち掘れ）対策

耐流動対策に使用するアスファルトはポリマー改質アスファルトⅡ型を標準とし、以下の箇所を対象とする。

- 1) 車線あたり設計大型車交通量がおおむね1, 0 0 0 （台／日・一方向）以上の箇所では表層に使用し、同2, 0 0 0 （台／日・一方向）の箇所では基層にも使用する。
- 2) 上記以外でも、わだち掘れ、コルゲーションといった流動現象の発生が懸念され対策が必要な箇所。

（参考）混合物の動的安定度（D S）の目標値（単位：回/mm）

車線あたり大型車交通量 (TL) 台/日・車線	動的安定度（D S）の目標値	
	表 層	基 層
1,000 台以上 2,000 台未満	3,000 以上	—
2,000 台以上	3,000 以上	3,000 以上

注1. 車線あたり大型車交通量（T L）は、以下の式で計算する。

$$T L = T \quad (\text{片側1車線の場合})$$

$$T L = 0.6 T \quad (\text{片側2車線の場合})$$

$$T L = 0.4 T \quad (\text{片側3車線の場合})$$

なお、T：大型車交通量（台/日・方向）

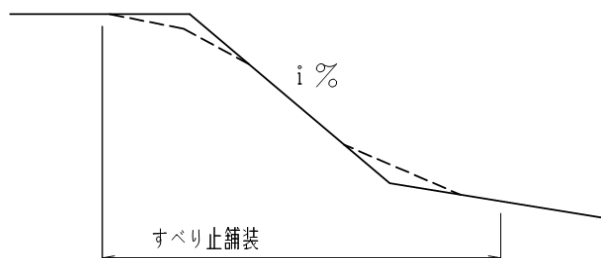
1 1. すべり止め舗装

道路線形条件や交通状況等により、走行安全性の向上のために必要に応じてすべり止舗装の適用を検討する。

(1) 適用箇所

- 1) 曲線半径を縮小値により設計した箇所
- 2) 分合流等すべり止舗装が必要と思われる危険な箇所
- 1) 下記縦断勾配にて設計した箇所

設 計 速 度	縦 断 勾 配
40	7%を越えるもの
50	6% "
60	5% "
80	4% "



(2) 適用範囲

- 1) 縦断勾配により行う場合は、緩和区間も含むものとする。また、対面2車線の場合は両車線とし、中央分離帯で分離されている場合は、下り側のみとする。
- 2) 曲線半径により行う場合は、緩和区間を含む曲線区間とする。
- 3) 取合道路等には適用しない。

(3) 舗装構成

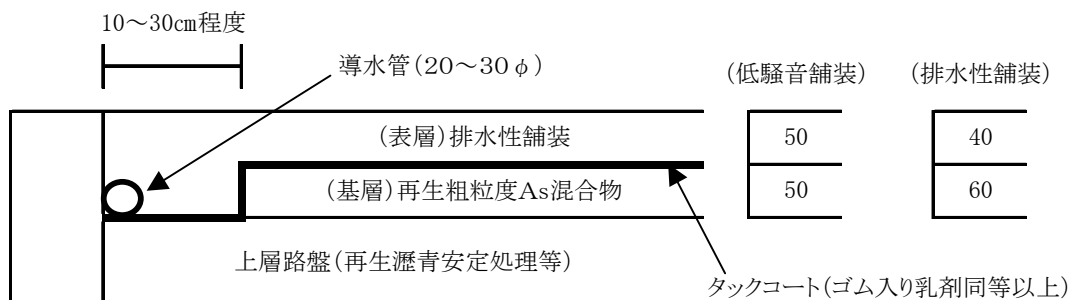
舗装構成は一般部と同一とするが、表層に使用するアスファルトの混合物は、密粒度ギャップアスファルト混合物 (top13mm) とし、改質アスファルトの種類はポリマー改質アスファルトⅡ型とする。タックコートは、ゴム入りアスファルト乳剤 (散布量 0.4L/m²程度) とする。

1 2. 排水性舗装

(平成 16 年 9 月 15 日付け 16 道建第 374 号, 16 道維第 1018 号, 16 都整第 409 号「低騒音舗装及び透水性舗装の施工について」参照)

(1) 排水性舗装断面例

排水性舗装の断面例を以下に示す。

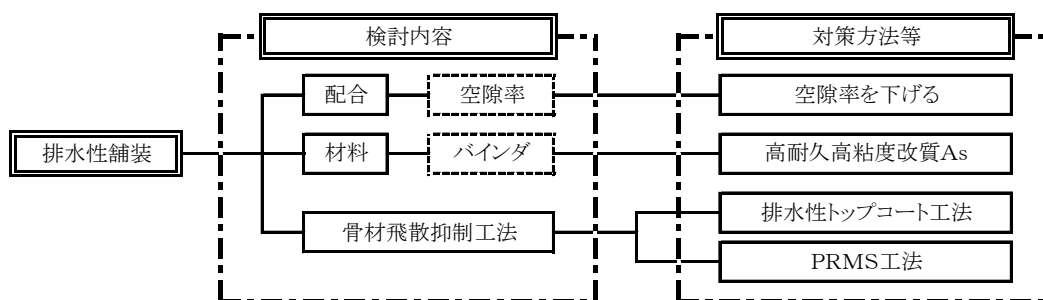


注1. 上層路盤が再生瀝青安定処理以外の場合は、端部導水帯にアスファルトシート（クラック抑制シート又は防水シート）を布設し路盤へ水が浸透しづらい構造とする。

(2) 排水性舗装設計時の注意点

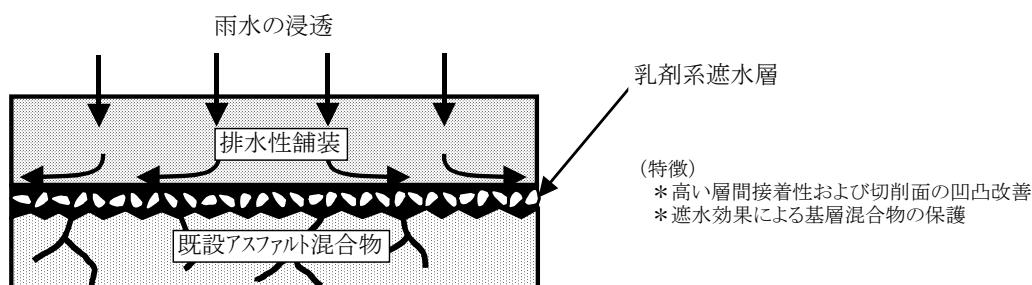
1) 骨材飛散対策

交差点部においては、骨材飛散による排水性舗装の早期破損が発生する可能性がある。そのため、交差点部で排水性舗装を行う場合は、骨材飛散対策について検討する必要がある。現在検討されている一般的な骨材飛散対策を以下に示すが、最も効果が高いと思われる対策は排水性トップコートである。



2) 補修時における注意点

排水性舗装の補修を行う際、不透水層に問題があると浸透した雨水の影響により基層混合物の破損（混合物の剥離）が進行し、施工後早期に排水性舗装が破損する可能性がある。また、切削時の影響により、前記同様の現象が生じることも考えられるため、遮水層を設ける等の対策を十分検討する必要がある。



アスファルト乳剤系遮水工法例

1 3. 歩道の舗装について

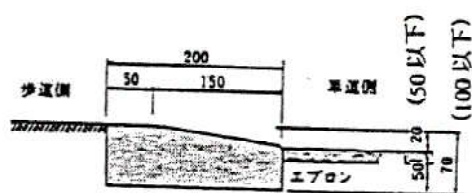
(1) 歩道の舗装

歩道舗装については、水源涵養及び快適な歩行空間の確保を目的とし、原則として透水性舗装とする。(歩道透水性舗装設計の手引き(案)参照(平成16年9月15日付け16道建第374号、16道維第1018号、16都整第409号「低騒音舗装及び透水性舗装の施工について」に添付))

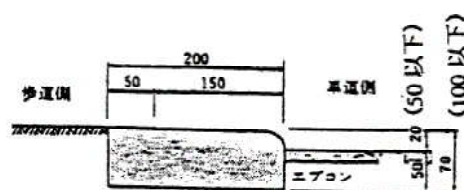
(2) 構造(幅、段差、勾配等)

『承認工事審査基準』及び『歩道の一般的構造に関する基準』に基づくものとする。なお、歩道と車道との段差は横断歩道部においては2cm、車両乗り入れ部においては5cm以下とする。

注1. 歩道と車道との段差は、タイプ1(実質段差なし)を基本とする。ただし、視覚障害者の安全な通行を確保する必要がある場合は、タイプ2(段差2cm)とし視覚障害者誘導ブロックも併用すること。なお、タイプ選定は、地域関係者と十分協議すること。



タイプ1 (実質段差なし)



タイプ2 (段差2cm)

(3) 舗装構成

歩道透水性舗装設計の手引き(案)を参照。

(4) その他歩道設計の注意点

透水性のブロック系舗装を採用する場合は、インターロッキングブロック舗装を原則とし、舗装構成等については、インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成12年7月 社団法人インターロッキングブロック舗装技術協会)に基づくものと

する。(ここでインターロッキングブロック舗装とは、高振動加圧即時脱型方式で作成されたブロックのことで、300×300等、外観は平板ブロックの物を含む。)

視覚障害者誘導用ブロックについては、JIST9251 を満足するブロック（平板ブロック）を使用すること。(目地に砂を用いる場合は、目地キープがついているものを使用すること。)

14. コンクリート舗装について

(1) 新設舗装の目地注入材

新設舗装の目地注入材は、路肩側は加熱注入式低弾性タイプ（セロシール等）、他は高弾性タイプ（セロシールSS等）の使用を標準とする。また、縦、横目地の注入目地巾は8mmとし、注入量は下表を標準とする。

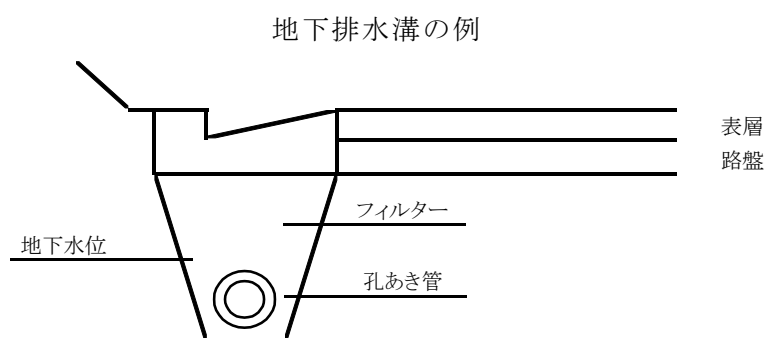
注入量の標準(kg/100m)

シール巾	シール深さ	所要量
6 mm	4 cm	30 kg
8	4	40
10	4	50
15	4	75
20	4	100
25	4	125
6	7	50
8	7	70

15. その他注意事項

(1) 地下排水

切土区間及び片切、片盛区間の切土側には、できる限り地下排水溝を設けておくといよい。



3 交通安全施設

3-1 道路標識

(1) 適用範囲

この設計要領は、愛媛県における道路標識の設置に適用する。

(2) 適用基準

道路標識の設置は、以下の基準によるもののほか、この設計要領によるものとする。なお、適用基準の改訂等の場合は、適用基準がすべてに優先する。

(適用基準)

- ◆ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日 総理府・建設省令第3号）
- ◆ 道路標識設置基準の改正について（令和元年10月21日 国都街第52号・国道企第53号）
- ◆ 案内標識の表示地名に関する基準（案）の改定について（平成17年8月25日 国都街第28号・国道企第20号）
- ◆ 道路付属物の基礎について（昭和50年7月15日 建設省企発第52号）
- ◆ 経路案内標識の表示に関する基準について（平成19年11月20日 19道建第464号・19道維第949号・19都整第479号）
- ◆ 道路の案内標識の英語による表示に関する告示（平成26年国土交通省告示台372号）

(参考図書)

- ◆ 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月版 公益社団法人日本道路協会）
- ◆ 道路標識設置要領（令和3年5月 四国地方整備局道路部）

(3) 経路案内標識の表示に関する基準

- ① 105・106・108・114系の案内標識を整備する場合の目標地の選定及び表示については、「経路案内標識の表示に関する基準について（平成19年11月20日 19道建第464号・19道維第949号・19都整第479号）」による。

(4) 道路標識の設計・施工

- ① 支柱は溶融亜鉛メッキ仕上げを標準とする。
- ② 基礎部については、支柱取付け部に勾配を設ける等、雨水が溜まらないよう配慮すること。

19道建第464号
19道維第949号
19都整第479号
平成19年11月20日

部内関係各課（室）長 様

道路建設課長
道路維持課長
都市整備課長
（公印省略）

経路案内標識の表示に関する基準について

このことについては、経路案内標識（105・106・108・114系）の表示に関する基準を別添の通り策定しましたので通知します。

なお、各地方局建設部及び土木事務所、県内市町については、別紙（写）のとおり送付しましたので申し添えます。

（問い合わせ先）

道路建設課	県道係	石村
道路維持課	道路保全係	岡本
都市整備課	街路係	中村

19道建第464号
19道維第949号
19都整第479号
平成19年11月20日

各 地 方 局

建設部長
土木事務所長 } 様

道路建設課長
道路維持課長
都市整備課長
(公印省略)

経路案内標識の表示に関する基準について

このことについては、経路案内標識（105・106・108・114系）の表示に関する基準を別添の通り策定しましたので通知します。

なお、県内市町については、別紙（写）のとおり送付しましたので申し添えます。

(問い合わせ先)

道路建設課	県道係	石村
道路維持課	道路保全係	岡本
都市整備課	街路係	中村

経路案内標識の表示に関する基準

1. 目的

この基準は、道路案内標識の一貫した適切な表示により、道路利用者に分かりやすい標識整備を進めるため、案内標識に用いる目標地を選定及び表示する際に特に留意を要するものについて定めたものである。

2. 適用範囲

この基準は、愛媛県が105・106・108・114系の案内標識を整備する場合の目標地の選定及び表示に適用する。

3. 適用基準

この基準に示されていない事項については、次の省令等によらなければならない。

- ◆ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日 総理府・建設省令第3号）
- ◆ 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月 （社）日本道路協会）
- ◆ 案内標識の表示地名に関する基準（案）の改定について（平成17年8月25日 国都街第28号・国道企第20号）
- ◆ 案内標識に表示する目標地及び文字について（昭和61年7月23日 国道第一課課長補佐発事務連絡）
- ◆ 道路標識設置要領（平成19年4月 四国地方整備局道路部）

4. 105系、106系及び108系の標識における表示のルール

4. 1 目標地の選定及び表示について

標識板の表示については、「道路案内標識表示基準（案）平成10年2月四国地区道路管理連絡協議会」（道路標識設置要領P48－67、P15－23 参照）の考え方によることを原則とする。

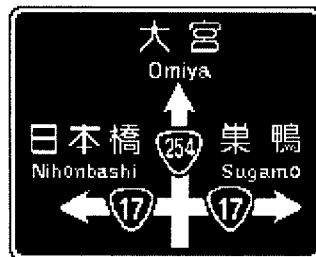
4. 2 目標地に著名地点を用いる場合について

目標地を選定する際に、特殊な場合には、著名地点を用いることができるが、この場合には『5. 著名地点標識（114系）の設置方針』に示す、道路管理者が設置すべき施設等である場合に限るものとする。

4. 3 路線番号の表示について

都道府県道以上の道路が相互に交差する交差点においては、路線番号を表示するものとする。

(108系標識における例)



5. 著名地点標識（114系）の設置方針

「著名地点」の設置については、不特定多数の人が利用する交通施設、文化施設、観光施設等の公共施設を対象とする。この内、特に著名な観光地、空港等は目標地として取り扱うが、それ以外の施設に対する「著名地点」標識の設置に関しては、以下に留意して対応する。

（1）設置の要件

- ・ 公共性を有すること
営利目的でないこと
- ・ 広域性を有すること
特定の地域に限定されない広範な利用があること
- ・ 交通の安全が確保されていること
専用駐車場を有すること。また、県管理道路から離れた施設については、概ね2 km程度以内に位置するとともに、その経路において適切な道路構造（幅員）及び案内誘導措置が確保されていること。

（2）設置の区分

「著名地点」標識は、（1）設置の要件を満たす施設に対して、以下の区分により道路管理者又は、施設管理者が整備することとする。

なお、具体施設については、「県管理道路における著名地点標識の設置区分」によることとする。

案内・利用形態	設置者	位置付け	根拠法令	備考
概ね地方生活圏以上を案内対象とする場合、且つ利用者が不特定多数の場合	道路管理者	道路付属物	道路法第二条第2項	
概ね当該市町内を案内対象とする場合、又は利用者が特定される場合	施設管理者	道路占用施設	道路法第三十二条第7項、同施行令第七条	道路の敷地外に余裕がなく、やむをえない場合。 道路法第三十三条第1項

（3）表示のルール

道路付属物、道路占用施設にかかわらずその表示方法は、標識令と整合を図り、両者が一体となって道路利用者に対して適切な案内を行うものとする。

県管理道路における著名地点標識の設置区分

区分	種別	道管理	占用	不可	備考（道管理者・占用の設置条件）	根拠法令
国の機関						
整備局	事務所	○	○		不特定多数で広範な利用が想定されるかどうかにより判断	
	出張所	○	○		不特定多数で広範な利用が想定されるかどうかにより判断	
合同庁舎		○				
法務局			○		駐車場収容台数20台以上	
裁判所			○		駐車場収容台数20台以上	
検察庁			○		駐車場収容台数20台以上	
税務署			○		駐車場収容台数20台以上	
労働基準監督署			○		駐車場収容台数20台以上	
公共職業安定所			○		駐車場収容台数20台以上	
森林管理組合			○		駐車場収容台数20台以上	
その他			○		駐車場収容台数20台以上かつ利用者が500人/月以上	
県の機関						
県庁		○				
合同庁舎	地方局等	○	○		不特定多数で広範な利用が想定されるかどうかにより判断	
その他	試験研究機関等		○		駐車場収容台数20台以上	

区分	種別	道管理	占用	不可	備考（道管理者・占用の設置条件）	根拠法令
警察署		○				
交番・駐在所			○			
市町村役場	本庁	○				
	支所		○		駐車場収容台数20台以上	
	公民館等		○		駐車場収容台数20台以上	
消防署			○			
保健所・保健センター			○			
老人福祉施設			○		公共のみ	老人福祉法第5条の3
病院		○			救急告知病院のうち公共性のある独立行政法人、県営	救急病院等を定める厚生省令
病院			○		救急告知病院のうち公共性のある市町村営	救急病院等を定める厚生省令
工業団地			○		公共のみ	
都市公園	国営公園 大規模公園 都市基幹公園	○				
都市公園	住区基幹公園			○		
自然公園	国立・国定・県立			○	広汎な圏域は案内にならない	自然公園法第五条 自然公園法第五十九条
道の駅		○				
みなとオアシス		○				

区分	種別	道管理	占用	不可	備考（道管理者・占用の設置条件）	根拠法令
学校	大学・短大・高専 (公立)	○			独立行政法人	
	大学・短大・高専 (私立)		○			
	高校		○			
	中学校			○	中高一貫の場合は占用可	
	小学校			○		
	盲・聾・養護学校		○		高等部がある場合	学校教育法
文化施設（公共）	児童擁護施設			○		児童福祉法
	図書館、文化会館、 動植物園等	○	○		駐車場収容台数20台以上の場合、 道路管理者で設置可。 駐車場収容台数5～19台の場合、 占用。	
	鉄道駅	○	○		駐車場収容台数20台以上の場合、 道路管理者で設置可。 駐車場収容台数5～19台の場合、 占用。	
交通施設	空港	○			目標地	
	重要港湾	○				
	その他港湾		○		地方港、3種漁港、2種漁港	
	フェリー港	○				
	高速バスストップ	○			駐車場収容台数20台以上	
	有料道路 I. C		協議		道路法第三十五条適用	

区分	種別	道管理	占用	不可	備考（道管理者・占用の設置条件）	根拠法令
名所・旧跡	史跡、名勝、天然記念物等	○	○		駐車場収容台数20台以上の場合、道路管理者で設置可。 その他は占用。	文化財保護法（国指定）
	八十八番札所	○				
	その他寺社仏閣			○	歴史文化道は除く。	
景勝地・観光施設 （公共）	市販地図掲載箇所	○	○		駐車場収容台数20台以上の場合、道路管理者で設置可。 その他は占用。	
ダム		○			国及び県が設置したもので砂防堰堤を除く	
トンネル		○				
橋梁	橋長100m以上	○			1・2級河川を渡河する場合は河川名称も表示。	
峠	市販地図掲載箇所	○				
ネーミングライツ			○		個別に標識適正化委員会等にて審議。	

道路管理者設置となっているものを占用として整備することは可能。

3-2 区画線

(1) 適用範囲

この設計要領は、愛媛県における区画線の設置に適用する。

(2) 適用基準

区画線の設置は、以下の基準によるもののほか、この設計要領によるものとする。なお、適用基準の改訂等の場合は、適用基準がすべてに優先する。

(適用基準)	
◆	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日 総理府・建設省令第3号）
(参考図書)	
◆	路面標示設置の手引（第四版 平成16年7月 （社）交通工学研究会）

(3) 区画線と道路標示との関係

区画線とは、道路管理者が設置するものであり、道路標示とは、公安委員会が設置するものである。また、区画線のうち次表の左欄に掲げる種類の区画線は、同表の右側に掲げる種類の道路標示とみなされる。

区画線	道路標示
「道路中央線」を表示するもの	「中央線」を表示するもの
「道路外側線」を表示するもの（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。）	「路側帯」を表示するもの

(4) 区画線と道路標示の設置区分

区画線と道路標示の設置区分については次表による。

道路管理者の設置すべきもの (区画線)		公安委員会の設置すべきもの (道路標示)			
種類	①設置場所 ②設置区分	区分	種類	①設置場所 ②設置区分	表示する意味
車道中央線 (101)	①車道（軌道敷である部分を除く。）の幅員が5.5メートル以上の区間内の中央を示す必要がある車道の中央 ②車道幅員6m以上の区間のうち右記の区間を除く全区間	指示	中央線 (205)	①道路の中央を示す必要がある道路の区間 ②道交法第17条第4項の規定により日又は時間を限って中央線の変移を行う区間	道路の中央であること又は道交法第17条第4項の道路標示による中央線であること。
		規制	追越しのための右側部 (102)	①車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止する道路の区間	道交法第17条第5項第4号の道路標示により、車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止すること。

車道境界線 (102)	①4車線以上の車道の区間内の車線の境界線を示す必要がある区間の車道の境界 ②直轄管理区間、有料道路区間その他道路の新改築にともなって設置する場合 (右記の区間を除く)	指示	車線境界線 (206)	①道路の境界を示す必要がある道路の区間	①4車線以上の道路の区間内の車線の境界であること。
		規制	車両通行帯 (109)	①車両通行帯を設ける道路の区間 ②道交法第20条第2項の規定により同条第1項に規定する通行区分と異なる車両通行区分を指定する車両通行帯を設ける場合	道交法第2条第1項第7号に規定する車両通行帯であること。
車道外側線 (103)	①車道の外側の縁線を示す必要がある区間の車道の外側 ②必要な区間	規制	路側帯 (108)	①路側帯を設ける道路の区間	道交法第2条第1項第1項第3号の4に規定する路側帯であること。
歩行者横断 指 導 線 (104)	①歩行者の車道の横断を指導する必要がある場所	指示	横断歩道 (201)	①横断歩道を設ける場所 ②全箇所	道交法第2条第1項第4号に規定する横断歩道であること。
車道幅員の 変 更 (105)	①異なる幅員の車道の接続点で、車道の幅員の変更を示す必要がある場所 ②全箇所				
路上障害物の 接 近 (106)	①車道における路上障害物の接近を示す必要がある場所 ②右記の箇所を除く全箇所	指示	安全地帯又は路上障害 (208)	①安全地帯又は路上障害物に接近しつつあることを示す必要がある場所 ②安全地帯への接近箇所	安全地帯又は路上賞外部部に接近しつつあること。
導 流 帯 (107)	①車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所 ②原則として道路管理者	指示	導 流 帯 (208の2)	①車両の走行を誘導する必要がある場所	車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けられた場所であること。
路上駐車上 (108)	①路上駐車上の外縁(歩道に接するものを除く。) ②全箇所				

(注)

- 「種類」の欄中のかっこ内の数字は、標識令により定められた「番号」を示す。
- 設置区分は、有料道路には適用されず、この場合にはすべて道路管理者が設置するものとし、その他の道路についても、従前からの慣行がある場合その他特別の事情がある場合でこの設置区分により難しいときは、両者の協議により、これと異なる区分によることが出来る。

3 設置区分については次の定めがある。

ア 簡易な舗装を除く舗装済区間に適用するものとする。

イ 設置の際は相互に連絡のうえ両者においてあらかじめ十分協議するものとする。

ウ 設置後の維持管理は、原則として当初の設置者が実施するものとする。

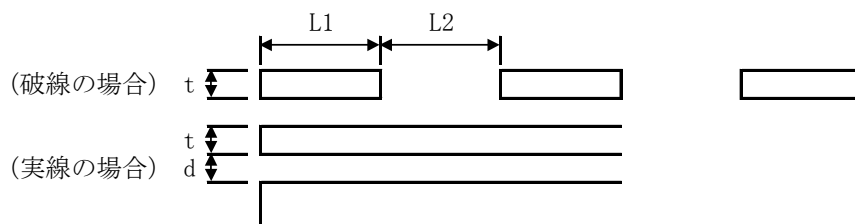
(5) 区画線の幅・間隔

区画線の幅・間隔は次表に示す値を標準とする。

(単位：m)

		標識令の規定	標準値		
			①都市部の道路	②地方部の道路及び自動車専用道路（③を除く）	③設計速度80km/h以上の自動車専用道路
車道中央線 (実線2本)	幅 (t)	0.10 ～ 0.15	0.15	0.15	0.15
	実線間隔 (d)	0.10 ～ 0.15	0.15	0.15	0.15
車道中央線 (実線1本)	幅 (t)	0.15 ～ 0.20	0.20	0.20	0.20
車道中央線 (破線)	長さ (L1)	3.00 ～ 10.00	5.00	5.00	5.00
	間隔 (L2)	L1	5.00	5.00	5.00
	幅 (t)	0.12 ～ 0.15	0.15 (0.12)	0.15	0.15
車線境界線 (実線)	幅 (t)	0.10 ～ 0.15	0.15	0.15	0.15
車線境界線 (破線)	長さ (L1)	3.00 ～ 10.00	6.00 (5.00)	6.00 (5.00)	8.00
	間隔 (L2)	(1.0～2.0) L1	9.00 (5.00)	9.00 (5.00)	12.00
	幅 (t)	0.10 ～ 0.15	0.15	0.15	0.15
車道外側線	幅 (t)	0.15 ～ 0.20	0.15	0.15	0.20
本線と路側駐車 場との境界 線、導流標示 (タイヤチェーン脱 着場等)	長さ (L1)		1.00	1.00	1.00
	間隔 (L2)		1.00	1.00	1.00
	幅 (t)		0.15	0.15	0.15
本線とバス停 との境界線、 導流標示	長さ (L1)		1.00	1.00	1.00
	間隔 (L2)		1.00	1.00	1.00
	幅 (t)		0.30	0.30	0.30
本線と変速車 線、登坂車線 との境界線、 導流標示	長さ (L1)		2.00	2.00	2.00
	間隔 (L2)		3.00	3.00	3.00
	幅 (t)		0.45	0.45	0.45

長さ (L1) 、間隔 (L2) 、幅 (t) 及び実線間隔 (d) は、字図に示すところによる。



(注)

- 1 上表中のかっこ書きの値については、次の場合に適用する。
 - (1) 車道中央線（破線）の幅については、都市部で平均走行速度が低く、かつ、交通量が少ない道路に設けられる場合には、0.12m とすることができる。
 - (2) 車道境界線に破線を用いる場合の長さと同隔の比 (L1 : L2) については、曲線半径の小さい曲線部又は縦断勾配の急な箇所等、特に区画線の連続的視認性を良好に保つ必要のある区間、あるいは都市部にあっては交差点間隔の特に狭い地域等では比率を 1 : 1 まで縮小することが出来る。この場合は L1=L2=5m とする。
- 2 上表中③に分類される自動車専用道路にあっても、設計速度以下の速度規制が実施される場合には、規制期間等を考慮のうえ②と③いずれかの標準値によるかを選択するものとする。
- 3 ここに示した道路区画線の標準値は、新設又は改築を行う道路（高速自動車国道及び都市高速道路は除く。）に適用するものとし、既設の道路については、区画線の塗り替え、舗装の打ち替え、オーバーレイ等の機会をとらえて漸時標準値に近づけていくものとする。
 ただし、車線境界線（破線）については、塗り替えの際は (L1+L2) を既設のままとし、暫定的に比率 (L1 : L2) だけを標準に合わせ、舗装の打ち替え、オーバーレイ等を実施する際に前後の道路との連続性、当該箇所の延長等を考慮して適宜標準値へ移行するよう措置するものとする。

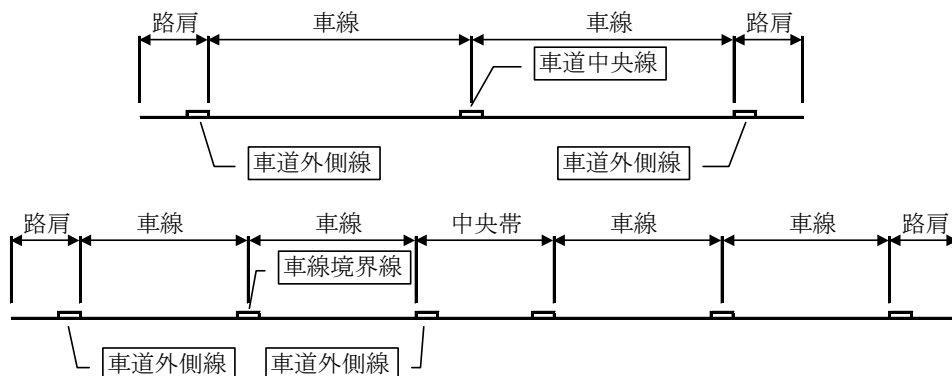
(6) 区画線の厚さ

区画線の厚さは、区画線の種類によらず 1. 5 mm とする。

(7) 区画線の設置位置の原則

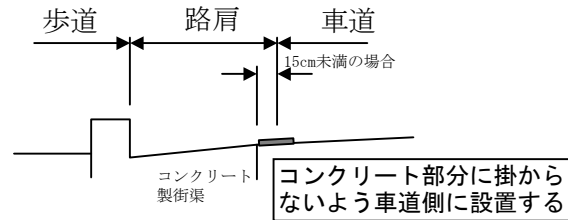
車道外側線、車線境界線及び車道中央線を設置する場合は次のとおりとする。

- ① 車道外側線は路肩と車道の境界の路肩側に引くものとする。
- ② 中央線は 1 線の場合は車線の境界の中央とする。
- ③ 車線境界線は隣接車線の境界の中央に引くものとする。



(注)

- 1 歩道等を設ける道路の路肩内にコンクリート製街渠を設ける場合で、車道外側線を路肩と車道の境界の路肩側に引くとした時に車道外側線がコンクリート部分に掛かる場合は、コンクリート部分に掛からないよう車道側に設置するものとする（下図参照）。



- 2 ここに示した区画線の設置位置の原則値は、新設及び改築を行う道路に適用するものとし、既設の道路については区画線の塗り替え、路面修繕時に行うものとする。

3-3 防護柵

(1) 適用範囲

この設計要領は、愛媛県における防護柵の設置に適用する。

(2) 適用基準

防護柵の設置は、以下の基準によるもののほか、この設計要領によるものとする。なお、適用基準の改訂等の場合は、適用基準がすべてに優先する。

(適用基準)

- ◆ 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月31日 国道地環第93号）
- ◆ 車両用防護柵性能確認試験方法について（平成10年11月5日 建設省道環発第30号）
- ◆ 車両用防護柵標準仕様について（平成11年2月16日 建設省道環発第4号）
- ◆ 四国木製防護柵仕様（案）の策定について（平成20年3月26日 19道建第713号・19道維第1483号・19都整第758号）

(参考図書)

- ◆ 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月 （公社）日本道路協会）
- ◆ 車両用防護柵標準仕様・同解説（平成16年3月 （社）日本道路協会）
- ◆ 四国木製防護柵仕様（案）（平成19年3月 国土交通省四国地方整備局道路部）

(3) 車両用防護柵

1) 種類の選定

車両用防護柵は原則としてたわみ性防護柵を選定するものとする。ただし、橋梁、高架などの構造物上に設置する場合、幅員の狭い分離帯など防護柵の変形を許容できない区間などに設置する場合においては、必要に応じて剛性防護柵を選定することができる。

なお、たわみ性防護柵の選定に当たっては、「車両用防護柵標準仕様・同解説」に標準仕様として示されたものを基本とする。

2) 形式の選定

車両用防護柵の形式選定にあたっては、性能、経済性、維持修繕、施工の条件、分離帯の幅員、視認性の確保、快適展望性、周辺環境との調和などに十分留意して選定するものとする。歩車道境界に設置する場合は、ガードパイプを標準とする。

3) 防錆・防食処理

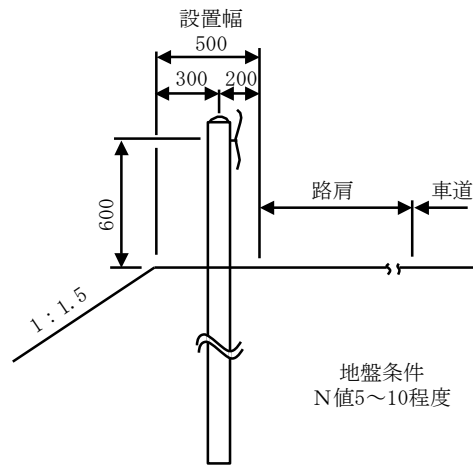
ガードレール・ガードパイプを使用する場合は、視線誘導効果を考慮し、白色塗装品を標準とする。なお、海岸部など腐食しやすい箇所では、亜鉛メッキ品を使用するものとする。この場合、種別Cの亜鉛メッキ品がないため、種別Cの適用区間であっても種別Bを使用したのよい。

また、ガードケーブルを使用する場合は、亜鉛メッキ品（ケーブル、支柱とも）を標準とする。

4) 設置位置及び方法

(ア) 土中に設置する場合

土中に種別C・Bの防護柵を設置する場合は、下図の通りとする。

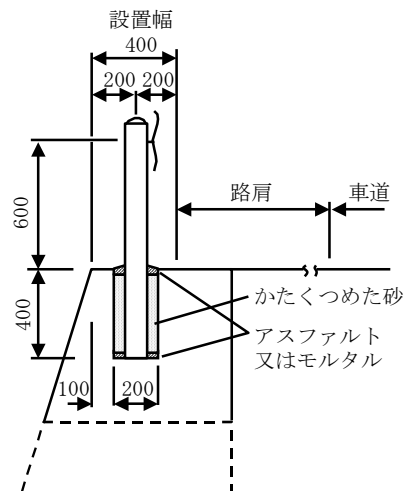


(イ) 擁壁に設置する場合

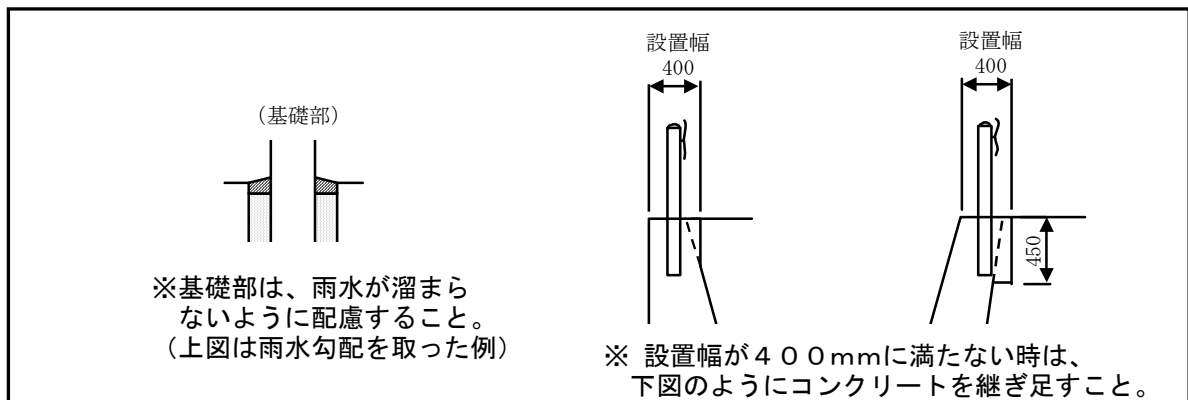
擁壁に防護柵を設置する場合は、下図の通りとする。

この場合、擁壁が無筋・鉄筋構造物であるかを問わず、『5) 補強鉄筋について』に示す補強鉄筋を配置すること。

(注) 擁壁は、「道路土工 擁壁工指針」に基づき、衝突荷重を考慮した擁壁断面とすること。



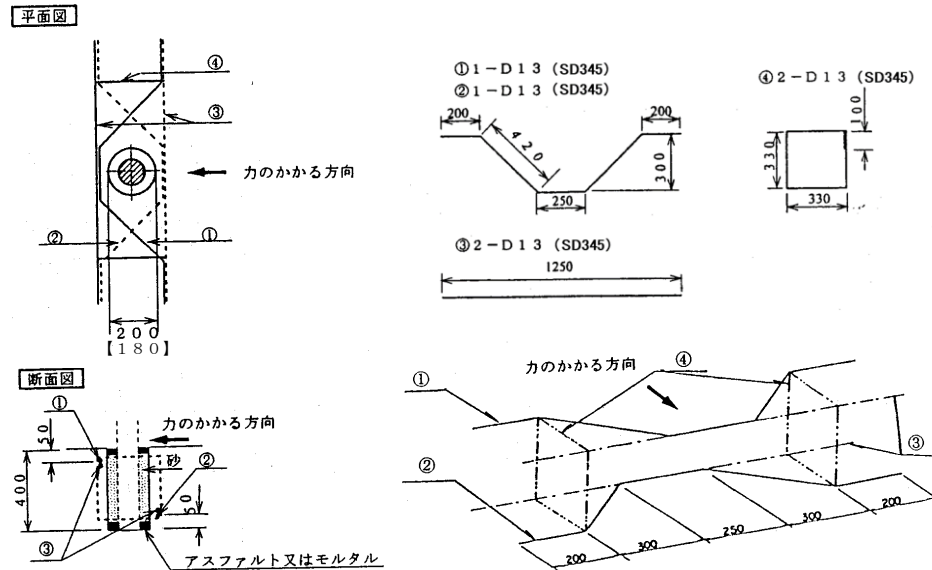
(注意事項)



5) 補強鉄筋について

(ア) 埋め込み深さ400mmの場合

(適用：種別A～Cのうち支柱がφ139.8×4.5又はφ114.3×4.5のもの)

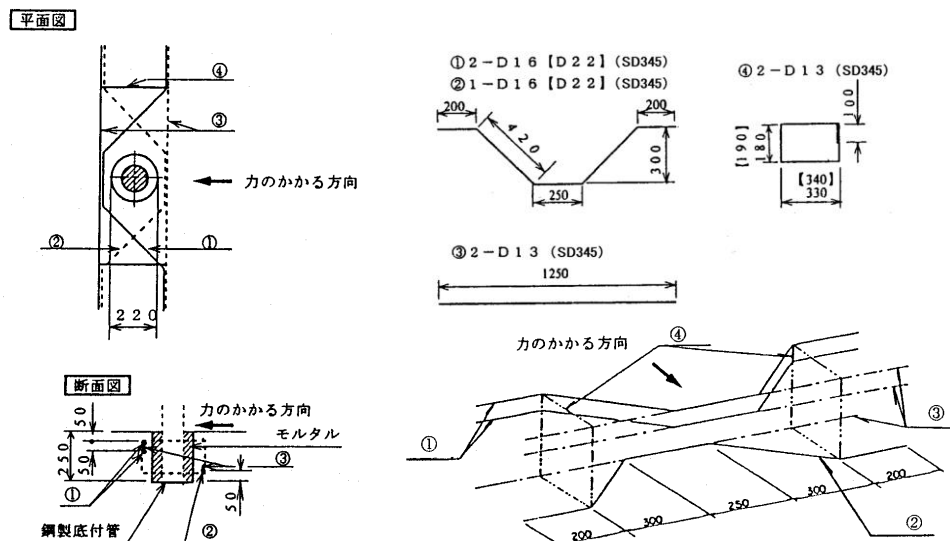


(注)

- 1 コンクリート強度 $\sigma_{ck} = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上
- 2 【 】内は支柱φ114.3×4.5の場合を示す
- 3 ③④は補強筋の回転防止が目的の組立筋であり、③は①及び②に添わせること。また、③④の組立筋は擁壁の鉄筋などにより替えられる場合は省略することが出来る。

(イ) 埋め込み深さ250mmの場合

(適用：種別A～Cのうち支柱がφ139.8×4.5又はφ114.3×4.5のもの)



(注)

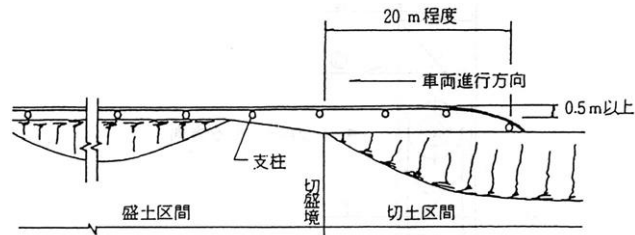
- 1 コンクリート強度 $\sigma_{ck} = 24 \text{ N/mm}^2$
- 2 【 】内は種別Aの場合を示す
- 3 ③④は補強筋の回転防止が目的の組立筋であり、③は①及び②に添わせること。また、③④の組立筋は擁壁の鉄筋などにより替えられる場合は省略することが出来る。

6) 標準仕様の形状等の変更について

「車両用防護柵標準仕様・同解説」に示されている標準仕様の形状・寸法、支持条件を変更する場合は、「車両用防護柵標準仕様・同解説」（別紙1 たわみ性防護柵の各仕様の変更方法）に示す方法によって変更することができる。

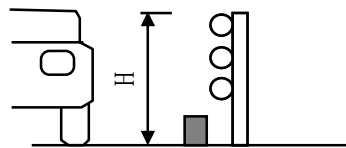
7) 設置における留意事項

- ① たわみ性防護柵にあっては、設置必要区間の前後に原則として各々20m程度延長して設置するものとする。（防護柵の性能を十分発揮できる設置延長を確保するため）

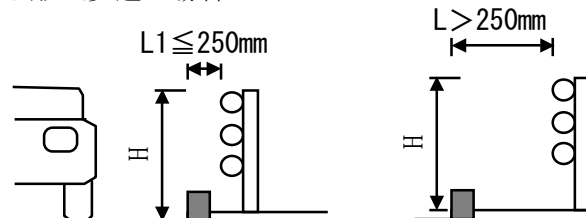


- ② 車両用防護柵の路面から防護柵上端までの高さの考え方は、下図による。

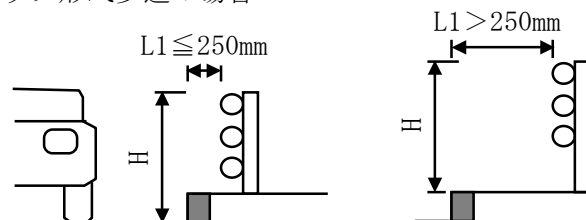
○路肩、フラット形式歩道の場合



○セミフラット形式歩道の場合



○マウンドアップ形式歩道の場合



- ③ 土中用と構造物用又は異なった種別の防護柵が連続する場合は、ビームの前面を揃えるものとする。

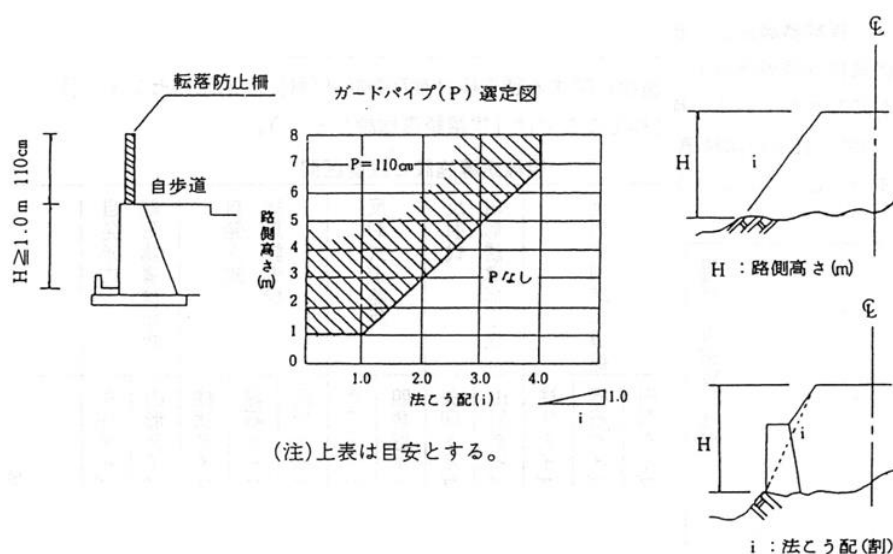
(4) 歩行者自転車用柵

1) 転落防止柵の設置区間

次図を参考に、歩行者等が転落することにより人的被害を被る危険性がある区間において、道路及び交通の状況を踏まえ、必要と判断される場合は転落防護柵を設置する。

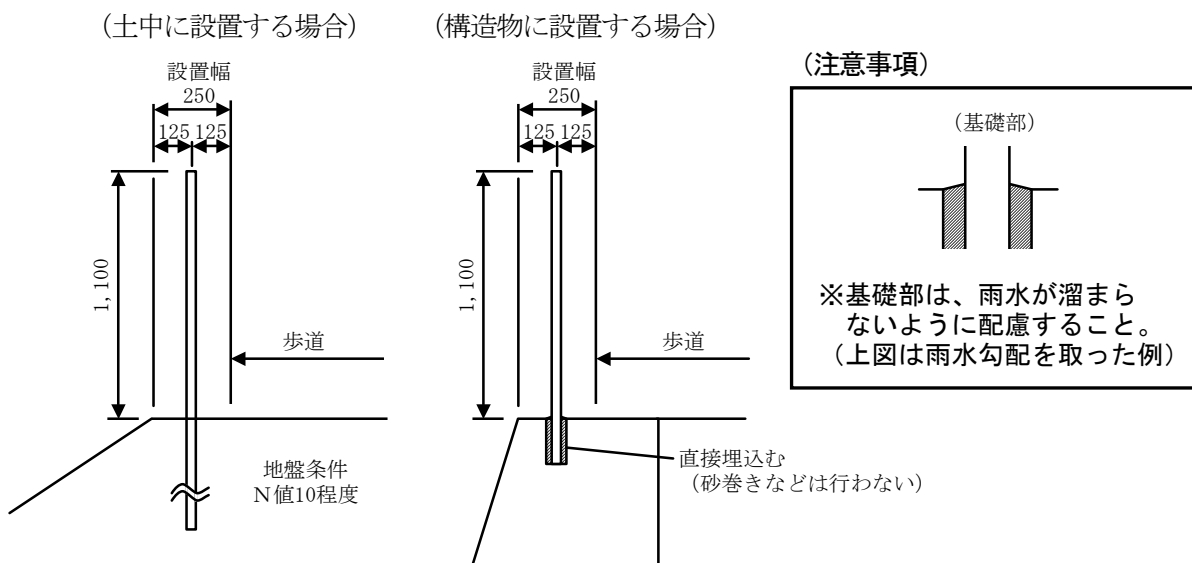
なお、次図の選定図の範囲外であっても、以下の箇所等で、必要があると判断される場合には、転落防止柵を設置する。

- 転落想定場所に、硬いもの、角張ったもの等がある箇所
- 道路幅員が急激に変化する箇所
- 曲線部、縦横断が急勾配、視距不良などの箇所
- 歩行者等の交通量が多い箇所
- 道路照明や人家による明かりがない箇所



2) 転落防止柵の設置位置及び方法

転落防止柵の設置位置及び方法は、右図による。



3) 防錆・防食処理

白色塗装品を標準とするが、海岸部など腐食しやすい箇所では、亜鉛メッキ品を使用するものとする。

(5) 橋梁用防護柵

橋梁用防護柵は、「5. 橋梁工（12. 橋梁用防護柵の取り扱いについて）」による。

※ 「橋梁の防護柵設置に関する基準について（平成19年9月10日 19道建第290号・19道維第632号・19都整第351号）」により通知。

(6) 景観に配慮した防護柵の整備

「防護柵の設置基準の改定について」により、防護柵の色彩は、良好な景観形成に配慮した適切な色彩を用いるものとされ、その検討については「防護柵の設置基準・同解説」において、「景観に配慮した防護柵整備ガイドライン」を参考にするとよいとされている。

このガイドラインでは、防護柵の新設、更新は一貫した考えに基づいて行うことが望ましいため、マスタープランを定めることを基本とするとされており、本県では平成16年度より「景観に配慮した防護柵の整備マスタープラン」の策定を進めているところである。

そのため、マスタープラン策定前に先行して景観に配慮した防護柵を使用する場合には、施工箇所が策定予定の整備エリアに入ることを確認し、事前に事業主管課と協議するものとする。

3-4 視線誘導標

(1) 適用範囲

この設計要領は、愛媛県における視線誘導標の設置に適用する。

(2) 適用基準

視線誘導標の設置は、以下の基準によるもののほか、この設計要領によるものとする。なお、適用基準の改訂等の場合は、適用基準がすべてに優先する。

(適用基準)

- ◆ 視線誘導標設置基準の改定について（昭和59年4月16日 都街第15号・道企第16号）

(参考図書)

- ◆ 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月 （社）日本道路協会）

(3) 直線と曲線のすりつけ方法

曲線の遷移地点にあつては3基の視線誘導標においてすりつける。

第1誘導標 2S（ただし、最大間隔は40mとする）

第2誘導標 3S（ただし、最大間隔は40mとする）

第3誘導標 6S（ただし、最大間隔は40mとする）

ここでSは曲線上の標準間隔であり、第1、第2、第3は曲線に近い視線誘導標から順に数えた番号である。

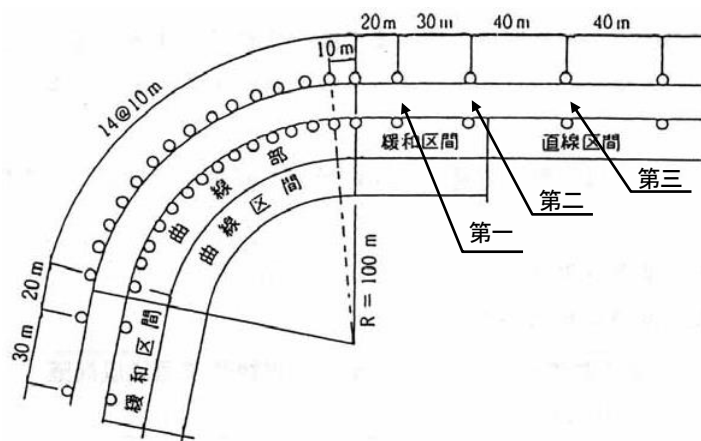
【 例：曲線半径100mの場合 】

標準間隔S = 10m（視線誘導標設置基準・同解説P17 表3-1より）

第1誘導標 2S = 20m

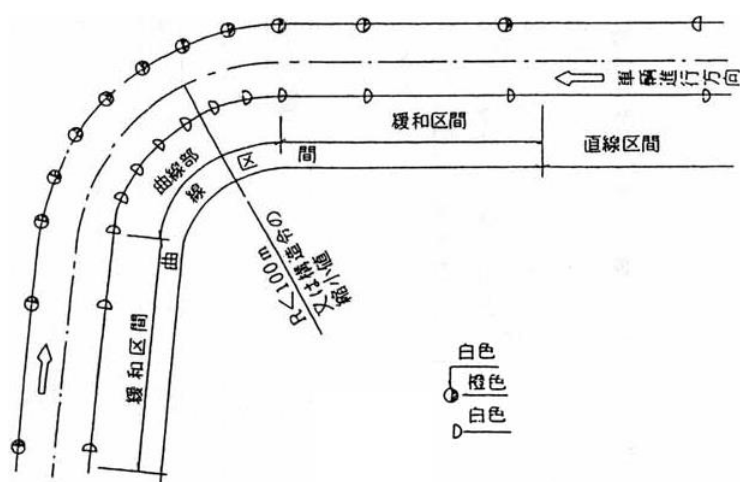
第2誘導標 3S = 30m

第3誘導標 6S = 60 → 40m（最大間隔は40mのため）



(注) 緩和曲線がない場合にあっては、直線区間にすりつけの第1、第2、第3の視線誘導標を設けるものとする。

(4) 小半径の左カーブ区間における視線誘導標の設置方法



(注) 橙色の視線誘導標は曲線半径100m未満または、道路構造令の縮小値を適用した左カーブの外側のみに設置するものとする。

(5) 路線表示マーカー

1) 路線表示マーカーの使用範囲

視線誘導標の代用として設置する路線表示マーカーは、歩車道境界ブロック等が設置されている場合に使用することができる。

2) 設置場所と反射体の色

- ① 設置場所は道路左側の歩車道境界ブロック等の天端に設置することを原則とし、曲線部等必要に応じて中央分離帯及び右側路側等のブロック天端にも設置するものとする。
- ② 反射帯の色は次表のとおりとする。

路線標示マーカーの設置場所	反射帯の色
左側路側	白色
中央分離帯及び右側路側等	橙色

3) 設置間隔

設置間隔は平面曲線半径に応じて次表に示す値を標準とする。ただし、最大間隔は4mとする。また、出入り口がある場合には、その両端部のブロックに必ず設置する。

平面曲線半径 R (m)	設置間隔 (m)	
	左側	右側
～50	2	2
50～100	3	3
100～300	3	－
300～	4	－

3-5 道路反射鏡

(1) 適用範囲

この設計要領は、愛媛県における道路反射鏡の設置に適用する。

(2) 適用基準

道路反射鏡の設置は、以下のものによる。

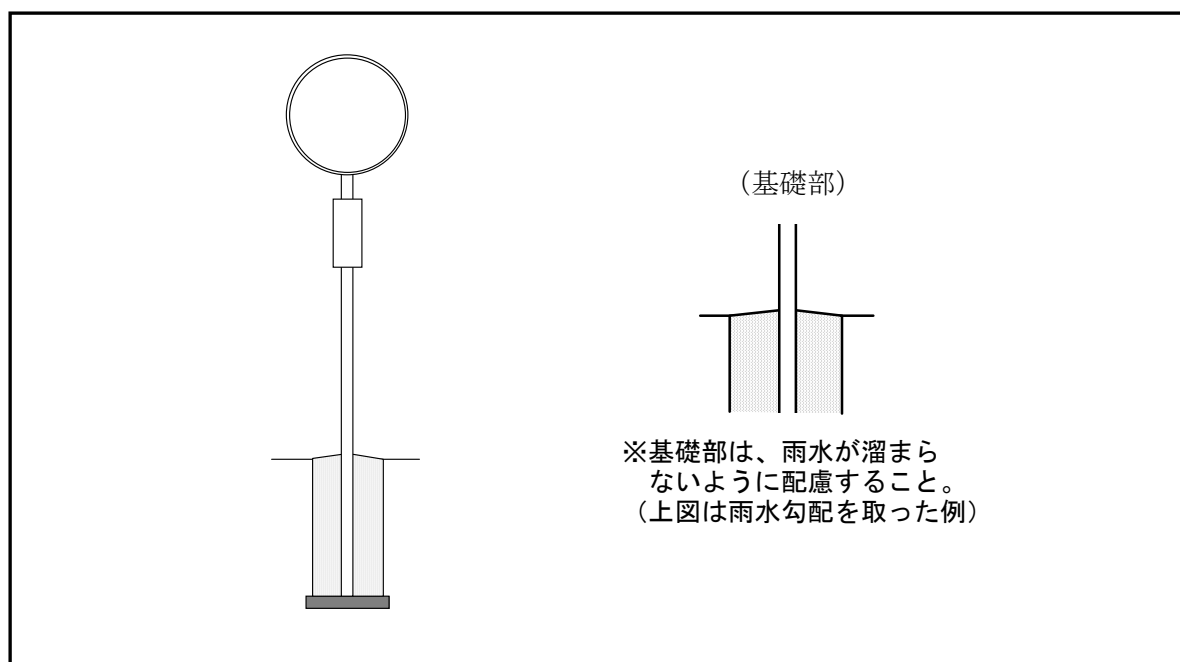
(参考図書)

- ◆ 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月 (社) 日本道路協会）

(3) 施工上の配慮

①支柱は溶融亜鉛メッキ仕上げを標準とする。

②道路反射鏡の基礎部については、支柱取付け部に勾配を設ける等、雨水が溜まらないよう配慮すること。



3-6 道路照明施設

(1) 適用範囲

この設計要領は、愛媛県における道路照明施設の設置に適用する。

(2) 適用基準

道路照明施設の設置は、以下の基準によるもののほか、この設計要領によるものとする。なお、適用基準の改訂等の場合は、適用基準がすべてに優先する。

(適用基準)

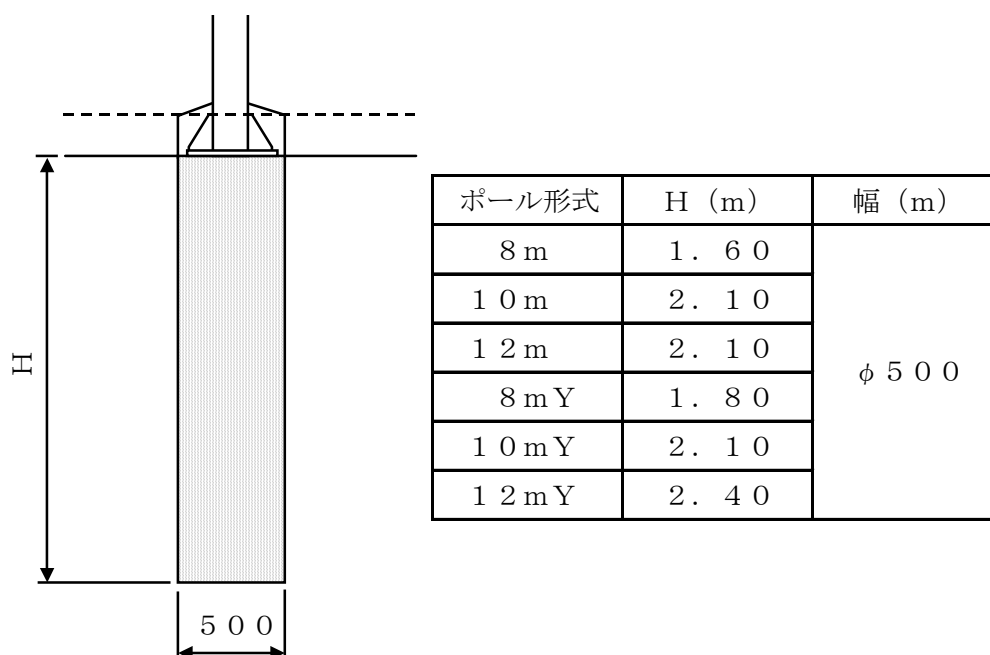
- ◆ 道路照明施設設置基準の改訂について（平成19年9月5日 国都街第19号・国道交安第29号）
- ◆ 道路照明灯の適切な維持管理について（平成20年2月26日 事務連絡）
- ◆ 道路照明設備の新設・更新におけるLED照明の導入について（平成25年12月6日 25道建第235号、25道維第498号、25都整第367号）

(参考図書)

- ◆ 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月 （社）日本道路協会）

(3) 一般道路照明

- ① 照明柱は、溶融亜鉛メッキ仕上げのベースプレート型を標準とする。
- ② 基礎の施工は、アースオーガ掘りの円形を標準とし、その形状は下図に示す。



(注)

- 1 アンカーボルトのネジ部、ナット及びワッシャは溶融亜鉛メッキとする。
- 2 歩道等に設置する際にベースプレートが通行に支障を与える場合は、ボルト部にグリスキャップ等をかぶせ埋設とする。
- 3 基礎部は、雨水が溜まらないように配慮すること（上図は雨水勾配を取った例）。

(4) トンネル照明

トンネル照明は「6. トンネル工（4. トンネル照明、5. トンネル歩道照明）」による。

3－7 歩道の一般的構造に関する基準等について

平成17年2月3日付け都市・地域整備局長、道路局長通達
国都街第60号の2、国道企第102号の2
「歩道の一般的構造に関する基準等について」

16道維第2352号
平成17年3月29日

関係地方局
建設部長
土木事務所長 殿

愛媛県土木部長

歩道の一般的構造に関する基準等について

このことにつきまして、平成17年2月3日付 国都街第60号の2及び国道企第102号の2にて、歩道の一般的構造に関する基準等について通達がありましたので関係書類を送付します。

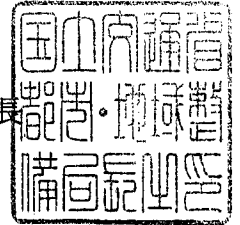
本基準は平成17年4月1日以降に設置されるものに適用することとしますので、歩道構造について配慮していただきますようお願いいたします。

なお、道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準につきましては従来どおりの運用とし、改正があり次第通知します。

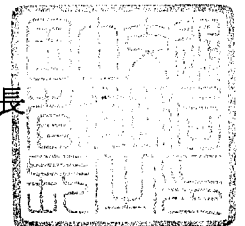
国都街第60号の2
国道企第102号の2
平成17年2月3日

愛媛県知事 殿

国土交通省 都市・地域整備局長



道 路 局 長



歩道の一般的構造に関する基準等について

歩道について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号。以下、「交通バリアフリー法」とする。）の施行に伴う「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年建設省令第40号。以下、「バリアフリー構造基準」とする。）の施行及び「道路構造令」（昭和45年政令第320号）の歩道に関する規定の改正（平成13年7月施行）等を踏まえ、一般的な構造に関する基準を別添のとおり定め、関連する通達の取扱いについては下記のとおりとすることとして、各地方整備局長等に通知したので参考を送付する。貴管内道路管理者等に対しても、この旨周知願いたい。

なお、交通バリアフリー法上の重点整備地区における特定経路を構成する道路の歩道等の構造については、本基準によらず、「バリアフリー構造基準」による必要があることに留意願いたい。

『歩道の一般的構造に関する基準』

I 歩道の一般的構造

1 歩道の設置の基本的考え方

歩道の設置にあたっては、「道路構造令」の規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ、対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の設置の要否や幅員等の構造を決定するものとする。

特に、地方部における第三種の道路においては、道路構造令第11条第2項により、必要な場合に歩道を設置する規定となっていることに留意し、道路管理者等が地域の実情を踏まえて、適切に判断するものとする。

2 歩道の構造の原則

(1) 歩道の形式等

① 歩道の形式

歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならない。このため、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とすることを基本とする。

② 歩道面の高さ

歩道面の高さは、歩道面と車道面の高低差を5cmとする事を原則として、当該地域の地形、気象、沿道の状況及び交通安全施設の設置状況等を考慮し、雨水等の適切な排水を勘案して決定するものとする。

③ 縁石の高さ

歩道に設ける縁石の車道等に対する高さは、歩行者の安全な通行を確保するため15cm以上とし、交通安全対策上必要な場合や、橋又はトンネルの区間において当該構造物を保全するために必要な場合には25cmまで高くすることができる。なお、植樹帯、並木又はさくが連続している等歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、雨水等の適切な排水が確保できる場合には、必要に応じ5cmまで低くすることができる。

④ 歩道面の勾配等

歩道面に設ける勾配は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、車いす使用者等の円滑な通行を考慮して以下のとおりとする。

イ) 歩道の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8%以下とすることができる。

ロ) 歩道の横断勾配は、雨水等の適切な排水を勘案して、2%を標準とする。また、透水性舗装等を行った場合は、1%以下とする。なお、縦断勾配を設けることにより雨水等を適切に排水できる箇所には、横断勾配は設けないものとする。

(2) 分離帯における縁石の高さ

分離帯において車道境界に縁石を設ける場合には、その高さは 25cm 以下とする。

(3) その他留意事項

- ①歩道の整備にあたっては、歩行者の快適な通行を考慮して、透水性舗装の実施等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ②バス停車帯又はバス停留所に接続する歩道においては、高齢者や車いす使用者の円滑な乗降を考慮し、当該部分の歩道面を高くするなどの必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 横断歩道等に接続する歩道の部分等の構造

(1) 歩道の構造

①水平区間

横断歩道等に接続する歩道の部分には水平区間を設けることとし、その値は 1.5m 程度とする。ただし、やむを得ない場合にはこの限りでない。

②車道との段差

歩道と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して 2cm を標準とする。

(2) 横断歩道箇所における分離帯の構造

横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は 2cm を標準とする。

4 車両乗入れ部の構造

車両が道路に隣接する民地等に出入りするため、縁石等の一部に対して切下げ又は切開き等の処置を行う箇所（以下、「車両乗入れ部」とする。）の構造については、以下を標準とする。

(1) 構造

車両乗入れ部における歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。

(2) 車両乗入れ部の設置箇所

車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

①横断歩道及び前後 5m 以内の部分。

②トンネル、洞門等の前後各 50m 以内の部分。

③バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各 10m 以内の部分。

④地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分。

⑤交差点（総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥バス停車帯の部分。

⑦橋の部分。

⑧防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

⑨交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

5 自転車歩行者道の構造について

自転車歩行者道の構造に関しては、歩道の構造に関する前項までの規定に準ずるものとする。

6 その他留意事項

(1) 交通安全対策

① I-3 において、歩道の巻込み部又は交差点の歩道屈曲部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面して低木の植込みを設置する、又は縁石を高くする等必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

② I-4 において、車両乗入れ部から車両乗入れ部以外の歩道への車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するために、必要に応じ駒止め等の施設により交通安全対策を実施するよう配慮するものとする。

(2) 排水対策

歩行者の快適な通行や沿道の土地利用への影響を考慮して、雨水等の適切な排水を十分配慮した対策を行うものとする。

II 既設のマウントアップ形式の歩道における対応

既設のマウントアップ形式の歩道をセミフラット形式の歩道にする場合には、沿道状況等を勘案し、①歩道面を切下げる方法の他、②車道面の嵩上げ、③車道面の嵩上げと歩道面の切下げを同時に実施する等の方法から、適切な方法により実施するものとする。

なお、やむをえない理由により、当面の間、歩道のセミフラット化が図れない場合、横断歩道等に接続する歩道の部分及び車両乗入れ部の構造は、下記のとおりとする。

1 横断歩道等に接続する歩道の部分の構造

(1) 構造

横断歩道等に接続する歩道の部分における歩道と車道とのすりつけ部については、次の構造を標準とする。

①すりつけ部の縦断勾配

すりつけ部の縦断勾配は、車いす使用者等の安全な通行を考慮して5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

②水平区間

①の縦断勾配と車道との段差との間には水平区間を設けることとし、その値は1.5m程度とする。ただし、やむを得ない場合にはこの限りでない。

③車道との段差

歩道と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmを標準とする。

2 車両乗入れ部の構造

(1) 平坦部分の確保

歩道面には、車いす使用者等の安全な通行を考慮して、原則として 1m 以上の平坦部分（横断勾配をⅠ－2 (1)④ロ）の値とする部分）を連続して設けるものとする。また、当該平坦部分には、道路標識その他の路上施設又は電柱その他の道路の占用物件は、やむを得ず設置される場合を除き原則として設けないこととする。なお、歩道の幅員が十分確保される場合には、車いす使用者の円滑なすれ違いを考慮して、当該平坦部分を 2m 以上確保するよう努めるものとする。

(2) 構造

① 植樹帯がなく、歩道内においてすりつけを行う構造

①-1 歩道面と車道面との高低差が 15cm 以下の場合

植樹帯等がなく、また歩道面と車道面との高低差が 15cm 以下の場合には、以下の構造を標準として、すりつけを行うものとする。

イ) すりつけ部の長さ（縁石を含むすりつけ部の横断方向の長さをさす。以下同じ。）は、歩道の高さが 15cm の場合、道路の横断方向に 75cm とすることを標準とする。歩道の高さが 15cm 未満の場合には、すりつけ部の横断勾配（すりつけ部のうち縁石を除いた部分の横断勾配をさす。以下同じ。）を、前述の標準の場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小することが可能である。

ロ) 歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。

①-2 歩道面と車道面との高低差が 15cm を超える等の場合

植樹帯等がなく、また歩道面と車道面との高低差が 15cm を超える場合ならびに 15cm 以下の場合で上記によらない場合には、以下の構造を標準とする。

イ) すりつけ部の横断勾配を 15% 以下（ただし、特殊縁石（参考図 2－5 (b) に示す、歩道の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石）を用いる場合は 10% 以下）として、Ⅱ－2 (1) に基づき歩道の平坦部分をできる限り広く確保してすりつけを行うものとする。

ロ) 歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。

② 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造

植樹帯等（路上施設帯を含む。）がある場合には、当該歩道の連続的な平坦性を確保するために、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行い、歩道の幅員内にはすりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。この場合には、以下の構造を標準とする。

なお、以下の構造により当該植樹帯等の幅員の範囲内ですりつけを行うことができない場合には、①に準じてすりつけを行うものとする。

イ) すりつけ部の横断勾配は 15% 以下とする。ただし、特殊縁石を用いる場合には 10% 以下とする。

ロ) 歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。

③ 歩道の全面切下げを行う構造

歩道の幅員が狭く①又は②の構造によるすりつけができない場合には、車道と歩道、歩道と民地の高低差を考慮し、車両乗入れ部を全面切下げて縦断勾配によりす

りつけるものとする。この場合には、以下の構造を標準とする。

イ) すりつけ部の縦断勾配は 5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には 8%以下とする。

ロ) 歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。

3 自転車歩行者道の構造について

(1) 横断歩道等に接続する部分の構造

横断歩道等に接続する部分の自転車歩行者道の構造に関しては、歩道の構造に関するⅡ－1 の規定に準ずるものとする。

(2) 車両乗入れ部の構造

車両乗入れ部の構造については、平坦部分を 1m 以上確保できる場合には、Ⅱ－2 (2) ①-2 もしくは②の規定に準じ、普通縁石（参考図 2－5 (a) に示す縁石）を用い、すりつけ部の横断勾配を 15%以下として自転車歩行者道内ですりつけるものとする。ただし、自転車歩行者道の高さが 15cm 以下の場合で、上記によると平坦部分が 1m 以上確保できない場合には、Ⅱ－2 (2) ①-1 の規定に準じてすりつけるものとする。上記のいずれにもよらない場合には、Ⅱ－2 (2) ③の規定に準じてすりつけるものとする。

4 その他留意事項

Ⅱ－1, 2 の構造の適用にあたっては、Ⅰ－6 によるほか、下記の点に留意するものとする。

(1) 車両乗入れ部等が連担する場合の調整

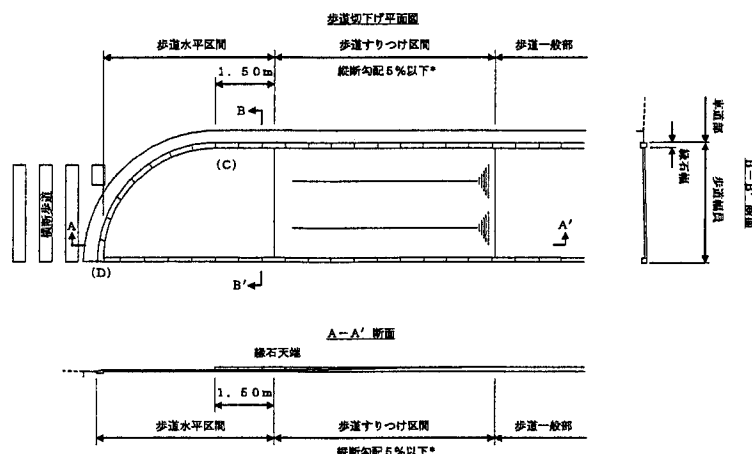
横断歩道等に接続する歩道の部分における車道とのすりつけ部若しくは車両乗入れ部において設けられる縦断勾配箇所の間隔が短い場合又は将来の沿道の状況により短くなることが考えられる場合であって、車いす使用者等の通行に支障をきたす恐れがある場合には、排水施設の設置、交通安全対策、民地側とのすりつけ等を勘案し、一定区間において歩道面を切下げる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 交通安全対策

Ⅱ－2 の構造を適用する場合において、すりつけ部と平坦部分の色分けを実施する等の対応により、歩行者等及び運転者に対してすりつけ部の識別性を向上させることに努めるものとする。

<参考図>

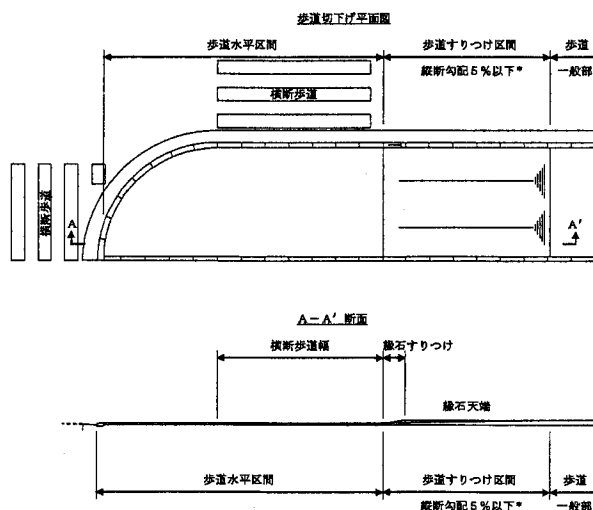
1 既設のマウントアップ形式の歩道での横断歩道等に接続する歩道の部分の構造 参考図 1-1 歩道の巻込み部における構造



注)

- ・ 歩道水平区間においては、巻込始点(C)からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。この様に設けられない場合には、巻込終点(D)から1.5m以上設ける。
- ・ 歩道の巻込み部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面して低木の植込みを設置する、又は縁石を高くする等必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。
- ・ 歩道の幅員が広く、植樹帯等（路上施設帯）がある場合に、水平区間に十分な滞留空間が確保できる場合には、当該水平区間及びすりつけ区間に植樹帯等を設けることも可能とする。
- ・ *については、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

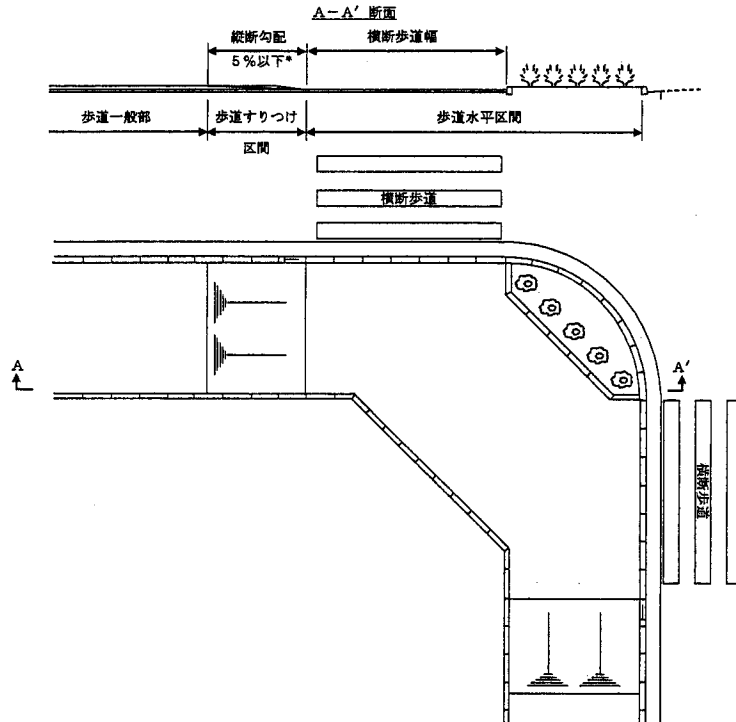
参考図 1-2 横断歩道箇所における構造



注)

- ・ 歩道の巻込み部において自動車の乗上げを防止するために、主要道路の車道に面して低木の植込みを設置する、又は縁石を高くする等必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。
- ・ *については、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

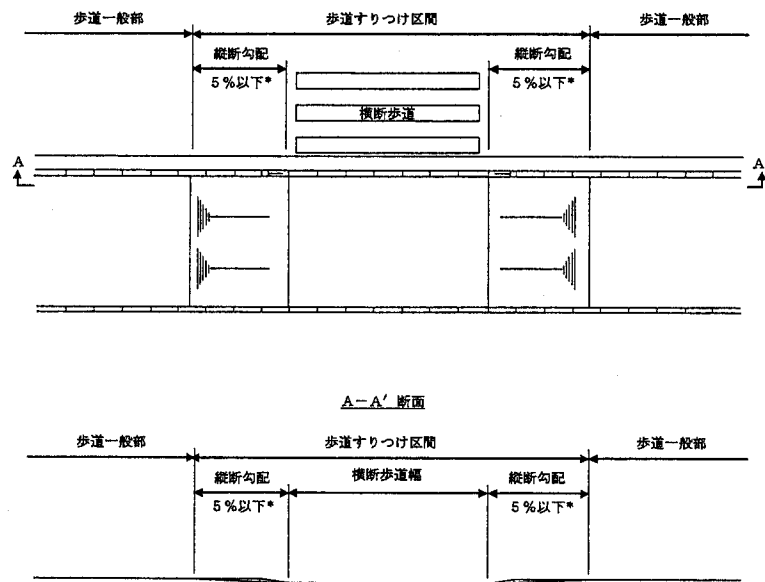
参考図 1-3 同上（交差点に横断歩道がある場合）



注)

- ・ *については、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

参考図 1-4 同上（交差点以外に横断歩道がある場合）

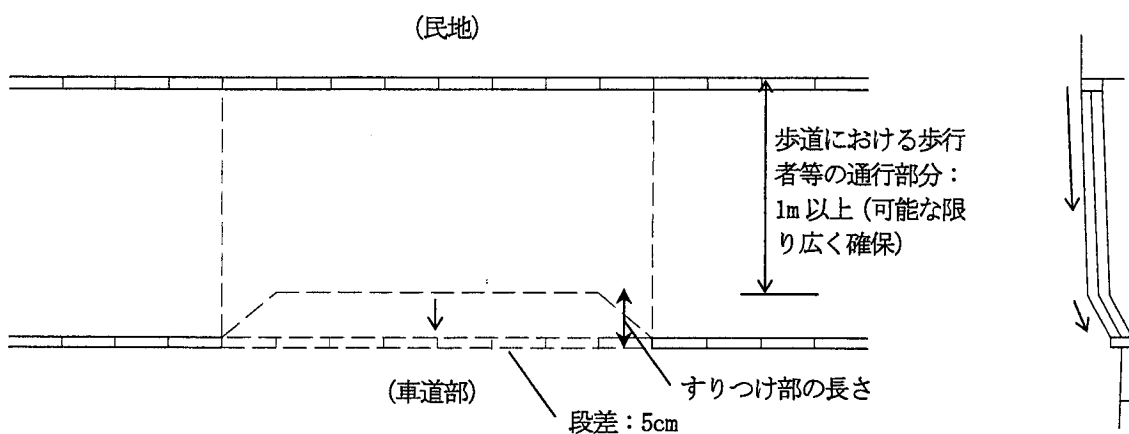


注)

- ・ *については、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

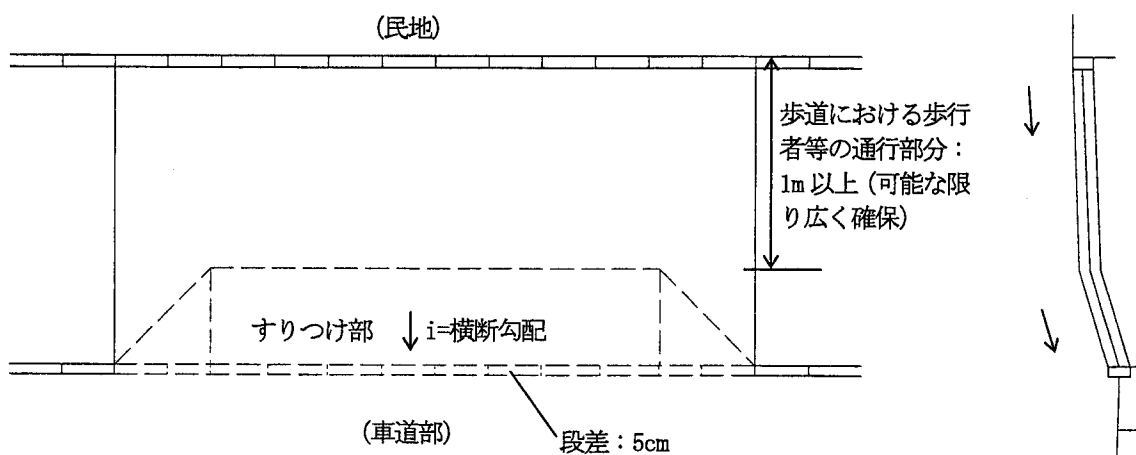
2 既設のマウントアップ形式の歩道での車両乗入れ部の構造

参考図 2-1 歩道内においてすりつけを行う構造
(歩道面と車道面との高低差が 15cm 以下の場合)



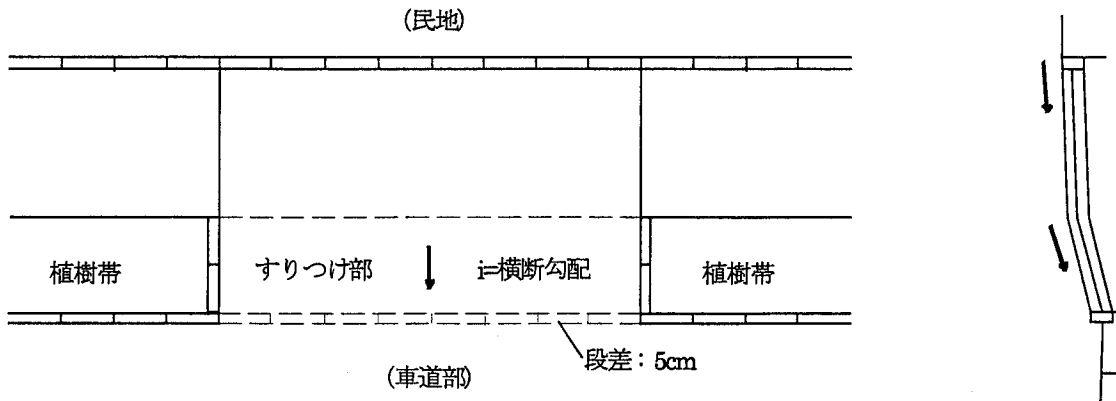
- ・ 歩道における歩行者等の通行部分は 1m 以上を確保する。
- ・ すりつけ部の長さは 75cm とすることを標準とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

参考図 2-2 歩道内においてすりつけを行う構造
(歩道面と車道面との高低差が 15cm を超える等の場合)



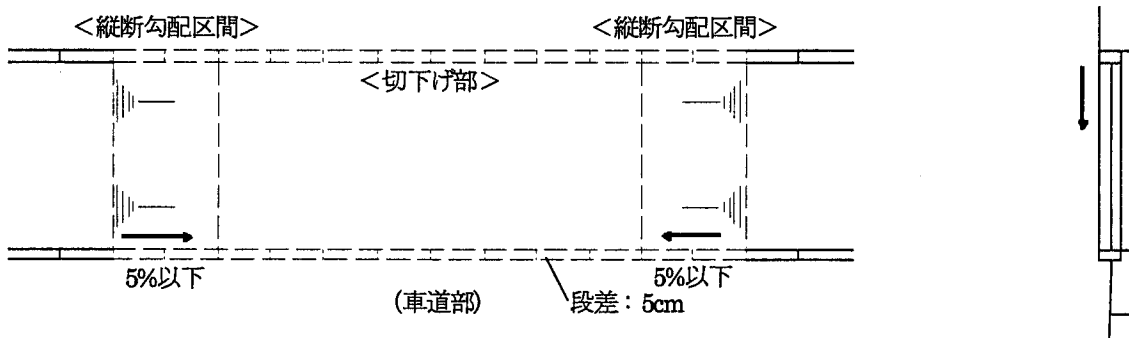
- ・ 歩道における歩行者等の通行部分は 1m 以上を確保する。
- ・ すりつけ部の勾配は 15% 以下（特殊縁石を使用する場合は 10% 以下）とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

参考図 2-3 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造
(植樹帯等の幅員内ですりつけを行う場合)



- ・ すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。ただし特殊縁石を用いる場合には10%以下とする。
- ・ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行う。

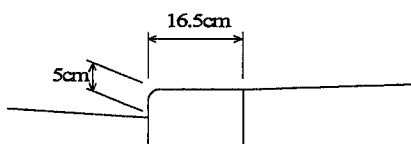
参考図 2-4 歩道の全面切下げを行う構造



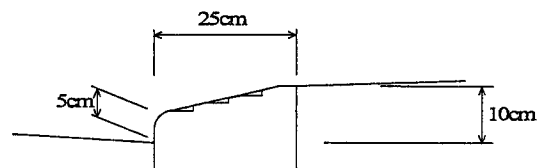
- ・ すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

参考図 2-5 車両乗入れ部における縁石の構造

(a) 普通縁石

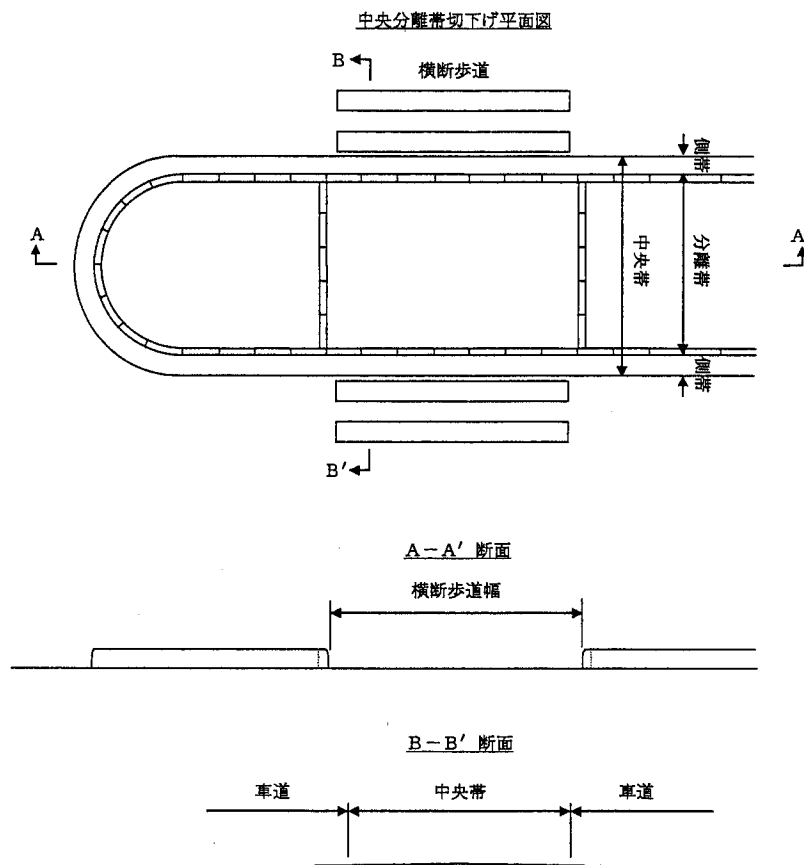


(b) 特殊縁石



3 横断歩道箇所における分離帯の構造

参考図3 横断歩道箇所における分離帯の構造



- ・ 歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために、分離帯で滞留させる必要がある場合には、横断歩道箇所における分離帯と車道との段差は2 cm を標準とする。

記

1 旧通達の実扱いについて

「歩道における段差及び勾配等に関する基準」(平成11年9月10日付 建設省都街発第57号・建設省道企発第78号 建設省都市局長・建設省道路局長通達)は廃止する。

2 道路法第24条の承認の審査基準の実扱いについて

道路法第24条の承認の審査基準については、「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(平成6年9月30日付 建設省道政発第49号 建設省道路局長通達)による指針を参考として定められているところであるが、すりつけ部の構造については、本基準による「車両乗入れ部の構造」を参考として当該審査基準を見直すなど、必要な措置を講じられたい。

3 基準の適用について

本基準は、平成17年4月1日以降に設置されるものに適用する。

(別添) 歩道の一般的構造に関する基準

3－8 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者誘導用ブロック設置指針について

(昭和60年8月21日 都街発第23号 道企発第39号)
(都市局街路課長・道路局企画課長)

別添

視覚障害者誘導用ブロック設置指針

第1章 総 則

1-1 目 的

本指針は、視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本指針は、道路法の道路に視覚障害者誘導用ブロックを整備する場合に適用する。

1-3 視覚障害者誘導用ブロックの定義

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行方向を案内するための施設である。

第2章 設置計画

2-1 種 類

視覚障害者誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 線状ブロック 平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。
- (2) 点状ブロック 点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

2-2 設置対象道路

視覚障害者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

2-3 設置方法

2-3-1 基本的な考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

2-3-2 設置の原則

- (1) 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。）上に設置するものとする。
- (2) 線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用い

るものとする。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。

点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。

- (3) 障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路の案内及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路の案内を行う場合においては、必要に応じて継続的直線歩行の案内を行うものとする。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロックに、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で放置するものとする。
また、継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。
- (5) 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正形状のまま設置するものとする。
- (7) 視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとする。

第3章 材 料

3-1 材 料

視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いるものとする。

3-2 色 彩

視覚障害者誘導用ブロックの平板の歩行表面及び突起の表面の色彩は、原則として黄色とする。

第4章 施 工

視覚障害者誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等に定めるもののほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

(1) 基礎

基礎は、視覚障害者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないように十分に突き固め、転圧を行うものとする。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックのすえつけ

視覚障害者誘導用ブロックは、計画高に合わせてすえつけるものとする。また、接着目地としては舗装との整合性や接着性のよいものを用い、舗装と視覚障害者誘導用ブロック間及び各視覚障害者誘導用ブロック間の結合を図るものとする。

第5章 維持管理

5-1 点 検

点検は、下記の項目について実施することが望ましい。

(1) 視覚障害者誘導用ブロック

- ① 突起の固定、破損及びすり減り状況
- ② 平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況

(2) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路の路面

- ① 路面の不陸状況
- ② 路面の排水状況

5-2 維持修繕

点検により視覚障害者誘導用ブロックの異常を認めた場合には、その補修を行うものとする。

5-3 工事における事前調整

視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

実施にあたっては、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（昭和60年9月 日本道路協会）によること。

参 考

3－9 承認工事審査基準

道 維 第 869 号

平成12年12月 1日

各地方局建設部長

各土木事務所長 殿

各市町村長

土木部長

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る
審査基準について

標記については、昭和49年7月6日付け道第617号土木部長通達「歩道内及び法面埋立地における出入口設置基準の改正について」に基づきその取扱いを定めているところでありますが、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第5条において審査基準を定めることとされており、また、平成11年9月10日付（建設省道企発第78号）通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」において歩道に関する諸基準が改訂されたため、「承認工事審査基準」（別紙1）及び「道路予定区域における許可行為の審査基準」（別紙2）を定めましたので、ご了解の上、適正な取扱いをお願いします。

なお、昭和49年7月6日付け道第617号「歩道内及び法面埋立地における出入口設置基準の改正について」は平成12年11月30日付けで廃止します。

承認工事審査基準

1 車両出入口の承認基準

- (1) 乗入幅は乗入規格表(表1)のとおりとする。
- (2) 乗入口の構造は、図2-1から図2-4並びに表2の歩道改築標準図及び舗装厚表によること。
- (3) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について1箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、2箇所まで承認することができる。
- (4) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。
 - ア 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
 - イ トンネルの前後各50m以内の部分。
 - ウ バス停留所、路面電車の停留場の中、但し、停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
 - エ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
 - オ 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5mの以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - カ バス停車帯の部分。
 - キ 橋の部分。
 - ク 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - ケ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。
- (5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (6) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
- (7) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。
- (9) 水路等を跨ぎ床版等の構造物を設置する場合は、原則として転落防止柵等を設置させること。

(注) 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(4)のイからエ、カは適用しないことができるものとする。

2 法面埋立、切取等の承認基準

- (1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させること。
- (2) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。但し既設の側溝があり、二重構造となって管理上不都合な場合はこの限りでない。
- (3) 盛土の場合は、良質土（道路管理者が定める）をもって盛土すること。
- (4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要がある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。
- (5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
- (6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。
- (7) 法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。
- (9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

3 その他の承認工事の承認基準

前項以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

表 1

乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

(単位：m)

形 式	車 種	A 型の巾	B 型の巾
I 種	乗用、小型貨物自動車	4.0	—
II 種	普通貨物自動車等 (6.5t 以下)	8.0	7.0
III 種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5t を超えるもの)	12.0	8.0

(注)

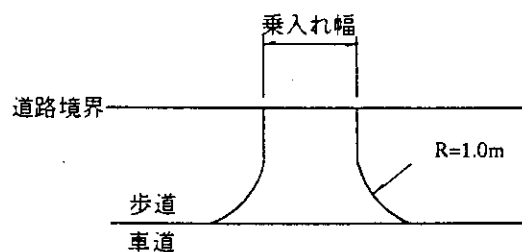
- (1) 取付方法については、図 1 を標準とし特殊な箇所については、別途考慮することができる。
- (2) 出入りする車種の最大のものを適用する。
- (3) 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- (4) 乗入幅の数値は A 型、B 型いずれも乗入方向に直角の長さとする。
- (5) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。
- (6) 小型貨物自動車は最大積載量 3.5 t 以下の自動車とする。

[運用]

- (1) ドライブイン給油所等でその間口の車道に面した部分が概ね 70 メートル以上あり、かつ大型車両が頻繁でやむ得ないと認めた場合は、特例として最大幅 12 メートルを 2 箇所設置することができる。
- (2) 2 カ所の場合は原則として B 型乗入口とする。

図 1

(A 型)



(B 型)

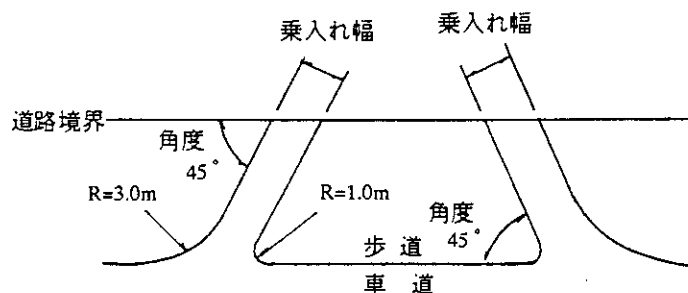


表2 舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

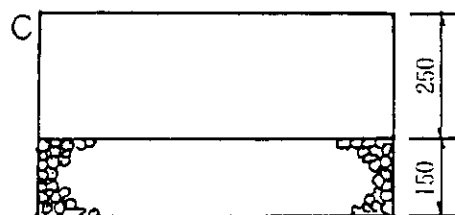
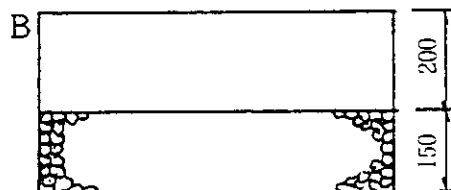
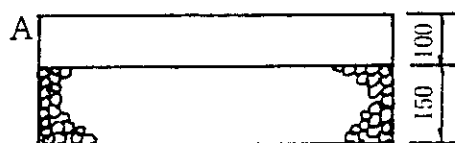
(単位：cm)

形式	車 種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装			舗装 タイプ
		コンクリート	路盤	密粒	粗粒	路盤	
I 種	乗用、小型貨物自動車	10	15	5		10	A・D
II 種	普通貨物自動車 (6.5t 以下)	20	15	5	5	15	B・E
III 種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5t をこえるもの)	25	15	5	5	25	C・F

(注)

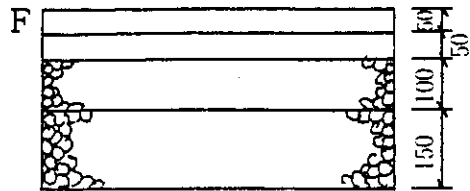
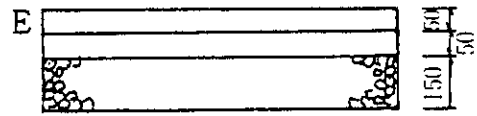
- (1) 舗装厚は出入りする車種の最大のもの適用する
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma_{28} = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- (4) 路床土は良質土を用いるものとする。
- (5) 路盤材料は粒調碎石又は、クラッシャーランを用いるものとする。
- (6) 申請者の都合により、乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。

コンクリート舗装



- (注) 1. 表層：コンクリート ($\sigma_{28} \geq 18 \text{ N/mm}^2$)
 2. 路盤：再生クラッシャーラン (RC-40 (30))
 3. 表層のコンクリート表面仕上げは、ホーキ目程度の粗面仕上げとする。

アスファルト舗装

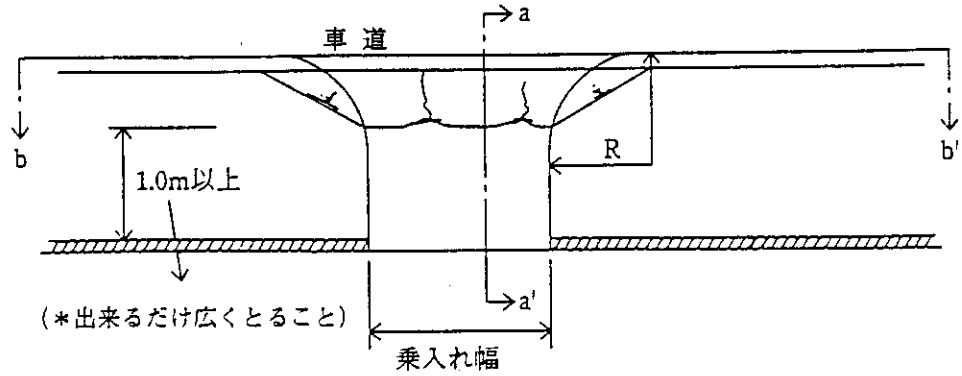


- (注) 1. 表層：再生密粒度 A s
 2. 基層：再生粗粒度 A s
 3. 上層路盤：再生粒調碎石 (RM-30)
 4. 下層路盤：再生クラッシャーラン (RC-40 (30))

図2—1 A 型

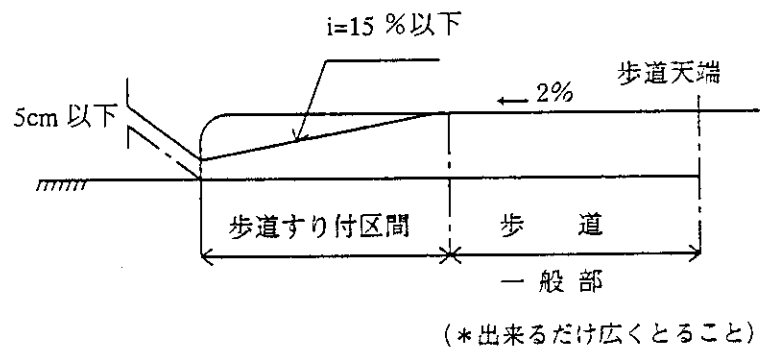
歩道幅員が約2.5m以上の場合

平面図



(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。

a—a' 断面図



b—b' 正面図

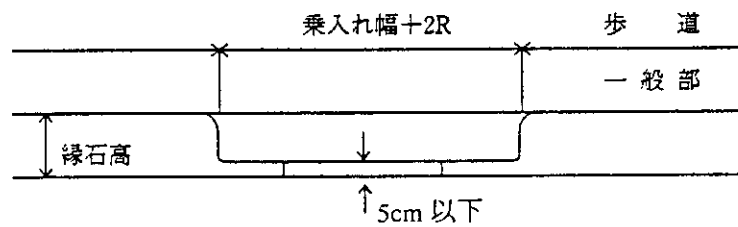
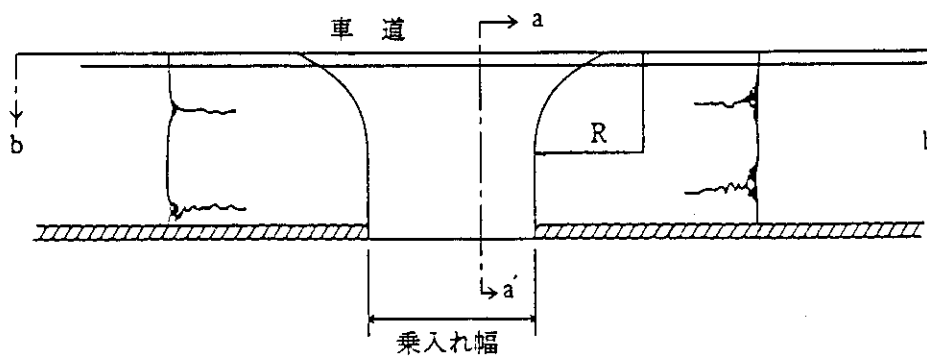


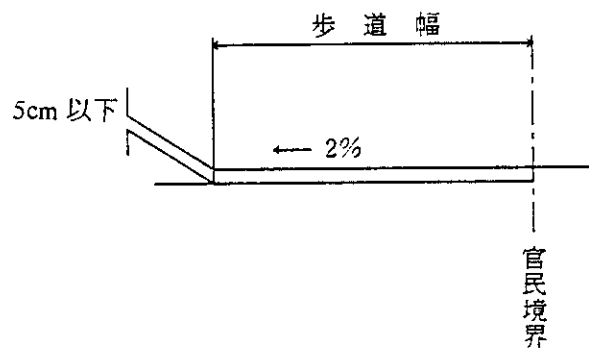
図 2—2 A 型

歩道幅員が約 2.5m 未満で民地が低い場合

平面図



a—a' 断面図



b—b' 正面図

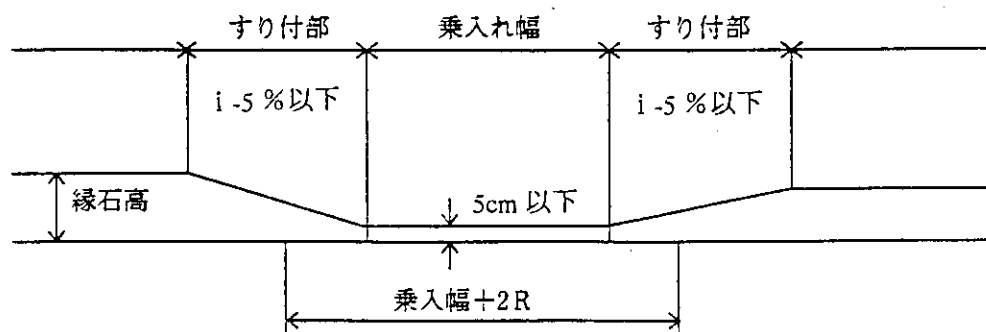
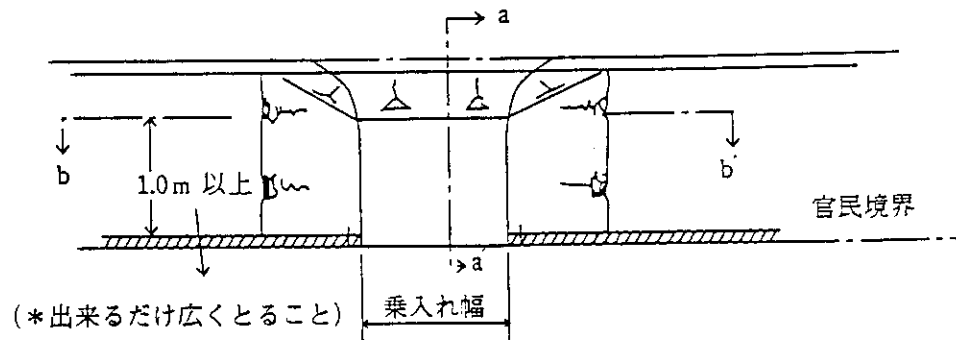


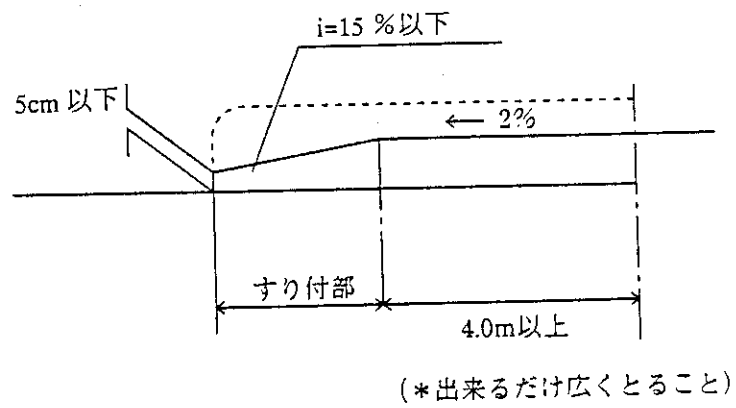
図2-3 A 型

歩道幅員が約2.5m未満の場合

平面図



a-a' 断面図



b-b' 正面図

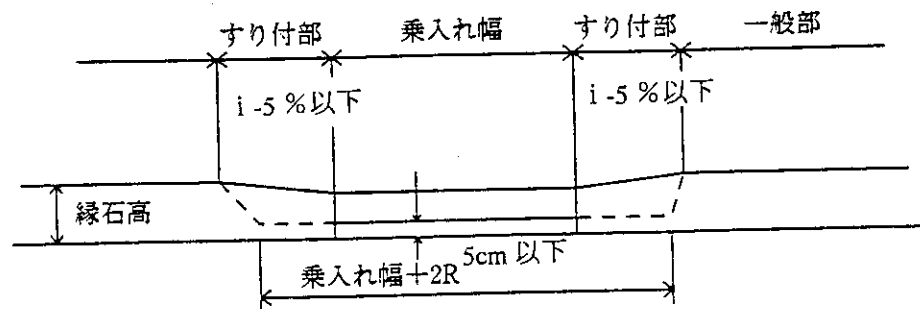
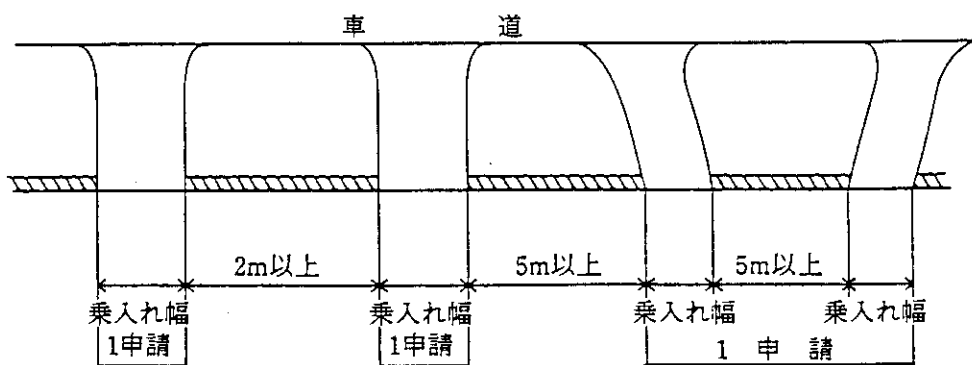
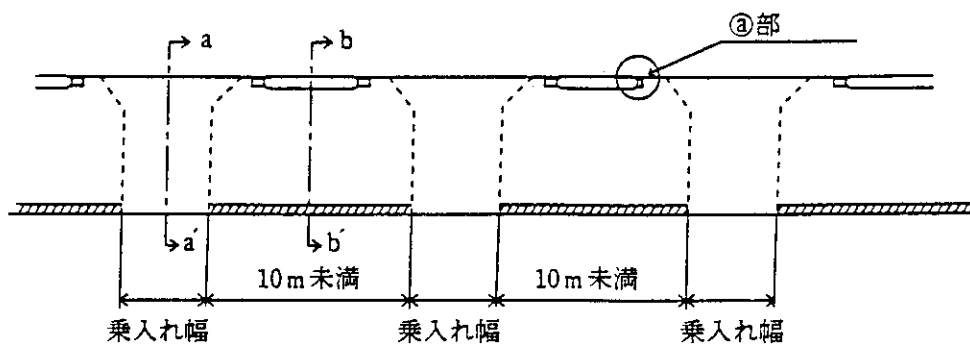


図 2—4 A 型・B 型

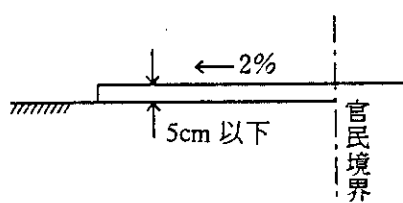
乗入間口の間隔は、A 型は 2. 0 m 以上、B 型は 5. 0 m 以上とする。



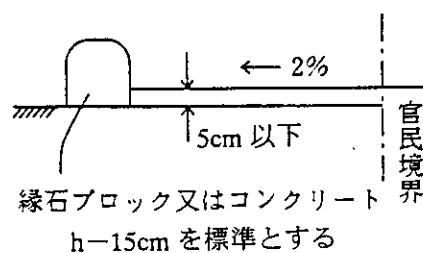
乗入間口間隔が 10 m 未満となる場合は、歩道高さと乗入間口高さは同一とする。



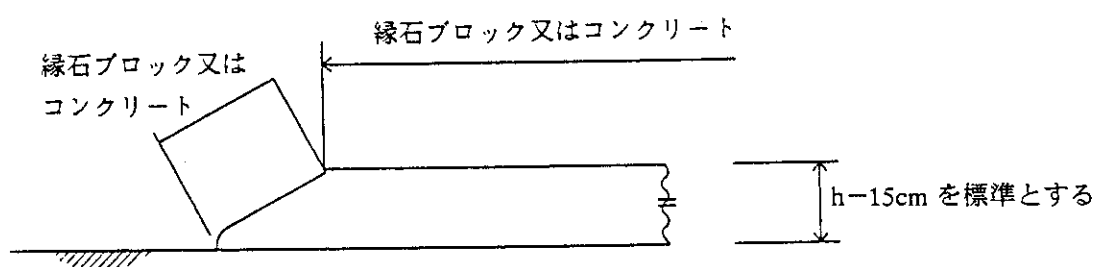
a—a' 断面図



b—b' 断面図



a 部詳細図



道路予定区域における許可行為の審査基準

道路予定区域における許可を行うに当たっては、

- ・当該道路工事の施行時期
- ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法
- ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除去の難易度等を含む）及び期間
- ・当該道路予定区域の従来の利用方法

等を総合的に勘案して判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができるものであること。

なお、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で以下に掲げる場合には原則として許可するものとする。

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更
- ③既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- ④既に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更

4. 歩 道

4-1 歩車道境界ブロックの構造

(1) 歩車道境界ブロックは、A 種を標準とする。なお、中央分離帯に使用する場合は B 種を標準とする。

(2) 基礎コンクリートの厚みは、舗装設計における大型交通量ランクにより使い分ける。

L、A、B 交通→T150 タイプ

C 交通 →T200 タイプ

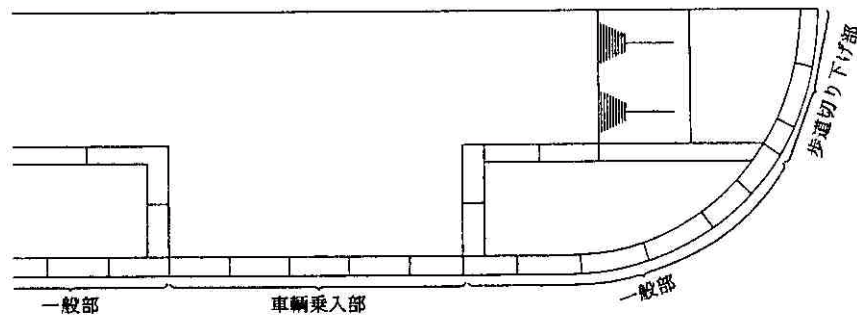
D 交通 →T250 タイプ

T: エプロン厚

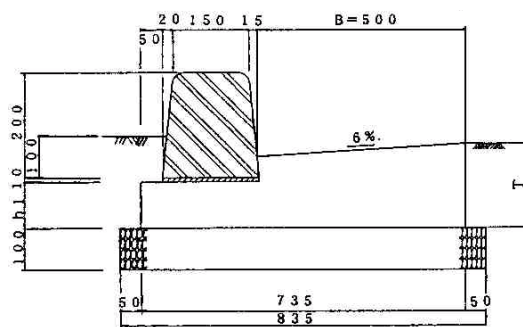
(3) 歩車道境界ブロックを組み合わせ L 型側こうとして使用する場合は、フラットタイプ、マウンドアップタイプとも建設省標準設計によること。(平成12年9月改訂)

(4) 本県では、次のようなセミフラットタイプを標準とする。ただし、バス停留所等がある場合は、バス会社と協議の上、マウンドアップタイプも検討すること。

a) セミフラットタイプ



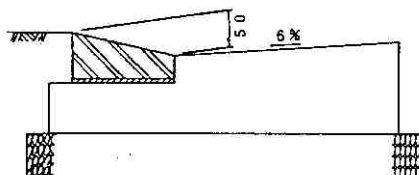
①一般部



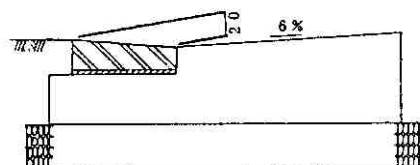
一般部 10m 当り

交通区分	L.A.B	C	D
T (mm)	150	200	250
h1 (mm)	60	110	160
Con (m3)	0.790	1.157	1.525
型枠 (m2)	2.1	3.1	4.1
基礎材 (m2)	8.35	8.35	8.35
敷モルタル (m3)	0.019	0.019	0.019

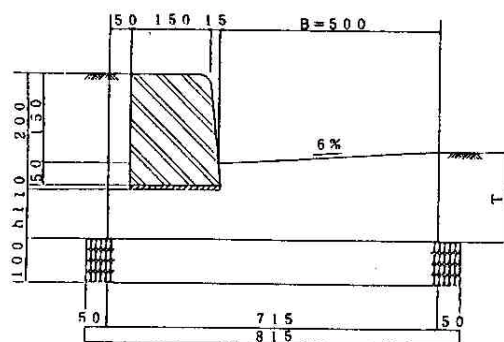
②車両乗入部



③歩道切り下げ部



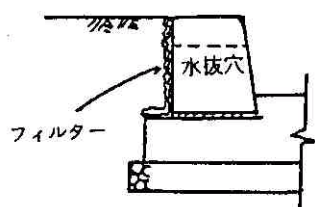
b)マウンドアップタイプ



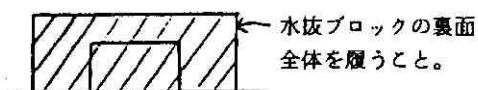
10m当り

交通区分	L.A.B	C	D
T (mm)	150	200	250
h 1 (mm)	60	110	160
Con (m3)	0.802	1.160	1.517
型枠 (m2)	2.1	3.1	4.1
基礎材 (m2)	8.15	8.15	8.15
敷モルタル (m3)	0.017	0.017	0.017

注) 植樹帯ブロックとして使用する場合は、土砂の流出防止のためフィルター材等を施工する。
(別途計上)



(断面図)



(正面図)

4-2 歩道の横断勾配について

透水性舗装の勾配は原則として1%以下とする。ただし、降雨量が透水性舗装の透水能力を上回り舗装表面を溢流することが考えられる場合は、2%以下とする。

4-3 人にやさしいまちづくり条例について

歩道計画にあたっては、人にやさしいまちづくり条例（平成18年12月19日条例第57号）についても留意すること。

5. 橋 梁 工

目 次

1. 橋種・架設工法の選定	76
2. 設計上の留意点	77
3. 耐久性の検討	84
4. 踏掛版	85
5. 橋唇版・橋名版	87
6. 橋梁用検査路	89
7. 鋼橋の架設	95
8. 鉄筋の定着について	96
9. 橋面部の標準寸法	96
10. 床版防水層の設計・施工	96
11. 橋梁における生コンクリート及び鉄筋の使用区分	98
12. 橋梁用防護柵の取り扱いについて	99
13. 橋梁耐震補強	105
14. 「電子納品利活用システム」への登録及びマイクロフィルム作成	107
15. 主な適用技術基準（示方書、指針等）一覧表	113
16. その他	114

1. 橋種・架設工法の選定

橋種の選定にあたっては、デザインデータブック（日本橋梁建設協会）、コンクリート道路橋設計便覧（日本道路協会）、設計要領第二集橋梁建設編（東・中・西日本高速道路）、鋼道路橋計画の手引き（日本橋梁建設協会）、P C道路橋計画マニュアル（プレストレストコンクリート建設業協会）、設計便覧（国土交通省四国地方整備局）などを参考として、選定すること。

（設計協議）

県が設計・施工を行う橋梁について、

- 橋梁予備設計、橋梁詳細設計を行うときは、橋梁の規模によらず、原稿段階で道路建設課橋梁係へ協議のこと。
- 手戻りが生じないように、河川管理者、道路管理者、鉄道事業者等との協議は、予備設計時点から行うこと。また、協議結果は書面で残すこと。
- 地質、地下水及び井戸等の調査は十分に行い、高架橋を計画する時は、電波障害調査の必要性も検討すること。

架設工法の選定にあたっては、

- ① 架設地点、関連する付近に関する要因
 - ・ 架設地点の地形、地盤、土地利用などの地理的要因
 - ・ 架設期間制約、時間制約、利用空間制限、その他管理者の条件
 - ・ 環境上の問題
 - ・ 部材運搬との関連
- ② 架設される橋梁の要因
 - ・ 構造形式、構造規模
 - ・ 設計断面、設計上の制約
- ③ 架設機材の要因
 - ・ 架設機材の能力、手配・使用の可能性
- ④ 一般的要因
 - ・ 安全性
 - ・ 経済性

等により、総合的に判断すること。また、新工法の採用によりコスト縮減を図ることができるか、予備設計段階から積極的に検討すること。

1－1 鋼橋架設工法の選定

橋梁架設工事の積算（（社）日本建設機械施工協会）第2章鋼橋編2. 1架設の概要などを参考とし、選定すること。

1-2 PC橋架設工法の選定

橋梁架設工事の積算（（社）日本建設機械施工協会）第3章PC橋編3.1架設の概要 3.2架設工法の種類 3.3架設工法の選定などを参考とし、選定すること。

2. 設計上の留意点

2-1 橋の重要度の区分（道路橋示方書V耐震設計編P.11 参照）

耐震設計上の 橋の重要度の区分	対象となる橋
A種の橋	下記以外の橋
B種の橋	・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道の橋 ・都道府県道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋又は地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から特に重要な橋 ・市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋又は地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から特に重要な橋

地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から重要度を区分する場合には、以下の事項を考慮すること。

- ①地域防災計画上の位置付け ②他の構造物や施設への影響度
- ③利用状況及び代替性の有無 ④機能回復の難易

※ 跨線橋、跨道橋等を除き、緊急輸送路に指定されていない県道の橋は、基本的に「A種の橋」。

2-2 下部工設計の留意点

a) 設計時水位について

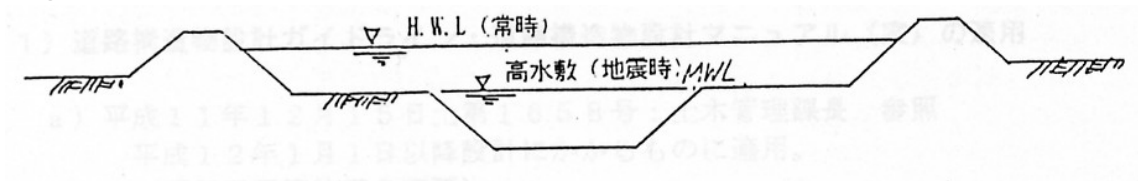
下部工の安定計算を行う場合の設計水位について、下記を原則とする。
なお、浮力無しが危険側となる場合もあるため、浮力無しの場合も考慮すること。

ア)河川部

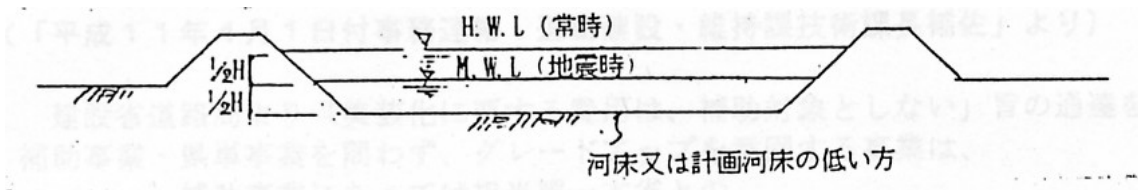
河川部に下部工を設ける場合には

- ・常 時 H.W.L：計画高水位
- ・地震時 M.W.L：{ 計画高水位－（河床又は計画河床の低い方）}÷2
を原則とする。

①複断面の場合



②単断面及び掘り込み河道の場合



イ) 一般部

ボーリング調査等による地下水位とフーチング上面を比較し高い水位

b) 土圧計算に用いる土質定数 (土質試験を行わない場合))

裏込材の種類	内部摩擦角 (ϕ°)	単位体積重量 (kN/m^3)
礫質土	35°	20
砂質土	30°	19

注) 前後の改良構造物との整合を図ること。

c) 杭基礎の設計における留意点

○オールケーシング工法による場所打杭の設計計上について

オールケーシング工法による場所打杭工の杭頭の処理及び土工 (床掘り) の設計計上については、以下のとおりとすること。

1. 杭頭の処理

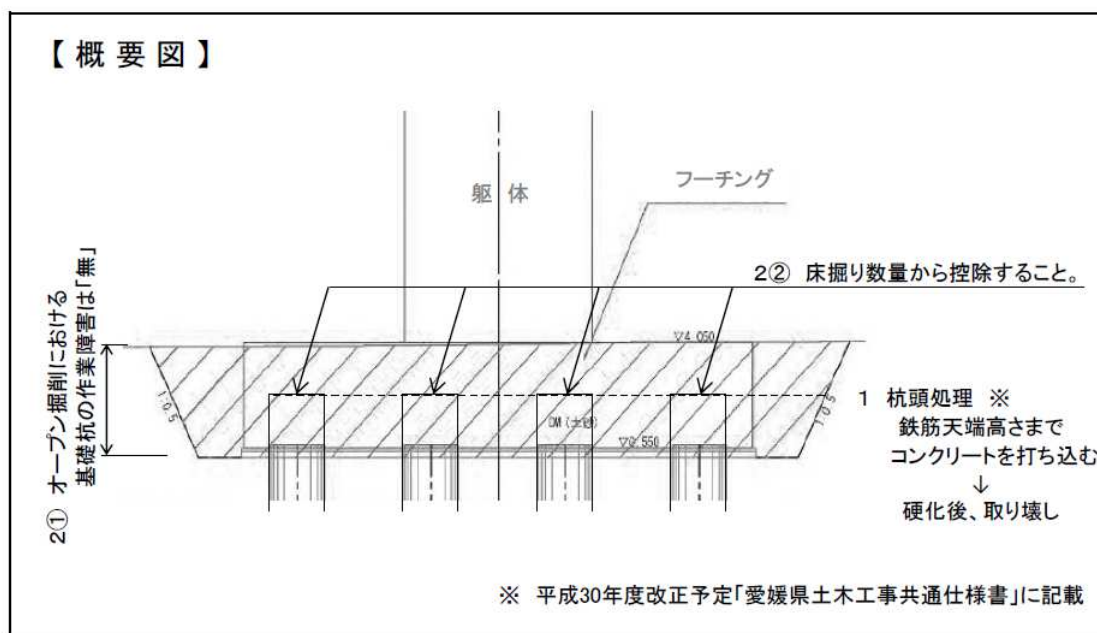
鉄筋天端高さまでのコンクリートを打ち込みとする。

2. 土工（床掘り）の数量算出

- ① オープン掘削における、基礎杭の作業障害は「無し」。

基礎杭の作業障害「有り」は、土留掘削の場合のB領域（施工基面からの床掘り深さが5 mを超える部分）で適用可。

- ② 杭頭部は床掘り数量から控除する。



○場所打ち杭の先端かぶりについて

道示Ⅳ下部工編（P312）等により、場所打ち杭の先端かぶりを適切に確保すること。また、かぶり確保の具体的な方法を設計図面に明示すること。

○中掘り杭工法（コンクリート打設方式）の取扱いについて

（令和2年2月14日付事務連絡）

中掘り杭工法（コンクリート打設方式）について、先端支持力を場所打ち杭に準じて評価するための条件が明確にされたが、採用においては事前に主管課と協議すること。

2-3 上部工設計の留意点

○鋼道路橋設計ガイドラインについて

鋼道路橋設計ガイドラインの主旨に則った設計を原則とする。

○道路橋における鋼橋の合成桁の適用について

（平成11年3月16日付事務連絡：道路建設・維持課技術課長補佐）

鋼橋の単純桁においては、R C床版による活荷重合成桁を検討対象とすること。

ただし、斜角 60° 程度以下、または中心角 5° 程度以上の橋梁についてはねじりによる応力や変形等による床版の応力負荷が考えられるため慎重な適用を要する。

○道路事業における美装化について

(平成 11 年 4 月 1 日付事務連絡：道路建設・維持課技術課長補佐)

本省からの“美装化に要する費用は補助対象としない”旨の通知を受け補助・県単事業を問わずグレードアップを意図する事業は、

補助事業は担当課→国交省と協議

県単事業も担当課との協議 が必要となる。

○鋼道路橋の塗装・防食について

防食対策を必要とする橋梁では、初期コストと維持管理コストを含めた L C C により検討を行い、防食仕様（耐候性鋼材、重防食塗装、溶融亜鉛メッキ、金属溶射など）を選定する。

なお、防食仕様のうち『金属溶射』の選定にあたっては、道路建設課橋梁係と協議するものとする。

○耐候性鋼材の使用について

景観に特別に配慮する必要がある橋梁や沿岸部など飛来塩分量が多い箇所では使用しないが、その他の地域においては将来的な維持経費を削減するため積極的に採用する。(H29 道示Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P144 図-解 7.1.1)

ただし、感潮区間など飛来塩分量が 0.05mdd を超えることが予想される場合は、飛来塩分量を測定し、耐候性鋼材使用の可否及び防食対策の必要性を確認すること。(測定方法：「鋼道路橋防食便覧」PⅢ-71 参照)

流出するさび汁により周辺を汚すことを抑制する必要がある場合は、初期投資として“耐候性鋼用表面処理剤を施した場合”と“通常の鋼材に塗装し将来の塗り替えを考慮した場合”とで経済性の比較を行い検討する。

<注意事項>(鋼道路橋防食便覧 PⅢ-23～24 参照)

- ・ 耐候性鋼用表面処理剤は、長期的に風化・消失し、その後は耐候性鋼材表面に保護性さびが形成されるため、塗り替えは行わないことから、採用にあたっては母材の適用範囲と同等とすることが重要。
- ・ 耐候性鋼表面処理剤の風化・消失過程において部材の表面外観は、不均一な変色やさびの発生が生じることもあるため、採用にあたっては考慮する。

○耐候性鋼材を使用した鋼箱桁内部部材の鋼材選定について

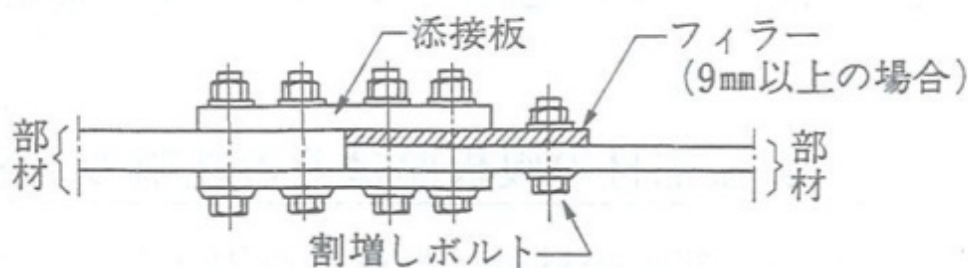
(平成 15 年 11 月 25 日付事務連絡：道路建設・維持課技術課長補佐)

耐候性鋼材を使用した箱桁（鋼床版箱桁を含む。）内のリブ、ダイヤフラム等（以下内部部材という）については、すべて一般鋼材を使用する。

○鋼橋の添接板による連結部について

鋼道路橋の連結部を摩擦接合継手にて設計する際、部材の板厚差が 1 mm でもすべり係数が低下するため、板厚差が 0 となるようにフィラーを用いる必要がある。

また、やむを得ない事情により板厚差が生じる場合についても、実験データ等によって摩擦接合面のすべり係数が 0.4（接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合は 0.45）以上確保できることを確認する必要がある。（H29 道示Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P249～250、255 参照）



○橋長 100m以上の橋梁の路肩の縮小について

コスト縮減を図るため、橋長 100m以上の橋梁については原則、路肩を縮小することとする。ただし、前後の線形等により路肩の縮小を行うことが望ましくない場合は、事前に主管課の了解を得ることとする。

・ W=6.0(9.75)m の場合

$$\text{一般部} = 0.75 + 3.00 + 3.00 + 0.50 + 2.50 = 9.75\text{m}$$

↓

$$\text{橋梁部} = 0.50 + 3.00 + 3.00 + 0.50 + 2.50 = 9.50\text{m}$$

○橋梁添架物について

橋梁に添架している水道管・ガス管・N T T管等により橋梁の荷重条件が変わる可能性があるので、予備設計段階で把握しておき、詳細設計において手戻りが生じないように注意すること。

[原則]

- ・ 添架物の総重量が 50kg/m を超える場合、添加物管理者から上部工の費用負担を求める。
- ・ 添架物の総重量が 500kg/m を超える場合は、下部工についても負担を求める。

橋梁添架物負担金のスケジュール

1. 各事業者との事前協議
添架物重量等を確認し、詳細設計に反映する。
2. 各事業者から添架依頼書(事業者→事務所)を提出してもらう。
3. 各事業者へ、以下の回答(事務所→事業者)をする。
 - ①上部工完成年度に、協定を締結し負担金を徴収する。
 - ②上部工完成年度に、占用について許可をする。

※占用許可は管理係に権限があるため、合議をとっておく。
4. 上部工施工年度の前年度 9 月には、負担金歳入予算額を算出する。

※歳入予算算出のためには、①上部工の概算金額、②橋梁の死荷重、③橋梁の活荷重、④添架物の荷重が必要となるので、事前に準備すること。
5. 上部工施工年度の前年度 2 月議会に、負担金の歳入予算を計上
各事業者に対しても橋梁上部施工年度に負担金が発生する旨伝え、予算取り等の準備を行ってもらうこと。
6. 上部工完成年度に、各事業者と協定を締結し負担金を徴収する。

※ 当該案件を把握するため、該当することが判明した段階で主管課担当係までご連絡ください。

○デッキプレートを開断面リブ(Uリブ)で補剛した鋼床版に関する運用について

(平成 22 年 1 月 27 日付 21 道建第 430 号他：道路建設課長他)

閉断面リブ(Uリブ)を使用する場合、デッキプレートの板厚は 16mm 以上とすることを標準とする。

○橋梁の道路照明施設設置の当面の運用について

(平成 23 年 6 月 21 日付事務連絡：道路建設課長他)

長大橋(路肩縮小の場合)は、原則、局部照明を設置。その他の橋梁は必要に応じ設置。(原則設置しない)

局部照明を設置する場合、原則として橋梁の起終点側に設置するが、供用後に照明施設を追加設置することは困難なため、起終点部以外も照

明灯基礎及び配管を設計・施工すること。

なお、交差点やランプ分合流部等に近接する場合は、各施設に対する照明施設設置の必要性も含めて検討すること。

○橋梁の排水設備設置の運用について

(令和2年3月12日付事務連絡：道路建設課長他)

(1) 排水枘の設置間隔

- 1) 一般道路の橋梁：20m以下を基本とし、地形、線形、横断勾配等を考慮し総合的に判断する。
- 2) 高規格道路（自動車専用道路等）の橋梁：「道路土工要綱」を参考に排水計算により設計する。
- 3) 全ての橋梁
 - ・伸縮装置の近くには、排水枘を設ける。
 - ・必ず橋面の凹部の最低部に排水枘を設置する。その場合の間隔は、3～10m程度とする。

○供用中の道路上の橋梁架設工事に伴う安全確保について

(令和4年6月24日付事務連絡：道路建設課長他)

橋桁が橋台又は橋脚への据付を完了していない状態で供用中の道路の上空に架かっている場合には、当該橋桁の移動を行わない期間においても関係機関と協議し、その影響範囲について、道路の通行規制を行うこととする。ただし、落下防止のために当該橋桁を固定している場合は、この限りではない。

なお、橋桁を仮設構造物へ固定し、上記但し書きを適用する場合は、鋼道路橋施工便覧（R2.9月）等を参考に固定方法等の適切な対策を検討したうえで、事業主管課と協議する。

2-4 採用にあたって検証等が必要な構造形式について

○道路橋示方書で検証等が必要とされている構造形式の採用について

「機械式鉄筋定着工法」等、道示で構造特性の評価や構造項目の検証が必要とされている構造形式を道路橋で採用検討する場合、設計時はもとより、施工時に採用される構造についても十分な検証が必要。

協議の結果、これらの構造形式を採用することとなった場合は、形式が多様であることから、詳細設計成果に「設計で選定した形式は、道示の要求性

能を満たすことを前提に、工事受注者の責任で変更することを阻害しない」旨を、工事実施時への申し送り事項として記載すること。

あわせて、工事費用の積算に必要となる歩掛・材料等の特別調査用資料や工事特記仕様書についても、詳細設計時に作成することが必要。

○PRC 構造の採用について

PC コンクリート中空床版橋における PRC 構造の採用にあたっては、事前に橋梁係と相談すること。(国土交通省は採用を控えている。補助事業では採用しない。)

3. 耐久性の検討

3-1 一般

橋梁の設計にあたっては、経年劣化に対して十分な耐久性が保持できるように配慮しなければならない。

耐久性検討については、道路橋示方書（以下、道示とする）Ⅱ鋼橋・鋼部材編第6～8章、Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編第6章及びⅣ下部構造編第6章による検討を基本とする。

耐久性の向上を図るためには、道路橋示方書の性能規定化による新技術・新工法の採用の検討や、計画・設計段階から維持管理を考慮するなど、計画・設計の最適化を行うこととする。

コンクリート部材の経年的な劣化としては、

- 中性化
 - 塩化物イオンの侵入にともなう鋼材の腐食
 - 凍結融解作用
 - 化学的浸食にともなうコンクリートの劣化
 - 活荷重等による疲労
- 等がある。

このうち、塩害に対する抵抗性以外については、道示Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編第5章等による材料使用、施工及び照査を行うことにより、一般的には検討を省略できるものとする。しかし、現地の環境条件が特に厳しい場合や、道示に基づく材料使用及び施工の規定以外の場合は、「コンクリート標準示方書」（土木学会）等を参考に検討すること。

3-2 塩害に対する検討

コンクリート橋については道示Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編第6章の検討、また、下部工については道示Ⅳ下部構造編第6章の検討を行うもの

とする。

塩害対策としては、かぶりを増加させる方法、塗装鉄筋の使用、コンクリート表面塗装がある。

かぶりについては、道示Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編(P183～187)及び道示Ⅳ(P85～88)により、塩害の影響度合いに応じて必要な値を確保する。

塩害の影響が激しい(対策区分S)などでは、塗装鉄筋の使用又はコンクリート塗装を併用することとなるが、その選定に際しては、経済性、耐久性、維持管理性等を考慮するものとする。

また、塗装鉄筋としてエポキシ樹脂塗装鉄筋を使用する場合は、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針(案)」(土木学会)を参考とすること。特に、エポキシ樹脂鉄筋は、コンクリートとの付着強度が無塗装鉄筋と比べ0.85となることから、定着長や重ね継手長を十分照査して設計すること。

4. 踏 掛 版

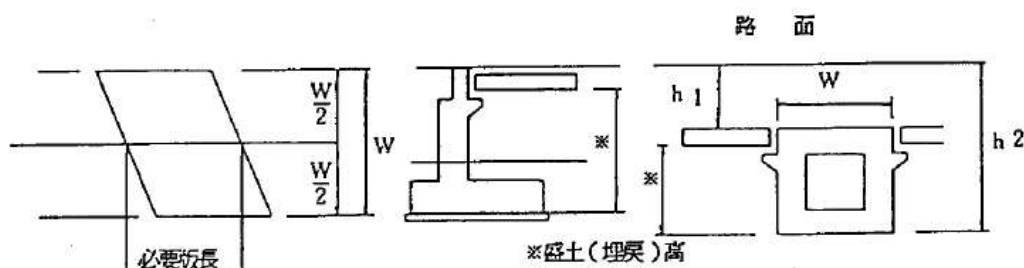
踏掛版の目的は、橋台背面及び函渠周辺等の盛土の厚密沈下により生じる局所的な路面の段差を防ぐ為に設置するものである。

橋台背面には原則として踏掛版を設置するものとする。

4-1 踏掛版の必要版長

踏掛版の長さは、普通地盤の場合 5m、軟弱地盤の場合 8mを標準とする。ただし、設計速度 80km/h で盛土(埋戻)高が 12m以上の場合は、普通地盤においても 8mとする。軟弱地盤とは、載荷重工法等の沈下対策工が必要な地盤とする。

4-2 踏掛版の必要版長及び盛土(埋戻)高のとり方は下図のとおりとする。



(注) 1) 函渠の場合、(1) $W \geq 3\text{ m}$, (2) h_1 (最小値) $\leq 1\text{ m}$, (3) $h_2 \geq 3\text{ m}$, の3条件を全て満足する場合に踏掛版を設置する。

なお、上記3条件を全て満足しても、函渠が直接基盤の場合に限り、盛土完了後舗装施工まで長期間自然転圧が行われ沈下が極めて少ないと判断される場合や特別な沈下対策を行う場合は設置しなくても良い。

2) 函渠に踏掛版を設置する場合は、函渠本体に踏掛版の反力を考慮する。

4-3 踏掛版の構造

1) 設置深さ

踏掛版は、その上面が路面とほぼ平行し、その上面は原則として下層路盤の下になるよう設置する。

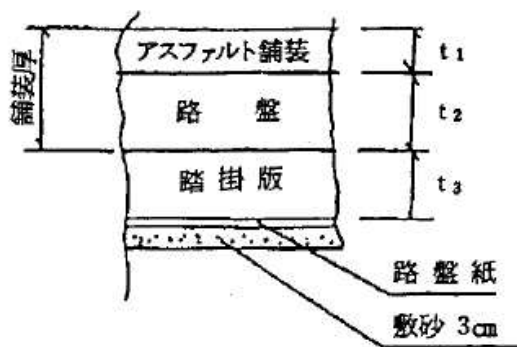


図-2

t_1 : 当該舗装区間の合材厚

t_2 : 上層路盤、下層路盤の合計厚

下層路盤材は上層路盤材料で設計する。

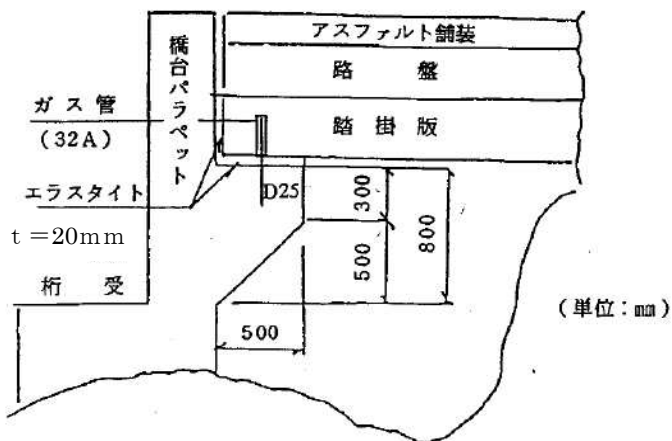
(注) 落橋防止装置の設置等で踏掛版に支障が生じる場合は、 $t_1=10\text{cm}$ のみとすることができる。

2) 設置幅

踏掛版の設置幅は原則として車道部全幅（路肩、側帯含む）とし、歩道、路上施設帯（緑地帯）及び分離帯は設置しないものとする。なお、路肩部に側溝等がある場合は除くものとする。

3) 受台

受台の形状は下図を標準とする。



4) 版の設計

設計条件（道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編、参考資料4.踏掛版の設計法(案)を参照）

- ① 踏掛版の長さの70%を支間とした単純梁として計算する。
- ② 設計曲げモーメントについては「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編、参考資料4.踏掛版の設計法(案)」により算定する。

- ③ コンクリートは設計基準強度 $\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$ 、鉄筋は SD345 を使用するものとし、許容応力度はコンクリート $\sigma_{ca}=8.0\text{N/mm}^2$ 、鉄筋 $\sigma_{sa}=180\text{N/mm}^2$ とする。
- ④ 鉄筋のかぶりは 7.0cm 以上とする。
- ⑤ 引張側の配力鉄筋は、引張鉄筋の 1/4 以上とする。ただし、斜角を有する場合のうち、斜角が 60 度以上の場合は引張鉄筋の 2/3 程度とし、60 度未満の場合はその影響を別途考慮する。
- ⑥ 圧縮鉄筋は引張主鉄筋の 1/3 以上とし、配力鉄筋は引張側の配力鉄筋の 1/2 程度とする。
- ⑦ 配力筋は主鉄筋の外側に配置する。
- ⑧ 斜角が 45 度以下の場合には、受台側斜版純角部の上側に主鉄筋と同量の用心鉄筋を、橋軸および橋台パラペット方向にそれぞれ斜め支間長の 1/5 の区間に配置する。

4-4 アンカーボルト

踏掛版と受台は、アンカーボルト D25、長さ 50cm を 100cm 間隔で設置することを標準とする。アンカーボルト周辺には補強鉄筋を設けるものとする。

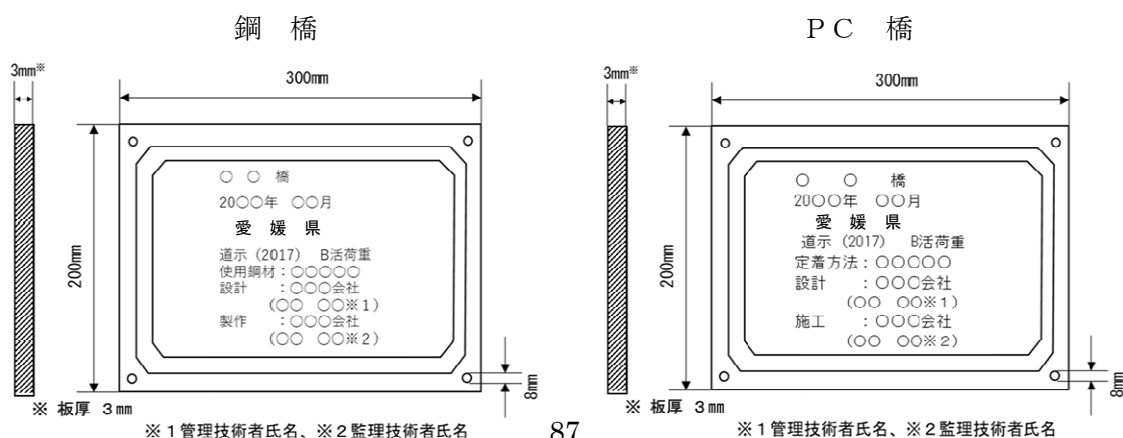
4-5 その他

踏掛版とパラペット間、踏掛版と受台間および踏掛版と翼壁間にはそれぞれ目地材を挿入する。

5. 橋歴板・橋名板

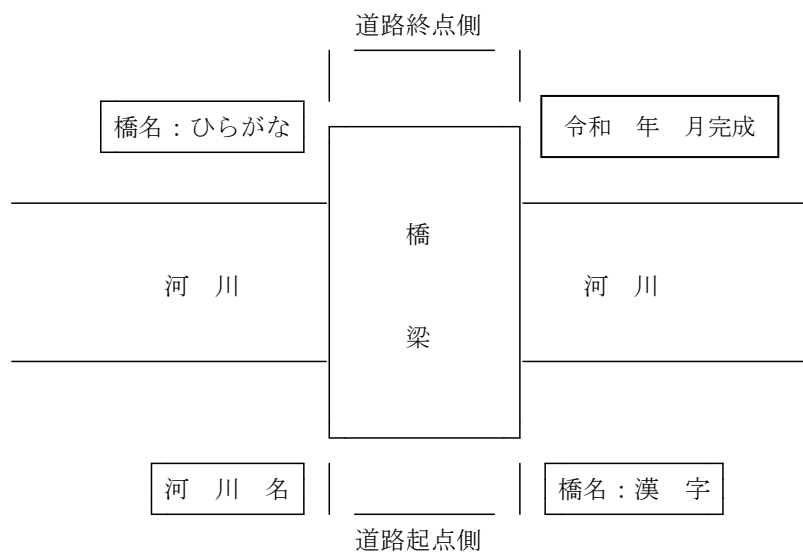
5-1 橋歴板

橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については監督員が指示すること。橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。



5－2 橋名板

設置位置は原則として下図のとおりとする。



注) 河川名がない場合は、橋名
(漢字)を入れる。
完成年月は、原則として橋梁
工事(床版)の完成した年月
とする。

6. 橋梁用検査路

橋梁検査路の基本的な構造は、下記によるものとする。なお、既設橋梁については、補修工事等の実施に際し、下記に準ずるものとする。

(1) 目的

道路橋の検査路は、上部構造、下部構造及び附属施設（支承、伸縮継手、排水設備、落橋防止設備等）について、必要な箇所での必要なタイミングにおいて、維持管理計画に基づく所期の点検活動及び保守活動が確実にかつ容易に行えることを目的として設置する。

(2) 種類

- 1) 上部構造検査路 2) 下部構造検査路 3) 昇降設備

(3) 検査路の設置判断

検査路の設置計画を検討する上での判定フローを図－1に示す。

(4) 構造

1) 歩廊検査路

- ①有効幅員は 60cm を標準とする。
- ②手摺りの高さは 110cm を標準とする。
- ③支柱間隔は 1.9m 以内とする。

2) 昇降設備

- ①梯子の有効幅員は、40cm とする。
- ②梯子のステップ間隔は 30cm を標準とする。
- ③下部構造からの離れは、20cm を標準とする。
- ④梯子には転落防止リングを設けることとし、内径は 75cm、間隔 60cm を標準とする。
- ⑤昇降設備には適切な位置に踊場を設けるものとする。
(労働安全衛生規則第 552 条、第 556 条)

3) 設計条件

- ①歩廊桁の設計に用いる設計活荷重は、 3.5kN/m^2 とする。
- ②手摺りの設計荷重は上段の手摺り位置に鉛直方向 0.6kN/m 、水平方向 0.4kN/m を載荷する。
- ③検査路に用いる材料、応力照査、構造細目及び防錆防食は、「道路橋示方書・同解説 I 共通編 II 鋼橋・鋼部材編」を準用する。

4) 検査路の構造細目

上部構造検査路と下部構造検査路の構造細目を以下に示す。

- ①歩廊桁は溝型鋼を標準とし、支間によって使用断面を選定する。
- ②支柱材料は、等辺山形鋼を標準とする。

- ③手摺りの段数は3段とし、支柱と手摺り（パイプ）はUボルトにより定着する。
 - ④支柱と歩廊桁との取付けはボルト止めとする。
 - ⑤床材は、縞鋼板（チェッカープレート）を標準とする。
 - ⑥床の側面には墜落防止のための爪先板を設ける。
- 5) 検査路支持構造の構造細目
- ①上部構造検査路支持構造は、橋梁本体の構造に不具合を及ぼさないようにすること。
 - ②下部構造検査路支持構造のブラケットの取付けは、打込み式アンカーボルトを標準とする。
- 6) 昇降設備の構造細目
- ①梯子の手摺りは直径 22mm の丸鋼を標準とする。
 - ②梯子の転落防止リングは平鋼を標準とする。
- 7) 防錆防食
- ①検査路は所定の耐久性を満足するように、防錆防食処理を施さなければならない。
 - ②鋼製検査路の防錆防食は、溶融亜鉛めっき処理を標準とする。
 - ③めっきの付着量は有効面につき 550g/m^2 とする。(JIS H 8641、2種 HDZ55 相当)
 - ④検査路の防錆防食にあたっては、異種金属接触腐食など橋本体の材料や防錆防食の仕様との整合性に注意する。
- 8) 設計上の留意点
- ①検査路の設計にあたっては、橋梁全体の構造に悪影響を及ぼさないように注意すること。
 - ②検査路には帯水しないよう、排水処理を行うこと。
 - ③ 防錆防食の設計にあたっては、細部構造の形状及び材料の組合せ等について適切に配慮するものとする。
 - ④検査路の取付け位置や構造は、取替えしやすい構造とするのがよい。

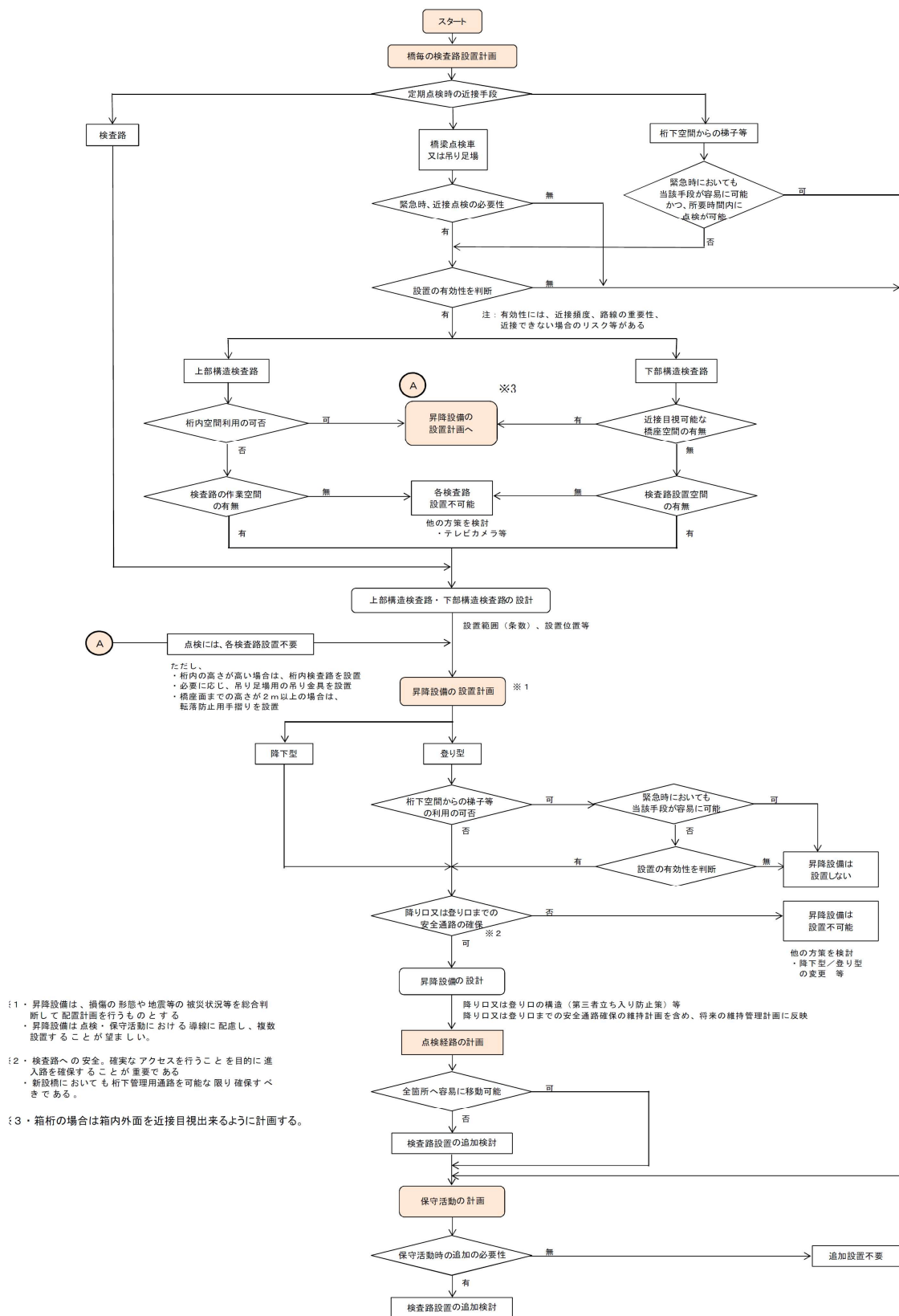
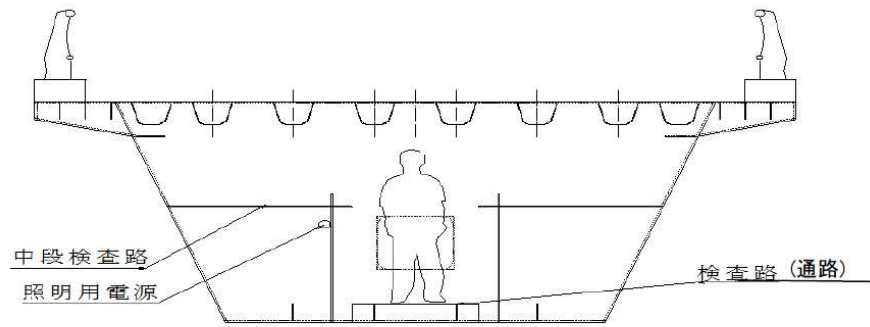
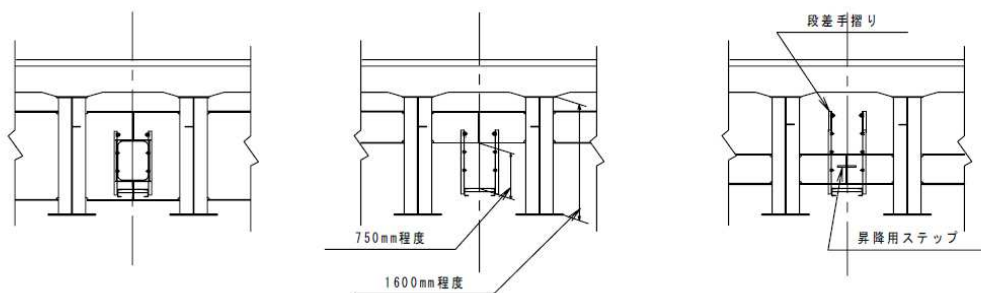


図-6-1 検査路の標準的設置判定フロー

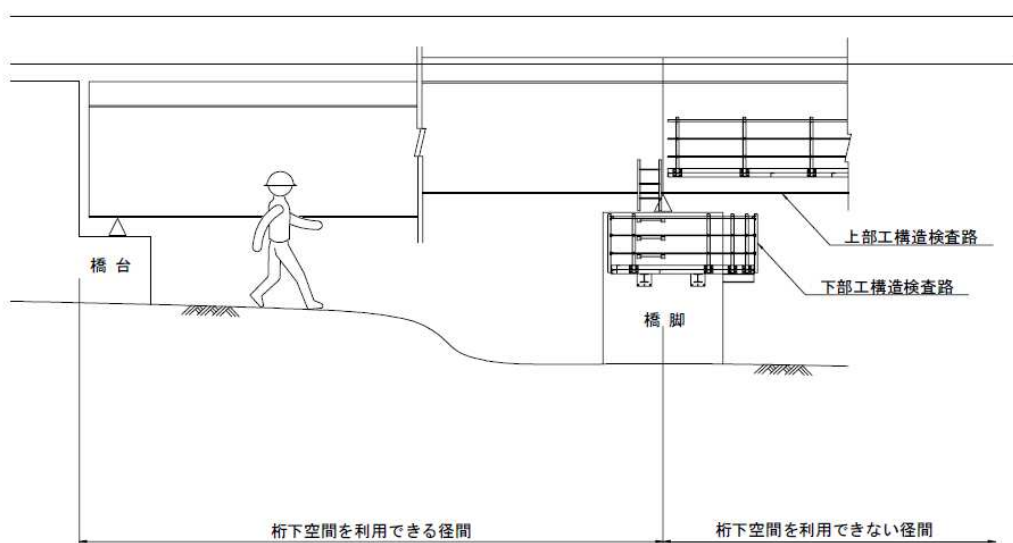


図－6－2 (a) 箱桁内空間を利用した点検活動、保守活動の例

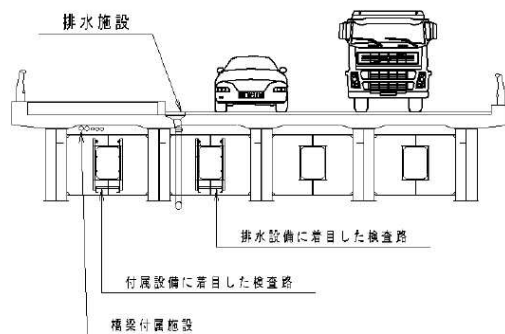


(a) 横桁マンホールを利用する例 (b) 横桁下空間を利用する例 (c) 横桁を跨いで移動する例

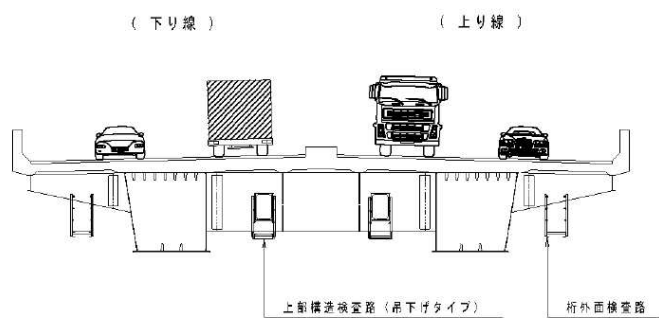
図－6－2 (b) 横桁位置での移動



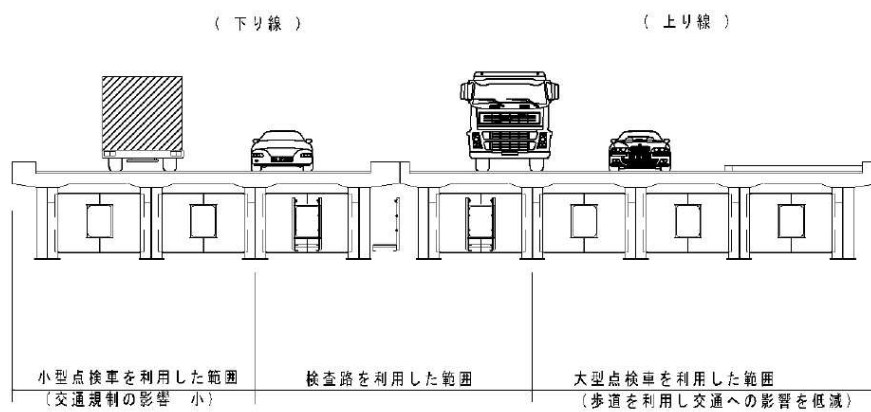
図－6－2 (c) 桁下空間を利用した移動や作業が可能な例



(a) 特定の点検箇所に着目した設置例

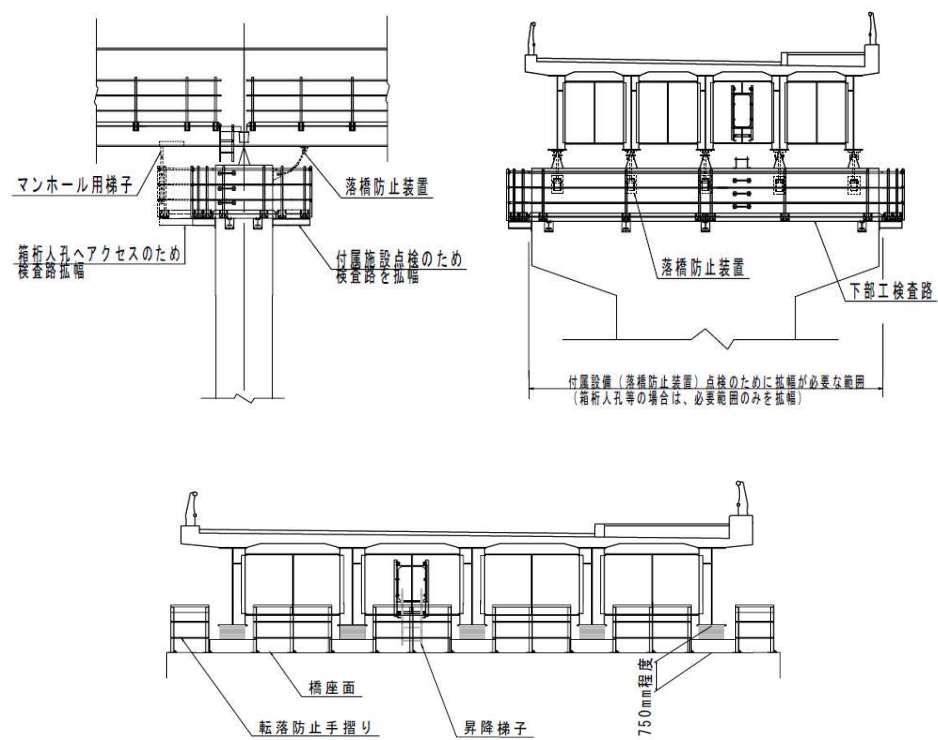


(b) 桁間、張出が大きな場合

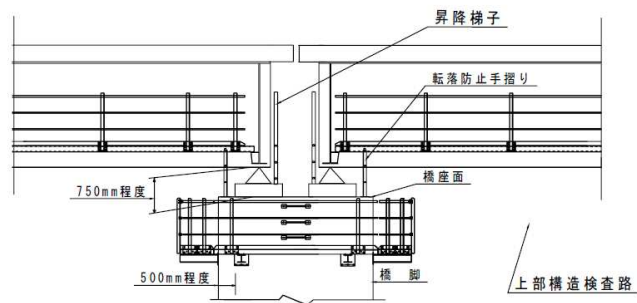


(c) 点検車等との併用を考慮した例

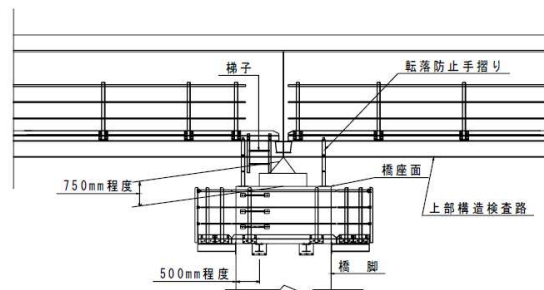
図－6－3 上部構造検査路の設置例



(a) 架違い部



(b) 側面図（架違い部）



(c) 側面図（連続桁中間支点）

図－６－４ 下部構造検査路の設置例

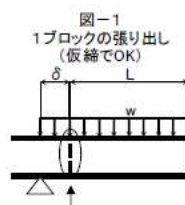
7. 鋼橋の架設

桁架設工法の検討にあつたては、下記「仮締め状態における張出又は2点支持可能ブロック数の検討(例)」を参考に地組ブロック数、バント設置位置を十分検討すること。

仮締め状態における張出し又は2点支持可能ブロック数の検討(例)

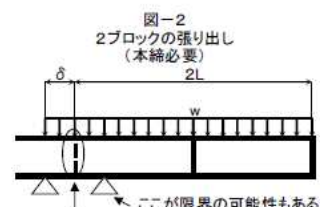
参考-1

- 鋼橋のQ&A 架設備 Q-28(H17.3(社)日本橋梁建設協会)の参考(2)に「2ブロック以上が支持なしで張り出される片持ち工法では、張り出し毎の本締めが基本」という記述がある。これを、モデル図化すると、右の「図-1」「図-2」となり、それぞれの状態の剪断力・モーメントを示す。
(※実際には、 $L \cdot W$ は均一ではないが均一と仮定。)



$$S=W \cdot L$$

$$M=W \cdot L \cdot L / 2$$



$$S=W \cdot 2L \text{ (1ブロックの張り出しの2倍)}$$

$$M=W \cdot 2L \cdot 2L / 2 = 4 \cdot W \cdot L \cdot L / 2 \text{ (1ブロックの張り出しの4倍)}$$

- また、参考(2)には、「バント架設のように2ブロック目がバント支持されるものは、仮締め状態のままで十分」という記述があるので、この場合の限界ブロック数を検討する。
つまり、右の「図-2」と同じ剪断力・モーメントになる、2点支持状態未達のブロック数が仮締め施工の限界と想定する。

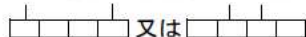
- 「図-2」と同じ剪断力・モーメントになる、2点支持状態は、「図-3(4ブロック・2点支持)」の支点部となるが、その近傍の添接部は近似であり仮締め状態では不安になる。



$$S=W \cdot 2L$$

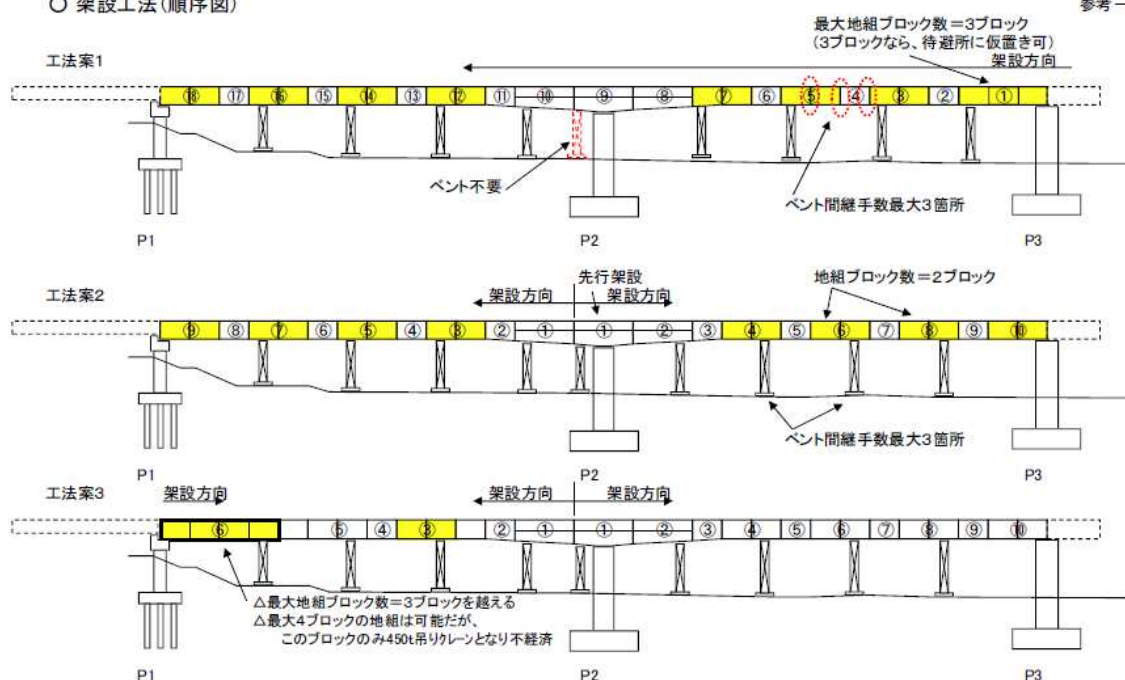
$$M=4 \cdot W \cdot L \cdot L / 2 \text{ (本締め必要状態とほぼ近似状態)}$$

- 故に、仮締め状態での2点支持の限界は
支持支点間添接数3箇所を最大とする。
- 地組の最大ブロック数は4ブロックとする。



○ 架設工法(順序図)

参考-2



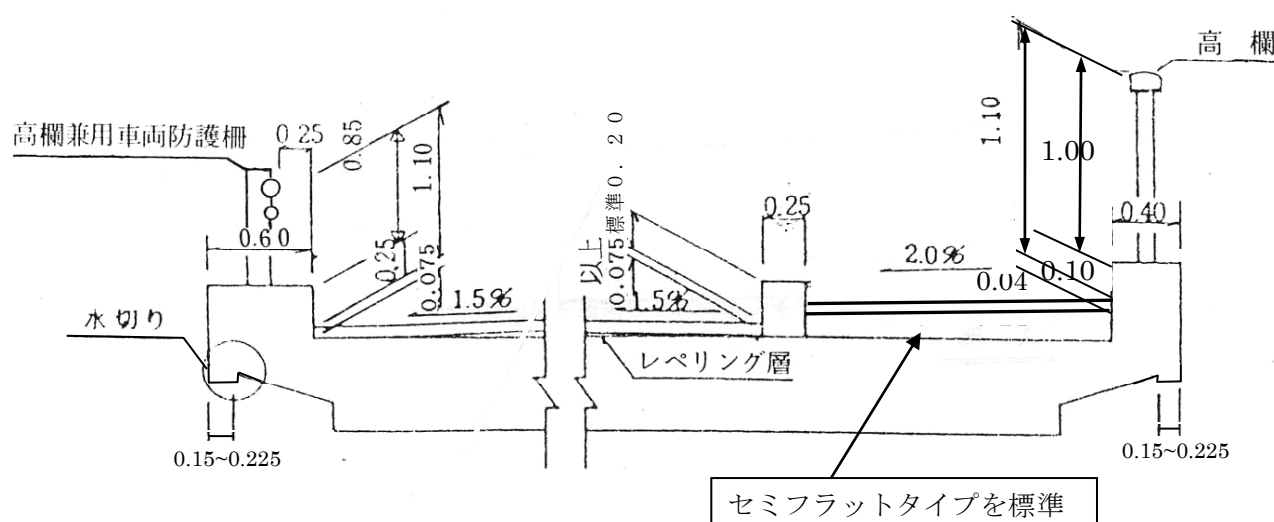
8. 鉄筋の定着について

鉄筋の継手は以下を基本とする。

- ・ D 25 mm以下 重ね継手
- ・ D 29 mm以上 ガス圧接

なお、「鉄筋定着・継手指針（2007年版）土木学会」により、施工及び検査に起因する継手の信頼度を考慮した設計とすると、設計段階から施工のレベル、検査のレベルを適切に設定し、施工段階では設定したレベルを遵守するよう設計図書等に記載すること。

9. 橋面部の標準寸法



橋梁部は、セミフラット形式、縁石の高さは20cmを標準とする。

橋面上の車道舗装は、前後の道路の舗装構成に関わりなく、2層とする。

コンクリート床版（表層（再生密粒As）35mm、基層（再生粗粒As）40mm）

鋼床版（表層（再生密粒As）35mm、基層（グースAs）40mm）

10. 床版防水層の設計・施工

10-1 施工範囲

鋼橋、コンクリート橋ともに、橋面においてアスファルト舗装とする部分は全面施工とする。（床版の劣化防止により、橋梁全体の長寿命化を図るため、歩道に中詰コンクリートを施工する場合においても、床版防水層を施工する）

10-2 床版防水層の設計（令和5年8月18日付事務連絡：道路建設課長他）

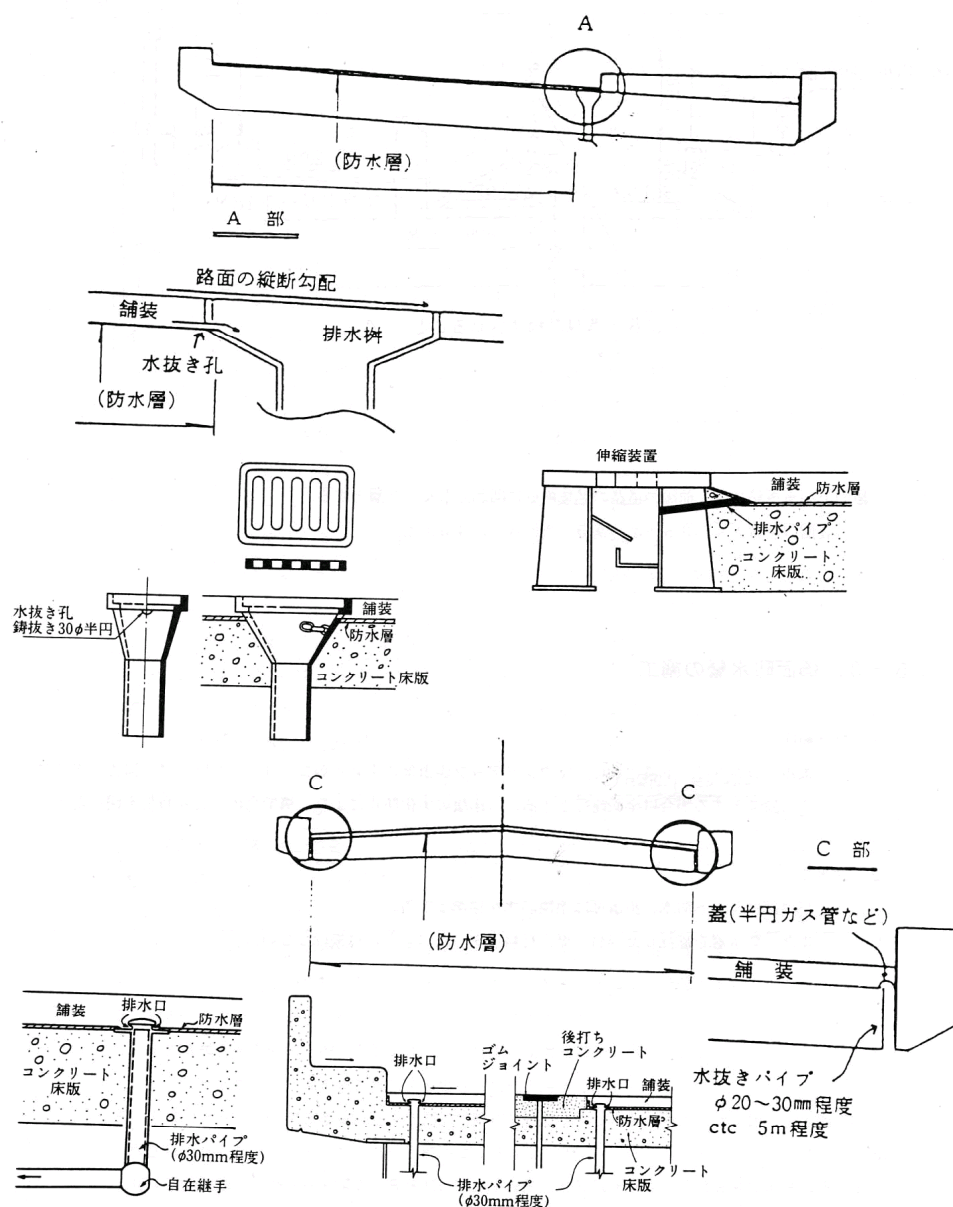
新設および補修工事において施工する床版防水層の設計は、床版の状況、作業時期や作業スペースの制約などの施工条件に適合したものとし、以下の条件

を満足するものの中から、特段の理由がない場合において、床版防水層の候補が複数となる場合は、経済性を比較検討して最も経済的な材料を選定すること。

- (1) 道路橋床版防水便覧の表-4.2.1 にある基本照査と要領類の確認を満足するものとする。
- (2) 施工条件に応じて実施する追加照査を同表より適宜選定し、選定した照査項目は満足するものとする。

10-3 舗装表面からの浸透水の処理

防水層を施工した場合、橋面舗装からの浸透水の排水処理ができていないと、ジョイント部や支承部へ集中するので、浸透水の排水について特に留意し設計・施工しなければならない。(施工例)



1 1. 橋梁における生コンクリート及び鉄筋の使用区分

橋梁での適用基準は、次表を標準とする。

	工 種	G d (mm)	σ_{ck}	JIS530	セメントの種類	鉄筋の種類
			設計強度	呼び強度		
			(N/mm ² ,kgf/cm ²)			
上 部 工	鋼 橋 床 版 (合 成)	20(25)	27N(270)	27N(270)	普 通	SD345
	〃 (非合成)	20(25)	24N(240)	24N(240)	普 通	SD345
	ポステン桁 の 主 桁 (注1)	20(25)	40N(400)	40N(400)	早 強	SD345
	ポステン・プレテン桁の 床版、横桁	20(25)	30N(300)	30N(300)	普 通	SD345
	プレテンション床版橋の中詰、横桁	20(25)	30N(300)	30N(300)	普 通	SD345
	プレテンスラブ(I桁)の中詰	20(25)	24N(240)	24N(240)	普 通	SD345
	R C 床 版 橋 (支間>10m)	20(25)	24N(240)	24N(240)	普 通	SD345
	〃 (支間≤10m)	20(25)	24N(240)	24N(240)	普 通	SD345
	R C 中 空 床 版 橋	20(25)	24N(240)	24N(240)	普 通	SD345
	R C ホ ロ ー 桁	20(25)	24N(240)	24N(240)	普 通	SD345
	P C 中 空 床 版 橋	20(25)	36N(360)	36N(360)	早 強	SD345
	地 覆、壁 高 欄	20(25)	24N(240)	24N(240)	高炉 B 又は普通	SD345
下 部 工	重力式・半重力式の橋台、橋脚	40	18N(180)	18N(180)	高炉 B 又は普通	SD345
	L 型・逆 T 型・扶壁式の橋台、橋 脚、胸壁、フーチング重力式橋台の胸 壁(定着部含む) (注2)	20(25)	24N(240)	24N(240)	高炉 B 又は普通	SD345
	ウ イ ン グ	20(25)	24N(240)	24N(240)	高炉 B 又は普通	SD345
	踏 掛 版	20(25)	24N(240)	24N(240)	高炉 B 又は普通	SD345
基 礎 工	深礎杭、井筒、潜函基礎	20(25)	24N(240)	24N(240)	高炉 B 又は普通	SD345
	場所打杭(リバース、ベント、アースドリル) 井筒基礎の底版	20(25)	24N(240)	30N(300)	高炉 B 又は普通	SD345

(注) 1. 張出し架設を行う場所打プレキャストコンクリート桁の強度は別途考慮する。

2. 重力式橋台の胸壁は、胸壁主筋又は橋座補強筋の定着長部分を含めて、24N、SD345とすること。また、重力式橋台の一部を張り出しする場合は別途考慮する。

3. 塩害対策を必要とする地域の上・下部工に使用するコンクリートの水セメント比は、上部工は①工場で製作されるプレストレストコンクリート構造は36%以下②①以外のプレストレストコンクリート構造は43%以下③鉄筋コンクリート構造は50%以下、下部工50%以下とし、呼び強度は別途考慮する。(H29 道路橋示方書・同解説 IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 P 186、IV下部構造編 P 86)

4. 最小かぶりについても、塩害の影響に応じて適切に確保すること。

1 2. 橋梁用防護柵(橋梁、高架に設置する車両用防護柵及び歩行者自転車用柵)の取扱いについて

※ 設置区間の選定にあたっては以下に一般的な考え方を示すが、路外を含む道路の状況及び交通の状況を十分に踏まえると共に、前後の一般部も含め、設置区間については総合的な判断を行うこと。

1. 歩道等に接する地覆には、歩行者自転車用柵を設置し、歩行者等の橋梁、高架外への転落を防止するものとする。

また、車両自体の橋梁、高架外への転落を防止する必要がある場合には、原則として、3に述べるように歩車道境界に車両用防護柵を設置するものとするが、既設の橋梁、高架などで、歩道等の幅員が狭く、歩車道境界に車両用防護柵を設置すると歩行者等の通行を妨げるおそれのある場合には、歩道等に接する地覆に転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

2. 車道部に接する地覆には、原則として車両用防護柵を設置し、車両の橋梁、高架外への転落を防止するものとする。

ただし、自転車が車道通行をする場合や歩行者が混入するおそれのある場合には、必要に応じて転落防止機能を有する歩行者自転車用柵を兼用した車両用防護柵を設置するものとする。

3. 橋梁、高架区間の歩車道境界には、以下のような場合に、必要に応じて、車両用防護柵を設置するものとする。

- a) 転落車両による第三者の二次被害が発生する恐れのある場合
- b) 線形が視認されにくい曲線部など、車両の路外逸脱が生じやすい場合
- c) 地域の気象特性等によって路面凍結が生じやすくスリップ事故が多発している場合
- d) 橋長が長いなど走行速度が高くなる恐れがある場合
- e) 歩道幅員が狭い又は、縁石の高さが低い場合

(1) 上記 a) ～ e) の具体的な適用に際しては、以下を目安とする。

a) 転落車両による第三者の二次被害が発生する恐れのある場合

- ① 道路が鉄道等または他の道路と立体交差または近接する区間におい

て路外に逸脱した車両が鉄道等、他道路などに進入するおそれのある区間の橋梁、高架。

ここで、車両が進入するおそれのある区間とは、

ア) 立体交差の場合は、鉄道等、他の道路などとの交差上空区間に加え、その前後の車両が進入する可能性がある区間を含む。

イ) 近接する区間において車両が進入するおそれのある区間とは、「防護柵の設置基準・同解説(H28.12)」のP8による。

② その他車両の転落による二次的事故のおそれが想定される区間

b) 線形が視認されにくい曲線部など、車両の路外逸脱が生じやすい場合

急カーブ区間などのほか、縦断線形などにより視認されにくいカーブ区間や走行速度が高くなりやすい下り勾配区間でのカーブ区間、長い直線区間のあとのカーブ区間など、平面および縦断線形の一方または双方の要因により事故のおそれのある区間については、下記を目安に必要な応じて歩車道境界に車両用防護柵を設置する。

- ① 曲線半径がおおむね300m以下の区間にある橋梁、高架の内、前後の線形を考慮した上で必要と認められる区間。
- ② おおよそ4%を越える下り勾配にある区間の橋梁、高架の内、防護柵の設置により効果があると認められる場合。
- ③ 車道幅員が急激に狭くなっている道路にある橋梁、高架で、防護柵の設置によりその効果があると認められる場合。（おおむねすりつけ率が1/20より急な区間）
- ④ 変形交差の道路にある橋梁、高架の内、防護柵の設置によりその効果があると認められる場合。
- ⑤ トンネル前後の橋梁、高架で特に必要とする橋梁。
- ⑥ 橋梁、高架そのものは直線であるが、前後の取付け部が曲線である橋梁、高架の内、特に必要とする橋梁。
- ⑦ 橋梁、高架上で事故が多発しているもの、または多発するおそれがある橋梁、高架で防護柵の設置によりその効果があると認められる場合。

c) 地域の気象特性等によって路面凍結が生じやすくスリップ事故が多発

している場合

- ①濃霧による視界の不良、路面凍結によるスリップ、強風によるハンドル誤操作事故が多発するおそれのある場合 等

d) 橋長が長いなど走行速度が高くなる恐れがある場合

- ①おおむね延長 2 0 0 m 以上の橋梁、高架の場合。
- ②片側 2 車線以上の橋梁、高架の場合などで、走行速度が高くなる恐れがある場合。

e) 歩道幅員が狭い場合

- ①自転車歩行車道及び歩道の幅員は、道路構造令第 1 0 条の 2 及び第 1 1 条により幅員（最低幅 2. 0 m（路上施設帯 0. 5 m を加えて 2. 5 m））を決定するが、現地の状況によりこれよりも狭い特例値（幅 1. 5 m（路上施設帯 0. 5 m を加えて 2. 0 m））を採用する場合は、歩車道境界に車両用防護柵を設置する。

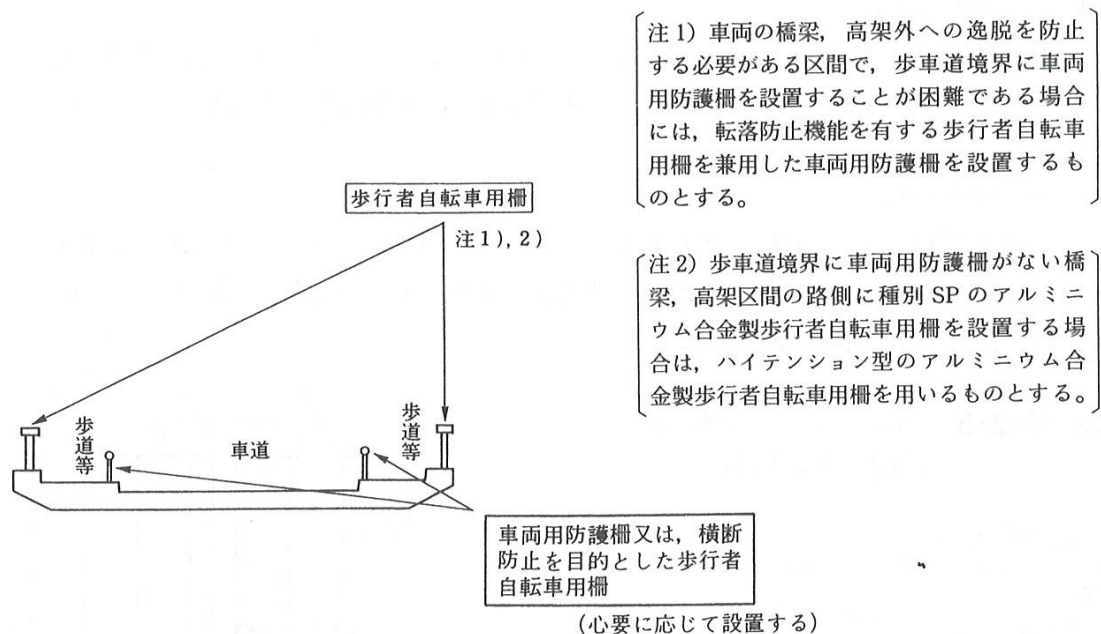
(2) 新設橋において、歩車道境界に車両用防護柵を設置する場合、歩道等の設計にあたっては、歩行者等の通行量及び前後の歩道等の幅員を勘案すると共に、路上施設帯の幅を考慮して設計すること。

(3) 既設の橋梁、高架の内、上記 a) ～ e) に該当する場合、歩道等の幅員が狭く、歩車道境界に車両用防護柵を設置すると歩行者等の通行を妨げるおそれのある場合とは、設置後における歩道等の有効幅員が道路構造令に規定する値以下となる場合を目安とする。ただし、歩行者等の交通量が非常に多く道路構造令に規定する値以上の幅員を確保する必要がある場合はこの限りではない。

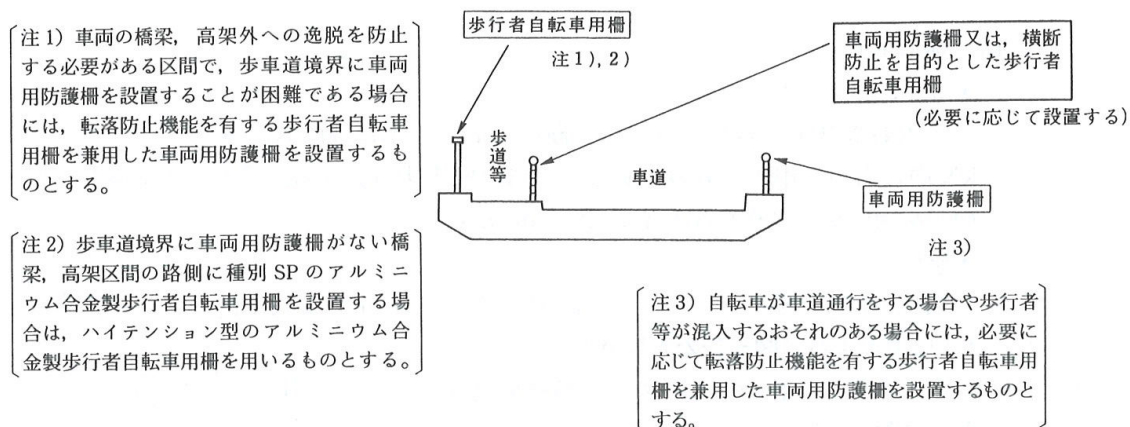
なお、歩行者等のみだりな横断を防止するために必要な場合には、歩車道境界に種別 P の横断防止柵を設置するものとする。

(4) 歩車道境界に車両用防護柵がない橋梁、高架区間の路側に種別 S P のアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を設置する場合は、支柱を座屈しやすい偏肉構造とし、継手部の連結強度を高めたハイテンション型のアルミニウム合金製歩行者自転車用柵を用いるものとする。

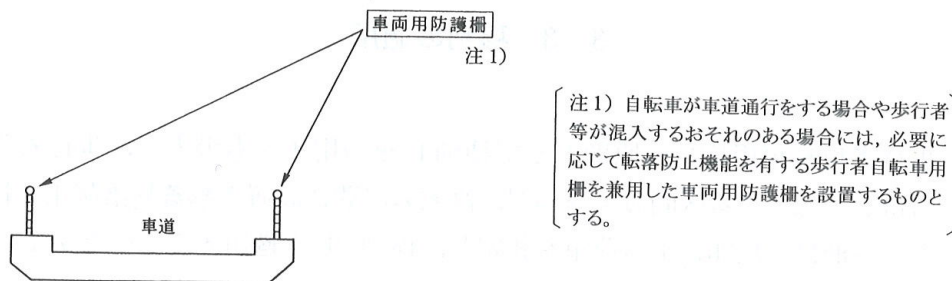
4. 橋梁用ビーム型防護柵の設計方法については、「防護柵の設置基準・同解説（H28. 12：社団法人日本道路協会） p110～」によること。



図—3・2・8 両側歩道の橋梁，高架での設置の考え方

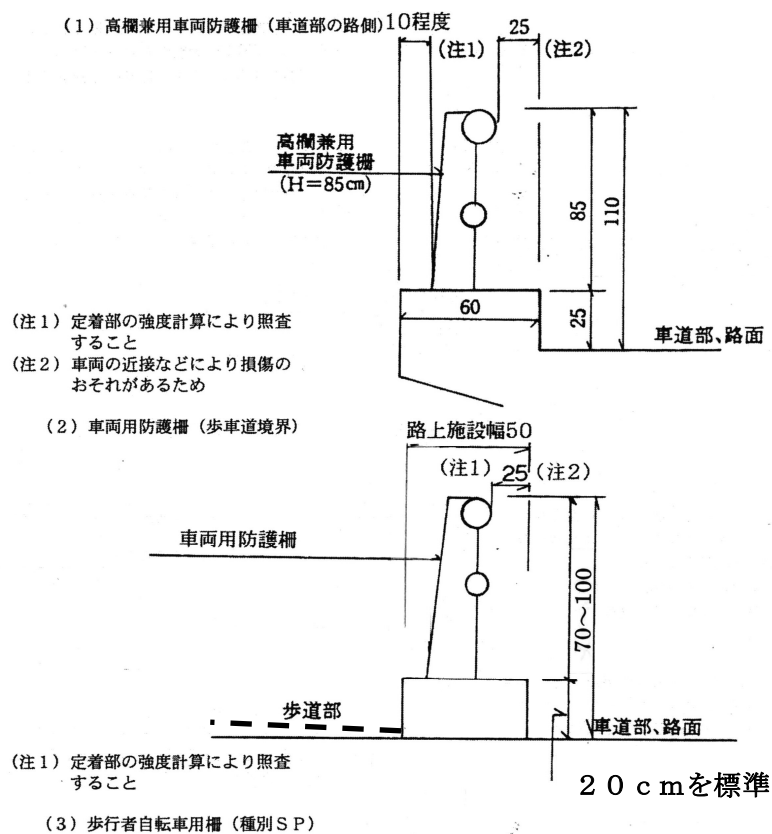


図—3・2・9 片側歩道の橋梁，高架での設置の考え方



図—3・2・10 歩道等のない橋梁、高架での設置の考え方

5. 参考図（橋梁用ビーム型防護柵及び地覆部の一般形状）



6. 橋梁、高架における防護柵設置の考え方

橋梁の種類		道路橋		歩道橋等	
二次被害のおそれの有無		二次被害のおそれのない区間		二次被害のおそれのある区間	
車面の路外逸脱性		車面の路外逸脱が生じにくい橋梁 ★歩道があり、車面走行環境が良好な場合 (走行速度が低い、路側余裕がある程度ある場合など)	車面の路外逸脱が生じやすい橋梁 ★歩道がない場合 ★歩道があっても「土木工事設計要領」12.3.(1) b)～e)に該当するもの	すべての橋梁 ★車面の路外逸脱性とは関係なく運用	
二次被害の重大性 乗員の危険性 (橋梁高さ及び近接する水域の水深)	特に高い	—	—	一般区間 ★右記以外の区間「土木工事設計要領」12.3. a)に該当するもの	極めて重大な被害が発生するおそれのある区間 ★ 新幹線との交差近接区間 ★ ガスタンク等危険物貯蔵施設などとの交差近接区間
	高い	車面用防護柵設置が必要な区間	車面用防護柵(ランク2) 注1	車面用防護柵(ランク2) 注1 剛性防護柵(壁高欄) 注2	車面用防護柵(ランク3) 注1 剛性防護柵(壁高欄) 注2
	—	原則として車面防護柵を設置するが、現地の状況を勘案し車面用防護柵を設置しないことができる区間 車面用防護柵を設置しないことのできる区間 ★ 歩行者自転車車用柵SP(高欄)を設置する。(アルミ製の場合、ハイテンション高欄)	車面用防護柵(ランク1) 注1 剛性防護柵(壁高欄) 注2	車面用防護柵(ランク2) 注1 剛性防護柵(壁高欄) 注2	歩行者自転車車用柵SP(高欄)

注1 歩道等のある橋梁に車面用防護柵を設置する場合は、原則として歩車道境界に設置する。
ただし、歩車道境界に設置することが困難な場合は、歩道の路側に高欄兼用車面防護柵を設置する。

注2 歩道等のない橋梁の場合は、必要に応じ路側に剛性防護柵(壁高欄)を設置する。

◎種類の適用

道路の区分	設計速度 (km/h)	ランク1 一般区間	ランク2	ランク3
高速道路・自動車道	80以上 60以下	A. Am	SB, SBm SC, SCm	SS SA
その他の道路	60以上 50以下	B. Bm, Bp C. Cm, Cp	A. Am, Ap B. Bm, Bp*	SB, SBp

※設計速度40km/h以下の道路では、C, Cm, Cp を使用できる。

1 3. 橋梁耐震補強

既設橋梁の耐震性および耐震補強設計に際しては、個々の橋梁の条件に応じて設計計算を行うことが必要である。耐震補強が必要とされる橋梁は、さまざまな構造条件を有することが予想され、これらの構造条件に対して一様な耐震補強工法を示すことは困難であるため、個々の橋梁条件に応じた耐震補強計算を行わなければならない。

また、古い時代の橋梁では、配筋等が不明の場合もあると考えられるが、このような場合には、以下に示すような方法等を用いて配筋状況を調査・推定した結果を基に耐震補強設計を行うことを原則とする。

- ① 当時の設計基準に準拠した復元設計による推定。
- ② 非破壊調査による配筋量調査。
- ③ 被りコンクリートの部分的はつりによる配筋量調査。

1 3－1 設計一般

平成7年兵庫県南部地震における道路橋の被害に鑑み進められている橋梁の耐震補強については、平成8年12月の道路橋示方書の改訂を経て、これ以降の調査研究結果を踏まえ、性能規定型の技術基準を目指して平成14年3月及び平成24年3月に改訂されたことから、耐震補強設計についても新設橋と同様に、道路橋示方書に準じて設計を行うこととした。なお、具体の設計計算にあたっては、以下を参考にするものとする。

- ① (社)日本道路協会「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」(平成9年8月)
- ② (社)日本道路協会「既設道路橋基礎の補強に関する参考資料」(平成12年2月)
- ③ (社)日本道路協会「道路橋の耐震設計に関する資料」(平成9年3月)
- ④ (社)日本道路協会「道路橋の耐震設計に関する資料」(平成10年1月)
- ⑤ (財)海洋架橋・橋梁調査会「既設橋梁の耐震補強工法事例集」(平成17年4月)
- ⑥ 国土技術政策総合研究所・土木研究所「既設橋の耐震補強設計に関する技術資料」(平成24年11月)
- ⑦ 事務連絡「既設道路橋の耐震性能照査及び耐震補強設計にあたって道路橋示方書を準用する場合の考え方及び留意点について」(平成27年6月25日)
- ⑧ 事務連絡「橋・高架の道路等の技術基準」の修繕設計時の適用基準としての当面の扱いについて」(令和2年7月20日)

1 3－2 耐震設計の基本方針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 既設橋梁の耐震補強に当たっては、上部構造、下部構造、落橋防止システム及び基礎構造を含めた橋梁全体構造系として耐震性が向上するよう補強計画を立てるものとする。(2) 具体的な耐震性向上方法として、橋脚躯体、支承部の補強及び落橋防止システムの強化を行うこととする。(3) 橋脚基礎についても、原則として耐震性の照査を行い、必要であれば適切な補強を行うこととする。(4) 耐震補強の構造計画を検討する際には、維持管理の確実性及び容易さに配慮する。 |
|---|

- (1) 橋梁の耐震性は橋脚のじん性や耐力でのみ確保されるものではなく、橋梁全体構造系として耐震性を確保することが重要であるため、補強計画に際しては十分な検討が必要である。
- (2) 橋梁の耐震性向上を目指す補強対策としては、
- ① 橋脚本体を補強し、じん性の向上や耐力の増加により、大きな地震力に対応する方法
 - ② 落橋防止構造により、万一支承等が破壊しても、桁が落下することのないようにする方法
 - ③ 橋梁全体の構造系を変更し、水平力分散や長周期化により地震時慣性力を軽減する方法
- などが考えられる。
- (3) 既設橋脚の補強を行う場合は、原則として基礎の照査を行うこととした。ただし、基礎の形状や地盤条件が明らかになっているなど、既知のデータがあるものに限る。(原則、耐震性能照査のための基礎形状の確認や地質調査までは行わない。
- なお、基礎の補強については、一般的に仮設も含め膨大なコストが必要となり、全国的にも事例が少ないため、橋脚の補強に合わせて基礎の補強を行う場合には、その必要性及び経済性等について、主管課と事前に協議を行うこととする。

1 3 - 3 動的解析による耐震性の照査

また、地震時の挙動が複雑でかつ重要度の高い橋梁については、非線形動的解析により耐震性の照査を行うこととするが、動的解析を行う橋梁の具体例は以下のとおりとする。

- ① 固有周期の長い橋（一般に、固有周期 1.5 秒以上）、又は、橋脚高さが高い橋（一般に、30m 程度以上）
- ② ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋
- ③ 免震橋
- ④ ラーメン橋
- ⑤ 鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋
- ⑥ 斜長橋、吊橋等のケーブル系の橋
- ⑦ 上・中路式アーチ橋
- ⑧ 小さな曲線半径で、上部構造の両端のなす角度が大きい曲線橋

14. 「電子納品利活用システム」への登録及びマイクロフィルム作成

将来の維持管理の際に参考資料とするため、橋長 2m以上の橋梁工事（新設・架替・橋梁補修）については、

○橋梁台帳（道路管理情報システム）の新規入力、時点修正を行う。

鋼橋は、再塗装を将来実施するため、現場塗装面積を橋梁台帳に記入すること。

補修工事の場合も同様。（耐候性鋼材の場合は、桁端部等の塗装面積を記入）

○「電子納品利活用システム」に図面や構造計算書等を電子データにて保存する。

道路管理者以外の施工した橋梁（例えば国交省や市町の河川改修に伴う県道橋の架け替えなど）についても、橋梁台帳の訂正及びシステムへ登録すること。

システムへの登録時期・・・①詳細設計終了時（←必須）

②工事完成後で図面・構造計算等に変更がある場合
（年度当初に、データ登録一覧表の確認を依頼しています。）

従来のマイクロフィルムの提出から、「電子納品利活用システム」への登録に切り替えるものとするが、何らかの事由でシステムに登録できない場合は、マイクロフィルムを作成し、道路建設課橋梁係へ提出すること。

マイクロフィルムを作成する範囲は、橋梁設計の報告書、構造計算書、数量計算書、図面の全てとする。

(1) マイクロフィルムの作成要領

- 1 本資料は橋梁事業における技術資料のマイクロフィルム化を行なう場合の統一を図るため、マイクロフィルムの作成様式を定めたものである。
- 2 マイクロフィルム作成は完成図面、構造計算書、地質調査報告書および必要と思われる参考書類とする。
- 3 マイクロフィルムの種類と適用範囲
 - (1) マイクロフィッシュに撮影したもの（以下「マイクロフィッシュ」という。）
 - (2) 35mmロールフィルムに撮影し、ジャケットに装填したもの
（以下「35mmフィルムジャケット」という。）
 - (3) 使用するフィルムの品質は高い解像力を有する銀塩ネガフィルムとし、厚さは0.1～0.2mmのものとする。
 - (4) 適用範囲下表のとおりとする。

被写体の寸法	種 類	備 考
A ₃ 以下	マイクロフィッシュ	構造計算書等
A ₂ 以上	35mmフィルムジャケット	図面（A ₃ 以下でも図面は同一フィルムに撮影する）
A ₀ 、B ₀ を越える	“	“（発注者と協議のうえ分割撮影とする。）

4 撮影縮率

下表のとおりとし、規格寸法以外の被写体の場合はその寸法の直近上位の規格寸法に対する縮率とする。

図 面 規 格	撮 影 縮 率	図 面 規 格	撮 影 縮 率
A ₀	1 / 30	B ₀	1 / 40
A ₁	1 / 20	B ₁	1 / 30
A ₂	1 / 20	B ₂	1 / 20
A ₃	1 / 20	B ₃	1 / 20
A ₄	1 / 20	B ₄	1 / 20

5 仕 上 り

(1) ヘッダー

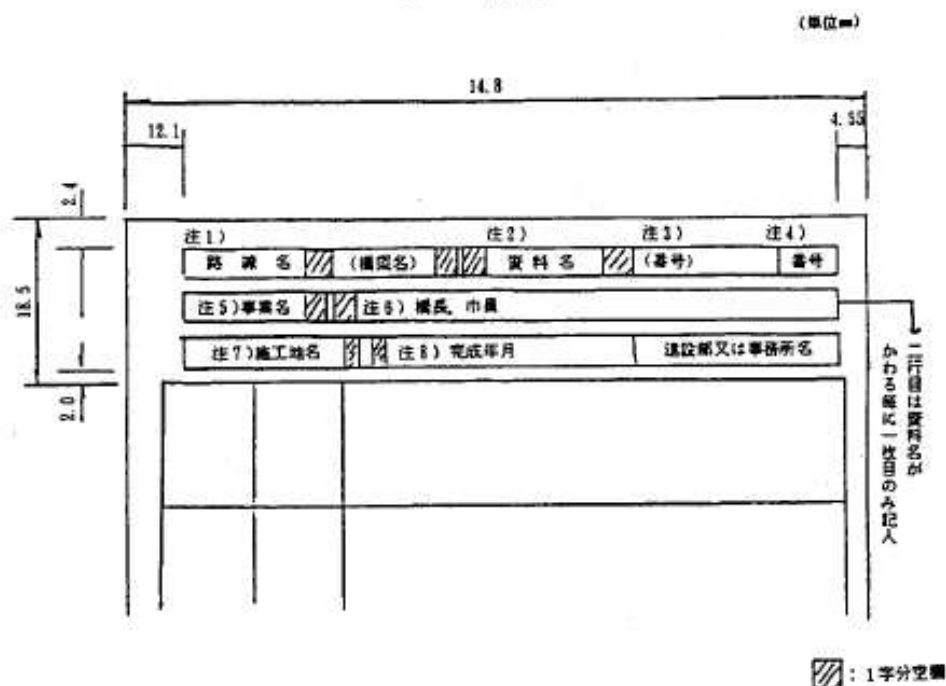
(イ) マイクロフィッシュ及びフィルムジャケットのヘッディングエリアにはヘッダーを記入する。

(ロ) マイクロフィルムのヘッダーは、ボジ仕上りとし、フィルムジャケットのヘッダーはタイプ仕上りとする。

(レ) ヘッダーの文字の書体が角ゴシック体とし、活字の大きさは、9.0～10.5ポイントとする。

(ニ) ヘッディングエリアの記入事項及び割付は下図による。

ヘッダー割付図



注1) 路線名：(一) ○○○線、(国) ○○号、の様に記入

2) 資料名：上部工設計図

下部工設計図

上部工設計計算書

下部工 "

基礎杭 " 等を記入する。

3) (番号)：同一資料名における通し番号を (1/3) の様に記入する。

4) 番 号：同一橋梁名における通し番号を 1/10 の様に記入する。

5) 事業名：(公共)あるいは(県単)をつけ事業名を記入

6) 橋長、幅：L＝〇〇.〇m, W＝〇.〇(〇.〇)mと記入

巾員は車道巾と全巾()を記入

7) 施工地名：郡(市), 町, 字名まで記入

8) 完成年月：昭和〇〇年〇月完成と記入(工事の完成日を記入のこと)

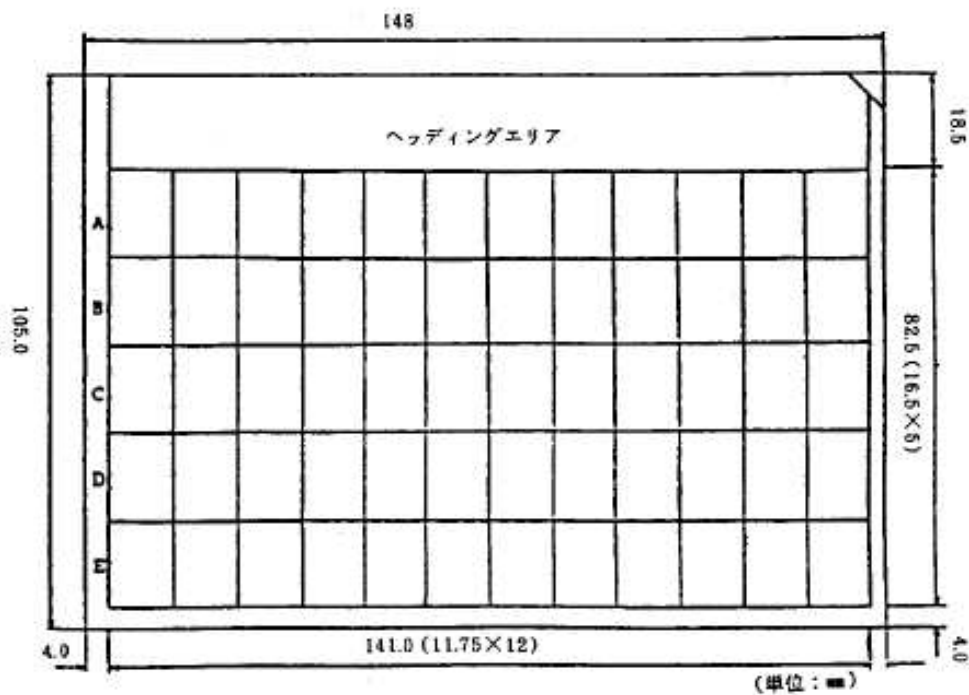
9) 二行目の事業名と橋長、幅は資料名がかわる毎の一枚目のみ記入し、あとは空欄とする。

ヘッダー作成例

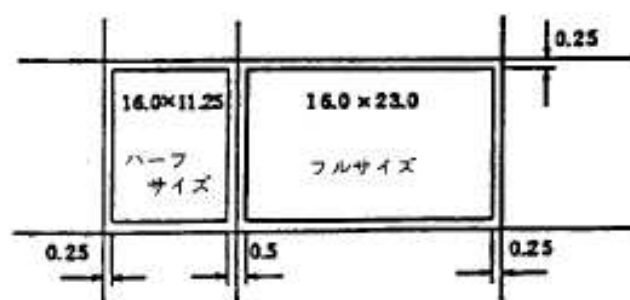
(国) 320号	堀切大橋	下部工設計図 (1/3)	1 / 11
(公共) 橋梁整備事業	L = 107.0 m	W = 6.0 (10.0) m	
北字和郡日吉村堀切	昭和 60 年 2 月完成	宇和島地方局建設部	

6 マイクロフィッシュの作成

(1) 形状寸法は下図による。



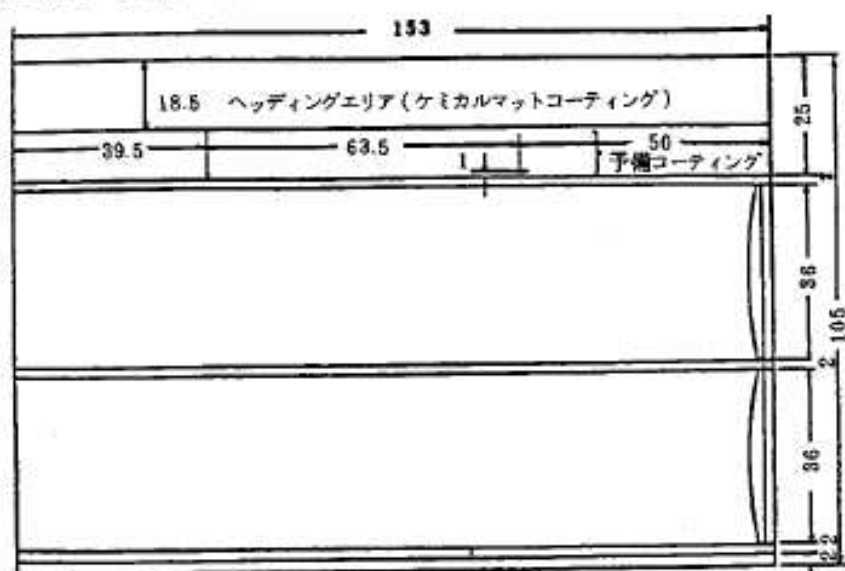
- (2) 被写体構成によりハーフサイズとフルサイズを組み合わせて撮影することができる。
コマ及びフレームの構成は下図による。



- (3) マイクロフィルムは1シートごとに透明度の高いプラスチックフィルム製の保護袋に入れるものとする。

7 フィルムジャケットの作成

- (1) 35mmロールフィルムに撮影したものを数コマに切断し、ジャケットに装填するものとする。
(2) ジャケットはロールフィルムを装填した状態で複製フィルム作成等が可能な透明度の高いプラスチックフィルム製とし、耐久性に優れた高品質のものとする。
(3) 形状寸法は下図による。



35mmフィルムジャケット(正面図) (単位:mm)

8 その他

地質調査におけるコア写真等がある場合は写真のネガをフィルムジャケットに入れておくこと。

(2) マイクロフィルム及び「電子納品利活用システム」への保存橋梁一覧表

- 1) 現在、道路建設課橋梁係にて保管しているマイクロフィルムと過去に PDF 化したデータの一覧、「電子納品利活用システム」に登録している橋梁の一覧表を「参－1」頁以降に示す。
- 2) 「電子納品利活用システム」に登録できない場合は、設計計算書及び完成図面等の長期保存を図るため、マイクロフィルムを作成するようお願いします。
- 3) マイクロフィルムについて、補修工事等で参考とする場合は貸し出しますので、道路建設課橋梁係へ連絡をお願いします。
- 4) マイクロフィルムから印刷した図面等については、今後の業務等でも有効活用できるよう、PDF 等のデータ化をお願いします。(CD 等を、道路建設課橋梁係まで提出願います。)

15. 主な適用技術基準（示方書、指針等）一覧表

※示方書の改訂、新しい通達などがあれば、適宜最新版を確認すること。

示方書・指針等	発行者	発行年月
道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3
立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
道路の標準幅員に関する基準（案）	建設省道路局・都市局	S50.7
道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日本道路協会	H29.11
道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日本道路協会	H29.11
道路橋示方書・同解説 （Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	日本道路協会	H29.11
道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H29.11
道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H29.11
道路橋示方書・同解説 Ⅴ耐震設計編に関する参考資料	日本道路協会	H27.3
国総研資料第1162号 道路橋の設計における 諸課題に関わる調査(2018-2019)	国土交通省	R3.9
コンクリート標準示方書（設計編）	土木学会	H30.3
コンクリート標準示方書（規準編）	土木学会	H30.10
コンクリート標準示方書（維持管理編）	土木学会	H30.10
コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9
コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R2.9
プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10
鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9
鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	R2.9
鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3
鋼道路橋設計ガイドライン（案）	建設省道路局国道課監修	H7.10
鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9
杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2.9
杭基礎施工便覧	日本道路協会	R2.9
斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	R3.10
鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
道路橋耐風設計便覧（平成19年度改訂版）	日本道路協会	H20.1
道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4
道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
防護柵の設置基準・同解説 ボラードの設置便覧	日本道路協会	R3.3
車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
舗装設計便覧	日本道路協会	H18.2
舗装設計施工指針	日本道路協会	H18.2
道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
改定 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
建設省制定土木構造物標準設計第13巻～第16巻	全日本建設技術協会	H6.3
〃 第18巻～第20巻	全日本建設技術協会	H8.3
〃 第23巻～第27巻	全日本建設技術協会	H6.4
道路橋検査路設置要領（案）第6次案	国土交通省	H25

1 6．その他

1 6－1 新設の橋梁及びトンネルの名称について

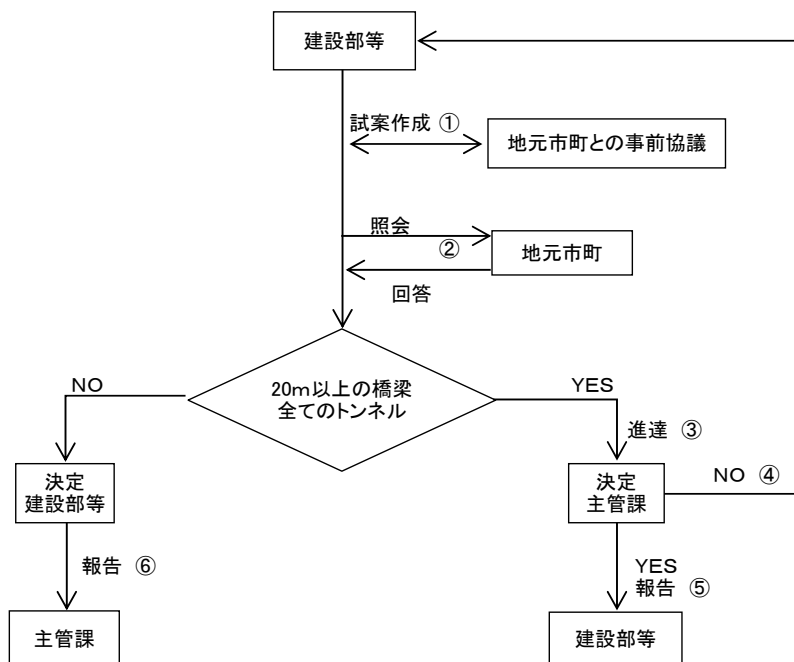
新設の橋梁などの名称については、原則として道路管理者が命名するものであり、下記により運用します。

- ① 建設部(土木事務所)は、地元市町と事前協議を行い、名称の試案を作成する。
試案名は、原則として漢字とし、地名、旧橋梁名、旧トンネル名及びその地域の独自性(伝統文化、自然、歴史、風土等)を表現しているなど、その橋梁・トンネルにふさわしく、客観性のある名称であること。
- ② 建設部(土木事務所)は、試案名について地元市町に意見照会を行うこと。
この場合、橋梁名称の読み方(〇〇はし、〇〇ばし)についても確認しておくこと。
- ③ 20m以上の橋梁及び全てのトンネルについて、建設部(土木事務所)は市町からの意見書を添えて、本庁主管課に名称の進達を行うこと。
- ④ 名称がなじまない場合は、再度検討のこと。
- ⑤ 主管課は、名称を決定し、建設部(土木事務所)に報告する。
- ⑥ 20m未満の橋梁については、建設部(土木事務所)で名称を決定し、市町からの意見書を添えて、本庁主管課に報告すること。

記

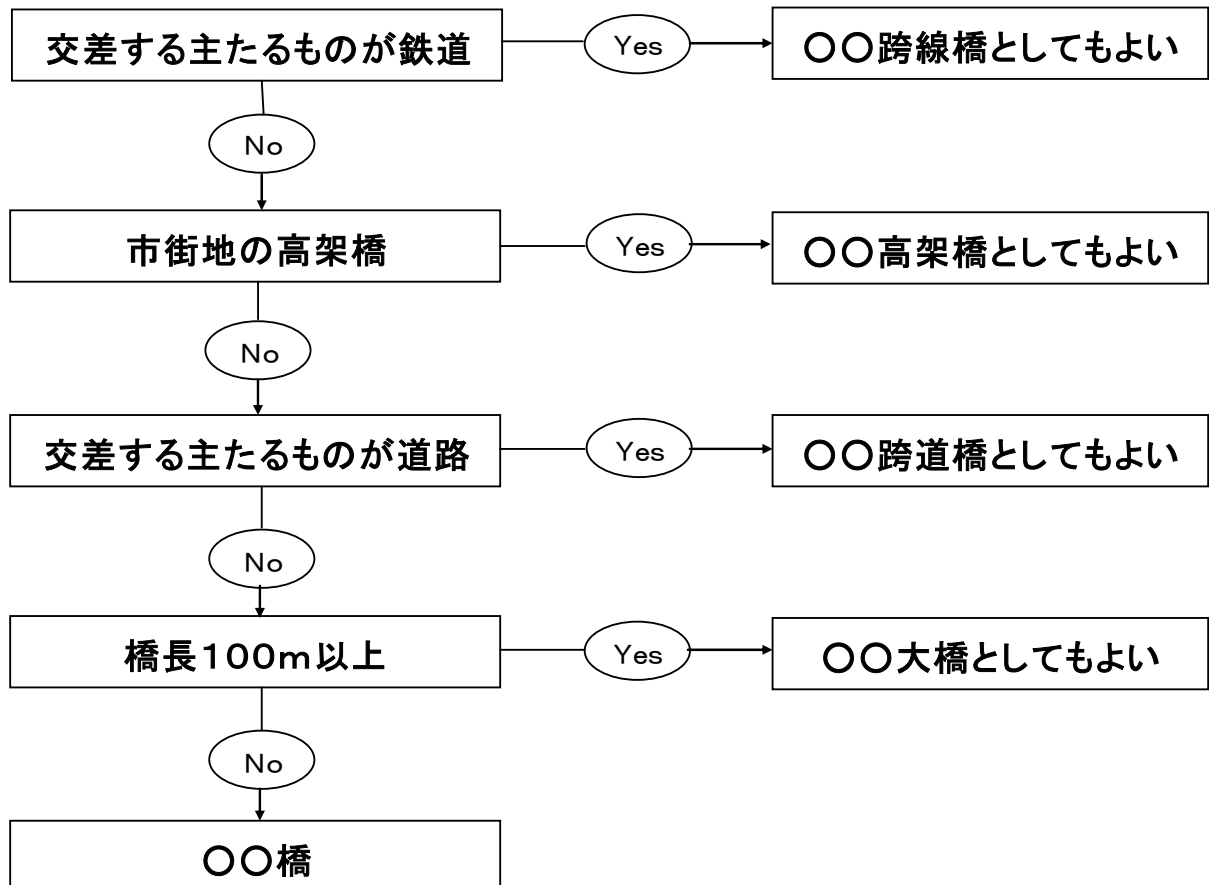
■対象構造物	橋梁及びトンネル
■命名時期	事業実施年度前年の要望時期まで
■提出物	市町の意見書 命名の進達書(20m未満の橋梁については、命名の報告書) 名称の由来、根拠及び協議内容等を記述したもの。
■提出先	各主管課担当係

名称決定のフロー



橋梁の命名方法について

橋梁の命名方法については、次のとおり運用することとする。



1 6 - 2 橋梁及びトンネル等の銘板への揮毫について

銘板への橋梁及びトンネル名の執筆は、下記により運用します。

- 1) 橋梁及びトンネルの揮毫は、原則として地元市町長、または、地元と密接に関係

し、地元を代表する方に依頼するものとする。

2) なお、下記に係るものについては、主管課と協議すること。

- ◎長大橋梁（100メートル程度以上）
- ◎トンネル（1,000メートル程度以上）
- ◎その他本県のシンボルとなるもの

1 6 - 3 道路構造物におけるデザイン等の取り扱いについて

近年、ゆとり社会、文化優先等、価値観の多様化により快適な社会資本の整備が求められるようになり、公共土木施設にも良いデザインを積極的に導入しようという取り組みが各地で図られているが、本来の公共土木施設のデザインにふさわしくない事例も生まれている。

また、構造物へのデザインについては、道路交通の安全を阻害しないこと、又よごれ等による維持管理上の問題点を十分考慮して、実施することが重要である。

このため道路構造物のうち、特にトンネル坑門及び擁壁等へのデザイン等について、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

トンネル坑門及び擁壁等におけるデザイン等の取り扱いについて

- 1) トンネル坑門は、大壁画とならないよう考慮するとともに、周りの修景も含めて植樹等により緑化を図る等、シビックデザインの考え方を導入し、自然景観に溶け込むよう設計の段階から検討するものとする。
- 2) トンネル坑門壁及び擁壁面のデザインは、周りと一体となるよう十分検討するものとし、壁面への絵やペインティングは原則として行わないものとする。
- 3) 地元の強い要望等により絵やペインティング等を行う必要がある場合は、その必要性、目的、絵柄等の資料を作成の上、担当課と協議するものとする。
- 4) 協議の結果、絵やペインティング等を実施する場合は、極力小面積のワンポイント程度とし、派手な色彩は使用せず周りの景観にマッチするよう十分配慮するものとする。

【問題となっている事項】

- 1) デザイン等をした理由（地元からの陳情・要望なのか）
- 2) デザイン等に取り入れた題材の根拠（なぜその題材にしたのか）
- 3) デザイン等を決定した経緯（決定したメンバーやシステムはどうであったのか）
- 4) 担当者が個人的に好むものを作ろうとして派手で大きくなる傾向がある。
等が問題点になっている。

このため、今後デザイン等を計画する場合は、事前に必ず担当課と協議すること。

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

四国中央土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
銅山川	S41	国	319号	四国中央市	78.0	6.0	○	○	○			
	H22	国	319号	四国中央市							○	H22交橋第1号の1 (塗替塗装)
	H26	国	319号	四国中央市		6.8					○	H25防補交橋第1号の1（長寿命化） H25防補交橋第6号測の1（長寿命化設計）
	R4	国	319号	四国中央市			○				○	R3補道長（加）第1号測の1（補修設計）
	R6	国	319号	四国中央市							○	R5道長第1号の2（補修工事）
瀬井野	S41	主	高知伊予三島線	四国中央市	20.5	6.0	○	○	○			計算書(橋台のみ)
	H1	主	高知伊予三島線	四国中央市	139.0	6.5	○	○	○			詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	139.0						○	H21細防災第1号の3 (上部耐震補強)
	H31	主	高知伊予三島線	四国中央市							○	H31防補交橋第3号の2(長寿命化) H31防補交橋第3号の5(長寿命化)
	R3	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R2道長第1号の7（補修工事）
	R4	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の1（補修工事）
	R5	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R4道長第1号の2（補修工事）
南柴生	S41	国	192号	四国中央市	24.7	7.0	○	○	○			
半田1号	S42	国	192号	四国中央市	58.2	7.0	○		○			(計算書不明)
半田2号	S42	国	192号	四国中央市	49.0	7.0	○	○	○			
新石川	S44	国	192号	四国中央市	26.7	8.0	○	○	○			上部のみ
藤原	S47	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	28.3	8.0			○			(図面不明)
	H31	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市							○	H31防交橋第4号の1(長寿命化)
藤崎	S47	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	83.0	8.5			○			(図面不明)
	H13	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	183.0	(12.8)7.3	○	○	○			
	H26	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	183.0	12.8					○	H25防補交橋第6号の1（長寿命化） H25防補交橋第6号測の1（長寿命化設計）
	H27	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	183	9.2					○	H26→27防補交橋第3号の3 (長寿命化)
面白	S48	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	39.3	8.0			○	○		地質調査のみ
	H14	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市			○	○	○			
大谷			(不明)	四国中央市			○	○	○			上部工のみ
平野	S45	国	319号	四国中央市	168.8	(6.0)5.5	○	○	○			地質調査含む
	H26	国	319号	四国中央市		6.8					○	H26防交橋第1号測の1 (長寿命化設計)
	H27	国	319号	四国中央市	168.8	6.8					○	H26防交橋第1号測の1（長寿命化） H26→27防補交橋第1号の1 (長寿命化)
関川(大)	H9	一	新居浜土居線		131.2	4.6	○	○	○			
神竜	S48	国	319号	四国中央市	87.4	5.5	○	○	○			
	H25										○	H24全交橋第1号測の2 (耐震設計)
	H26	国	319号	四国中央市		6.3					○	H25防交橋第202号の1（耐震補強）
丸山		一	新居浜土居線	四国中央市			○		○			
上千蔵	S51	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	13.6	8.4	○		○			
金生			(不明)	四国中央市			○		○			
三角寺川		主	川之江大豊線	四国中央市			○		○			
宮川	S31	主	川之江大豊線	四国中央市	18.1	4.0	○		○			
出口	S48	一	上猿田三島線	四国中央市	9.5	(5.5)5.0	○		○	○		
	R6	一	上猿田三島線	四国中央市			○				○	R5道長第1号の9他（補修工事） R6道長第1号の4（補修工事）
出口	H25	国	319号	四国中央市	8.4	14.7					○	H24交橋第1号測の2 H24防交橋第1号の1他(補修) (H24防交橋第2号の1、H24防交橋 第3号の1と合併)
	H25										○	
	R6	国	319号	四国中央市							○	R5補道長（加）第1号の2（補修設計）

四国中央土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
後谷	S45	主	川之江大豊線	四国中央市	20.5	(4.0)3.5	○		○			一般図のみ
	H31	主	川之江大豊線	四国中央市							○	H31防交橋第4号の6(長寿命化)
大地川	S46	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	19.7	8.0			○			地質調査のみ
檜川	S45	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市					○			地質調査のみ
海通	S32	一	蕪崎土居線	四国中央市	152.3	5.5	○		○			
	H24	一	蕪崎土居線	四国中央市							○	H24交橋第1号測の1(補修設計)
	H24	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0					○	H24全交道改第64号測の1(予備設計)
	H24	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0	○	○			○	H24全交道改第64号測の3(詳細設計)
	H26	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0	○				○	H25防橋整第64号の1(P1、P2)
	H27	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0	○				○	H26防橋整第64号の1(P4)
	H28	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0	○				○	H27防橋整第64号の1(A1、P3)
	H29	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0	○				○	H28防橋整第64号の1(A2)
	H30	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0	○				○	H29防橋整第64号の1(PC上部) H30防橋整第64号の1(照明) H30防橋整第64号の1(橋面)
	H31	一	蕪崎土居線	四国中央市	160.5	(9.25)6.0					○	H31防交橋第4号測の1(長寿命化設計)
	千千の木川			(不明)	四国中央市					○		
新関川		一	新居浜土居線	四国中央市			○		○			地質調査含む
北野	S63	一	新居浜土居線	四国中央市	92.2	12.0			○			(図面不明)
杉成	H2	主	高知伊予三島線	四国中央市	7.5	7.1	○	○	○	○		
	R6	主	高知伊予三島線	四国中央市							○	R5補道長(加)第1号の2(補修設計)
猿田川	H4	主	高知伊予三島線	四国中央市	27.0	(9.0)7.0	○	○	○			詳細設計
富郷	H5	主	高知伊予三島線	四国中央市	79.0	(9.5)7.0	○	○	○	○		詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	79.0						○	H21橋補第6号の2(上部耐震補強)
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	79.0						○	H21橋補第6号の1(橋脚耐震補強)
	R6	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R6道長第1号の4(補修工事)
豊受	H3	主	高知伊予三島線	四国中央市	13.9	1.0	○	○	○			
	H26	主	高知伊予三島線	四国中央市	13.9	7.0					○	H25防交橋第52号の1他(長寿命化) H25防交橋第53号測の1(長寿命化設計)
足谷	H1	主	高知伊予三島線	四国中央市	7.4	(8.2)7.0	○		○			
空谷	H4	主	高知伊予三島線	四国中央市	58.0	(7.5)6.5	○	○	○			詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	58.0						○	H21細防災第1号の2(上部耐震補強)
	H31	主	高知伊予三島線	四国中央市	58.0						○	H31防補交橋第3号の1(長寿命化)
中尾谷	S61	主	高知伊予三島線	四国中央市	129.0	(7.4)6.5	○	○	○			
	H31	主	高知伊予三島線	四国中央市	124.0	(7.5)6.5					○	H31防交橋第4号測の1(長寿命化設計)
猿飛	H5	主	高知伊予三島線	四国中央市	124.0	(7.5)6.5	○	○	○			詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	124.0	(7.5)6.5					○	H21細防災第1号の1(橋脚耐震補強)
	H31	主	高知伊予三島線	四国中央市	124	(7.5)6.5					○	H31防補交橋第3号の3(長寿命化) H31防補交橋第3号の4(長寿命化)
												R2道長第1号の9(補修工事) R2補道長第1号の2(補修工事) R2補道長第1号の3他(補修工事)
	R3	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	
松野大	H5	主	高知伊予三島線	四国中央市	192.0	6.5	○		○			(松野1号)
	H25	主	高知伊予三島線	四国中央市	192.0	7.7					○	H24防交橋第201号測の2(耐震設計・補修設計)
	H26	主	高知伊予三島線	四国中央市	192.0	7.7					○	H26防交橋第201号の1(耐震補強)
	H27	主	高知伊予三島線	四国中央市	192	7.7					○	H26防交橋第201号の1(長寿命化) H26→27防交橋第42号の1(長寿命化)
	R2	主	高知伊予三島線	四国中央市	192	7.7					○	R2道長第1号測の1(補修設計)
	R4	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の3(補修工事) R3道長第1号の9(補修工事)
	R5	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R4道長第1号の1(補修工事)

四国中央土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
吉野瀬	H1	主	高知伊予三島線	四国中央市	129.0	6.5	○	○	○			詳細設計
	H22	主	高知伊予三島線	四国中央市	129	6.5					○	H21細防災第1号の4 (橋脚耐震補強)
	R4	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R3補道長(加)第1号測の1(補修設計)
	R5	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R4道長第1号の6(補修工事) R5道長第1号の5(補修工事)
寺野	H1	主	高知伊予三島線	四国中央市	105.0	6.5	○	○	○			
	H25	主	高知伊予三島線	四国中央市	105.0	7.7					○	H24全交橋第2号測の1 (詳細設計)
	H25	主	高知伊予三島線	四国中央市	105.0	7.7					○	H25防交橋第200号の1 (耐震補強)
多優津(城師1号)	H3	主	高知伊予三島線	四国中央市	36.0	7.0	○	○	○			
	H25	主	高知伊予三島線	四国中央市	36.0	8.2					○	H24全交橋第2号の2 (耐震補強)
	R6	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R5補道長(加)第1号の(補修設計)
三石(城師2号)	H5	主	高知伊予三島線	四国中央市	25.0	7.0	○	○	○			
城師	H6	主	高知伊予三島線	四国中央市	43.0	7.0	○	○	○			詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	43.0	7.0					○	H21細防災第1号の2 (上部耐震補強)
	H31	主	高知伊予三島線	四国中央市	43.0	7.0					○	H31防補交橋第3号の1(長寿命化)
	R3	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の4(補修工事)
水口	H5	主	高知伊予三島線	四国中央市	38.0	7.0	○	○	○			詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	38.0	7					○	H21橋補第6号の3 (上部耐震補強)
	H27	主	高知伊予三島線	四国中央市	38	7.0					○	H26防交橋第1号測の1(長寿命化) H26→27防補交橋第3号の1 (長寿命化)
接対挟	H6	主	高知伊予三島線	四国中央市	50.0	6.5	○	○	○			詳細設計
	H21	主	高知伊予三島線	四国中央市	50.0	6.5					○	H21橋補第6号の3 (上部耐震補強)
	H27	主	高知伊予三島線	四国中央市	50	6.5					○	H26防交橋第1号測の1(長寿命化) H26→27防補交橋第3号の1 (長寿命化)
松野	H2	主	高知伊予三島線	四国中央市	35.0	3.5	○	○	○			
	H27	主	高知伊予三島線	四国中央市	35.0	3.5					○	H26防交橋第1号測の1(長寿命化) H26→27防補交橋第3号の2他 (長寿命化)
榎谷	H31	一	上猿田三島線	四国中央市							○	H31防交橋第4号測の1(長寿命化設計)
松島	H2	一	金生三島線	四国中央市	18.1	6.5	○	○	○			
総野	S41	主	川之江大豊線	四国中央市	17.9	(6.2)5.5	○	○	○			
	H31	主	川之江大豊線	四国中央市	17.9	(6.2)5.5					○	H31防交橋第4号の7(長寿命化)
野田跨線	2(11)	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	147.0	(12.0)6.5	○		○	○		
	H29	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	35.0	4.1					○	H29防交橋第1号測の1(長寿命化設計)
	R6	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市			○				○	R5道長第1号の9他(補修工事)
松野	H30	主	高知伊予三島線	四国中央市	35.0	3.5					○	H30防交橋第12号の1(長寿命化)
石川	S43	国	192号	四国中央市	26.7	(8.0)6.0	○		○			図面は下部工のみ
飯武	S43	一	蕪崎土居線	四国中央市	6.3	(6.0)5.0	○		○			
宮川	S43	一	上分三島線	四国中央市	7.7	(5.5)4.5	○		○			
西山	H7	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	17.0	(9.2)8.0	○	○	○			
中島	S40	主	大野原川之江線	四国中央市	5.5	6.5	○		○			
山田大	H19	国	319号	四国中央市	357.5	11.0(15.5)	○		○	○		
光明大	H13	国	319号	四国中央市	198.9	8.0~11.0 (12.5~15.5)	○		○			
	H31	国	319号	四国中央市	198.9						○	H31防補交橋第1号の2(長寿命化)
	R6	国	319号	四国中央市	198.9						○	R5道長第1号の3(補修工事)
神子屋敷大	H16	国	319号	四国中央市	105.0	(6.5)5.5					○	H17特改第42号測の3 (詳細設計)
金砂	H24	国	319号	四国中央市	43.8	6.3					○	H24全交橋第1号の1 (耐震補強)
	H26	国	319号	四国中央市	43.8	6.3					○	

四国中央土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
磯浦第二	H24	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	25.8	9.2					○	H23全交橋第3号の1 (耐震補強)
	R6	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市			○				○	R5道長第1号の9他(補修工事)
中尾谷	H24	主	高知伊予三島線	四国中央市	129.0	8.4					○	H23全交橋第2号の1 H24全交橋第2号の1【合併】 (耐震補強)
	H31	主	高知伊予三島線	四国中央市	43.8	6.3					○	H31防交橋第4号測の1(長寿命化設計)
平木	H24	一	金生三島線	四国中央市	7.1	8.7					○	H23交橋第2号の1(長寿命化)
	R2	一	金生三島線	四国中央市	7.1	8.7					○	R2道長第1号測の1(補修設計)
	R3	一	金生三島線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の5(補修工事)
後谷	H25	主	川之江大豊線	四国中央市	20.5	4.7					○	H24防交橋第202号の1他(補修) (H24交橋第94号の1、H24交橋第95号の1と合併)
大地川	H25	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	19.7	9.2					○	H24交橋第1号の1他(補修) (H24防交橋第5号の1と合併)
	H31	主	壬生川新居浜野田線	四国中央市	19.7	9.2					○	H31防交橋第4号測の1(補修設計)
押測	H25	国	319号	四国中央市	3.7	4.4					○	H24交橋第1号測の2
	H25										○	H24防交橋第1号の1他(補修) (H24防交橋第2号の1、H24防交橋第3号の1と合併)
海岸寺	H25	一	金生三島線	四国中央市	5.0	8.5					○	H24交橋第97号の1(補修)
上猿田	H25	一	上猿田三島線	四国中央市	12.7	4.9					○	H24交橋第2号の1他(補修) (H24交橋第3号の1と合併)
北野	H25	一	新居浜土居線	四国中央市	92.2	12.8					○	H24宇道防減第7号測の1 (詳細設計)
三石	H25	主	高知伊予三島線	四国中央市	25.0	10.2					○	H24全交橋第2号の3(耐震補強)
	R4	主	高知伊予三島線	四国中央市			○				○	R3補道長(加)第1号測の1(補修設計)
	R6	主	高知伊予三島線	四国中央市							○	R5道長第1号の4(補修工事)
無名	H25	一	上分三島線	四国中央市	2.5	6.5					○	H24交橋第97号の1(補修)
村松	H24	一	金生三島線	四国中央市	4.3	5.5					○	H24交橋第1号測の1(補修設計)
											○	H24交橋第97号の1(補修)
山田井	H25	主	大野原川之江線	四国中央市	58.5	12					○	H24宇道防減第6号測の1(詳細設計)
	H27	主	大野原川之江線	四国中央市	58.5	12					○	H26→27防補交橋第200号測の1 (耐震)
	R6	主	大野原川之江線	四国中央市			○				○	R5補道長(加)第1号の(補修設計)
奥谷	H25	国	319号	四国中央市	24.8	4.5					○	H24全交橋第1号測の2 (耐震設計)
	H27	国	319号	四国中央市	35.2	4.5					○	H26→27防交橋第200号の2(耐震) H26→27防交橋第200号の3他(耐震)
	H28	国	319号	四国中央市	35.2	4.5					○	H27防交橋第200号の1(耐震)
	R2	国	319号	四国中央市	35.2	4.5					○	R2道長第1号測の1(補修設計)
	R4	国	319号	四国中央市	35.2	4.5					○	R3道長第1号の2(補修工事)
	R5	国	319号	四国中央市	35.2	4.5					○	R4道長第1号の5(補修工事)
古城	H24	主	大野原川之江線	四国中央市	9.5	6.3					○	H24交橋第1号測の1(補修設計)
											○	H24防交橋第202号の1他(補修)
中島	H25	主	大野原川之江線	四国中央市	5.5	9.1					○	H24防交橋第202号の1他(補修) (H24交橋第94号の1、H24交橋第95号の1と合併)
頂谷	H25	一	上猿田三島線	四国中央市	4.0	5.9					○	H24交橋第2号の1他(補修) (H24交橋第3号の1と合併)
樋之尾谷	H25	国	319号	四国中央市	20.4	7.0					○	H24交橋第1号測の2
	H25										○	H24防交橋第1号の1他(補修) (H24防交橋第2号の1、H24防交橋第3号の1と合併)
無名 2	H25	一	伊予土居停車場線	四国中央市	2.0	13.5					○	H24交橋第1号の1他(補修) (H24防交橋第5号の1と合併)
朝日	H26	一	金生三島線	四国中央市	2.2	5.2					○	H25防交橋第52号の1(長寿命化) H25防交橋第53号測の1 (長寿命化設計)
井関	H25	国	319号	四国中央市	8.0	11.2					○	H25防補交橋第5号測の1 (長寿命化設計)
	H27	国	319号	四国中央市	8.0	11.2					○	H26→27防補交橋第2号の1 (長寿命化)

四国中央土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
小川	H26	国	319号	四国中央市	82.9	4.9					○	H25防交橋第202号測の2(概略設計)
	H30	国	319号	四国中央市	82.9	4.9					○	H29防交橋 (2) 第200号測の1 (耐震設計)
												R2防交橋 (緊) 第500 号の1 (下部工) R2防交橋 (緊) 第500 号の2 (下部工) R2防交橋 (緊) 第500 号の3 (鋼桁架設) R2防交橋 (緊) 第500 号の4 (右岸側道路改良)
	R3	国	319号	四国中央市	50.5	5.5(7.0)					○	
	R4	国	319号	四国中央市	50.5	5.5(7.0)					○	R2防交橋 (緊) 第500 号の5他 (左岸側道路改良) R3道長 (2) 第50号の2 (床版工) R3道長 (2) 第50号の6 (右岸側道路改良)
	R5	国	319号	四国中央市	50.5	5.5(7.0)					○	R4道長(2)第50号の1 (左岸側道路改良) R4道長(2)第50号の2 (左岸側道路改良) R4道長(2)第50号の3 (舗装) R4道長(2)第50号の4他 (旧橋撤去)
柏	H27	一	上分三島線	四国中央市	8.3	6.3					○	H27防交橋第68号測の1 (長寿命化)
赤橋側道	H31	一	上分三島線	四国中央市	15.0	2.4	○	○			○	R2宇震道改第5号測の3 (詳細設計)
	R2	一	上分三島線	四国中央市	15.0	2.4	○				○	R2宇震道改第5号の1 (下部工)
	R2	一	上分三島線	四国中央市	15.0	2.4	○				○	R2宇震補道改第5号の1 (PC桁架設)
榎谷	H31	一	上猿田三島線	四国中央市	14.5	4.2					○	H31防交橋第4 号測の1 (補修設計)
喜蔵	H31	一	上猿田三島線	四国中央市	11.6	5.5					○	H31防補交橋第4 号の1 (長寿命化)
蓬萊	R2	一	金生三島線	四国中央市	8.2	6.4					○	R2道長第1号測の2 (補修設計)
	R4	一	金生三島線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の2(補修工事)
梅ノ木	R2	一	金生三島線	四国中央市	3.5	7.1					○	R2道長第1号測の2 (補修設計)
	R3	一	金生三島線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の5(補修工事)
表	R2	主	大野原川之江線	四国中央市	11.1	15.7					○	R2道長第1号測の2 (補修設計)
	R3	主	大野原川之江線	四国中央市			○				○	R3道長第1号の5(補修工事)
黒松尾	R4	主	川之江大豊線	四国中央市	11.5	5.0	○				○	R3補道長 (加) 第1号測の1 (補修設計)
	R5	主	川之江大豊線	四国中央市	11.5	5.0	○				○	R4道長第1号の7(補修工事)
長谷川	R3	一	上猿田三島線	四国中央市	35.0	5.0	○				○	R2補道長第1号の1 (補修工事) R2補道長第1号の4他 (補修工事)
山中	R6	一	新居浜土居線	四国中央市	5.6	7.0	○				○	R5道長第1号の9他 (補修工事)
上猿田	R6	一	上猿田三島線	四国中央市	12.7	4.0	○				○	R5道長第1号の9他 (補修工事) R6道長第1号の4 (補修工事)
奥之院	R6	国	319号	四国中央市	8.5	7.2	○				○	R5補道長 (加) 第1号の1 (補修設計)
宗兵衛	R6	主	高知伊予三島線	四国中央市	9.6	11.0	○				○	R5補道長 (加) 第1号の1 (補修設計)
幸	R6	一	上猿田三島線	四国中央市	9.6	5.5	○				○	R5補道長 (加) 第1号の1 (補修設計)
堀子川	R6	一	上猿田三島線	四国中央市	7.6	6.7	○				○	R5補道長 (加) 第1号の1 (補修設計)
無名 41-8	R6	主	高知伊予三島線	四国中央市	2.0	8.0	○				○	R5補道長 (加) 第1号の2 (補修設計)
横井出	R6	一	蕪崎土居線	四国中央市	2.4	7.6	○				○	R5補道長 (加) 第1号の2 (補修設計)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
吉田	S63	一	南川壬生川停車場線	西条市	236.2	12.0	○		○	○		拡幅部分
吉田	H26	一	南川壬生川停車場 線	西条市	236.2	11.5					○	橋梁一般図CD（PDF） H26防交橋第8号の1 （補修 A2～P6径間上部工）
中山川新	S39	国	196号	西条市	229.4	8.0	○		○			
石鎚	S42	一	石鎚丹原線	西条市	211.55	(12.9)7.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
石鎚	H8	一	石鎚丹原線	西条市	211.55	(12.9)7.0	○	○	○			耐震補強、歩道添架
石鎚	H29	一	石鎚丹原線	西条市	211.55	(12.9)7.0					○	H29防交橋第209号の1 （橋梁補修）
石鎚	H30	一	石鎚丹原線	西条市	211.55	(12.9)7.0					○	H30防交橋(2)第506号の1 （橋梁補修）
石鎚	R6	一	石鎚丹原線	西条市	211.55	(12.9)7.0	○				○	R6道長第3号測の1 （補修設計）
黒川	S43	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	24.6	8.0	○		○	○		
黒川	S44	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	24.6	8	○		○	○		
黒川	H22	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	24.6	8					○	H22交橋第3号の1 （補修・塗装）
黒川	H31	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	24.6	8					○	H31防補交橋第15号測の1 （補修設計）
避溢			二級国道松山小松線	西条市				○	○			橋脚計算書
新川		一	徳能伊予三芳(T)線	西条市			○		○	○		一般図のみ 橋梁一般図CD（PDF）
中山川		一	寺尾重信線	西条市			○		○			一般図のみ
志川			（不明）	西条市			○		○			一般図のみ
田滝	S52	一	関屋今井線	西条市	28.7	(7.0)5.5	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
雨乞	H元	一	湯谷口川内線	西条市	40.5	5.0	○		○			
雨乞	H29	一	湯谷口川内線	西条市	40.5	5					○	H29防交橋(2)第206号の1 （橋梁補修）
雨乞	H30	一	湯谷口川内線	西条市	40.5	5					○	H30防交橋(2)第507号の1 （橋梁補修）
中川	H6	一	寺尾重信線	西条市	139.6	(12.8)7.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
石鎚橋側道	S62	一	石鎚丹原線	西条市	211.55	2.0	○		○			
新来見	S57	主	壬生川丹原線	西条市	104.0	(11.5)7.0	○		○			
新来見	H23	主	壬生川丹原線	西条市	104	33.8					○	H23-24全交橋第5号の1他 （補修・耐震設計）
新来見	H27	主	壬生川丹原線	西条市	104	12.3					○	H26-27防交橋第51号測の1 （詳細設計）
新来見	H30	主	壬生川丹原線	西条市	104	12.3					○	H29-30防交橋第8号の1 （橋梁補修）
神田	S47	一	東予港三津屋線	西条市	41.3	(16.0)8.5	○		○			
神田	H25	一	東予港三津屋線	西条市	41.3	(16.0)8.5						H25防交橋第62号測の1他（補修設計）
神田	H31	一	東予港三津屋線	西条市	41.3	(16.0)8.5					○	H30-31防交橋第29号の1他（橋梁補修）
中山川大	S40	国	196号	西条市	229.4	8.0	○		○			
崩口川	S36	国	196号	西条市	41.3	(16.0)9.0	○		○			
虎杖	S35	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	16.5	4.5	○		○			
虎杖	H27	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	16.5	5.1						H27防交橋第7号測の1他 （詳細設計）
虎杖	H29	一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	16.5	5.1					○	H28防補交橋第9号の1 （橋梁補修）
下湯浪	S41	一	石槌丹原線	西条市	10.9	4.0	○	○	○			
湯浪	S41	一	石槌丹原線	西条市	10.9	4.0	○		○			一般図のみ
汐浜	S48	一	東予港三津屋線	西条市	22.3	(16.0)9.0	○		○			
三津屋横断歩道	S44	一	東予港三津屋線	西条市	16.0	1.9	○		○	○		
徳田	S54	一	徳能伊予三芳(T)線	西条市	10.0	(7.8)7.0	○		○			
宇留女	H2	一	関屋今井線	西条市	17.7	7.5	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
高木	S63	一	関屋今井線	西条市	15.2	(12.4)7.7	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
中川歩道	S53	一	寺尾重信線	西条市	120.5	2.0	○		○			
関屋	H2	一	寺尾重信線	西条市	34.1	6.0	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
関屋	H29	一	寺尾重信線	西条市	34.1	6					○	H29防交橋(2)第205号の1 （橋梁補修）
関屋	H30	一	寺尾重信線	西条市	34.1	6					○	H30防交橋(2)第505号の1 （橋梁補修）

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
鍛冶屋	H元	一	落合久万線	西条市	4.0	5.0	○		○			
鍛冶屋	H24	一	落合久万線	西条市	4	5						H23-24交橋第5号測の3(補修設計)
鍛冶屋	H25	一	落合久万線	西条市	4	5					○	H24-25予交補第12号の1他(橋梁補修)
保井野	S31	一	落合久万線	西条市	12.6	4.0	○		○	○		一般図のみ
庄内	S63	一	今治丹原線	西条市	30.8	(8.7)7.0	○		○			
庄内	H29	一	今治丹原線	西条市	30.8	4.0					○	H28防交橋第205号の1(耐震) H28防補交橋第202号の1(耐震)
新池田	S52	一	今治丹原線	西条市	12.0	(11.3)7.0	○		○			
内川	S51	一	今治丹原線	西条市	9.4	(11.3)7.0	○		○	○		
自安	S39	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	18.0	6.5	○		○			
新川	S53	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	33.7	(7.7)6.0	○		○	○		一般図のみ 橋梁一般図CD(PDF)
多賀	S43	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	10.8	(7.5)5.5	○	○	○			
地下横断歩道橋		一	関屋今井線	西条市			○		○			
旭新	H6	一	東予港三津屋線	西条市	30.5	(14.7)6.5	○	○	○			
旭新	H26	一	東予港三津屋線	西条市	30.5	13.7					○	H25新道防減第1号の1(耐震)
徳能	H8	一	徳能伊予三芳(T)線	西条市	10.5	(12.8)12.0	○		○			
新石経	S53	主	壬生川丹原線	西条市	43.4	(11.3)7.5	○	○	○			
新石経	H18	主	壬生川丹原線	西条市	43.35	(11.3)7.5						H18新防災第1号測の1(橋脚補強設計)
新石経	H19	主	壬生川丹原線	西条市	43.35	(11.3)7.5					○	H19交橋第5号測の1(耐震補強設計)
新石経	H19	主	壬生川丹原線	西条市	43.35	(11.3)7.5					○	H19交橋第5号の1(落橋防止)
新石経	H25	主	壬生川丹原線	西条市	43.35	(11.3)7.5						H25防交橋第62号測の1他(補修設計)
新石経	H27	主	壬生川丹原線	西条市	43.35	(11.3)7.5					○	H26-27防補交橋第6号の3(橋梁補修)
(仮)北川新		一	孫兵衛作壬生川線	西条市	25.2	(14.8)7.0	○	○	○			
豊泉		一	東予玉川線	西条市	14.7	(14.8)7.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD(PDF)
側道		一	東予玉川線	西条市	11.0	(3.8)3.0	○	○	○			
梅ヶ瀬		一	石鎚丹原線	西条市	18.7	(10.11)8.91	○	○	○			
第二虎杖		一	石鎚伊予小松(T)線	西条市	42.5	(6.0～8.4) 5.4～7.8	○	○	○			
新夏切		主	高知伊予三島線	新居浜市	23.0	(9.2)5.5	○	○	○			
鍋床	H4	主	高知伊予三島線	新居浜市	54.0	(7.0)5.5	○	○	○			
鍋床	H23	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5					○	H22-23細防災第7号測の1(耐震設計)
鍋床	H24	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5						H23-24新津道緊第4号測の1他(補修設計)
鍋床	H24	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5					○	H23-24全交橋第4号の1他(落橋防止、橋脚補強)
鍋床	H30	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5	○				○	H29-30防交防第13号測の1他(補修設計)
鍋床	H30	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5	○				○	H29-30防交防第13号の1(橋梁補修)
鍋床	H30	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5	○				○	H29-30防交防第13号の2他(橋梁補修)
鍋床	H30	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5	○				○	H29-30防交防第13号の3(舗装打換)
鍋床	R5	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5	○				○	R4補道長(加)第2号測の2(補修設計)
鍋床	R6	主	高知伊予三島線	新居浜市	54	(7.0)5.5	○				○	R5道長第2号の8(橋梁補修)
開拓	H4	主	高知伊予三島線	新居浜市	50.0	(7.0)5.5	○	○	○			
開拓	H26	主	高知伊予三島線	新居浜市	50	(7.0)5.5					○	H25-26防補交橋第9号測の1他(補修設計)
開拓	H27	主	高知伊予三島線	新居浜市	50	(7.0)5.5					○	H26防補交橋第6号の6(橋梁補修)
物住谷	H12	主	新居浜別子山線	新居浜市	15.5	(8.75)5.5	○		○			
物住谷	H26	主	新居浜別子山線	新居浜市	12.4	8.75					○	H25-26防補交橋第9号測の1他(補修設計)
物住谷	H26	主	新居浜別子山線	新居浜市	12.4	8.75					○	H28-29防補交橋第10号の1他(橋梁補修)
物住谷	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	12.4	8.75	○				○	R4補道長(加)第2号測の1(補修設計)
新保土野	H12	主	高知伊予三島線	新居浜市	223.0	(7.0)5.5	○	○	○			
肉淵	H24	主	高知伊予三島線	新居浜市	3.3	8.6						H23-24交橋第7号測の2(補修設計)

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
瀬場	H14	主	高知伊予三島線	新居浜市	25	(7.0)5.5	○	○	○			
瀬場	R5	主	高知伊予三島線	新居浜市	25	(7.0)5.5	○				○	R4補道長（加）第2号測の1（補修設計）
小足谷	H13	主	新居浜別子山線	新居浜市	13.4	(7.0)5.5	○	○	○			
小足谷	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	13.4	(7.0)5.5	○				○	H29-30防交防第13号測の1他（補修設計）
小足谷	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	13.4	(7.0)5.5	○				○	H29-30防交防第12号の1他（橋梁補修）
小足谷	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	13.4	(7.0)5.5	○				○	R4補道長（加）第2号測の1（補修設計）
下七番		主	新居浜別子山線	新居浜市	19.0	4.5				○		H14宇橋整第3号測の1（架替詳細設計） 架替工事、未実施
下七番	H20	主	新居浜別子山線	新居浜市	19	4.5					○	H20交橋第14号測の1（補修設計）
下七番	H21	主	新居浜別子山線	新居浜市	19	4.5						H21交橋第15号の1（橋梁補修）
下七番	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	19	4.5	○				○	H29-30防交防第13号測の1他（補修設計）
下七番	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	19	4.5	○				○	H29-30防交橋第12号の1他（橋梁補修）
下七番	R4	主	新居浜別子山線	新居浜市	19	4.5	○				○	R4道長第2号測の2（補修設計）
下七番	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	19	4.5	○				○	R5道長第2号の1（橋梁補修）
保土野	S39	主	高知伊予三島線	新居浜市	10.8	4.5	○		○			
新田	H9	主	新居浜別子山線	新居浜市	18.1		○		○	○		右岸上流バチ部拡幅
新田	H28	主	新居浜別子山線	新居浜市	99.2	14.8					○	H25防交橋第201号の2他（P1, P2） H25防交橋第201号の3他（A2） H26防交橋第202号の1他（A1） H26防交橋第202号の2他（P3） H27防交橋第201号の1他（上部）
境	S40	主	壬生川新居浜野田線	西条市	38.9	10.91～9.14	○	○	○	○		下部計算書
境	H5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	38.9	10.91～9.14	○	○	○	○		
河口	S41	主	西条久万線	西条市	40.60	6.0	○		○			地質調査含む
清水	S41	国	194号	西条市	16.0	7.5		○	○			地質調査含む
阿島	H10	一	新居浜土居線	新居浜市	7.6	7.4	○		○			
加茂川		国	11号	西条市			○		○			
東宮1号	S49	国	194号	西条市	60.0	8.25	○	○	○			地質調査含む
東宮2号	S49	国	194号	西条市	85.5	9.25	○		○			(B-4サイズ)地質調査
松神子	S52	旧	壬生川新居浜野田線	新居浜市	11.3	(15.5)15.0	○		○			一般図のみ
玉津		旧	壬生川新居浜野田線	西条市			○		○			一般図のみ
元		旧	壬生川新居浜野田線	西条市			○		○			一般図のみ
高木	S34	一	国領高木線	新居浜市	14.8	23.1	○		○			一般図のみ
新荷内	S59	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	12.3	(15.6)15.1	○		○			地質調査含む
新荷内	H24	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	12.3	(15.6)15.1						H23-24新津道緊第4号測の4他（補修設計）
新兵衛	S30	主	壬生川新居浜野田線	西条市	211.4	(5.5)5.0	○	○	○			
新柳谷	S53	主	西条久万線	西条市	85.9	(7.0)5.5	○		○			
新柳谷	H26	主	西条久万線	西条市	85.9	7.0					○	H25新道防減第5号の1（耐震下部工） H26新道防減第2号の1他（耐震上部工）
新柳谷	H27	主	西条久万線	西条市	85.9	8.2					○	H26-27防交橋第45号の1（塗替）
新柳谷	H27	主	西条久万線	西条市	85.9	8.2						H26-27防交橋第45号の2（橋梁補修）
黒代			(不明)				○		○			
迫門		国	194号	西条市	22.4	4.5	○		○			(旧橋)
新高	H6	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	303.0	(7.0)12.5	○		○			
船形		旧	194号	西条市						○		上部工工事図面PDFあり
猪狩川			壬生川新居浜野田線?	西条市			○		○			

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
古川	S34	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273.0	(8.0)5.5	○		○			一般図のみ
古川	H15	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273		○		○			歩道のみ
古川	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273	9.3						H23-24交橋第5号測の4(補修設計)
古川	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273	9.3					○	H24-25新道防減第8号測の2(耐震補強設計)
古川	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273	7.3					○	H26防補交橋第201号の1(橋梁補修)
古川	H28	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273	7.3					○	H28防交橋第29号の1(橋梁補修)
古川	H28	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273						○	H28防交橋第204号の1(橋梁補修)
古川	H29	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273						○	H28防補交橋第201号の1(橋梁補修)
古川	H30	主	壬生川新居浜野田線	西条市	273						○	H29防交橋第207号の1(橋梁補修)
古川橋側道		主	壬生川新居浜野田線	西条市	275.0	2.5	○		○			
古川橋側道	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	275.0	2.5					○	H26防補交橋第5号の1(橋梁補修)
城主			(不明)					○	○			
住吉		主	西条久万線					○	○			
久谷			(不明)				○		○			一般図のみ
港大	S63	主	壬生川新居浜野田線	西条市	48.4	(14.25)7.0	○		○			下部工のみ
港大	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	48.4	(14.25)7.0						H23-24交橋第5号測の7他(補修設計)
港大	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	48.4	(14.25)7.0					○	H24-25防交橋第129号の1他(橋梁補修)
港大	H28	主	壬生川新居浜野田線	西条市	48.4	(14.25)7.0					○	H28防交橋第28号の1他(橋梁補修)
仙雲	H4	主	新居浜別子山線	新居浜市	59.0	10.25	○		○			
轟	H4	主	新居浜別子山線	新居浜市	37.7	10.3	○		○			
轟	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	37.7	10.3	○				○	R4補道長(加)第2号測の5(補修設計)
天神	H5	国	194号	西条市			○		○			
(橋名不明)	S44	主	壬生川新居浜野田線						○			地質調査
新天神谷	H11	国	194号	西条市	80.0	(15.5)11.5	○	○	○	○		
新樹	H11	主	新居浜別子山線	新居浜市	60.0	(9.25)5.5	○	○	○			
新迫門	S63	国	194号	西条市	68.0	9.5	○		○			
新迫門	H14	国	194号	西条市	68	9.5	○		○	○		耐震補強(落橋防止装置)
渦井川大	S63	主	壬生川新居浜野田線	西条市	82.4	14.25	○		○	○		
渦井川大	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	68.0	9.50	○				○	R4-5補道長(加)第3号測の1(橋梁補修)
渦井川大	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	82.4	14.25	○				○	R6道長第3号の2(橋梁補修)
渦井川人道	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.0	27.1					○	H24-25防交橋第129号の1他(橋梁補修)
渦井川人道	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.0	27.1	○				○	R4-5補道長(加)第3号測の1(橋梁補修)
渦井川人道	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.0	27.10	○				○	R6道長第3号の2(橋梁補修)
時雨	H5	主	新居浜別子山線	新居浜市	78.0	8.2	○		○			
黒瀬	H11	主	西条久万線	西条市	46.8	(8.0)6.0	○	○	○			
新田	S43	主	壬生川新居浜野田線	西条市	6.4	(6.5)6.0	○	○	○			
筋神	H11	国	194号	西条市	174.0	(15.5)11.5	○	○	○			
多喜浜新田	S59	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	17.0	21.8	○		○			一般図のみ
多喜浜新田	H25	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	17	21.8						H25防交橋第62号測の1他(補修設計)
多喜浜新田	R4	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	17	21.8	○				○	R4道長第2号測の2(補修設計)
多喜浜新田	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	17	21.8	○				○	R5道長第2号の2(橋梁補修)
西の谷	S61	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	22.5	14.8	○		○			一般図のみ
西の谷	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	22.5	14.8	○				○	R4補道長(加)第2号測の4(補修設計)
荷内橋	H19	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	33.3	12					○	H19交橋第1号測の1(耐震補強設計)
荷内橋	H20	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	33.3	12					○	H19-20交橋第1号の1(落橋防止)
荷内橋	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	33.3	12	○				○	R4補道長(加)第2号測の4(補修設計)

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
観音		一	西条港線	西条市	9.0	(12.95)8.05	○		○	○		一般図・CD-R
紅葉	H10	主	新居浜別子山線	新居浜市	45.5	10.25	○		○			上部工のみ
紅葉	R5	主	新居浜別子山	新居浜市	45.5	10.25	○				○	R4補道長（加）第2号測の2 （補修設計）
紅葉	R6	主	新居浜別子山線	新居浜市	45.5	10.25	○				○	R5道長第2号9 （橋梁補修）
淀	H16	主	西条久万線	西条市	10.7	(7.0)5.5	○		○			16年災害による架替
初霜	H10	主	新居浜別子山線	新居浜市	56.0	(9.25)6.75	○	○	○			成果報告書
初霜	H15	主	新居浜別子山線	新居浜市	56	(9.25)6.75			○			
西連寺	H28	主	新居浜別子山線	新居浜市	1.9	6.4	○	○	○	○		
西連寺	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	1.9	6.4	○				○	H29防交橋第33号測の1他（補修設計）
第一青龍	H14	主	新居浜別子山線	新居浜市	108.0	(9.25～ 10.25)5.5	○		○			詳細設計
第一青龍	H19	主	新居浜別子山線	新居浜市	108	(9.25～ 10.25)5.5					○	H18-19交道改第88号の1 （A工区上部工）
第二青龍	H14	主	新居浜別子山線	新居浜市	336.0	(9.25～ 10.25)5.5	○		○			詳細設計
第二青龍	H15 H19	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5	○	－	○			工事
第二青龍	H18	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5					○	H18交道改第88号の2 （P4躯体工）
第二青龍	H19	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5					○	H19交道改第88号の3 （A工区床版・防護柵工）
第二青龍	H19	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5					○	H19交道改第88号の1 （B工区上部工）
第二青龍	H19	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5					○	H19交道改第88号の4 （C工区防護柵工）
第二青龍	H15 H20	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5	○		○			工事
第二青龍	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	336	(9.25～ 10.25)5.5	○				○	R4補道長（加）第2号測の5 （補修設計）
城下	H8	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160.0	(17.0)10.0	○	○	○			
城下	H26	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0					○	H26防交橋第9号測の1 （舗修詳細設計）
城下	H27	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0					○	H26防補交橋第4号の1 （橋梁補修）
城下	H31	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0					○	H31防交橋（緊）（2）第506号 測の1（耐震補強設計）
城下	R5	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0	○				○	R2-3防交橋（緊）（2）第502号 の1（耐震補強）
城下	R5	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0	○				○	R3-4道長第51号の2他（耐震補強）
城下	R6	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0	○				○	R5防交橋第1号の1 （耐震補強）
城下	R6	一	多喜浜泉川線	新居浜市	160	(17.0)10.0	○				○	R5防交橋第1号の2 （耐震補強）
中野大	S59	国	194号	西条市	183.0	9.75			○			（新船形橋）（不明）
中野大	H13	国	194号	西条市	183	9.75	○	○	○	○		耐震補強
中野大	H27	国	194号	西条市	183	9.75					○	H26防交橋第43号測の1 （詳細設計）
西谷	H13	国	194号	西条市	50.0	11.0	○		○			成果報告書
西谷	H14	国	194号	西条市	50	11	○	○	○	○		耐震補強
大字小	H16	国	194号	西条市			○		○			
新兵衛大	H16	主	壬生川新居浜野田線	西条市	337.5	(14.0)6.0	○		○			
新兵衛大	H26	主	壬生川新居浜野田線	西条市	337.5	15.3					○	H25-26防補交橋第8号の1 （橋梁補修）
新兵衛大	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	337.5	15.3					○	H26-27防補交橋第9号の1他 （橋梁補修）
新兵衛大	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	337.5	15.3					○	H26-27防交橋第107号の2他 （橋梁補修）
新金比羅	H16	一	丹原小松線	西条市	155.6	(7.25)6.0	○	○		○		
長網	H13	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	25.2	14.8	○	○	○	○		
平形	H14	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	266.5	(22.8)12.0	○	○	○	○		船街道改第1号測の1 （詳細設計）
平形	H18	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	266.5	(22.8)12.0	○		○	○		（工事）
平形	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	266.5	(22.8)12.0	○				○	R4道長第3号測の1他 （補修設計）
平形	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	266.5	(22.8)12.0	○				○	R4道長第2号の2、R5道長第2号の3
北条	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	2.8	7.6					○	H21交橋第17号測の2（補修設計）
北条	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	2.8	7.6					○	H22交橋第2号の1（補修）

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
落神	S43	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	6.0	23.7					○	H22交橋第2号の2(補修)
落神	H31	一	新居浜東港線	新居浜市	10.2	22.5					○	H31防補交橋第7号測の1 (補修設計)
落神	R4	一	新居浜東港線	新居浜市	10.2	22.5					○	R4道長第2号の1 (橋梁補修)
神郷跨線	H22	一	新居浜東港線	新居浜市	30.0	(14.0)7.0					○	H22交道改第2号測の1 (詳細設計)
長瀬	H22	国	194号	西条市	6.5	12.3					○	H22交橋第2号測の2 (補修設計)利活用中身なし
長瀬	H24	国	194号	西条市	6.5	12.3						H24交橋第5号の1他 (橋梁補修)
川来須	H23	国	194号	西条市	33.0	6.0					○	H23新防災第1号測の1 (補修設計)
川来須	H24	国	194号	西条市	33	6					○	H23-24新震道緊第4号測の2他 (耐震補強設計)
川来須	H25	国	194号	西条市	33	6					○	H24-25防交橋第203号の1他 (耐 震補強、橋梁補修)
一宮歩道	H23	主	新居浜角野線	新居浜市	55.5	2.1					○	H23交橋第5号測の2(補修設計)
高木歩道	H23	主	新居浜角野線	新居浜市	54.0	2.1					○	H23交橋第5号測の2(補修設計)
高木大	H20	主	新居浜角野線	新居浜市	25.9	18.0					○	H20交橋第14号測の1 (補修設 計)
高木大	H21	主	新居浜角野線	新居浜市	25.9	18					○	H21交橋第13号の1 (橋梁補修)
高木大	H21	主	新居浜角野線	新居浜市	25.9	18					○	H21交橋第13号の2 (橋面防水)
高木大	R4	主	新居浜角野線	新居浜市	25.9	18	○				○	R4道長第2号測の1 (補修設計)
高木大	R5	主	新居浜角野線	新居浜市	25.9	18	○				○	R5道長第2号の3 (橋梁補修)
大久保	H24	主	西条久万線	西条市	3.8	7.0						H23-24交橋第5号測の3(補修設 計)
下谷	H24	主	西条久万線	西条市	14.5	5.7						H23-24交橋第9号測の1(補修設 計)
寿	H23	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	12.3	19.0						H22-23交橋第2号測の3
寿	H23	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	12.3	19					○	H23-24交橋第5号の3他 (橋梁補 修)
寿	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	12.3	19.0	○				○	R4補道長 (加) 第2号測の3 (補修設計)
蛭子1号跨道	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	2.8	12.8						H23-24新津道緊第4号測の4他(補 修設計)
蛭子1号跨道	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	2.8	12.8					○	H24-25防交橋第11号の1他 (橋梁 補修)
蛭子2号跨道	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	4.6	11.8						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
蛭子2号跨道	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	4.6	11.8					○	H24-25防交橋第11号の1他 (橋梁 補修)
蛭子2号跨道	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	4.6	11.8	○				○	R4-5補道長 (加) 第3号測の1 (補修設計)
蛭子2号跨道	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	4.6	11.8	○				○	R5道長第3号の1 (橋梁補修)
蛭子3号跨道	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3	9.1						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
蛭子3号跨道	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3	9.1					○	H24-25防交橋第11号の1他 (橋梁 補修)
蛭子3号跨道	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3	9.1	○				○	R4-5補道長 (加) 第3号測の3 (補修設計)
蛭子3号跨道	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3	9.1	○				○	R5道長第3号の1 (橋梁補修)
蛭子4号跨道	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.0	9.0						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
蛭子4号跨道	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3	9					○	H24-25防交橋第11号の1他 (橋梁 補修)
乙女川	H19	主	壬生川新居浜野田線	西条市	41.0	9.7					○	H19交橋第9号測の3 (耐震補強設 計)
乙女川	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	41	9.73					○	H20-21交橋第9号の3 (落橋防 止)
乙女川	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	41	9.73					○	H26-27防交橋第44号測の1他 (詳細設計)
乙女川	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	41	9.73					○	H26-27防補交橋第8号の1他 (橋梁補修)
乙女川橋取付(右岸)	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.3	8.9						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
乙女川橋取付(右岸)	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.3	8.9					○	H24-25防交橋第11号の1他 (橋梁 補修)
乙女川橋取付(左岸)	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.3	8.9						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
乙女川橋取付(左岸)	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.3	8.9					○	H24-25防交橋第11号の1他 (橋梁 補修)
乙女川橋取付(左岸)	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.3	8.9	○				○	R4-5補道長 (加) 第3号測の3 (橋梁補修)
古川跨道	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	5.8	9.2						H23-24交橋第5号測の7他(補修設 計)
新川	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	7.1	16.6						H23-24交橋第5号測の7他(補修設 計)
新川	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	7.1	16.6					○	H24-25防交橋第129号の1他(橋梁 補修)

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
御舟川(上流)	H23	主	壬生川新居浜野田線	西条市	13.6	14.2					○	H22-23交橋第2号測の3 (補修設計)
御舟川(上流)	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	13.6	14.2					○	H24-25予橋補第1号の1他(橋梁補修)
御舟川(下流)	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	13.6	14.3					○	H22-23交橋第2号測の3 (補修設計)
御舟川(下流)	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	13.6	14.3					○	H24-25予橋補第1号の1他(橋梁補修)
無名	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.0	27.6						H23-24交橋第5号測の7他(補修設計)
汐取	H23	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	10.6	12.1						H22-23交橋第2号測の3 (補修設計)
汐取	H25	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	10.6	12.1					○	H24-25予橋補第3号の1他(橋梁補修)
汐取	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	10.6	12.1	○				○	R4補道長(加)第2号測の4 (補修設計)
汐取	R6	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	10.6	12.1	○				○	R6道長第2号の1 (橋梁補修)
新田	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	6.4	10.6						H23-24新津道緊第4号測の4他(補修設計)
落神1号	H24	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	2.3	20.0						H23-24交橋第5号測の7他(補修設計)
船屋小	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	4.5	30.8						H23-24交橋第5号測の7他(補修設計)
船屋小	H25	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	4.5	30.8					○	H24-25防交橋第129号の1他(橋梁補修)
船屋小	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	4.5	30.8	○				○	R6道長第3号測の1 (補修設計)
新島越川	H24	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	9.1	10.6						H23-24交橋第5号測の3(補修設計)
神拝1号	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	2.4	15.0						H23-24交橋第5号測の7他(補修設計)
大黒	H28	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	2.2	19.6					○	H27防交橋第71号測の1(詳細設計) H27防交橋第71号の1他(橋梁補修)
新加茂川大	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H19-20交橋第9号測の6(耐震補強設計)
新加茂川大	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H21交橋第9号測の2(補修設計)
新加茂川大	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H21交橋第9号測の3(耐震補強設計)
新加茂川大	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H21-22交橋第9号の6(防護柵)
新加茂川大	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H21-22交橋第9号の7(橋台巻立)
新加茂川大	H23	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H22-23交橋第31号の3他(落橋防止)
新加茂川大	H23	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H22-23交橋第31号の4(落橋防止)
新加茂川大	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H23-24交橋第50号の1他(橋梁補修)
新加茂川大	H25	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3					○	H24-25全交橋第3号の1他(橋梁補修)
新加茂川大	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	550.0	9.3	○				○	R4-5補道長(加)第3号測の3 (橋梁補修)
平形小	H24	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	3.8	19.1						H23-24新津道緊第4号測の1他(補修設計)
平形小	H28	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	3.8	19.1					○	H27防交橋第71号の1他 (橋梁補修)
平形小	R4	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	3.8	19.1	○				○	R4道長(2)第2号の1 (補修設計)
喜三衛	H24	主	壬生川新居浜野田線	西条市	6.0	13.9					○	H23-24新津道緊第4号測の1他(補修設計)
喜三衛	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	6.0	13.9	○				○	R6道長第3号測の2 (補修設計)
惣開地下道、若宮地下道	H24	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	3.6	3.0						H23-24新津道緊第4号測の1他(補修設計)
東雲歩道	H23	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	22.5	2.1					○	H23交橋第5号測の2(補修設計)
殿小屋	H22	主	新居浜別子山線	新居浜市	14.3	8.1					○	H22交橋第2号測の2(補修設計)
殿小屋	H24	主	新居浜別子山線	新居浜市	14.3	8.1					○	H23-24交橋第5号の3他(橋梁補修)
殿小屋	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	14.3	8.1	○				○	H29-30防交防第33号測の1他 (補修設計)
殿小屋	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	14.3	8.1	○				○	H29-30防交防第26号の1他 (橋梁補修)
新道	H24	主	新居浜別子山線	新居浜市	3.6	9.2						H23-24新津道緊第4号測の4他(補修設計)
鶯	H24	主	新居浜別子山線	新居浜市	46.0	7.0						H23-24新津道緊第4号測の1他(補修設計)
鶯	H25	主	新居浜別子山線	新居浜市	46.0	7.0					○	H24-25予橋補第8号の1(橋梁補修)
鶯	R4	主	新居浜別子山線	新居浜市	46.0	7.0	○				○	R4道長第2号測の2 (補修設計)
鶯	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	46.0	7.0	○				○	R5道長第2号の1 (橋梁補修)
無名	H24	主	新居浜別子山線	新居浜市	6.5	4.0						H23-24新津道緊第4号測の4他(補修設計)
無名	H24	主	新居浜別子山線	新居浜市	2.3	7.5						H23-24交橋第9号測の1(補修設計)
滝の宮橋歩道	H23	一	新居浜港線	新居浜市	49.8	2.5					○	H23交橋第5号測の2(補修設計)

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
金子歩道	H23	一	新居浜港線	新居浜市	15.3	2.1					○	H23交橋第5号測の2(補修設計)
金子歩道	R6	一	新居浜港線	新居浜市	15.3	2.1	○				○	R6道長第302号測の1 (補修設計)
新川	H24	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	33.6	7.7						H23-24新津道緊第2号測の1 (耐震補強設計)
新川	H30	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	33.6	7.7					○	H29防交橋(2)第204号の1 (橋梁補修)
多賀	H24	一	孫兵衛作壬生川線	西条市	10.8	7.5					○	H23-24新津道緊第4号測の1他(補 修設計)
上湯浪	H24	一	石鎚丹原線	西条市	8.0	4.5						H23-24交橋第9号測の1(補修設 計)
川根	H23	一	関屋今井線	西条市	17.0	7.0						H23-24交橋第9号測の1(補修設 計)
川根	H29	一	関屋今井線	西条市	17.0	7.0					○	H28防補交橋第203号の1 (耐震補強)
有塚前	H24	一	落合久万線	西条市	2.4	4.8						H23-24交橋第5号測の3(補修設 計)
有塚奥	H24	一	落合久万線	西条市	2.5	5.6						H23-24交橋第5号測の3(補修設 計)
河之瀬新	H22	一	落合久万線	西条市	9.7	5.0					○	H22-23交橋第2号測の3 (補修設計)
のまず谷	H24	一	落合久万線	西条市	2.5	5.0						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
檜谷	H24	一	落合久万線	西条市	2.4	5.5						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
児美谷川	H24	一	落合久万線	西条市	6.8	4.5						H23-24交橋第9号測の1(補修設 計)
唐谷	H24	一	落合久万線	西条市	2.8	4.0						H23-24交橋第9号測の2他(補修設 計)
肉淵	H24	一	別子山土居線	新居浜市	10.4	4.0						H23-24交橋第7号測の2(補修設 計)
客谷大	H25	主	新居浜別子山線	新居浜市	32.2	17.3						H25防交橋第62号測の1他(補修設 計)
客谷大	H25	主	新居浜別子山線	新居浜市	32.2	17.3					○	H26防補交橋第6号の5 (橋梁補修)
客谷大	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	32.2	17.3	○				○	R4補道長(加)第2号測の3 (補修設計)
出合	H25	一	今治丹原線	西条市	12.0	8.0						H25防交橋第62号測の1他(補修設 計)
新千野々	H26	主	西条久万線	西条市	67.0	8.5					○	H25新活道防減第1号の1他 (耐震)
来見	H26	一	湯谷口川内線	西条市	24.0	6.0					○	H25新活道防減第4号測の1他 (耐震詳細設計)
来見	H27	一	湯谷口川内線	西条市	24	6						H27防交橋第7号測の1他 (詳細設計)
来見	H27	一	湯谷口川内線	西条市	24	6					×	H26新防災第1号の1他 (橋梁補修)
来見	H29	一	湯谷口川内線	西条市	24	6					○	H28-29防交橋第7号の1 (橋梁補修)
鞍瀬	H26	一	落合久万線	西条市	20.0	5.0					○	H25新活道防減第4号測の1他 (耐震詳細設計)
鞍瀬	H27	一	落合久万線	西条市	20	5					×	H26新防災第1号の1他 (橋梁補修)
鞍瀬	H31	一	落合久万線	西条市	20	5					○	H31防補交橋第15号測の1 (補修設計)
上横田	H26	一	南川壬生川停車場線	西条市	17.5	12.0					○	H25新活道防減第4号測の1他 (耐震詳細設計)
上横田	H27	一	南川壬生川停車場線	西条市	17.5	12					×	H26新道防減第3号の1他 (橋梁補修)
開拓1号	H26	主	高知伊予三島線	新居浜市	5.0	4.0					○	H25-26防補交橋第9号測の1他 (補修設計)
開拓1号	H27	主	高知伊予三島線	新居浜市	5	4					○	H26防補交橋第6号の6 (橋梁補修)
開拓2号	H26	主	高知伊予三島線	新居浜市	4.1	4.0					○	H25防補交橋第9号測の1 (補修詳細設計)
開拓2号	H27	主	高知伊予三島線	新居浜市	4.1	4					○	H26防補交橋第6号の6 (橋梁補修)
無名	H26	主	高知伊予三島線	新居浜市	2.6	7.0					○	H25-26防補交橋第9号測の1他 (補修設計)
無名	H27	主	高知伊予三島線	新居浜市	2.6	7					○	H26防補交橋第6号の6 (橋梁補修)
弟地	H26	主	新居浜別子山線	新居浜市	3.6	9.0					○	H25-26防補交橋第9号測の1他 (補修設計)
弟地	H29	主	新居浜別子山線	新居浜市	3.6	9.0					○	H28-29防補交橋第10号の1他 (橋梁補修)
新仙雲	H26	主	新居浜別子山線	新居浜市	59.0	車道6.75 歩道2.50					○	H26防交橋第5号測の1 (補修設計)
新仙雲	H28	主	新居浜別子山線	新居浜市	59.0							H27-28新道防減第26号測の1(耐 震補設計)
新仙雲	H28	主	新居浜別子山線	新居浜市	59.0	9.25～12.09						H28防交橋第206号の1他 (橋梁補修、落橋防止)
新仙雲	R5	主	新居浜別子山線	新居浜市	59.0	9.25 ～12.09	○				○	R4補道長(加)第2号測の2 (補修設計)
開拓	H26	主	新居浜別子山線	新居浜市	50.0	7.0					○	H26防交橋第203号の1他 (耐震)

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
蛭子高架	H19	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	10.3					○	H19交橋第9号測の1（耐震補強設計）
蛭子高架	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25					○	H19-20交橋第9号の1（橋脚巻立）
蛭子高架	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25					○	H19-20交橋第9号の4（落橋防止）
蛭子高架	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25					○	H20-21交橋第9号の3（落橋防止）
蛭子高架	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25					○	H21交橋第14号の1（橋梁補修）
蛭子高架	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25						H26-27防交橋第46号測の1他（詳細設計）
蛭子高架	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25					○	H26-27防補交橋第6号の2他（橋梁補修）
蛭子高架	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25	○				○	R4-5補道長（加）第3号測の1（橋梁補修）
蛭子高架	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160	10.25	○				○	R5道長第3号の1（橋梁補修）
新中山川大	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248.0	10.3					○	H19-20交橋第9号測の5（耐震補強設計）
新中山川大	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248	10.25					○	H21交橋第9号の1（橋梁補修）
新中山川大	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248	10.25						H21-22交橋第9号の2（橋脚巻立）
新中山川大	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248	10.25					○	H21-22交橋第9号の3（支承、ダンパー据付）
新中山川大	H22	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248	10.25					○	H21-22交橋第9号の5（支承据付）
新中山川大	H23	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248	10.25					○	H22-23交橋第31号の2（支承据付）
新中山川大	H27	主	壬生川新居浜野田線	西条市	248	10.25						H26-27防交橋第46号測の1他（補修設計）
三碧	H27	主	西条久万線	西条市	40.6	6.8					○	H26防交橋第44号測の1他（詳細設計）
三碧	H29	主	西条久万線	西条市	40.6	6.8					○	H28防補交橋第7号の1（橋梁補修）
三碧	H29	主	西条久万線	西条市	40.6	6.8					○	R6道長第3号測の2（補修設計）
河之瀬	H27	一	落合久万線	西条市	18.2	6.8					○	H26防交橋第44号測の1他（詳細設計）
河之瀬	H29	一	落合久万線	西条市	18.2	6.8					○	H28防補交橋第6号の1（橋梁補修）
高尾新	H27	一	石鎚伊予小松停車場線	西条市	7.6	10.6					○	H26-27防補交橋第9号の1他（橋梁補修）
神拝2号	H26	一	西条港線	西条市	2.6	14.8					○	H25-26防補交橋第8号の1他（橋梁補修）
神拝歩道	H26	一	西条港線	西条市	37.0	1.8					○	H25-26防補交橋第8号の1他（橋梁補修）
樋之口1号	H28	一	西条港線	西条市	2.0	15.1					○	H27-28防交橋第8号測の1他（補修設計）
樋之口1号	H28	一	西条港線	西条市							○	H28防交橋第28号の1他（橋梁補修）
吉田	H27	一	南川壬生川停車場線	西条市	236.2	11.0					×	H26防交橋第6号の4 H26防交橋第6号の10（橋梁補修）
吉田	H28	一	南川壬生川停車場線	西条市	236.2	12.3					○	H28防交橋第203号測の1（詳細設計）
馬返	H27	一	石鎚丹原線	西条市	3.2	5.1					○	H26-27防交橋第60号の1他（橋梁補修）
とくだっ子地下道	H27	一	関屋今井線	西条市	3.1	18.6					○	H26-27防交橋第60号の1他（橋梁補修）
長縄手	H27	一	今治丹原線	西条市	2.5	9.6					○	H26-27防交橋第60号の1他（橋梁補修）
久保田大	H27	一	新居浜港線	新居浜市	27.0	16.0					○	H26新道防減第31号測の1（詳細設計）
萩生	H27	一	金子中萩停車場線	新居浜市	1.9	4.5					○	H26防交橋第54号の1他（橋梁補修）
本郷	H27	一	新居浜土居線	新居浜市	4.8	5.6					○	H26防交橋第54号の1他（橋梁補修）
西之郷	H27	一	新居浜土居線	新居浜市	8.1	13.2					○	H26防交橋第54号の1他（橋梁補修）
藤之石	H28	国	194号	西条市	2.5	34.6					○	H27-28防交橋第8号測の1他（補修設計）
藤之石	H29	国	194号	西条市	2.5	34.6					○	H28-29防交橋第2号の1（橋梁補修）
東田大	H28	一	新居浜東港線	新居浜市	26.1	11.3					○	H28防交橋第75号測の1（詳細設計）
東田大	H29	一	新居浜東港線	新居浜市	26.1	11.3					○	H28-29防交橋第75号の1他（橋梁補修）
荒川	H29	国	194号	西条市	85.5	10.25					○	H29防交橋第10号測の1他（補修設計）
荒川	H30	国	194号	西条市	85.5	10.3					○	H29-30防交橋第10号の1他（塗替塗装）
荒川	H30	国	194号	西条市	85.5	10.3					○	H30防交橋第13号の2（塗替塗装）
荒川	H31	国	194号	西条市	85.5	10.3					○	H30-31防交橋第13号の3（橋梁補修）
藤之石1号	H29	国	194号	西条市	2.2	26.6					○	H29防交橋第10号測の1他（補修設計）
東宮	H20	国	194号	西条市	60.1	9.30					○	H20新防災第1号測の2（測量、安定性評価）
東宮	H20	国	194号	西条市	60.1	9.3					○	H20交橋第14号測の1（補修設計）
東宮	H22	国	194号	西条市	60.1	9.3					○	H21-22交橋第1号測の4（耐震補強、落橋防止装置設計）
東宮	H23	国	194号	西条市	60.1	9.3						H22-23交橋第33号の2（落橋防止、橋梁補修）

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
新八の子谷		国	194号	西条市	62.0	10.0	○			○		緊橋整第1号の2
新八の子谷	H20	国	194号	西条市	62.0	10.0					○	H20新防災第1号測の2（測量、安定性評価）
新八の子谷	H21	国	194号	西条市	62.0	10.0					○	H20-21新防災第1号測の4（落橋防止設計）
新八の子谷	H22	国	194号	西条市	62.0	10.0					○	H21-22交橋第1号の1（落橋防止）
新八の子谷	H22	国	194号	西条市	62.0	10.0					○	H21-22交橋第1号の2（橋台補強）
新八の子谷	H22	国	194号	西条市	62.0	10.0					○	H21-22交橋第1号の3（塗替塗装）
新八の子谷	H23	国	194号	西条市	62.0	10.0					○	H22-23交橋第33号の1（塗替塗装）
1号八の子取付	H29	国	194号	西条市	11.0	9.0					○	H29防交橋第10号測の1他（補修設計）
1号八の子取付	H30	国	194号	西条市	11	9					○	H29-30防交橋第31号の1他（橋梁補修）
2号八の子取付	H29	国	194号	西条市	8.5	12.4					○	H29防交橋第10号測の1他（補修設計）
2号八の子取付	H30	国	194号	西条市	8.5	12.4					○	H29-30防交橋第31号の1他（橋梁補修）
新長野	H29	主	壬生川丹原線	西条市	5.0	13.3						H29防交橋第35号測の1他（詳細設計）
根突	H29	主	壬生川丹原線	西条市	2.6	11.7						H29防交橋第35号測の1他（詳細設計）
貝田	H29	主	壬生川丹原線	西条市	3.0	12.0						H29防交橋第35号測の1他（詳細設計）
金毘羅	H29	一	丹原小松線	西条市	155.6	6.8						H29防交橋第35号測の1他（詳細設計）
金毘羅	H30	一	丹原小松線	西条市	155.6	6.8	○				○	H30防交橋第30号の1（橋梁補修）
八幡	H29	主	壬生川新居浜野田線	西条市	3.0	17.3					○	H29防交橋第29号測の1他（補修設計）
西禎瑞高架	H19	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	9.2					○	H19交橋第9号測の2（耐震補強設計）
西禎瑞高架	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	9.2					○	H19-20交橋第9号の2（橋脚巻立）
西禎瑞高架	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	9.2					○	H19-20交橋第9号の4（落橋防止）
西禎瑞高架	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	9.2					○	H20-21交橋第9号の3（落橋防止）
西禎瑞高架	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	9.2					○	H21交橋第14号の1（橋梁補修）
西禎瑞高架	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	160.0	9.2	○				○	R4-5補道長（加）第3号測の1（橋梁補修）
東禎瑞高架	H19	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H19交橋第9号測の4（耐震補強設計）
東禎瑞高架	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H19-20交橋第9号の3（橋脚巻立）
東禎瑞高架	H20	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H19-20交橋第9号の4（落橋防止）
東禎瑞高架	H21	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H20-21交橋第9号の3（落橋防止）
東禎瑞高架	H29	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H29防交橋第29号測の1他（補修設計）
東禎瑞高架	H30	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H30防交橋第22号の1（橋梁補修）
東禎瑞高架	H30	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3					○	H30防交橋第22号の1（橋梁補修）
東禎瑞高架	R5	主	壬生川新居浜野田線	西条市	284.2	9.3	○				○	R4-5補道長（加）第3号測の1（橋梁補修）
無名	H29	一	皿ヶ嶺公園滑川線	西条市	4.3	3.1					○	H29防交橋第6号の1（橋梁補修）
中筋橋	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	3.5	8.2	○				○	H29防交橋第33号測の1他（補修設計）
中筋1号橋	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	3.1	18.4	○				○	H29防交橋第33号測の1他（補修設計）
桧端橋	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	2.6	18	○				○	H29防交橋第33号測の1他（補修設計）
前田新橋	H30	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	11.5	20.0	○				○	H29-30防交橋第11号測の1他（補修設計）
前田新橋	H30	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	11.5	20.0	○				○	H29-30防交橋第30号の1（橋梁補修）
宮西橋	H30	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	20.9	18.0	○				○	H29防交橋第11号測の1他（補修設計）
前田東橋	H30	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	5.6	19.6	○				○	H29防交橋第11号測の1他（補修設計）
大島橋	H30	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	2.3	10.4	○				○	H29防交橋第11号測の1他（補修設計）
泉池橋	H30	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	3.3	7.3	○				○	H29防交橋第11号測の1他（補修設計）
磯浦橋	H22	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	8.1	27.0						H22交橋第2号測の2（補修設計）
磯浦橋	H24	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	8.1	27.0					○	H23-24交橋第5号の3他（橋梁補修）
磯浦橋	R4	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	8.1	27.0	○				○	R4道長第2号測の1（補修設計）
磯浦橋	R5	主	壬生川新居浜野田線	新居浜市	8.1	27.0	○				○	R5道長第2号の4（橋梁補修）
赤滝	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	7.1	10.3	○				○	H29防交橋第33号測の1他（補修設計）
赤滝	H30	主	新居浜別子山線	新居浜市	7.1	10.3	○				○	H29防交橋第26号の1他（橋梁補修）
堺筋横断歩道橋	H30	一	新居浜角野線	新居浜市	27.8	1.5					○	H29防交防第201号の1 H29防交防第201号の2他（橋梁補修、塗装塗替）

東予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
大明神川歩道橋	H30	一	徳能伊予三芳(T)線	西条市	74.4	2.0					○	H29防交橋第36号の1 (橋梁補修)
大明神川橋	H30	一	徳能伊予三芳(T)線	西条市	74.7	11.0					○	H29-30防交橋第210号の1 (橋脚補強)
大明神川橋	H30	一	徳能伊予三芳(T)線	西条市							○	H30防交橋(2)第508号の1 (橋脚補強)
三津屋跨線橋	R6	主	壬生川丹原線	西条市	27.2	14.7	○				○	R6道長第3号測の1 (補修設計)
西局橋	R6	主	壬生川新居浜野田線	西条市	12.6	10.5	○				○	R6道長第3号測の2 (補修設計)
川来須歩道橋	R6	国	194号	西条市	58.4	2.9	○				○	R6道長第3号測の2 (補修設計)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
山の内	S40	国	196号	今治市	12.84	8.5	○		○			一般図のみ
中堀	S41	国	317号	今治市	15.0	8.0	○	○	○			下部計算書(橋台)
金子	S41	国	317号	今治市	19.98	8.7		○	○			下部計算書(杭基礎)
郷	S44	一	桜井山路線	今治市	48.2	8.2	○	○	○	○		地質調査含む 橋梁一般図CD（PDF）
郷	H3	一	桜井山路線	今治市	118.2	4.25	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
菊間	S45	一	玉川菊間線	今治市 菊間町浜	36.5	13.0	○		○			一般図は別様 （詳細設計）
菊間	H25	一	玉川菊間線	今治市菊間町 浜	31.8	6.0					○	H24防交橋第207号の1（補強）
菊間	H27	一	玉川菊間線	今治市菊間町 浜	31.9	6.8					○	H27防交橋第18号測の1 他 （橋梁補修設計）
菊間	H31	一	玉川菊間線	今治市菊間町 浜	31.9	6.8					○	R2道長第3号測の4 （補修設計）
菊間	R5	一	玉川菊間線	今治市菊間町 浜	31.9	6.8					○	R4補道長（加）第4号の40（補修工 事）
菊間	R5	一	玉川菊間線	今治市菊間町 浜	31.9	6.8					○	R4補道長（加）第4号の44（補修 工事）
二本松(井ノ口港)	S57	国	317号	今治市	97.5	(13.0)7.5	○		○			
	R4						○				○	R3補道長（加）第4号の42 （補修工事）
	R4										○	R4補道長（加）第4号の45（補修 工事）
峠	S49	一	伯方島環状線	今治市	2.3	(4.0)3.5	○		○			
新田	S49	一	伯方島環状線	今治市	2.0	(4.2)3.7	○		○			
前川	S49	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市	10.2	(9.2)8.7	○		○			
仲	S49	一	大下白潟線	今治市	5.2	(3.9)3.4	○		○			
神	S49	一	大下白潟線	今治市	3.5	(5.0)4.5	○		○			
六本	S37	主	大三島環状線	今治市	6.2	(10.2)7.7	○		○			
金星	S49	一	玉川菊間線	今治市	12.1	(9.4)7.1	○		○			
台		主	大三島環状線	今治市			○		○			
宮浦本川	S52	主	大三島環状線	今治市	17.6	(9.0)5.5	○		○	○		R5補道長（加）第4号測の4（補 修設計）歩道橋のみ
歌仙	S54	一	玉川菊間線	今治市 菊間町高田	23.5	(8.5)6.6	○	○	○			
歌仙	H27	一	玉川菊間線	今治市菊間町 高田	23.5	8.5					○	H26越道防減第13号測の1 他 （耐震補強検討）
宮の下	S37	一	岩城環状線	今治市	2.0	(5.0)4.5		○	○			地質調査含む
地堀	S38	国	317号	今治市	11.5	(11.8)8.3		○	○			下部計算書(橋台)
	R4						○				○	R4道長第4号の11 （補修工事）
榎		一	今治丹原線	今治市					○			地質調査のみ
(橋名不明)		国	196号(大西工区)	今治市					○			地質調査(橋名？)
(橋名不明)		一	今治丹原線	今治市					○			地質調査(橋名？)
大坪	S61	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市	9.4	5.0	○		○			
長江	S63	一	岩城環状線	上島町	8.7	18.5	○		○			
二之	S63	一	東予玉井線	今治市	13.0	7.5	○		○	○		
二之	H31	一	東予玉井線	今治市	13	7.5					○	H31防補交橋第20号測の1 （補修設計）
沢津	H元	一	弓削島環状線	上島町	8.2	13.0	○		○			
宮窪	H元	国	317号	今治市	54.0	7.0	○		○	○		
	R4						○				○	R4道長第4号の42 （補修工事）
船戸	H27	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町 大野	29.0	6.2					○	H27防交橋第18号測の1 他 （橋梁補修設計）
船戸	H31	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町 大野	29	6.2					○	H31防補交橋第21号測の1 （補修設計）
	R3						○				○	R2道長第3号の35 （補修工事）
舟戸橋側道	H2	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町 大野	29.0	3.3	○		○			
舟戸橋側道	H31	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町 大野	29	3.3					○	H31防補交橋第21号測の1 （補修設計）
明神	H3	一	東予玉川線	今治市	23.5	(8.0)6.0	○		○			一般図のみ
明神	H31	一	東予玉川線	今治市	23.5	(8.0)6.0					○	H31防補交橋第21号測の1 （補修設計）

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
国分(旧橋)	S37	一	桜井山路線	今治市	49.8	6.0	○		○	○		
国分(旧橋)	H25	一	桜井山路線	今治市	49.8	6.00					○	H24越道防減第14号測の1 (耐震補強詳細設計)
国分	H6	一	桜井山路線	今治市	55.7	12.0			○	○		(拡幅部) 地質調査のみ
国分	H8	一	桜井山路線	今治市	55.7		○	○	○	○		
国分	H25	一	桜井山路線	今治市	55.7	6.2					○	H24越道防減第14号測の1 (耐震補強詳細設計) H24防交橋第206号の2他 (落橋防止) H24防交橋第206号の1他 (橋脚巻立)
国分	H27	一	桜井山路線	今治市国分	105.5	7.0					○	H26防補交橋第204号の1 (耐震補強工事)
国分	H31	一	桜井山路線	今治市国分	105.5	7					○	H31防補交橋第18号測の1 (補修設計)
多岐川	H5	一	今治丹原線	今治市	11.05	(12.0)6.0	○		○			一般図のみ
大崎	H4	一	桜井山路線	今治市	2.0	(7.0)5.5	○		○			
笠松	S38	主	大三島環状線	今治市	5.72	4.5	○		○			一般図のみ
一之	H3	一	東予玉川線	今治市	21.7	(8.0)6.0	○	○	○	○		地質調査含む
新下ヶ市	H5	一	東予玉川線	今治市	20.0	(10.0)6.0	○	○	○			地質調査含む
新下ヶ市	H31	一	東予玉川線	今治市	20	(10.0)6.0					○	H31防補交橋第21号測の1 (補修設計)
前川	H6	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市	10.11	(8.0)6.0	○	○	○			地質調査含む
鈍川大	H5	一	東予玉川線	今治市	31.5	(10.0)6.0	○	○	○			
鈍川大	H26	一	東予玉川線	今治市	31.5	11.0					○	H25越活道防減第1号測の1他
もみじ	H7	一	岩城環状線	上島町	48.0	3.5	○	○	○			
もみじ	H25	一	岩城環状線	上島町	48.0	3.5					○	H24越道防減第18号測の1 (詳細設計)
旭	H6	国	317号	今治市	16.2	17.3	○	○	○	○		橋梁補修
	R4						○				○	R3道長第4号の23 (補修工事)
大川	S40	主	大島環状線	今治市	17.8	5.0	○		○			
大川	H7	主	大島環状線	今治市	22.3	(10.0)5.5	○	○	○			
宮下	H5	主	大島環状線	今治市	22.5	(10.0)6.0	○		○			
下通橋歩道		主	大島環状線	今治市	13.3	4.0	○		○			
山手	S48	一	今治丹原線	今治市	94.0	(7.5)6.0		○	○			今治市より移管
山手橋側道	H8	一	今治丹原線	今治市	94.0	2.5	○	○	○			地質調査含む
地堀	H8	国	317号	今治市	11.4	8.8	○	○	○			橋梁補修
弓削大	H8	一	岩城弓削線	上島町	567.0	(10.75)6.0	○		○			
弓削大	H21	一	岩城弓削線	上島町	567.0						○	H21交安第65号の1,2 (歩道用防護柵改修)
弓削大	H27	一	岩城弓削線	上島町	325.0	9.75					○	H24越道防減第20号測の2 (耐震補強設計)
弓削大	H27	一	岩城弓削線	上島町	242.0	9.75					○	H24越道防減第20号測の1 (取付橋耐震補強設計)
弓削大	H27	一	岩城弓削線	上島町	242.0	9.75					○	H26防交橋第207号測の1 (取付橋耐震補強設計)
山之内川	H7	主	大西波止浜港線	今治市	18.0	(16.0)9.0	○	○	○	○	○	R5補道長(加)第4号測の7(補 修設計)
宮脇川	H7	主	大西波止浜港線	今治市	10.2	(16.0)9.0	○	○	○	○	○	R5補道長(加)第4号測の7(補修 設計)
鏑川大	H13	主	大西波止浜港線	今治市	64.6	(16.0)9.0	○	○	○	○	○	R5補道長(加)第4号測の7(補修 設計) R5補道長(加)第4号の1(補修工 事)
花の木	H12	一	鈍川伊予大井停車場線	今治市	31.6	(11.0)7.5	○	○	○			
喜積寺	S44	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	31.5	(7.0)5.5	○		○			図面は上部工のみ
新一之瀬((仮)出合橋)	H11	一	東予玉川線	今治市	51.2	(12.0)7.50	○	○	○			
新一之瀬((仮)出合橋)	H31	一	東予玉川線	今治市							○	H31防補交橋第21号測の1 (補修設計)
天神	H11	国	317号	今治市	32.6	(12.0)6.0	○		○	○		
天神	H25	国	317号	今治市	32.6	11.00					○	H24防交橋第136号の1他(補修) R4補道長(加)第4号測の2(補 修)
天神	R5	国	317号	今治市	32.6	12.0	○	○			○	R6道長第4号の12(補修工事)
新峠	H13	主	伯方島環状線	今治市	14.5	(11.0)6.0	○	○		○		
相田	H11	主	大島環状線	今治市	17.7	(8.0)6.0	○	○	○			構造計算は上部のみ

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
多々羅高架橋バイク道	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	208.5		○		○			
多々羅高架橋自歩道	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	208.5		○		○			
来島海峡歩道	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	473.8		○		○			
来島海峡歩道	H31	一	今治大三島自転車道線	今治市	473.8						○	H31防補交橋第18号測の1 (補修設計)
来島海峡バイク道	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	329.9		○			○		
来島海峡バイク道	H31	一	今治大三島自転車道線	今治市	329.9						○	H31防補交橋第18号測の1 (補修設計)
井口自歩道	S43	一	今治大三島自転車道線	今治市	106.0		○			○		
長浜跨道	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	94.0		○		○		○	R5補道長(加)第4号測の9(補修設計)
姫内バイク道	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	216.0		○		○			
姫内歩道橋1号	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	150.0		○		○			
姫内歩道橋2号	H11	一	今治大三島自転車道線	今治市	117.0		○		○			
水場	S49	主	大島環状線	今治市	8.5		○		○			図面は上部工のみ
八幡	S49	主	大島環状線	今治市	33.8		○		○			図面は上部工のみ
泊?	S49	主	大島環状線	今治市	19.0		○		○			図面は上部工のみ
生名	H16	一	岩城弓削線	上島町	515.0	(11.0)7.5	○	○	○			予備設計
生名	H21	一	岩城弓削線	上島町	515.0	(7.5)4.0					○	H21債離橋整第70号の2 (橋面舗装)
生名	H21	一	岩城弓削線	上島町	515.0						○	H21債離橋整第70号の3,4 (防護柵工)
生名	H21	一	岩城弓削線	上島町	515.0						○	H21債離橋整第70号の5 (電気設備・照明施設)
頓田川側道	H13	主	今治波方港線	今治市	75.0	(4.3)3.5	○	○	○			
唐子橋側道	H13	主	今治波方港線	今治市	10.3	(4.3)3.5	○	○	○			
山田	H17	主	今治波方港線	今治市	18.0	(9.5)7.3	○		○			
新松尾	H14	一	玉川菊間線	今治市	37.0	(10.0)6.0					○	H14交A第9号測の3 (詳細設計)
新松尾	H18	一	玉川菊間線	今治市	37.0						○	H18交道改第9号の4 (上部工)
高田	H20	一	玉川菊間線	今治市	25.0	10.0					○	H20交道改第9号測の5 (詳細設計)
高田	H20	一	玉川菊間線	今治市	25.0						○	H20交道改第9号の3 (下部工)
高田	H21	一	玉川菊間線	今治市	25.0						○	H21交橋整第9号の4 (上部工)
長沢跨道	H20	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	9.5	8.0					○	H20交橋第20号測の1 (詳細設計)
長沢跨道	H20	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	9.5						○	H20交橋第20号の1 (伸縮継手)
長沢跨道	H21	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	9.5						○	H21交橋第20号の2 (上部工)
長沢跨道	R5	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	9.5	7.5	○	○			○	R4補道長(加)第4号測の3(補修)
北野	H20	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	11.0	8.0					○	H20交橋第20号測の1 (詳細設計)
北野	H21	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	11.0						○	H20交橋第20号の2 (上部工)
吉田	H21	一	才之原菊間線	今治市	17.2	7.0					○	H21交橋整第16号測の1 (詳細設計)
吉田	H21	一	才之原菊間線	今治市	17.2						○	H21交橋整第16号の4 (下部工)
門樋	H16	主	今治波方港線	今治市	15.0	(12.0)6.0	○	○		○		H16交道改第81号測の1 (詳細設計)
上徳跨線	H18	一	桜井山路線	今治市	195.0	(7.0)6.0	○	○		○		H18交道改第92号測の1 (詳細設計)
上徳跨線	H25	一	桜井山路線	今治市	193.2	7.0					○	H24交道改第92号測の3(修正設計) H24交補道改第92号の2他(A2・P5・P6) H24交道改第92号の3他(A1・P1・P2)
上徳跨線	H27	一	桜井山路線	今治市	193.2	7.0					○	H26交道改第92号の1(支承)
上徳跨線	H28	一	桜井山路線	今治市	193.2	7.0					○	H28交道改第92号測の1(修正設計)
上徳跨線	H29	一	桜井山路線	今治市	193.2	7.0					○	H27交橋整第92号の2(PC中空床板) H28交橋整第92号の1(PC桁製作) H29交橋整第92号の2(伸縮装置・壁高欄)
上徳跨線	H30	一	桜井山路線	今治市	193.2	7.0					○	H28交橋整第92号の4(伸縮装置・踏掛版・壁高欄)
御照	H19	一	桜井山路線	今治市	14.0	(12.0)6.0					○	H19浅改(道)第35号測の5 (詳細設計)
新森山	H23	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	44.1	(9.75)6.0	○	○		○		H23越道改第203号測の1 (詳細設計)
高部	H24	国	317号	今治市	4.2	13.1					○	H24交橋第13号の1他(補修)
阿方	H24	主	今治波方港線	今治市	3.3	9.8					○	H24交橋第13号の1他(補修)
日比田	H24	一	大西波止浜港線	今治市	2.9	6.5					○	H24交橋第13号の1他(補修)

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
水場	H24	主	大島環状線	今治市	4.6	8.5					○	H24交橋第21号の1他(架替)
幸	H24	主	大島環状線	今治市	2.6	5.0					○	H24交橋第21号の1他(補修)
矢崎	H24	国	317号	今治市	2.2	13.0					○	H24交橋第98号測の1他 (詳細設計)
風呂ノ口	H24	主	大島環状線	今治市	2.5	4.0					○	H24交橋第98号測の1他 (詳細設計)
高谷	H24	主	大島環状線	今治市	2.4	5.6					○	H24交橋第98号測の1他 (詳細設計)
新西側	H24	国	317号	今治市	2.5	30					○	H24交橋第99号測の1他 (詳細設計)
三軒屋	H24	国	317号	今治市	3.3	15.4					○	H24交橋第99号測の1他 (詳細設計) R5補道長(加)第4号測の3(補 修設計)
松宮	H24	主	大三島上浦線	今治市	4.4	13.4					○	H24交橋第99号測の1他 (詳細設計)
銅橋側道 上り	H24	主	今治波方港線	今治市	5.8	2.0					○	H24交橋第102号測の1他 (詳細設計)
銅橋側道 下り	H25	主	今治波方港線	今治市	5.8	2.13					○	H24防交橋第39号測の1他 (詳細設計)
無名(10-02)	H24	一	波方環状線	今治市	11.5	2.0					○	H24交橋第102号測の1他 (詳細設計)
種	H24	一	伊予亀岡停車場線	今治市 菊間町種	14.3	6.5					○	H24交橋第102号測の1他 (詳細設計)
種	H25	一	伊予亀岡停車場線	今治市菊間町種	14.3	6.5					○	H24交橋第102号測の1他(詳細設計) H24予橋補第18号の1他(補修)
種	H27	一	伊予亀岡停車場線	今治市 菊間町種	14.3	6.5					○	H26越道防減第13号測の1 他 (耐震補強検討)
種	H31	一	伊予亀岡停車場線	今治市 菊間町種	14.3	6.5					○	防交橋(緊)(2)第512号測の 1(補修設計(修正))
種	H31	一	伊予亀岡停車場線	今治市 菊間町種	14.3	6.5					○	R2道長第3号測の4 (補修設計)
種	R4						○				○	R4道長第4号の41 (補修工事)
宗方本川	H24	主	大三島環状線	今治市	12.0	4.0					○	H24越道改第204号測の1 (詳細設計)
黒岩新	H24	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	16.3	6.8					○	H23→H24越道改第203号測の4 H23→H24越震道改第201号測の2 (詳細設計)
黒岩新	H28	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	12.5	11.5					○	H27越震橋整第101号の1他 (架替)
森見横断歩道	S45	国	317号	今治市	16.3	1.5	○		○			上部工設計図
仁江	S46	国	317号	今治市	14.0	6.75	○		○			上部工設計図
一心	H25	主	大西波止浜港線	今治市	10.0	12.0					○	H24防交橋第137号の1(補修)
岩城	H24	一	岩城弓削線	上島町	735.0	7.5					○	H24越上道調第1号測の2 (予備設計)
岩城	H27	一	岩城弓削線	上島町	735.0	7.5					○	H25離交道改第160号測の4 (本体橋詳細設計)
岩城	H29	一	岩城弓削線	上島町	735.0	7.5					○	H28離交補橋整第160号の1(6P躯体・基礎)
岩城	H30	一	岩城弓削線	上島町	735.0	7.5					○	H29離交橋整第160号の11(1P基礎) H29離交橋整第160号の13(6P躯体) H29離交橋整第160号の15(5P基礎)
	H28	一	岩城弓削線	上島町	735.0	7.5					○	H28離交橋整第160号の9 (上部工、下部工、斜材工、付属物工) その1
	H28	一	岩城弓削線	上島町	735.0	7.5					○	H28離交橋整第160号の10 (上部工、下部工、斜材工、付属物工) その2
岩城(岩城側取付)	H27	一	岩城弓削線	上島町	140.5	7.5					○	H26離交道改第160号測の3 (岩城側取付橋詳細設計)
岩城(岩城側取付)	H30	一	岩城弓削線	上島町	140.5	7.5					○	H29離交橋整第160号の13(PW1躯体) H29離交橋整第160号の12(PW3躯体・基礎)
岩城(岩城側取付)	H31	一	岩城弓削線	上島町	140.5	7.5					○	H30離交橋整第160号の4 (PC上部工)
岩城(生名側取付1)	H27	一	岩城弓削線	上島町	40.5	7.5					○	H26離交道改第160号測の4 (生名側取付橋詳細設計)
岩城(生名側取付1)	H30	一	岩城弓削線	上島町	40.5	7.5					○	H30離交橋整第160号の3 (PC上部工)
岩城(生名側取付1)	H31	一	岩城弓削線	上島町	40.5	7.5					○	H31離交橋整第160号の21 (床版工)
岩城(生名側取付2)	H27	一	岩城弓削線	上島町	134.0	7.5					○	H26離交道改第160号測の4 (生名側取付橋詳細設計)
岩城(生名側取付2)	H29	一	岩城弓削線	上島町	134.0	7.5					○	H29離交橋整第160号の7(AK2躯体)
	H30	一	岩城弓削線	上島町	134.0	7.5					○	H29離交橋整第160号の5(PK2躯体・基礎) H29離交橋整第160号の18(AK1躯体)
岩城(生名側取付2)	H30	一	岩城弓削線	上島町	134.0	7.5					○	H30離交橋整第160号の3 (PC上部工)
岩城(生名側取付2)	H31	一	岩城弓削線	上島町	134.0	7.5					○	H31離交橋整第160号の21 (床版工)
小部歩道	H25	一	波方環状線	今治市	13.0	1.5					○	H24防交橋第38号測の1 (補修詳細設計) H24防交橋第146号の1(補修)
上浦大川	H25	国	317号	今治市	7.8	11.5					○	H23交橋第10号測の2他(詳細設計) H24交橋第21号の1他(補修)

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
神田	H25	国	317号	今治市	3.6	13.6					○	H24防交橋第24号測の1他 (詳細設計)
上弓削	H25	一	弓削島循環線	今治市	2.5	6.0					○	H24交橋第23号の1他 (補修)
権谷	H25	国	317号	今治市	3.3	12.6					○	H22交橋第5号測の1他(詳細設計) H24交橋第21号の1他(補修) R5補道長(加)第4号測の2(補修設計)
国道	H25	一	弓削島循環線	今治市	2.1	41.0					○	H24交橋第23号の1他(補修)
三之	H25	一	東予玉川線	今治市	8.1	4.55					○	H24防交橋第136号の1他 (補修)
三之	H31	一	東予玉川線	今治市	8.12	4.55					○	H31防補交橋第20号測の1 (補修設計)
下通橋側道	H25	主	大島環状線	今治市	9.4	2.0					○	H25防交橋第73号測の1他 調査設計委託業務
新開	H25	国	317号	今治市	2.9	28.2					○	H24防交橋第24号測の1他 (詳細設計)
新川	H25	主	大西波止浜港線	今治市	2.5	11.5					○	H23越津道緊第7号測の1 H24予橋補第18号の1他(補修)
すさき	H25	一	東予玉川線	今治市	11.9	7.0					○	H25安道改第62号測の1 (上部工修正設計)
すさき	H28	一	東予玉川線	今治市	11.9	7.0					○	H28交橋整第62号の1 (上部工)
蒼社	H25	主	今治波方港線	今治市	110.0	8.1					○	H24予橋補第18号の1他 (補修)
大見崎	H25	主	大三島環状線	今治市	4.0	16.0					○	H23交橋第10号測の2他(詳細設計) H24交橋第21号の1他(補修)
玉川	H25	一	東予玉川線	今治市 玉川町鈍川	28.2	9.2					○	H24越道防減第12号測の1 (詳細設計)
玉川	H27	一	東予玉川線	今治市玉川町 鈍川	28.2	10.2					○	H26越道防減第12号の1 (耐震補強工事)
玉川	H31	一	東予玉川線	今治市玉川町 鈍川	28.2	10.2					○	H31防補交橋第21号測の1 (補修設計)
銅橋側道 上り	H25	主	今治波方港線	今治市	5.8	2.0					○	H24交橋第102号測の1他(詳細設計) H24予橋補第18号の1他(補修)
馴合	H25	国	317号	今治市	2.8	40.5					○	H24防交橋第30号測の1他 (詳細設計)
仁江川	H25	国	317号	今治市	12.2	15.8					○	H24防交橋第30号測の1他 (詳細設計)
吞吐樋	H25	国	317号	今治市	3.5	25.4					○	H24防交橋第30号測の1他 (詳細設計)
東	H25	一	大下白潟線	今治市	5.1	5.9					○	H24防交橋第39号測の1(詳細設計) H24防交橋第144号の1(架替、上部工)
母伝開	H25	一	岩城環状線	上島町	5.6	7.0					○	H24越道改第407号の1 (架替、ボックスカルバート)
南高	H25	国	317号	今治市	2.3	16.2					○	H24防交橋第30号測の1他 (詳細設計) R5補道長(加)第4号測の5(補修設計)
無名2号	H25	国	317号	今治市	2.0	15.0					○	H24防交橋第24号測の1他 (詳細設計)
無名2号	H26	国	317号	今治市	2.0	15.0					○	H25防交橋第5号の1他 R4補道長(加)第4号測の2(補修)
無名2号	R5	国	317号	今治市	2.2	15.0	○	○			○	R5道長第4号の2(補修工事)
無名2号	H25	国	317号	今治市	2.4	14.1					○	H24防交橋第24号測の1他 (詳細設計)
無名4号	H25	国	317号	今治市	3.1	18.7					○	H24防交橋第24号測の1他 (詳細設計)
無名(05-22)	H25	一	宮崎波方線	今治市	13.0	2.9					○	H23交橋第13号測の2他 H24予橋補第18号の1他(補修)
無名(10-02)	H25	一	波方環状線	今治市	2.5	11.5					○	H24交橋第102号測の1他(詳細設計) H24予橋補第18号の1他(補修)
無名(12-06)	H25	一	今治丹原線	今治市	5.1	12.0					○	H24防交橋第39号測の1他 (詳細設計)
無名(50-07)	H25	国	317号	今治市	6.0	13.0					○	H24防交橋第30号測の1他 (詳細設計)
無名(50-07)	H31	国	317号	今治市	6.0	13.0					○	R2道長第3号測の4 (補修設計)
無名(50-07)	R4	国	317号	今治市	6.0	13.0	○	○			○	R4補道長(加)第4号の10(橋面防水)
無名(82-03)	H25	国	317号	今治市	2.4	24.0					○	H24防交橋第30号測の1他 (詳細設計) H25防交橋第9号の1他(補修) R5補道長(加)第4号測の5(補修設計) R5補道長(加)第4号の2他(補修工事)
無名(86-09)	H25	国	317号	今治市	2.4	21.0					○	H24防交橋第24号測の1他 (詳細設計)
無名(86-09)	H26	国	317号	今治市	2.4	21.0					○	H25防交橋第5号の1他 R4補道長(加)第4号の42(補修工事)
無名(86-09)	R5	国	317号	今治市	2.4	21.0					○	

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
無名(14-15)	H25	一	玉川菊間線	今治市	3.0	7.0					○	H25防交橋第73号測の1他 調査設計委託業務
無名(14-15)	H26	一	玉川菊間線	今治市	3.8	9.6					○	H26防補交橋第16号の1他
森山	H25	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	5.1	7.0					○	H25防交橋第73号測の1他 調査設計委託業務
森山	H26	一	朝倉伊予桜井停車場線	今治市	5.0	7.0					○	H26防補交橋第16号の1他
八股大	H25	国	317号	今治市	7.1	13.0					○	H25防交橋第73号測の1他 調査設計委託業務
八股大	H26	国	317号	今治市	7.1	13.0					○	H26防補交橋第15号の1
山手	H25	一	今治丹原線	今治市	94.0	8.2					○	H24越道防減第13号測の1他(詳細設計) H24防交橋第205号の1他(補強)
遊舟	H25	国	317号	今治市	3.4	14.5					○	H24防交橋第24号測の1他(詳細設計) H25防交橋第9号の1他(補修)
竜登橋側道(上り)	H25	主	今治波方港線	今治市	10.8	2.06					○	H24防交橋第39号測の1他 (詳細設計)
蒼社橋側道(上り)	H25	主	今治波方港線	今治市	111.2	2.0					○	H24防交橋第41号の1他(補修)
	R4	主	今治波方港線	今治市	110.0	8.1					○	R4道長第4号の11 (補修工事)
中川	H25	一	桜井山路線	今治市	4.6	5.6					○	H24防交橋第43号の1他(補修) R5補道長(加)第4号測の6(補修設計)
天神橋側道(下り)	H25	主	今治波方港線	今治市古国分	14.0	2.0					○	H24防交橋第43号の1他(補修)
天神橋側道(下り)	H26	主	今治波方港線	今治市古国分	14.0	2.8					○	H25防交橋第129号測の1
天神橋側道(下り)	H27	主	今治波方港線	今治市古国分	14.0	2.0					○	H26防交橋第103号の1 (橋梁補修工事)
天神橋側道(上り)	H25	主	今治波方港線	今治市	13.0	1.8					○	H24防交橋第43号の1他(補修)
唐子	H25	主	今治波方港線	今治市	9.5	7.5					○	H24防交橋第41号の1他(補修)
唐子	R5	主	今治波方港線	今治市	9.5	7.5	○	○			○	R4補道長(加)第4号測の3(補修)
唐子橋側道(下り)	H25	主	今治波方港線	今治市	10.3	3.5	○			○	○	H24防交橋第41号の1他(補修)
唐子橋側道(下り)	R5	主	今治波方港線	今治市	10.3	3.5	○	○			○	R4補道長(加)第4号測の3(補修)
唐子橋側道(上り)	H25	主	今治波方港線	今治市東村	10.0	2.0					○	H24防交橋第38号測の1 (補修詳細設計)
唐子橋側道(上り)	H26	主	今治波方港線	今治市東村	10.0	2.5					○	H25防交橋第130号の1
唐子橋側道(上り)	R5	主	今治波方港線	今治市	10.0	2.0	○	○			○	R4補道長(加)第4号測の3(補修)
竜登橋側道(下り)	H25	主	今治波方港線	今治市	9.9	2.0					○	H24防交橋第38号測の1 (補修詳細設計)
無名(08-03)	H26	主	大三島上浦線	今治市	2.3	15.0					○	H26防交橋第131号の1他
	R4						○				○	R3道長第4号の41 (補修工事)
無名(15-05)	H26	主	伯方島環状線	今治市	3.4	9.0					○	H26防交橋第22号の1 R5補道長(加)第4号測の2(補修設計)
名切	H27	主	今治波方港線	今治市鳥生	5.0	7.0					○	H27防交橋第18号測の1他 (橋梁補修設計)
名切	H28	主	今治波方港線	今治市	5.0	7.0					○	H27防交橋第18号の1他 (橋梁補修)
無名1号	H27	一	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口	17.7	3.0					○	H26越道防減第13号測の1他 (耐震補強検討)
無名3号	H27	一	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口	29.4	3.0					○	H26越道防減第13号測の1他 (耐震補強検討、設計) R5補道長(加)第4号則の4(補修設計)
無名5号	H27	一	今治大三島自転車道線	今治市大三島町宮浦	15.5	3.0					○	H26越道防減第13号測の1他 (耐震補強検討)
井口自歩道橋	R5	一	今治大三島自転車道線	今治市上浦町井口	106.0	3.2	○				○	R4補道長(加)第4号測の1 (補修設計)
三角	H27	主	大西波止浜港線	今治市大西町樋口	10.2	13.2					○	H26防交橋第74号測の1他 (橋梁補修設計) H26防交橋第11号の1 (橋梁補修工事)
三角	R5	主	大西波止浜港線	今治市大西町樋口	10.2	12.8	○	○			○	R4補道長(加)第4号測の2(補修) R5道長第4号の1(補修工事)
高下	R5	主	今治波方港線	今治市	3.8	9.1	○	○			○	R4補道長(加)第4号測の2(補修) R5補道長(加)第4号の2他(補修工事)
鈍川大	H27	一	東予玉川線	今治市玉川町鈍川	31.5	11.0					○	H26防補交橋第203号の1 (耐震補強工事)
鈍川大	H31	一	東予玉川線	今治市玉川町鈍川	31.5	11					○	H31防補交橋第21号測の1 (補修設計)
矢田側道2号	H28	主	今治波方港線	今治市	11.0	3.0					○	H28交安第55号の2(下部工) H28交安第55号の3(上部工)
旭方橋	H31	一	糸山公園線	今治市	6.5	5.2					○	H31防補交橋第18号測の1 (補修設計)

今治土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
無名(16-06)	H31	一	東予玉川線	今治市	3.0	16.0					○	H31防補交橋第20号測の1 (補修設計)
無名(27-19)	H31	一	東予玉川線	今治市	2.7	4.0					○	H31防補交橋第20号測の1 (補修設計)
無名(28-23)	H31	一	東予玉川線	今治市	3.0	10.0					○	H31防補交橋第20号測の1 (補修設計)
無名(30-27)	H31	一	東予玉川線	今治市	2.5	15.0					○	H31防補交橋第20号測の1 (補修設計)
無名(81-20)	H31	国	317号	今治市	3.7	16.6					○	R2道長第3号測の4 (補修設計)
		R4					○				○	R4道長第4号の11 (補修工事)
高大寺橋	H31	一	今治丹原線	今治市	10.5	6.2					○	交廻道改第38号の1 (PC桁架設)
八幡	R4	国	317号	今治市	2.9	33.0	○				○	R3道長第4号の42 (補修工事)
宮前	R4	国	317号	今治市	4.0	13.1	○				○	R3道長第4号の41 (補修工事)
永江	R4	国	317号	今治市	6.2	13.8	○				○	R3道長第4号の41 (補修工事)
大井出	R4	主	今治波方港線	今治市	3.5	20.7	○				○	R3道長第4号の21 (補修工事)
上地	R4	主	大島環状線	今治市	2.6	14.2	○				○	R3道長第4号の42 (補修工事)
立岩	R5	主	大西波止浜港線	今治市 大西町大井浜	23.0	22.1	○	○			○	R4防交橋第3号測の1 (耐震補強修正設計) R5補道長(加)第4号測の7(補修 設計)
新田	R5	主	大島環状線	今治市 吉海町福田	2.0	10.0	○				○	R4補道長(加)第4号測の1 (補修設計) R5道長第4号の3(補修工事)
無名橋(110-02)	R5	国	317号	今治市 伯方町有津	4.4	12.2	○				○	R4補道長(加)第4号測の1 (補修設計) R6道長第4号の10(補修工事)
甚六田	R5	国	317号	今治市	7.0	11.0					○	R4補道長(加)第4号の41(補修 工事)
九王一の橋	R5	主	大西波止浜港線	今治市	2.4	9.0					○	R4補道長(加)第4号の42(補修 工事)
小村橋	R5	一	岩城環状線	今治市	2.6	5.0					○	R5道長第5号の1(補修工事)
伊勢免橋	R5	一	岩城環状線	今治市	3.4	7.5					○	R5道長第5号の1(補修工事)
無名(92-07)	R6	国	317号	今治市吉海町 名	3.1	14.8					○	R5補道長(加)第4号測の1(補修 設計)
片山	R6	国	317号	今治市吉海町 名	4.3	18.7					○	R5補道長(加)第4号測の1(補修 設計)
法智和	R6	主	大島環状線	今治市宮窪町 宮窪	2.2	6.7					○	R5補道長(加)第4号測の1(補修 設計)
無名(108-11)	R6	国	317号	今治市宮窪町 宮窪	4.7	13.0					○	R5補道長(加)第4号測の2(補修 設計)
丸田	R6	国	317号	今治市上浦町 甘崎	2.0	11.3					○	R5補道長(加)第4号測の3(補修 設計)
無名(1-11)	R6	主	大三島上浦線	今治市大三島 町宮浦	2.6	24.0					○	R5補道長(加)第4号測の3(補修 設計)
土居	R6	主	大三島環状線	今治市大三島 町浦戸	2.0	19.0					○	R5補道長(加)第4号測の3(補修 設計)
鐘場	R6	国	317号	今治市	10.8	12.0					○	設計) R5補道長(加)第4号の2他(補修
無名(日産唐子橋付近)	R6	主	今治波方港線	今治市	4.1	7.3					○	R5補道長(加)第4号測の6(補修 設計)
無名(1号)	R6	主	大西波止浜港線	今治市	3.5	13.4					○	R5補道長(加)第4号測の7(補修 設計) R5補道長(加)第4号の1(補修工 事)
無名1号	R6	一	今治丹原線	今治市	2.6	11.0					○	R5補道長(加)第4号測の8(補修 設計)
桜ヶ谷	R6	一	今治丹原線	今治市	25.7	9.2					○	R5補道長(加)第4号測の8(補修 設計)
清水	R6	一	東予玉川線	今治市	8.9	8.1					○	R5補道長(加)第4号測の8(補修 設計)
鈴谷	R6	一	東予玉川線	今治市	3.7	8.0					○	R5補道長(加)第4号測の8(補修 設計)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
満野	H元	国	378号	伊予市	55.5	11.0	○		○			
新倉根	H元	国	378号	伊予市	11.4	11.6	○		○	○		
新倉根	H26	国	378号	伊予市	11.4	12.1					○	H26防交橋第11号の1（補修）
二瀬	S42	一	広田双海線	伊予市	23.5	7.0	○	○	○			
二瀬	H6	一	広田双海線	伊予市	33.0	11.0	○	○	○			
二瀬	H26	一	広田双海線	伊予市	33.0	11.0					○	H25温活道防減第353号測の1 （耐震設計） H26温道防減第353号測の1 （耐震設計）
二瀬	H27	一	広田双海線	伊予市	33.0	11.0					○	H26防交橋第209号の1 （落橋防止）
豊永	S43	旧	伊予長浜線	伊予市	21.1	9.0	○	○	○			上部工計算書
上灘	S47	旧	伊予長浜線	伊予市	30.30	8.0	○	○	○	○		上部工計算書
岩谷口新	S49	国	379号	砥部町	29.0	11.0	○		○			
岩谷口新	H27	国	379号	砥部町	29.0	11.0					○	H26防補交橋第14号の1他 （橋りょう補修）
砥部新	S50	国	379号	砥部町	32.9	(11.0)6.5	○	○	○	○		
砥部新	R5	国	379号	砥部町	32.9	(11.0)6.5					○	R4補道長(加)第10号測の2 （補修設計）
小網東	S53	国	378号	伊予市	25.1	11.0	○		○	○		
小網東	H17	国	378号	伊予市	25.1	11.0	○			○		補修工事
中川原	S54	主	松山伊予線	松山市～松前町	349.7	12.5	○	○	○	○		
中川原	H25	主	松山伊予線	松山市～松前町	349.7	12.5					○	H23温震道緊第381号測の2(補修設計) H23温震道緊第381号の1(上部工補修) H25防交橋第32号の1(下部工補修)
広田	S54	国	379号	砥部町	39.0	11.5	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
広田	H29	国	379号	砥部町	39.0	11.5						H29防交橋第61号測の2他 （補修設計）
広田	R2	国	379号	砥部町	39.0	11.5						H31防交橋第55号の2 （上浜橋） 橋梁一般図CD（PDF）
豊浦大	S54	国	378号	伊予市	118.0	10.5	○		○	○		H29防交橋第37号測の2他 （補修設計）
豊浦大	H29	国	378号	伊予市	118.0	10.5				○	○	
新落合	S54	一	池田中山線	伊予市	21.65	8.75	○		○			
高山	S58	一	砥部伊予松山線	松前町	15.4	7.75	○		○			一般図のみ
公園		主	大平砥部線	砥部町	37.8		○		○			（原町橋）
無名		主	伊予川内線				○		○			
表川	S55	主	伊予川内線	東温市	89.3	11.8	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
表川	H29	主	伊予川内線	東温市	89.3	11.8				○	○	H29防交橋第109号測の1他 （補修設計）
表川	R2	主	伊予川内線	東温市	89.3	11.8				○	○	H31防交橋第58号の1 他（補修）
表川	R2	主	伊予川内線	東温市	89.3	11.8				○	○	防補交橋第38号の1（補修）
表川	R3	主	伊予川内線	東温市	89.3	11.8				○	○	R2道長第4号の73（補修）
川内	S31	一	松山川内線	東温市	59.7	7.5	○		○			
川内	H26	一	松山川内線	東温市	59.7	7.5				○	○	H26温防災第354号測の2 （耐震設計）
川内	H29	一	松山川内線	東温市	59.7	7.5				○	○	H29防交橋第106号測の1他（補修設計） H28防交橋第210号の1（補修）
川内	H30	一	松山川内線	東温市	59.7	7.5				○	○	H29防交橋第222号の1 （補修）
川内	R2	一	松山川内線	東温市	59.7	7.5				○	○	H31防補交橋第42号の1（補修）
川内	R2	一	松山川内線	東温市	59.7	7.5				○	○	H31防補交橋第42号の2（補修）
川内橋側道	H31	一	松山川内線	東温市	59.6	2.2				○	○	H30防交橋第67 号測の1（補修設計）
川内橋側道	R3	一	松山川内線	東温市	59.6	2.2				○	○	R2道長第4号の74 （補修）
塩屋			（不明）	松前町			○		○			
八瀬	S45	一	久谷森松停車場線	砥部町	11.4	7.6	○		○			
八瀬	H25	一	久谷森松停車場線	砥部町	11.4	7.6						H23年防交橋第88号測の1他 （補修設計） H24年防交橋第91号の1他(補修)
八瀬(側道橋)	H25	一	久谷森松停車場線	砥部町	11.4	1.7						H23年防交橋第88号測の1他 （補修設計） H24年防交橋第91号の1他(補修)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
岡田			(不明)				○		○			
一の瀬	H14	一	中山双海線	伊予市 双海町	8. 4	10. 0	○		○	○		
荒倉川		主	伊予川内線	砥部町	5. 6	11. 5	○		○			
和田川		主	大平砥部線	砥部町			○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
和田川	R5	主	大平砥部線	砥部町	7. 4	9. 5(8. 3)					○	R4安道改第44号測の3 （拡幅部予備設計）
和田川（拡幅部）	R6	主	大平砥部線	砥部町	14. 0	2. 8					○	R5安道改第44号測の3 （拡幅部詳細設計）
新矢取	S55	主	伊予川内線	砥部町	17. 2	12. 8	○		○			
日尾野		一	広田双海線	伊予市 双海町	7. 6	5. 0	○		○			
新日尾野	H28	一	広田双海線	伊予市 双海町	11. 2	7. 0	○				○	H27交抛道改第75号測の3（詳細設計）
新日尾野	H29	国	378号	伊予市	11. 2	7. 0					○	H28防道改第75号の4(下部工)
新日尾野	H30	国	378号	伊予市	11. 2	7. 0					○	H30防道改第75号の1(PC上部工)
天神	H12	一	砥部伊予松山線	砥部町	24. 7	11. 0	○		○	○		
大溝一号		一	砥部伊予松山線	松前町	2. 6	7. 0	○		○	○		
夫婦		主	伊予松山港線	松前町	24. 0	5. 5	○		○			
夫婦	H28	主	伊予松山港線	松前町	24. 0	5. 5					○	H28防交橋第63号測の1
夫婦	H29	主	伊予松山港線	松前町	24. 0	5. 5				○	○	H29防交橋第95号の1 （橋梁補修）
三和			(不明)						○			(不明)
麻生	S57	主	伊予川内線	砥部町	97. 7	13. 3	○	○	○			
麻生	H28	主	伊予川内線	砥部町	97. 7	12. 5					○	H28防交橋第61号測の1
麻生	R2	主	伊予川内線	砥部町	97. 7	12. 5					○	H31防交橋第56号の1
麻生	R3	主	伊予川内線	砥部町	97. 7	12. 5					○	R3道長第10号の2
麻生	R4	主	伊予川内線	砥部町	97. 7	12. 5					○	R4道長第10号の1
麻生	R5	主	伊予川内線	砥部町	97. 7	12. 5					○	R5道長第10号の1（橋梁補修）
総津新	S58	国	379号	砥部町	61. 5	12. 0	○	○	○	○		H17補修C D
総津新	H27	国	379号	砥部町	61. 5	12. 0					○	H26防交橋第79号測の1他 （補修設計）
大栄口	S57	一	広田双海線	伊予市	11. 8	4. 8	○		○			
新平松	H2	主	伊予川内線	伊予市	14. 7	(14. 0)6. 5	○		○			
仙波	S63	国	379号	砥部町	27. 0	(11. 0)6. 5	○		○			
仙波	H29	国	379号	砥部町	27. 0	(11. 0)6. 5						H29防交橋第61号測の2他 （補修設計）
仙波	R2	国	379号	砥部町	27. 0	(11. 0)6. 5					○	H31防交橋第55号の1 他
神ノ森	S62	国	379号	砥部町	19. 5	(11. 0)6. 5	○		○	○		
嶽見	S62	国	379号	砥部町	19. 0	(11. 0)6. 5	○		○			
峡関	S63	国	379号	砥部町	18. 0	(11. 0)6. 5	○		○			
本村大	S60	国	378号	伊予市	133. 0	(10. 5)6. 5	○	○	○	○		
高尾田		主	伊予川内線	砥部町			○		○			
無名（17-9）	R5	主	伊予川内線	砥部町	4. 0	17. 6					○	R4補道長(加)第10号測の2 （補修設計）
無名（17-14）	R5	主	伊予川内線	砥部町	3. 6	12. 5					○	R4補道長(加)第10号測の2 （補修設計）
新立折	H7	国	379号	砥部町	24. 8	(12. 0)8. 5	○	○	○	○		(旧設計)
新立折	H16	国	379号	砥部町	36. 0	(9. 2)8. 0					○	H16橋整第19号測の1 （詳細設計）
新立折	H19	国	379号	砥部町	36. 0		○		○	○		(工事：上部工)
新立折	R5	国	379号	砥部町	36. 0						○	R4補道長(加)第10号測の2 （補修設計）
渡瀬		一	広田双海線	伊予市	30. 6	(11. 0)10. 0	○	○	○			
渡瀬	H26	一	広田双海線	伊予市	30. 6	11. 0					○	H25温活道防減第353号測の1 （耐震設計） H26温道防減第353号測の1 （耐震設計）
渡瀬	H27	一	広田双海線	伊予市	30. 6	11. 0					○	H26防交橋第209号の2 （落橋防止）
川下	H5	国	379号	砥部町	47. 5	(11. 0)8. 5	○	○	○			
川下	R5	国	379号	砥部町	47. 5	(11. 0)8. 5					○	R4補道長(加)第10号測の3 （補修設計）
新篠谷	H7	国	379号	砥部町	16. 0	(6. 7)5. 5	○	○	○			

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
唐子谷	S42	一	広田双海線	伊予市	10.5	(12.2)6.0	○		○			
池ノ窪	S40	旧	伊予長浜線	伊予市	5.1	4.0	○		○			一般図のみ
豊田	S40	旧	伊予長浜線	伊予市	5.6	4.6	○		○	○		一般図のみ
中井出	H7	国	378号	伊予市	2.9	9.3	○	○	○			
馬木	H7	主	久万中山線	伊予市	18.4	15.9	○	○	○			
猿谷	H5	国	379号	砥部町	18.4	(11.0)6.5	○	○	○			
鈴ヶ瀬	H5	国	379号	砥部町	30.5	(11.0)6.5	○	○	○			
辛夷(玉谷1号)	H7	国	379号	砥部町	18.4	(11.0)6.5	○	○	○			
坂口(玉谷2号)	H11	国	379号	砥部町	19.0	(11.0)6.5	○		○			
坂口(玉谷2号)	R5	国	379号	砥部町	19.0	(11.0)6.5					○	R4補道長(加)第10号測の3 (補修設計)
蜂の巣(玉谷3号)	H11	国	379号	砥部町	14.5	(11.0)6.5	○	○	○			
大内野(玉谷7号)	H7	国	379号	砥部町	17.7	(11.0)6.5	○	○	○			
鍛冶屋谷(玉谷5号)	H8	国	379号	砥部町	19.3	(11.0)6.5	○	○	○			
鍛冶屋谷(玉谷5号)	H30	国	379号	砥部町	19.3	(11.0)6.5					○	H30年防交橋第99号測の1他 (補修設計)
鍛冶屋谷(玉谷5号)	R3	国	379号	砥部町	19.3	(11.0)6.5					○	R3道長第10号の1
新大岩	H6	国	379号	砥部町	47.4	(11.0)6.5	○	○	○			
下林	H4	主	広田双海線	砥部町	9.8	(7.0)5.5	○	○	○	○		橋梁一般図CD (PDF)
中塚	H4	一	広田双海線	砥部町	7.6	(7.0)5.5	○	○	○			
仁生川	H8	一	広田双海線	伊予市	9.5	(7.0)5.5	○		○			
横田	H9	一	砥部伊予松山線	松前町	23.1	(8.5)6.0	○	○	○	○		
鳥越	H10	主	大平砥部線	砥部町	15.7	(9.25)5.5	○	○	○	○		橋梁一般図CD (PDF)
村界	42	国	378号	伊予市	5.7	(5.0)4.0	○		○			
小網若宮	H9	国	378号	伊予市	9.6	(12.0)6.5	○	○	○		○	R3補道長 (加) 第7号測の2 (補修設計)
小網若宮	R5						○				○	R4道長第7号の2 (橋梁補修)
土屋	H9	一	広田双海線	伊予市	54.5	(10.0)6.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD (PDF)
土屋	H29	一	広田双海線	伊予市	54.5	(10.0)6.0					○	H29防交橋第37号測の2他 (耐震設計)
出口	H27	一	久谷森松停車場線	松山市	19.6	4.5					○	H26温防災第221号の1 (耐震)
出口	H29	一	久谷森松停車場線	松山市	19.6	4.5					○	H29防交橋第66号測の2 (補修設計)
出口	H30	一	久谷森松停車場線	松山市	19.6	4.5					○	H30防交橋第91号の1 (補修工事)
？歩道橋	S43	主	伊予川内線	伊予市	3.2	(1.5)	○		○			
新川	H4	主	伊予松山港線	伊予市	32.5	(13.7)6.0	○		○			
新川 (下流)	H28	主	伊予松山港線	伊予市	32.5	3.8				○	○	H28防交橋第37号測の1 (補修設計)
古城	H16	主	伊予松山港線	松前町	34.3	(15.8)10.0	○	○	○			
古城	R4	主	伊予松山港線	松前町	34.3	(15.8)10.0					○	R3道長第10号測の1 (補修設計)
古城	R5	主	伊予松山港線	松前町	34.3	(15.8)10.0					○	R4道長第9号の1 (橋梁補修) R4道長第9号の2他 (橋梁補修)
馬	H6	一	美川松山線	東温市	19.8	(15.0)6.0	○		○			
黒	H7	一	永木内子線	伊予市 中山町	14.3	(8.8)7.6	○		○			
谷	H8	一	美川松山線	東温市	22	(12.0)6.0	○		○			
荒谷	H14	一	美川松山線	東温市	15.8	(8.0)6.0	○		○			
枝松	H13	一	美川松山線	東温市	20.6	(10.0)6.0	○		○	○		
黒滝	H9	一	寺尾重信線	東温市	24.86	(11.0)6.0	○		○	○		橋梁一般図CD (PDF)
藤之内	H11	一	寺尾重信線	東温市	62.6	(11.0)6.0	○		○	○		橋梁一般図CD (PDF)
雨翅	H12	一	中山砥部線	伊予市 中山町	7.4	(10.0)8.8	○		○	○		
豊浦	H13	国	378号	伊予市 双海町	118.7	9.0	○		○			
岩堰2号	S39	国	317号	松山市	42.74	7.0	○		○			地質調査含む(奥道後橋?)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
拝志大	S39	一	美川松山線	東温市	283.0	6.0	○		○			(旧別府大橋)
拝志大	H26	一	美川松山線	東温市	283.0	6.0	○					H25防交橋第81号測の1 (耐震・補修設計)
拝志大	H29	一	美川松山線	東温市	283.0	6.0	○			○	○	H28防交橋第209号の1 (耐震)
拝志大	H30	一	美川松山線	東温市	283.0	6.0	○			○	○	H29防交橋第221号の2 (耐震)
拝志大	R2	一	美川松山線	東温市	283.0	6.0	○			○	○	H31防交橋第62号の1 (補修)
粟井川	S39	一	平田北条線	松山市	27.05	8.0			○			(不明)
粟井川側道橋	R6	一	平田北条線	松山市	27.70	1.5					○	R5補道長(加)第6号測の31他
第2五明口	S43	一	湯山北条線	松山市	30.0	7.0			○			(不明)
清水	S45	国	494号	東温市	32.24	7.0	○	○	○			元資料・変更後資料
新住吉	S45	一	湯山三津浜港線	松山市	18.04	(7.0)8.4	○	○	○			地質調査含む
久谷大	S45	主	松山東部環状線	松山市	370.0	8.0	○	○	○	○		
久谷大	H10	主	松山東部環状線	松山市	370.0		○	○	○	○		
森松横断歩道			(不明)				○		○			
猿渡	S45	国	317号	松山市	55.0	(7.5)6.0		○	○			(石手川)
猿渡	H11	国	317号	松山市	55.0		○	○	○			
猿渡	H26	国	317号	松山市	55.0	8.3					○	H26防交橋第10号測の1他 (補修設計)
猿渡	H27	国	317号	松山市	55.0	8.3					○	H26防交橋第10号の1 (橋梁補修) H26防交橋第10号の2 (再塗装)
遍路	S54	旧	奥道後久米線	松山市	38.4	12.0	○		○			
和泉(旧)		主	松山伊予線	松山市			○		○			S60とりこわし
和泉		主	松山伊予線	松山市	85.5		○			○		橋整第12号
第1五明口	S45	旧	松山今治線	松山市	99.0	7.5			○			(不明)
大栗	S34	一	長井方堀江線	松山市	5.5	(6.5)6.0	○		○	○		橋梁一般図CD (PDF)
大栗	H25	一	長井方堀江線	松山市	5.5	6.5					○	H24防交橋第52号の1他(補修)
小村	S57	一	三坂松山線	松山市	8.4	12.4	○		○			
内川		主	松山伊予線				○		○	○		
儀式	S52	主	北条玉川線	松山市	9.1	(7.0)5.5	○		○			
山神	S52	主	北条玉川線	松山市	7.1	(5.2)4.7	○		○			
上山之神	S52	主	北条玉川線	松山市	7.0	(5.5)5.0	○		○			
天山			(不明)				○		○			
古三津跨線	S44	国	437号	松山市	245.7	(16.8)12.5	○		○	○		耐震補強設計の図面
古三津跨線	H31	国	437号	松山市	245.7	(16.8)12.5					○	H31防交橋第34号測の2 (補修設計)
古三津跨線	R6	国	437号	松山市							○	R2道長第4号の23 (補修) R2道長第4号の24 (補修) R3道長第6号の22 (補修) R3補道長(加)第6号の21 (補修) R5道長第6号の11 (補修) R5道長第6号の12 (補修)
悪社川	S50	主	松山東部環状線	松山市	19.1		○		○			
悪社川	R4	主	松山東部環状線	松山市	19.1						○	R3補道長(加)第6号測の31 (補 修)
悪社川	R6	主	松山東部環状線	松山市							○	R5道長第6号の13他 (補修) R6道長第6号の14他 (補修)
藤野		国	317号				○		○			
井内川			(不明)				○		○			
小野川		一	三坂松山線				○		○			(旧橋)
余土		一	砥部伊予松山線	松山市	2.4	11.0	○		○			
立岩	S31	国	196号	松山市	75.0	6.7	○		○			
	H31	一	湯山北条線	松山市							○	H29防交橋第85号測の1他
高知谷	S54	国	494号	東温市	10.6	(11.7)11.2	○		○			旧：(主)川内大味川
出合		一	砥部伊予松山線	松前町～松山市			○		○			(旧橋)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
奥道後（本橋）	S39	国	317号	松山市	42.8	7.8	○		○			(旧橋)
奥道後（本橋）	H26	国	317号	松山市	42.8	7.8					○	H26防交橋第77号測の1他 (補修設計)
奥道後（本橋）	R4	国	317号	松山市	42.8	7.8					○	R3道長第6号の42（補修）
奥道後（上流側拡幅）	H16	国	317号	松山市	43.5	7.9	○		○			
奥道後（上流側拡幅）	H26	国	317号	松山市	43.5	7.9					○	H26防交橋第77号測の1他 (補修設計)
奥道後（上流側拡幅）	R4	国	317号	松山市	43.5	7.9					○	R3道長第6号の42（補修）
横河原	S31	一	松山川内線	東温市	236.7	(6.9)6.0	○		○			
	H14	一	松山川内線	東温市	236.7	(6.9)6.0	○			○		
	H25	一	松山川内線	東温市	236.7	6.8				○		H24温道防減第375号測の1（耐震設計）
横河原	H27	一	松山川内線	東温市	236.7	6.8					○	H26防交橋第208号の1他（橋脚補強） H26防交橋第208号の2（橋脚補強） H26防交橋第208号の3（橋脚補強）
横河原	H29	一	松山川内線	東温市	236.7	6.8					○	H28防交橋第212号の2（橋脚補強） H29防交橋第223号測の1（補修設計）
横河原	R2	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	H31防交橋第60号の1（補修）
横河原	R2	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	H31防交橋第60号の2（補修）
横河原橋側道	H29	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	H29防交橋第223号測の1（補修設計）
横河原橋側道	R2	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	H31防補交橋第42号の3 他（補修）
横河原橋側道	R2	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	H31防交橋第60号の2（補修）
横河原橋側道	R2	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	H31防交橋第60号の1（補修）
横河原橋側道	R3	一	松山川内線	東温市	236.7	2.0				○	○	R3道長第8号の1（補修）
朝日		一	三津浜(T)線	松山市			○		○			
朝日	H29	国	437号	松山市	13.6	12.2					○	H29防交橋第76号測の1他 (補修設計)
	H31	国	437号	松山市	13.6	12.2					○	H30防交橋第75号の1 (補修)
三段地川		主	伊予松山港線	松山市	18.8	15.9	○		○			
三段地川	H27	主	伊予松山港線	松山市	18.8	15.9					○	H27防交橋第35号測の1 (補修設計)
三段地川	H28	主	伊予松山港線	松山市	18.8	15.9					○	H28防交橋第33号の1他 (補修)
南吉田側道			(不明)				○		○			
側道		主	松山港線				○		○			(国鉄跨線橋)
山王歩道		主	伊予松山港線	松山市	16.9	1.5	○		○	○	○	
山王歩道	H29	主	伊予松山港線	松山市	16.9	1.5					○	H29防交防第210号測の3 (補修設計)
市駅横断歩道			(不明)				○		○			
仲白横断歩道			(不明)				○		○			
古川横断歩道		主	松山伊予線	松山市			○		○			
(橋名不明)				(温泉郡湯山町)			○		○			
宮前歩道橋		一	三津浜(T)線	松山市	53.7	1.9					○	R5 補道長（加）第306号測の21 他
(橋名不明)				(大可賀町)			○		○			
(橋名不明)				(東長戸町)			○		○			
(橋名不明)									○			温橋調第1号 地質調査のみ
(橋名不明)		旧	松山小松線						○			地質調査のみ
天神	S63	主	中島環状線	松山市	19.0	7.5	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
下林	S61	一	美川松山線	東温市	28.0	(8.0)6.0	○	○	○			
仏生川	S61	一	湯谷口川内線	東温市	14.6	(5.0)4.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
中垣生	H3	一	久米垣生線	松山市	3.2	3.0	○		○			
堂之元	H5	主	伊予松山港線	松山市	16.8	(9.3)6.0	○		○			
返路		旧	奥道後久米線				○		○			
J R 高架 (国道跨線)	S44	国	437号	松山市	14.5	(14.0)13.5	○		○			
J R 高架 (国道跨線)	H26	国	437号	松山市	14.5	14.0					○	H23交橋第18号測の1（補修設計） H25防交橋第33号（補修）JR委託工事 ※JR委託は登録なし（電子納品でない）
別府大		一	美川松山線				○		○			

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
松ノ本	H6	主	松山空港線	松山市	15.0	28.0	○	○	○			
前田(東大栗)	H8	一	長井方堀江線	松山市	31.5	(9.2)8.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD (PDF)
金比羅大	H5	主	松山空港線	松山市	22.2	28.0	○	○	○			
中央	H6	一	辰巳伊予和気(T)線	松山市	20.9	12.1	○	○	○			
福見川	S40	一	河中平井停車場線	松山市	4.5	5.5	○		○			
河崎	H7	一	湯谷口川内線	東温市	26.5	(11.0)7.5	○	○	○	○		地質調査含む 橋梁一般図CD (PDF)
神途	H8	一	才ノ原菊間線	松山市	26.7	(10.0)7.5	○	○	○			
恵原	S39	一	久谷森松停車場線	松山市	3.7	5.0	○		○			
浄瑠璃	S39	一	久谷森松停車場線	松山市	3.0	5.0	○		○			
片廻り	S40	一	辰巳伊予和気(T)線	松山市	4.9	8.0	○		○			撤去済 (R5架替)
菅沢	H7	一	湯山北条線	松山市	19.6	(10.0)6.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD (PDF)
穴田	S40	一	三坂松山線	松山市	4.6	(6.3)5.8	○		○			
木地	S40	一	寺尾重信線	東温市	22.5	(3.6)3.0	○		○			
久万川	H9	主	松山東部環状線	松山市	21.03	(12.8)7.0	○	○	○			
挿桃	S59	主	松山空港線	松山市	19.8	(14.0)9.0	○		○			
挿桃	H13	主	松山空港線	松山市	19.8	(14.0)9.0	○	○	○	○		橋梁補修
割石	S42	国	494号	東温市	6.0	(7.25)	○		○			
庄府	H9	主	北条玉川線	松山市	19.8	(8.0)6.0	○	○	○			
関屋跨道橋	H14	一	三坂松山線	松山市	21.8	(10.0)6.0	○			○		
新風早	H11	主	北条玉川線	松山市	38.9	(11.0)6.0	○	○	○			
新宮之下	H11	主	北条玉川線	松山市	18.8	(11.0)6.0	○	○	○			
宮之西	H10	主	北条玉川線	松山市	12.5	(10.0)6.0	○	○	○			
神次郎	H11	一	湯山北条線	松山市	13.2	(10.0)6.0	○	○	○	○		地質調査含む 橋梁一般図CD (PDF)
新美津気	H10	一	湯山北条線	松山市	18.7	(10.0)6.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD (PDF)
宮之崎	H11	主	松山北条線	松山市	14.9	(11.0)6.0	○	○	○			
沼津	R6	主	松山北条線	松山市	11.3	10.8					○	R5補道長(加)第6号測の31他 (補修設計)
岩鼻	H11	主	松山北条線	松山市	16.5	11.0	○	○	○			
藤野々	H8	国	317号	松山市	25.7	(15.0)6.5	○	○	○			
新山神	H15	主	松山北条線	松山市	25.0	(8.0)6.0	○	○	○			
伊勢宮	H9	一	栗井浅海線	松山市	19.8	(14.5)6.0	○		○			
宮北	H14	一	久谷森松停車場線	松山市	47.9	(14.0)6.0	○	○	○			
梅本	H8	一	美川松山線	松山市	17.5	(10.0)6.0	○	○	○			
新柳	H11	国	317号	松山市	49.0	(7.8)7.0	○	○	○			
	H31	国	317号	松山市	49.0	(7.8)7.0	○	○	○		○	H29防交橋第79号測の2(補修設計) H30防補交橋第3号の2(補修)
傍示川自転車道	H12	一	松山川内自転車線	松山市	21.7	3.0	○	○	○			
であい自転車歩道	H7	一	松山川内自転車線	松山市	196.5	3.8 5.8	○	○				
出合	H25	一	砥部伊予松山線	松前町～松山市	210.0	14.0					○	H24温道防減第212号測の1 (耐震補強)
出合	H27	一	砥部伊予松山線	松前町～松山市	210.0	9.8					○	H26温道防減第214号測の1 (耐震設計)
出合	H30	一	砥部伊予松山線	松前町～松山市							○	H29温補道防減第222号測の1 (耐震修正設計)
黒田	H9	国	317号	松山市	99.0	(7.5)6.0	○	○	○			
	H31	国	317号	松山市	99.0	(7.5)6.0	○	○	○		○	H30防交橋第83号測の1 (補修設計)
	R4	国	317号	松山市	99.0	(7.5)6.0					○	R1防交橋第33号の2他(補修) R2道長第4号の42他(補修) R2補道長第2号の2(補修) R2補道長第2号の4(補修) R3道長第6号の46(補修)
新勝岡	H17	主	松山港内宮線	松山市	12.5	(16.0)8.0	○			○		
上野鶴吉跨線	H18	一	八倉松前線	伊予市	150.0	(14.5)6.5	○		○	○		
久万	H18	一	和気衣山線	松山市	13.6	(12.0)6.0	○			○		

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
久枝歩道橋 (横断歩道橋)	R6	一	和気衣山線	松山市	41.9	1.9					○	R6補道長(加)第306号測の21他(補修設計)
新千里口	H14	国	379号	砥部町	107.0	13.0	○		○			(詳細設計)
新千里口	H17	国	379号	砥部町	107.0	(11.5)6.5	○	○	○			構造計算は上部のみ (工事：上部工)
重信	H25	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.0	○	○		○		
重信	H25	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.0					○	H24温道防減第221号測の1 (耐震補強設計)
重信	H26	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.5					○	H26防交橋第19号測の1 (補修設計)
重信	H29	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.5					○	H28防交橋第14号の2(桁下P7～A2塗装) H28防交橋第14号の3(補修) H28防交橋第14号の4(桁下P5～P7塗装) H28防橋第14号の1(橋面防水)
重信	H30	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.5					○	H29防交橋第220号の1(支承6基) H29防交橋第67号の1(補修) H29防交橋第67号の2(桁下P3～P5塗装)
重信	R5	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.5					○	H4補道長(加)第10号測の1(補修設計)
重信	R6	一	久谷森松停車場線	松山市	337.4	6.5					○	H5補道長(加)第10号の1(塗装)
重信歩道橋	R5	一	久谷森松停車場線	松山市	337.2	2.0					○	H4補道長(加)第10号測の1(補修設計)
東川大	H29	国	317号	松山市	36.9	(12.8)8.0	○	○	○	○		ﾄﾝﾈﾙ橋りょう等保全対象事業 (県単：H14.2完成)
新川登	H10	国	379号	砥部町	60.2	(13.0)8.0	○	○	○			
新川登	R3	国	379号	砥部町	60.2	(13.0)8.0					○	R3道長第10号の1
万年大	H15	国	379号	砥部町	169.0	(7.5)6.0					○	H15橋整第19号測の2 (詳細設計)
滝見	H19	国	379号	砥部町	21.9	7.5					○	H19道改第19号測の2 (詳細設計)
滝見	H20	国	379号	砥部町	21.9						○	H20橋整第19号の3 (下部工)
滝見	H21	国	379号	砥部町	21.9						○	H21橋整第19号の1 (上部工)
銚子	H19	国	379号	砥部町	84.0	7.5					○	H19橋整第19号測の5 (詳細設計)
銚子	H20	国	379号	砥部町							○	H20橋整第19号の1 (下部工)
銚子大	H19	国	379号	砥部町	133.0	7.0(6.0)					○	H19橋整第19号測の4 (詳細設計)
銚子大	H25	国	379号	砥部町	133.0	7.0					○	H24年交道改第13号測の3 (修正設計)
銚子大	H28	国	379号	砥部町	133.0	7.0					○	H26防橋整第13号の3(A1橋台) H26防橋整第13号の2(P1橋脚) H26防橋整第13号の1(P2橋脚) H25防道改第13号の1(A2橋台) H26防橋整第13号の4(上部) H27防補道改第13号の4(橋面)
無名橋6-2-1(下り)		一	久米垣生線	松山市	7.0	10.75(3.25)					○	H19交道改第95号の2他(詳細設計)
無名橋6-2-1(下り)		一	久米垣生線	松山市	7.0	10.75(3.25)					○	H21道改第95号の1(溝橋本体)
無名橋6-4-5(下り)		一	久米垣生線	松山市	3.2	13.75(6.25)					○	H21道改第95号の2(溝橋本体)
無名橋6-4-5(上り)		一	久米垣生線	松山市	3.1	10.75(3.25)					○	H21道改第95号の2(溝橋本体)
無名橋6-2-3(下り)		一	久米垣生線	松山市	9.8	10.75(3.25)					○	H19交道改第95号の2他(詳細設計)
無名橋6-2-3(下り)		一	久米垣生線	松山市	9.8	10.75(3.25)					○	H24交道改第51号の1(踏掛版)
無名橋6-2-3(上り)		一	久米垣生線	松山市	9.8	10.75(3.25)					○	H19交道改第95号の2他(詳細設計)
無名橋6-2-3(上り)		一	久米垣生線	松山市	9.8	10.75(3.25)					○	H24交道改第51号の1(踏掛版)
無名橋6-2-3の2(下り)		一	久米垣生線	松山市	5.2	10.75(3.25)					○	H24交道改第51号の1(踏掛版)
無名橋6-2-3の2(上り)		一	久米垣生線	松山市	5.2	10.75(3.25)					○	H24交道改第51号の1(踏掛版)
無名橋6-5-6(上り)		一	久米垣生線	松山市	7.0	10.75(3.25)					○	H20来街改第6号測の2(詳細設計)
無名橋6-5-6(上り)		一	久米垣生線	松山市	7.0	10.75(3.25)					○	H21来街改第7号の1(溝橋本体)
内川第二	H16	一	久米垣生線	松山市	59.0	10.8					○	H16来街改第2号測の6 (詳細設計)
内川第二	H19	一	久米垣生線	松山市	59.0						○	H20来街改第5号の1 (下部工(下))
内川第二	H20	一	久米垣生線	松山市	59.0						○	H20来街改第6号の1 (上部工(下))
内川第二	H20	一	久米垣生線	松山市	59.0						○	H21来街改第6号の5 (床版工(下))
無名1号	H21	一	松山川内線	松山市	4.0	14.7					○	H21交橋第18号測の1 (橋梁補修設計)
無名2号	H21	一	松山川内線	松山市	3.5	14.0					○	H21交橋第18号測の1 (橋梁補修設計)
無名2号	R5	一	松山川内線	松山市							○	R4補道長(加)第6号側の1(補修設計)
新立	H21	一	松山川内線	松山市	39.0	14.0					○	H21交橋第18号測の1 (橋梁補修設計)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
人道BOX	H21	一	松山川内線	松山市	2.4	9.4					○	H21温道維第24号測の1 (橋梁補修設計)
人道BOX	R5	一	松山川内線	松山市							○	R4補道長(加)第6号側の1(補修設計)
若狭	H16	主	松山港内宮線	松山市	46.5	(13.0)6.0					○	H16温道改第22号測の1 (詳細設計)
若狭	H19	主	松山港内宮線	松山市	46.5						○	H19交道改第97号測の4 (上部工修正設計)
若狭	H19	主	松山港内宮線	松山市	46.5						○	H19交道改第97号の2 (上部工)
小野川	H18	一	松山川内線	松山市	32.7	15.5					○	H18温防災第121号測の1 (予備設計)
小野川	H18	一	松山川内線	松山市	32.7						○	H18温防災第121号測の2 (詳細設計)
小野川	H20	一	松山川内線	松山市	32.7						○	H20交橋第8号の2 (下部工)
小野川	H21	一	松山川内線	松山市	32.7						○	H21交橋第8号の5 (下部工)
小野川	H21	一	松山川内線	松山市	32.7						○	H21交橋第8号の1,3 (上部工)
内川第一(上)	H20	一	久米垣生線	松山市	38.0	(11.75)3.25					○	H20道改第95号測の4 (詳細設計)
内川第一(上)	H22	一	久米垣生線	松山市	38.0						○	H22交橋整第95号の1 (上部工)
内川第一(下)	H20	一	久米垣生線	松山市	39.0	(11.75)3.25					○	H20道改第95号測の4 (詳細設計)
内川第一(下)	H21	一	久米垣生線	松山市	39.0						○	H21橋整第95号の1 (下部工)
内川第一(下)	H21	一	久米垣生線	松山市	39.0						○	H21橋整第95号の2 (上部工)
傍示川	H18	一	久米垣生線	松山市	7.6	6.3	○	○		○		H20道改第95号測の4 (詳細設計)
篠田	H24	一	砥部伊予松山線	伊予市	24.2	8.6					○	H20温松連立第520号測の2 (橋梁詳細設計) H23松連立第232号の2(下部工) H23松連立第232号の4(上部工)
明星川	H24	一	湯山北条線	松山市	5.1	37.1					○	H24交橋第38号測の1 (補修詳細設計)
河野川	H24	一	湯山北条線	松山市	25.3	8.1					○	H24温道防減第231号測の3 (耐震補強詳細設計)
河野川	H25	一	湯山北条線	松山市	25.3	8.1					○	H24温道防減第231号の1 (耐震補強)
河野川	H31	一	湯山北条線	松山市	25.3	8.1					○	H31防補交橋第35号測の2 (補修設計)
隅田	H24	一	湯山北条線	松山市	3.3	10.6					○	H24交橋第39号の1(補修)
立岩	H24	一	湯山北条線	松山市	75.0	6.7					○	H24温防災第231号測の1他 (耐震補強詳細設計)
立岩	H27	一	湯山北条線	松山市	75.0	6.7					○	H26温道防減第231号の1(耐震)
立岩	R2	一	湯山北条線	松山市	75.0	6.7					○	R2補道長第2号測の5(補修設計)
立岩	R4	一	湯山北条線	松山市	75.0	6.7					○	R3補道長(加)第6号の41他 (補修)
立岩	R5	一	湯山北条線	松山市							○	R4道長第6号の41他 (補修)
河原	H24	一	平田北条線	松山市	3.0	13.6					○	H24温津道緊第232号測の1他 (補修詳細設計)
河原	H25	一	平田北条線	松山市	3.0	13.6					○	H24交橋第37号の1(補修)
花見	H24	一	平田北条線	松山市	13.5	8.5					○	H24交橋第36号の1(補修)
北吉田横断歩道橋接続	H25	主	伊予松山港線	松山市	28.8	1.5					○	H24温道改第402号測の1
花見橋側道(下流)	H25	一	平田北条線	松山市	13.6	2.3					○	H24防交橋第150号の1他(補修)
花見橋側道(上流)	H25	一	平田北条線	松山市	13.4	2.0					○	H24防交橋第150号の1他(補修)
菱川	H24	主	伊予松山港線	松山市	4.9	6.3					○	H24交橋第33号の1他(補修)
菱川	H25	主	伊予松山港線	松山市	5.0	6.4					○	H24交橋第33号の1他(補修)
堂之元	H24	主	伊予松山港線	松山市	6.3	6.1					○	H24交橋第33号の1他(補修)
堂之元	H25	主	伊予松山港線	松山市	6.3	6.0					○	H24交橋第33号の1他(補修)
住吉	H24	主	伊予松山港線	松山市	9.4	6.4					○	H24交橋第33号の1他(補修)
住吉	H24	主	伊予松山港線	松山市	9.4	6.4～6.6					○	H24交橋第33号の1他(補修)
無名	H24	一	興居島循環線	松山市	2.3	7.6					○	H23交橋第20号の1(補修)
新立	H24	一	松山川内線	松山市	39.0	15.1					○	H23交橋第19号の1(補修)
新立	R2	一	松山川内線	松山市							○	R2補道長第2号測の1(補修設計)
新立	R5	一	松山川内線	松山市							○	R4道長第6号の33(補修)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
新立側道橋（下流）	R4	一	松山川内線	松山市	38.1	1.7					○	R3補道長(加)第6号測の33（補修）
新立側道橋（下流）	R5	一	松山川内線	松山市							○	R5道長第6号の24（補修）
兜宮	H24	一	河中平井停車場線	松山市	6.3	7.2					○	
兜宮	H25	一	河中平井停車場線	松山市	6.3	7.2					○	H24防交橋第59号の1他 橋りょう補修工事(防災安全)
窪野	H24	一	三坂松山線	松山市	7.4	5.0					○	H24交橋第122号測の1 （橋梁補修詳細設計） H24交橋第123号測の1 （橋梁補修詳細設計） H24交橋第124号測の1 （橋梁補修詳細設計）
	H25	一	三坂松山線	松山市	7.4	5.0					○	H24予橋補第29号の1他 橋りょう補修工事
松末	H24	一	松山川内線	松山市	6.6	12.0					○	H24交橋第122号測の1 （橋梁補修詳細設計） H24交橋第123号測の1 （橋梁補修詳細設計） H24交橋第124号測の1 （橋梁補修詳細設計）
	H25	一	松山川内線	松山市	6.6	12.0					○	H24防交橋第59号の1他 橋りょう補修工事(防災安全)
市坪	H27	一	久米垣生線	松山市	93.0	5.5					○	H24温道防減第211号測の1 （耐震設計） H26防補交橋第206号の1（橋脚補強） H26防補交橋第206号の2（落橋防止）
井の谷	H25	国	494号	東温市	15.5	9.2					○	H22年度交橋第12号測の2 （補修詳細設計） H24年度交橋第28号の1他(補修)
小野谷	H25	一	河中平井停車場線	松山市	7.1	4.1					○	H24防交橋第63号の1他 橋りょう補修工事
御曾代	H25	国	494号	東温市	10.1	5.6					○	H22年度交橋第12号測の2 （補修詳細設計） H24年度交橋第28号の1他(補修)
梶の葉	H25	一	興居島循環線	松山市	1.5～3.2	14.0～16.9					○	H24予橋補第27号の1他(補修)
国近川	H25	一	松山松前伊予線	松前町	64.4	8.7					○	H24年温道防減第351号測の1他 （耐震補強設計）
熊野	H25	主	伊予川内線	東温市	4.2	10.7					○	H25年度防交橋第79号測の1他 （補修詳細設計）
熊野	H28	主	伊予川内線	東温市	4.2	10.7					○	H28防交橋第40号の1 （橋梁補修）
高知谷	H25	国	494号	東温市	10.6	11.7					○	H22年度交橋第12号測の2 （補修詳細設計） H24年度交橋第29号の1他(補修)
小本	H25	一	興居島循環線	松山市	1.9	5.7					○	H24予橋補第27号の1他(補修)
地蔵	H25	主	松山港線	松山市	4.1	14.2					○	H24防交橋第49号の1他(補修) H24防交橋第49号測の1他(補修)
宮西橋	R6	主	松山港線	松山市	5.1	26.2					○	R5補道長（加）第6号測の31他(補修設計)
昭和橋	R5	主	松山港線	松山市	35.2	31.3					○	R4補道長(加)第6号側の21（補修設計）
昭和橋	R6	主	松山港線	松山市	35.2	31.3					○	R5補道長(加)第6号の31（補修） R6道長第6号の21
志津川	H25	一	松山川内線	東温市	2.1	9.2					○	H25年度防交橋第79号測の1他 （補修詳細設計）
志津川	H27	一	松山川内線	東温市	2.1	9.2					○	H27防交橋第37号の1他 （長寿命化）
地主谷	H25	国	494号	東温市	12.0	4.3					○	H22年度交橋第12号測の1 （補修詳細設計） H24年度交橋第28号の1他(補修)
外明神	H25	一	平田北条線	松山市	8.6	8.5					○	H24防交橋第52号の1他(補修)
外明神橋側道（西）	H25	一	平田北条線	松山市	11.7	2.3					○	H24防交橋第52号の1他(補修)
外明神橋側道（東）	H25	一	平田北条線	松山市	11.5	2.0					○	H24防交橋第52号の1他(補修)
第2号陸	H25	一	松山川内線	東温市	3.3	7.3				○		H24年度防交橋第81号測の1他 （補修詳細設計）
第5号	H28	主	松山空港線	松山市	4.1	15.0					○	H28防交橋第77号測の1 （補修設計）
第5号	H29	主	松山空港線	松山市						○	○	H29防交橋第71号の1他 （橋梁補修）
第6号	H25	主	松山空港線	松山市	3.5	15.0					○	H25防交橋第24号の1他(補修)
竹之下	H25	主	伊予川内線	東温市	2.7	14.3						H24年度防交橋第81号測の1他 （補修詳細設計）
竹之下	H26	主	伊予川内線	東温市	2.7	14.3					○	H26年度防交橋第23号の1他 （補修）
手前	H25	国	494号	東温市	4.0	6.4					○	H24年度防交橋第75号測の1他 （補修詳細設計）

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
天神	H25	一	松山川内線	東温市	11.0	7.4						H24年度防交橋第81号測の1他 (補修詳細設計)
天神	H26	一	松山川内線	東温市	11.0	7.4					○	H26年度防交橋第23号の1他 (補修)
中野	H25	主	伊予川内線	松山市	2.4	14.9					○	H24防交橋第53号の1他 橋りょう補修工事
成谷	H25	国	494号	東温市	9.5	8.4					○	H22年度交橋第12号測の2 (補修詳細設計) H24年度交橋第29号の1他(補修)
西森	H25	一	松山川内線	東温市	3.0	8.1					○	H25年度防交橋第79号測の1他 (補修詳細設計)
西森	H27	一	松山川内線	東温市	3.0	8.1					○	H27防交橋第37号の1他 長寿命化)
二ノ谷	H25	一	河中平井停車場線	松山市	6.0	5.0					○	H24防交橋第63号の1他 橋りょう補修工事
歯染尾	H25	一	湯谷口川内線	東温市	7.0	3.4						H24年度防交橋第81号測の1他 (補修詳細設計)
歯染尾	H26	一	湯谷口川内線	東温市	7.0	3.4					○	H26年度防交橋第23号の1他 (補修)
引張	H25	国	494号	東温市	2.9	5.3					○	H24年度防交橋第75号測の1他 (補修詳細設計)
堀越川側道	H25	主	松山東部環状線	松山市	12.3	2.0					○	H24防交橋第53号の1他 橋りょう補修工事
曲里	H25	主	伊予川内線	東温市	4.0	11.1					○	H25年度防交橋第79号測の1他 (補修詳細設計)
曲里	H29	主	伊予川内線	東温市	4.0	11.1					○	H29防交橋第103号の1他 (橋梁補修)
道向	H25	主	伊予川内線	東温市	4.1	11.2					○	H25年度防交橋第79号測の1他 (補修詳細設計)
道向	H29	主	伊予川内線	東温市	4.1	11.2					○	H29防交橋第103号の1他 (橋梁補修)
宮川	H25	国	494号	東温市	4.0	8.2					○	H24年度防交橋第75号測の1他 (補修詳細設計)
宮川	H29	国	494号	東温市	4.0	8.2					○	H29防交橋第110号の1他 (橋梁補修)
宮之谷	H25	一	湯谷口川内線	東温市	4.9	4.0						H24年度防交橋第81号測の1他 (補修詳細設計)
宮之谷	H26	一	湯谷口川内線	東温市	4.9	4.0					○	H26年度防交橋第23号の1他 (補修)
無名（来往町）	H25	主	松山東部環状線	松山市	4.0	6.6					○	H24防交橋第53号の1他 橋りょう補修工事
無名（南久米）	H25	一	久米垣生線	松山市	3.3	3.0					○	H24防交橋第53号の1他 橋りょう補修工事
無名（南久米）	H31	一	久米垣生線	松山市	3.3	3.0					○	H31防交橋第37号測の1 (補修設計)
無名（1-10）	H25	国	437号	松山市	4.2	20.1					○	H24防交橋第49号の1他(補修) H24防交橋第49号測の1他(補修)
無名（13-11）	H25	主	伊予松山港線	松山市	3.1	12.6					○	H25防交橋第24号の1他(補修) H24防交橋第49号測の1他(補修)
無名（5-3）	H25	一	松山松前伊予線	松山市	1.75～2.5	47.3					○	H25防交橋第24号の1他(補修)
無名（7-5）	H25	一	松山松前伊予線	松山市	2.9	12.5					○	H25防交橋第24号の1他(補修)
無名（18-4）	H25	一	久米垣生線	松山市	3.0～3.9	7.1					○	H25防交橋第24号の1他(補修)
無名（18-4）	R1	一	久米垣生線	松山市	3.0～3.9	7.1					○	H31防交橋43号測の1（補修詳細 設計）
無名（5-3）	H25	一	松山松前伊予線	松山市	3.1	47.3					○	H24防交橋第49号測の1他(補修)
無名	H25	国	494号	東温市	7.2	5.1					○	H25年度防交橋第79号測の1他 (補修詳細設計)
無名（3）	H25	一	寺尾重信線	東温市	2.6	15.4						H24年度防交橋第81号測の1他 (補修詳細設計)
無名（L=2.2m）	H25	国	494号	東温市	2.2	9.4					○	H24年度防交橋第75号測の1他 (補修詳細設計)
無名（L=4.8m）	H25	一	平田北条線	松山市	4.8	15.0					○	H24防交橋第52号の1他(補修)
無名（九騎橋）	H25	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	5.4	4.1					○	H24年度防交橋第75号測の1他 (補修詳細設計)
無名（九騎橋）	H29	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	5.4	4.1					○	H29防交橋第103号の1他 (橋梁補修)
森松歩道	H25	一	森松重信線	松山市	15.4	2.0					○	H25交安第44号の1(下部工) H25交安第44号の2(上部工)
弓折	H25	国	494号	東温市	2.4	10.4					○	H24年度防交橋第75号測の1他 (補修詳細設計)
弓折	H29	国	494号	東温市	2.4	10.4					○	H29防交橋第110号の1他 (橋梁補修)
吉藤	H25	主	松山東部環状線	松山市	8.1	5.2					○	H24防交橋第52号の1他(補修)
割石	H25	国	494号	東温市	6.0	7.5					○	H24年度防交橋第75号測の1他 (補修詳細設計)
無名（L=3.0m）	H25	主	伊予川内線	砥部町	3.0	12.5					○	H23年防交橋第88号測の1他 (補修設計) H24年防交橋第91号の1他(補修)
味酒歩道	H26	主	松山港線	松山市	23.3	1.9					○	H26防交橋第10号測の1他 (補修設計)
味酒歩道	H27	主	松山港線	松山市	70.7	1.9					○	H26防交橋第17号の1（塗装） H26防交橋第 1 7 号の2（補修）
宿野々	H26	国	317号	松山市	49.0	7.0					○	H25温活道防減第231号測の 1
宿野々（旧道）	H26	国	317号	松山市	23.24	5.46					○	H26防交橋第75号測の1他 (補修設計)
宿野々（旧道）	H27	国	317号	松山市	23.9	5.2					○	H26防交橋第75号の 1 他 (補修、耐震)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
河中	H26	国	317号	松山市	30.8	4.6					○	H26防交橋第75号測の1他 (補修設計)
河中	H28	国	317号	松山市	9.9	4.5					○	H27防交橋第23号の1 (橋梁補修)
河中	H25	国	318号	松山市	9.9	4.5					○	H24温道防減第222号測の1 (耐震補強設計)
河中	H28	国	319号	松山市	9.9	4.5					○	H26防補交橋第205号の1 (橋脚巻立、底板補強、落橋防止)
河中	H28	国	319号	松山市	9.9	4.5					○	H28防交橋第211号の1 (橋脚巻立、底板補強、落橋防止)
大亀	H26	一	湯山北条線	松山市	30.04	7.80					○	H25温活道防減第233号測の1 (耐震補強設計)
大亀	H26	一	湯山北条線	松山市	30.04	7.80					○	H25温活道防減第233号の1他 (耐震補強)
大亀	H31	一	湯山北条線	松山市	30.04	7.80					○	H31防補交橋第35号測の1 (補修設計)
大亀	R4	一	湯山北条線	松山市	30.04	7.80					○	R2道長第4号の42(補修) R2補道長第2号の4(補修) R3道長第6号の48(補修)
明星川	H26	国	317号	松山市	5.1	37.1					○	H25防交橋第90号の1(補修)
岩堰	H26	国	317号	松山市	29.0	7.8					○	H26防交橋第203号の1 (耐震補強)
国鉄跨線 歩道(北)	H26	国	437号	松山市	23.0	3.0					○	H24交橋第27号測の1(補修設計) H25防交橋第33号(補修)JR委託工事 H25防補交橋第19号の1 (橋面防水・薄層舗装、補修) ※JR委託は登録なし(電子納品でない)
国鉄跨線 歩道(南)	H26	国	437号	松山市	23.0	3.0					○	H24交橋第27号測の1(補修設計) H25防交橋第33号(補修)JR委託工事 H25防補交橋第19号の1 (橋面防水・薄層舗装) ※JR委託は登録なし(電子納品でない)
三津歩道	H26	国	437号	松山市	67.5	1.5					○	H25防交橋第78号測の1他(補修設計) H25防交橋第78号の1他(塗装、補修) H25防交橋第78号の2(舗装、補修)
鯛崎歩道	H26	主	伊予松山港線	松山市	15.1	1.5					○	H25防交橋第78号測の1他(補修設計) H25防交橋第84号の1(塗装、補修)
無名(5-4)	H26	一	松山松前伊予線	松山市	2.5	7.5					○	H25防交橋第126号測の1(地質調査) H25防交橋第126号測の2(補修設計)
共栄	H26	一	久米垣生線	松山市	19.7	12.8					○	H26温防災第201号測の1 (耐震補強設計)
共栄	H31	一	久米垣生線	松山市	19.7	12.8					○	H31防交橋第37号測の1 (補修設計)
平井	H26	一	河中平井停車場線	松山市	16.3	8.2					○	H26温防災第202号測の1 (耐震補強設計) H26防交橋第85号測の1 (補修設計)
平井	H27	一	河中平井停車場線	松山市	16.3	8.2					○	H27防交橋第40号の1 (橋梁補修)
遍路	H26	主	松山東部環状線	松山市	38.4	12.8					○	H26防交橋第82号測の1 (補修設計)
遍路	H28	主	松山東部環状線	松山市	38.4	12.8					○	H28防交橋第32号の1(補修)
遍路	H29	主	松山東部環状線	松山市	38.4	12.8					○	H28防交橋第32号の2(伸縮装置取替)
窪田	H26	主	松山東部環状線	松山市	31.3	12.2					○	H26防交橋第16号測の1他 (補修設計)
窪田	H28	主	松山東部環状線	松山市	31.2	12.2					○	H28防交橋第35号の1(補修)
窪田	R4	主	松山東部環状線	松山市	31.2	12.2					○	R3補道長(加)第6号測の32(補修)
窪田	R6	主	松山東部環状線	松山市	31.2	12.2					○	R6道長第6号の14他(補修) R6道長第6号の15(補修)
久谷大	H26	主	松山東部環状線	松山市	370.0	8.0					○	H26防交橋第16号測の1他 (補修設計)
久谷大	R2	主	松山東部環状線	松山市	370.0	8.0					○	R2補道長第2号測の3 (補修設計)
久谷大	R6	主	松山東部環状線	松山市							○	R4道長第6号の32(補修) R5道長第6号の21(補修) R5道長第6号の22(補修)
無名	H26	国	378号	伊予市	4.7	7.1					○	H25防交橋第122号の1(補修)
大唐	H26	主	大平砥部線	伊予市	19.7	10.0					○	H25防交橋第85号の1(補修) H26防交橋第108号の1(補修)
無名	H26	国	378号	伊予市	2.5	8.3					○	H25防交橋第29号の1(補修) H26防補交橋第21号の1(補修) H26防補交橋第22号の1(補修)
大久保	H26	国	378号	伊予市	8.9	11.1					○	H25防交橋第29号の1(補修) H26防補交橋第21号の1(補修) H26防補交橋第22号の1(補修)
無名	H26	国	379号	砥部町	2.5	12.0					○	H25防補交橋第23号の1(補修)
無名	H26	国	379号	砥部町	2.6	11.5					○	H25防補交橋第24号の1(補修)
中矢	H26	一	広田双海線	伊予市	6.0	3.6					○	H26防交橋第20号の1(補修)
大地	H26	一	広田双海線	伊予市	4.4	13.8					○	H26防交橋第21号の1(補修)
豊永	H26	国	378号	伊予市	21.0	10.5					○	H25防交橋第77号測の1 (補修設計)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
大唐	H26	主	大平砥部線	伊予市	19.7	10.7					○	H25防交橋第85号測の1 (補修設計)
下三谷跨線	H26	主	伊予川内線	伊予市	89.8	13.0					○	H25防交橋第86号測の1 (補修設計)
落出	H26	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	21.9	6.5						H25温道防減第375号測の1 (補修設計) H26温道防減第375号測の1 (補修設計)
落出	H31	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	21.9	6.5					○	H31防補交橋第40号測の1 (補修設計)
落出	R4	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	21.9	6.5				○	○	R3道長第8号の4 (補修)
中	H26	主	久万中山線	伊予市	17.7	9.0					○	H25温活道防減第354号測の1 (耐震設計) H26温防災第354号測の1 (耐震設計)
中	H30	主	久万中山線	伊予市	17.7	5.5(8.0)					○	H29防交橋(2)第218号の1 (耐震補強)
三津浜大	H27	主	松山東部環状線	松山市	18.0	18.5					○	H27防交橋第74号測の1 (補修設計)
三津浜大	H29	主	松山東部環状線	松山市	18.0	18.5					○	H28防補交橋第21号の1他 (橋梁補修)
三津浜大	H29	主	松山東部環状線	松山市	18.0	18.5					○	H28防補交橋第21号の2 (橋梁補修(橋面防水、舗装))
難波		一	栗井浅海線	松山市	65.8	12.8	○			○		橋整第20号
難波	H27	一	栗井浅海線	松山市	65.8	12.8					○	H26防補交橋第207号の1 (耐震)
難波	H31	一	栗井浅海線	松山市	65.8	12.8					○	H31防交橋第35号測の1 (補修設計)
乙女(旧道)	H27	主	松山東部環状線	松山市	6.0	5.1					○	H27防交橋第30号測の1他 (補修設計)
乙女(旧道)	H29	主	松山東部環状線	松山市	6.0	5.1					○	H29防交橋第64号の1他 (橋梁補修)
本谷	H27	主	松山北条線	松山市	5.4	11.5					○	H27防交橋第30号測の1他 (補修設計)
本谷	H29	主	松山北条線	松山市	5.4	11.5					○	H29防交橋第64号の1他 (橋梁補修)
潮見歩道	H27	主	松山東部環状線	松山市	88.7	1.9					○	H27防交防第202号測の1他 (補修設計)
清水歩道	H27	一	六軒家石手線	松山市	31.0	1.9					○	H27防交防第202号測の1他 (補修設計)
清水歩道	R6	一	六軒家石手線	松山市							○	R5補導長(加)第306号測の13他 (補修)
出口	H27	一	久谷森松停車場線	松山市	19.6	4.5					○	H26温防災第221号の1(耐震)
出口	H29	一	久谷森松停車場線	松山市	19.6	4.5					○	H29防交橋第66号測の2 (補修設計)
出口	H31	一	久谷森松停車場線	松山市	19.6	4.5					○	H31防補交橋第23号測の1 (補修設計)
遍路	H27	主	松山港内宮線	松山市	29.1	9.5					○	H17大改(河)第36号測の4 H24大改(河)第43号の2(下部工) H25大改(河)第44号の3(上部工)
奈良松	H27	一	寺尾重信線	東温市	25.0	4.7					○	H26防補交橋第212号の1 (落橋防止)
河原樋	H27	一	寺尾重信線	東温市	25.7	10.9					○	H26防補交橋第212号の2 (橋脚補強)
河原樋	R1	一	寺尾重信線	東温市	25.7	10.9					○	H30防交橋第59号測の1 (補修設計)
河原樋	R3	一	寺尾重信線	東温市	25.7	10.9				○	○	R2道長第4号の75 他(補修)
河原樋	R3	一	寺尾重信線	東温市	25.7	10.9				○	○	R2道長第4号の76 他(補修)
森平	H27	一	石畳中山線	伊予市	28.1	5.0					○	H26防補交橋第211号の1 (落橋防止)
森平	H28	一	石畳中山線	伊予市	28.1	5.0					○	H28防交橋(2)第213号の1 (橋脚補強)
新富岡	H27	国	378号	伊予市	4.0	4.0					○	H27防交橋第27号測の1他 (長寿命化)
富岡	H28	国	378号	伊予市	5.0	4.5					○	H28防交橋第36号測の1 (補修設計)
富岡	H29	国	378号	伊予市	5.0	4.5					○	H29防交橋第118号の1他 (橋梁補修)
富岡(新道)	H28	国	378号	伊予市	4.8	11.1					○	H28防交橋第80号の1 (橋梁補修)
無名2号	H27	主	串内子線	伊予市	2.5	5.4					○	H27防交橋第27号測の1他 (防交橋第33号測の1)(長寿命化)
市場	H27	主	伊予松山港線	伊予市	5.0	10.5					○	H27防交橋第36号の1 (長寿命化)
砥部	H27	一	砥部伊予松山線	砥部町	15.5	8.0					○	H26防交橋第86号測の1 (補修設計)
砥部	H29	一	砥部伊予松山線	砥部町	15.5	8.0					○	H29防交橋第96号の1 (橋梁補修)
山狩	H28	主	中島環状線	松山市	16.0	10.3					○	H28防交橋第11号測の1他 (補修設計)
山狩	H29	主	中島環状線	松山市	16.0	10.3				○	○	H28防交橋第12号の1他 (橋梁補修)
無名(1-4)	H28	主	中島環状線	松山市	3.6	9.5					○	H28防交橋第11号測の1他 (補修設計)
無名(1-4)	H29	主	中島環状線	松山市	3.6	9.5				○	○	H28防交橋第12号の1他 (橋梁補修)

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
無名（13-11）	H28	主	伊予松山港線	松山市	2.0	12.6					○	H28防交橋第58号測の1他 （補修設計）
無名（13-11）	H29	主	伊予松山港線	松山市						○	○	H29防交橋第71号の1他 （橋梁補修）
無名（13-8）	H28	主	伊予松山港線	松山市	2.5	12.0					○	H28防交橋第58号測の1他 （補修設計）
無名（13-8）	H29	主	伊予松山港線	松山市						○	○	H29防交橋第71号の1他 （橋梁補修）
第4号	H28	国	437号	松山市	2.8	20.1					○	H28防交橋第62号測の1 （補修設計）
第4号	H29	国	437号	松山市						○	○	H29防交橋第69号の1他 （橋梁補修）
無名（3-8）	H28	主	松山港内宮線	松山市	2.6	11.8					○	H28防交橋第64号測の1 （補修設計）
無名（3-8）	H29	主	松山港内宮線	松山市						○	○	H29防交橋第69号の1他 （橋梁補修）
三本柳	H28	一	砥部伊予松山線	松山市	10.8	8.0					○	H28防交橋第78号測の1 （補修設計）
三本柳	H29	一	砥部伊予松山線	松山市	10.8	8.0				○	○	H29防交橋第73号の1他 （橋梁補修）
三本柳側道	H28	一	砥部伊予松山線	松山市	10.8	2.2					○	H28防交橋第78号測の1 （補修設計）
三本柳側道	H29	一	砥部伊予松山線	松山市	10.8	2.2				○	○	H29防交橋第73号の1他 （橋梁補修）
無名（6-14）	H28	一	六軒家石手線	松山市	2.7	5.5					○	H28防交橋第76号測の1他
無名（6-14）	H28	一	六軒家石手線	松山市	2.7	5.5					○	H28防交橋第18号測の1他
無名（3-26）	H28	主	松山北条線	松山市	5.8	15.0					○	H28防交橋第76号測の1他
無名（3-26）	H28	主	松山北条線	松山市	5.8	15.0					○	H28防交橋第18号測の1他
安倍野	H28	国	494号	東温市	3.3	4.2					○	H28防交橋第38号測の1 （補修設計）
安倍野	H29	国	494号	東温市	3.3	4.2					○	H29防交橋第110号の1他 （橋梁補修）
無名（1-6）	H28	国	494号	東温市	2.2	10.7					○	H28防交橋第39号の1 （橋梁補修）
無名2号	H28	主	串内子線	伊予市	2.5	5.4					○	H28防交橋第13号の1 （橋梁補修）
前田	H29	一	興居島循環線	松山市	2.4	6.3				○	○	H28防補交橋第13号の1他 （補修設計）
新開	H29	一	興居島循環線	松山市	2.5	8.0				○	○	H29防交橋第90号測の1 （補修設計）
新開	H30	一	興居島循環線	松山市	2.5	8.0				○	○	H29防交橋第90号の1 （補修工事）
無名（7-5）	H29	一	松山松前伊予線	松山市	2.7	7.6				○	○	H29防交橋第76号測の1他
富岡3号	H29	一	砥部伊予松山線	松山市	3.0	5.9				○	○	H29防交橋第80号測の1他
富岡5号	H29	一	砥部伊予松山線	松山市	2.4	5.1				○	○	H29防交橋第80号測の1他
宮前川	H29	一	砥部伊予松山線	松山市	8.4	8.5				○	○	H29防交橋第80号測の1他
無名（3-26）	H31									○	○	H30防交橋第86号の1
塩壳	H29	一	砥部伊予松山線	松山市	3.5	6.1				○	○	H29防交橋第80号測の1他
塩壳	H30	一	砥部伊予松山線	松山市						○	○	H30防交橋第82号の1 （橋梁補修）
法師	H29	主	串内子線	伊予市	6.9	6.6				○	○	H29防交橋第117号測の1他 （補修設計）
無名（12-10）	H29	主	伊予川内線	伊予市	3.5	12.5				○	○	H29防交橋第117号測の1他 （補修設計）
無名（12-10）	R3	主	伊予川内線	伊予市	3.5	12.5					○	R3道長第7号の1
地分	H29	一	松山松前伊予線	松前町	3.6	9.7				○	○	H29防交橋第91号測の1他 （補修設計）
神寄	H29	一	砥部伊予松山線	松前町	10.2	5.0				○	○	H29防交橋第91号測の1他 （補修設計）
寺中	H29	主	串内子線	伊予市	2.4	9.8				○	○	H29防交橋第118号の1他 （橋梁補修）
長沢	H29	一	中山伊予線	伊予市	20.0	6.0				○	○	H29防交橋(2)第217号の1 （耐震補強）
大永	H29	一	砥部伊予松山線	松前町	14.6	5.1						H29防交橋第61号測の2他 （補修設計）
石の久保	H29	国	378号	伊予市	6.7	10.8				○	○	H29防交橋第37号測の2他 （補修設計）
無名（2）	H29	一	寺尾重信線	東温市	2.5	9.5				○	○	H29防交橋第109号測の1他 （補修設計）
	R1	一	寺尾重信線	東温市	2.5	9.5				○	○	H30防交橋第62号の1他 （橋梁補修）
無名（65-46）	H29	一	美川川内線	東温市	2.5	6.4				○	○	H29防交橋第106号測の1他 （補修設計）
	R1	一	美川川内線	東温市	2.5	6.4				○	○	H30防交橋第62号の1他 （橋梁補修）
無名（9-15）	H29	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	2.2	3.7				○	○	H29防交橋第106号測の1他 （補修設計）
	R1	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	2.2	3.7				○	○	H30防交橋第62号の1他 （橋梁補修）

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
無名（2-37）	H30	一	中野川総津線	砥部町	3.0	6.2					○	H29年防交橋第99号測の1他 （補修設計）
無名（2-37）	R2	一	中野川総津線	砥部町	3.0	6.2					○	H31防交橋第55の1他
新玉谷	H8	国	379号	砥部町	19.3	8.5(11.0)	○	○	○			
湯の口歩道	H28	主	松山空港線	松山市	14.0	1.5				○	○	H28防交防第203号測の1 （補修設計）
湯の口歩道	H29	主	松山空港線	松山市						○	○	H29防交防第207号の1 （橋梁補修・塗替塗装）
湯の口歩道	H29	主	松山空港線	松山市						○	○	H29防交防第207号の2 （橋梁補修・橋面舗装）
梅津寺歩道	H29	主	松山港線	松山市	13.4	1.5				○	○	H29防交防第210号測の1 （補修設計）
無名（4-15）	H30	国	437号	松山市	2.0	20.0				○	○	H30防交橋第210号測の1他 （補修設計）
馬木跨線橋	H30	主	松山港内宮線	松山市	249.7	6.0(14.0)				○	○	H30防交橋第210号測の1他 （補修設計）
石手1号	H31	国	317号	松山市	2.8	8.4					○	H29防交橋第79号測の1他
石手2号	H31	国	317号	松山市	5.5	9.1					○	H29防交橋第79号測の1他
無名（21-4）	H31	国	317号	松山市	7.4	8.5					○	H29防交橋第79号測の1他
屋敷	H31	主	松山北条線	松山市	7.4	8.0					○	H29防交橋第79号測の1他
新柳	H31	国	317号	松山市	49.0	8.0					○	H29防交橋第79号測の2
立岩橋側道（上流）	H31	一	湯山北条線	松山市	75.0	2.5					○	H29防交橋第85号測の1他
立岩橋側道（上流）	R2	一	湯山北条線	松山市	75.0	2.5					○	R2補道長第2号測の5（補修設計）
立岩橋側道（上流）	R2	一	湯山北条線	松山市	75.0	2.5					○	R3補道長（加）第6号の41他 （補修）
立岩橋側道（上流）	R5	一	湯山北条線	松山市							○	R4道長第6号の41他 （補修）
黒岩	H31	一	湯山北条線	松山市	3.5	11.2					○	H29防交橋第85号測の1他
無名（24-11）	H31	一	湯山北条線	松山市	2.1	12.4					○	H29防交橋第85号測の1他
堀江橋側道（上流）	H31	一	平田北条線	松山市	2.0	11.2					○	H29防交橋第87号測の2 （補修設計）
堀江橋側道（下流）	H31	一	平田北条線	松山市	2.25	11.7					○	H29防交橋第87号測の2 （補修設計）
堀江跨線橋側道（下り）	H31	一	平田北条線	松山市	2.3	18.2					○	H29防交橋第87号測の2 （補修設計）
堀江跨線橋側道（下り）	R4	一	平田北条線	松山市	2.3	18.2	○			○		R2道長第4号の43 （補修、JR委託）
無名橋（4-9）	R5	一	平田北条線	松山市	3.4	12.6					○	R4補道長（加）第6号測の41（補修設計）
無名橋（4-9）	R6	一	平田北条線	松山市	3.4	12.6					○	R5補道長（加）第6号の32他
無名橋（4-14）	R5	一	平田北条線	松山市	4.2	13.3					○	R4補道長（加）第6号測の41（補修設計）
無名橋（4-14）	R6	一	平田北条線	松山市	4.2	13.3					○	R5補道長（加）第6号の32他
新畑	H30	一	湯谷口川内線	東温市	31.3	4.0					○	H29防交橋（2）第219号測の1 （耐震）
新畑	R2	一	湯谷口川内線	東温市	31.3	4.0				○	○	H31防交橋第61号の1（補修）
落合	H31	主	北条玉川線	松山市	3.4	24.0					○	H31防交橋第46号測の1 （補修設計）
程野	R1	一	湯谷口川内線	東温市	7.5	3.8					○	H30防交橋第59号測の1 （補修設計）
天王橋側道	R1	一	砥部伊予松山線	松山市	12.4	2.1				○	○	H31防交橋第43号測の1（補修設計）
無名(5-2)	R1	国	437号	松山市	2.0	20.0				○	○	H31防交橋第43号測の1（補修設計）
無名(5-2)	R2	国	437号	松山市	2.0	20.0					○	R2道長第23号測の1 （補修設計）
第一新堂之元川	H31	主	伊予松山港線	松山市	45.2	10.3					○	H31余街改第11 号の1（PC上部工）
松本	H31	主	伊予川内線	伊予市	11.7	21.3					○	H31防補交橋第23号測の2 （補修設計）
無名(7-9)	H31	一	興居島循環線	松山市	2.0	9.3					○	H31防補交橋第30号測の1 （補修設計）
高山川橋側道(上流)	H31	一	湯山北条線	松山市	13.5	2.3					○	H31防交橋第35号測の1 （補修設計）
滝山大	H31	一	中山伊予線	伊予市	14.0	12.1					○	防補交橋（2）第501号測の1 （耐震設計）
畑寺橋	R5	主	松山東部環状線	松山市	2.8	6.9					○	R4補道長（加）第6号側の1（補修設計） 台帳26-16
無名(26-18)	H31	主	松山東部環状線	松山市	3.4	4.8					○	H31防補交橋第32号測の1 （補修設計）
平成	H31	一	中山砥部線	伊予市	41.0	9.8					○	H31防補交橋第26号測の1（補修設計） R4道長第7号の1（補修）
落出谷	H31	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	4.2	5.8					○	H31防補交橋第39号測の1 （補修設計）
落出谷	R4	一	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市	4.2	5.8					○	R3道長第8号の4（補修）
無名(23-17)	H31	一	興居島循環線	松山市	2.0	7.3					○	H31防交橋第39号測の1 （補修設計）

中予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
梅の瀬	H31	一	三坂松山	松山市	8.0	5.5					○	H31防補交橋第31号測の1 (補修設計)
市坪橋歩道	R2	一	久米垣生	松山市	93.3	2.0					○	R2防補交橋第31号測の1 (補修設計)
市坪橋歩道	R5	一	久米垣生	松山市							○	R3道長第6号の24 (補修) R3道長第6号の25 (補修) R3道長第6号の31 (補修)
市坪橋歩道	R6	一	久米垣生	松山市	93.3	2.0					○	R4道長第6号の31 (補修)
無名橋 (20-3)	R5	一	久米垣生	松山市	7.5	12.3					○	R4補道長(加)第6号測の22 (補修 設計)
無名橋 (20-5)	R5	一	久米垣生	松山市	4.0	12.0					○	R4補道長(加)第6号測の22 (補修 設計)
無名橋 (10-4)	R2	主	松山伊予線	松前町							○	H31防交橋第47号の1
梢橋	R3	国	378号	伊予市							○	R3道長第7号の1
蕎麦谷橋	R3	一	広田双海線	伊予市							○	R3道長第7号の1
無名橋 (6-3)	R3	国	378号	伊予市							○	R3道長第7号の1
蔵本	R2	国	494号	東温市	5.5	3.9				○	○	H31防補交橋第44 号測の1 (補修 設計)
蔵本	R4	国	494号	東温市	5.5	3.9				○	○	R3道長第8号の5他(補修)
黒森	R4	国	494号	東温市	5.7	4.5				○	○	R3道長第8号側の2(補修設計)
無名橋 (5-13)	R5	主	松山伊予線	松山市	7.9	34.6					○	H20来街改第6号測の2他 H30来街改第15号測の3 H23来街改第9号の1(東スパン) R3来街改第19号の2(中スパン) R2来街改第18号の3他(西スパン)
第一新堂之元橋	R5	主	伊予松山港線	松山市	45.2	11.3						
第二新堂之元橋	R5	主	伊予松山港線	松山市	37.1	11.3					○	R3余街道改第13号の3
片廻橋	R5	一	辰巳伊予和気(T)線	松山市	5.0	21.9					○	H31安道改第43号測の1他 R3安道改第43号の1 R4通安道改第43号の1 R4通安補道改第43号の1
北斎院第1歩道	R6	主	松山空港線	松山市	67.2	2.1					○	R5補導長(加)第306号測の11他 (補修設計)
北斎院第2歩道	R6	主	松山空港線	松山市	70.4	2.1					○	R5補導長(加)第306号測の11他 (補修設計)
北斎院第3歩道	R6	主	松山空港線	松山市	70.1	2.1					○	R5補導長(加)第306号測の13他 (補修設計)
土居田横断歩道	R6	一	松山松前伊予線	松山市	63.9	1.5					○	R5補導長(加)第306号測の13他 (補修設計)
北吉田歩道	R6	主	松山空港線	松山市	59.4	2.1					○	R5補導長(加)第306号測の11他 (補修設計)
小野川横断歩道	R6	一	松山川内線	松山市	36.7	1.5					○	R6道長第6号の15 (補修)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
中津大	S39	一	美川川内線	久万高原町	76.3	5.5	○	○	○	○		
	H26	一	美川川内線	久万高原町	76.3	5.5					○	H25上活道防減第41号測の1他 （耐震補強設計）
	R2						○				○	H31防交橋第71号の1他 （橋梁補修）
	R3	一	美川川内線	久万高原町	76.3	5.5	○				○	R2道長第5号の15（橋梁補修）
	R6	一	美川川内線	久万高原町	76.3	5.5					○	R5補道長（加）第11号測の1
大川	S42	一	美川小田線	久万高原町	53.0	7.0	○	○	○			
	H26	一	美川小田線	久万高原町	53.0	7.0					○	H24上道防減第22号測の1他 （耐震補強設計）
	H28	一	美川小田線	久万高原町	53.0	7.0					○	H26防補交橋第216号の1他（耐震工事） H27防交橋第209号の2（耐震工事）
	H30	一	美川小田線	久万高原町	53.0						○	H30防交橋第110号測の1（補修設計）
鶴	S54	国	380号	久万高原町	38.2	10.0	○	○	○			（第一二名川橋）
	H30	国	380号	久万高原町	38.2	10.0	○	○	○		○	H30防交橋第110号測の1（補修設計）
	R2						○				○	R2道長第5号の13（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の3（橋梁補修）
亀	S54	国	380号	久万高原町	35.3	10.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
	H29										○	H29防交橋第133号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の12（橋梁補修）
平尾	S55	国	380号	久万高原町	38.8	(10.0)6.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
	H29										○	H29防交橋第133号測の1（補修設計）
	R2						○				○	H31防交橋第63号の2 （橋梁補修）
第二二名川	S55	国	380号	久万高原町	30.8	10.0			○			（不明）
露峰	S56	国	380号	久万高原町	30.8	11.0	○	○	○	○		
小田町		国	380号				○		○			一般図のみ
宝来	S55	国	494号	久万高原町	39.0	9.0	○	○	○			（旧橋分も有）
	H19	国	494号	久万高原町	39.0						○	耐震補修
滝渡瀬	S55	旧	池川久万線	久万高原町	38.8	9.25			○			（不明）
	H26	一	東川上黒岩線	久万高原町	33.8	10.3					○	H25防補交橋第35号測の1他 （補修設計）
金山	H11	主	西条久万線	久万高原町	52.1	(7.2)6.0	○		○			
	H31	主	西条久万線	久万高原町							○	H31防補交橋第46号測の1 （補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の16（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の18（橋梁補修）
地木地	H27	一	美川小田線	久万高原町	3.1	4.5					○	H27防交橋第45号測の1 （補修設計）
	H28	一	美川小田線	久万高原町	3.1	4.5					○	H28防補交橋第22号の1（補修）
落出		旧	梶原落出線				○		○			一般図のみ
三嶋	H27	一	落合久万線	久万高原町	21.4	(11.0)6.0	○	○	○			H10上橋整第1号測の1 （詳細設計）
河合			（不明）				○		○			
面河	S60	国	494号	久万高原町	62.3	10.5	○	○	○			地質調査含む
	H25	国	494号	久万高原町	62.3	10.5					○	H24防交橋第152号の1
上谷	S48	一	美川松山線	久万高原町	32.9	6.0			○			地質調査のみ
	H26	一	美川松山線	久万高原町	32.9	7.2					○	H24上道防減第24号測の1他 （耐震補強設計）
	H28	一	美川松山線	久万高原町	32.9	9.8					○	H26防補交橋第214号の1 （耐震工事）
新父二峰	S52	国	380号	久万高原町	31.7	10.5			○			（不明）
通仙	S53	主	西条久万線	久万高原町	27.0	10.25			○			（不明）
	H29	主	西条久万線	久万高原町	27.0	10.25					○	H29防交橋第126号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防補交橋第7号の1（補修）
父二峰	S54	国	380号	久万高原町	27.3	5.0			○			（不明）
浮穴			（不明）					○	○			

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
清瀬	S57	主	西条久万線	久万高原町	26.8	9.25	○	○	○			
三和		旧	(村道)三和線					○	○			
島田	H3	主	西条久万線	久万高原町	19.6	8.0	○		○			
二名	H3	主	久万中山線	久万高原町	26.9	(9.25)6.0	○	○	○			
	H27	主	久万中山線	久万高原町	26.9	8.0					○	H26上道防減第4号測の1他 (耐震設計)
葛城	S62	一	上尾峠久万線	久万高原町	33.6	(9.0)7.8	○		○			
新葛城	H27	一	上尾峠久万線	久万高原町	33.6	7.8					○	H26上道防減第4号測の1他 (耐震設計)
	H31	一	上尾峠久万線	久万高原町	33.6	7.8					○	H31防交橋第66 号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の1 (橋梁補修)
第三二名川			(不明)				○		○			(中ノ川)
大		一	美川川内線	久万高原町	39.3	7.0～8.0	○	○	○			
	H26	一	美川川内線	久万高原町	39.3	8.2					○	H24上道防減第24号測の1他 (耐震補強設計)
西之川	H3	主	西条久万線	久万高原町	29.6	(9.2)8.0	○	○	○			
不動		主	西条久万線	久万高原町	8.0	6.0	○	○	○			
久万大	S39	主	西条久万線	久万高原町	32.7	6.0	○		○	○		
	H24	主	西条久万線	久万高原町	32.7	6.8					○	H24交橋第44号の 1 他(補修)
	R5	主	西条久万線	久万高原町	32.7	6.80	○				○	R4補道長 (加) 第11号測の1 (橋梁補修設計)
	R6	主	西条久万線	久万高原町	32.7	6.80	○				○	R5補道長 (加) 第11号の2 (補修)
新杣川	H10	国	494号	久万高原町	36.8	(19.5)7.5	○	○	○			
イグイ谷	H7	国	494号	久万高原町	98.0	(10.5)7.5	○		○			
	H26	国	494号	久万高原町	98.0	11.5					○	H25防補交橋37号の1 (橋面)
	R3						○	○			○	R3補道長 (加) 第11号測の1 (橋梁補修設計)
	R6						○	○			○	R5道長第11号の4 (補修)
森田	S41	一	上尾峠久万線	久万高原町	4.0	6.0	○		○			
御大師	S41	一	上尾峠久万線	久万高原町	13.1	5.5～6.15	○		○	○		
	H31	一	上尾峠久万線	久万高原町	13.1	5.5～6.15					○	H31防交橋第66 号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の1 (橋梁補修)
	R3						○				○	R2道長第5号の2 (橋梁補修)
	R6										○	R5補道長 (加) 第11号測の3 (橋梁補修設計)
東条	S41	一	上尾峠久万線	久万高原町			○		○			
サンショ	S41	旧	面河川内線	久万高原町	2.7	2.0	○		○	○		
四十九谷	H8	主	西条久万線	久万高原町	35.0	(10.0)6.0	○	○	○	○		
滝見	S43	主	西条久万線	久万高原町	30.0	7.0	○	○	○			
朝霧	S43	主	西条久万線	久万高原町	22.6	7.2	○		○			
	H24	主	西条久万線	久万高原町	22.7	8.20					○	H24交橋第45号の 1 (補修)
森田	S40	一	上尾峠久万線	久万高原町	4.0	6.0	○		○			
住吉	S46	主	西条久万線	久万高原町	21.2	7.7			○			(不明)
	H27	主	西条久万線	久万高原町	21.2	7.7					○	H26上道防減第4号測の1他 (耐震設計)
沢渡	S43	主	西条久万線	久万高原町	24.6	7.0	○		○			
黒森	H12	国	494号	久万高原町	9.0	4.5	○	○	○	○		
学大	H11	国	494号	久万高原町	41.0	(10.0)6.0	○	○	○			
長瀬	H11	主	西条久万線	久万高原町	63.7	(11.0)6.0	○	○	○	○		
中久保	H10	主	西条久万線	久万高原町	50.0	(11.0)6.0	○	○	○	○		
	R5	主	西条久万線	久万高原町	50.0	(11.0)6.0	○				○	R4補道長 (加) 第11号測の1(橋梁
	R6	主	西条久万線	久万高原町	50.0	(11.0)6.0	○				○	R5補道長 (加) 第11号の3 (補修)
滝山	R5	主	西条久万線	久万高原町	55.0	(10.0)6.0	○				○	R4補道長 (加) 第11号測の1 (橋梁補修設計)
	R6	主	西条久万線	久万高原町	55.0	(10.0)6.0	○				○	R5補道長 (加) 第11号の2 (補修)

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
茶屋瀬	H10	主	西条久万線	久万高原町	44.2	(10.0)6.0	○	○	○	○		
一の谷	H8	一	美川川内線	久万高原町	19.5	(9.2)8.0	○	○	○			
大宮	H11	国	494号	久万高原町	43.1	(12.0)6.5	○	○	○			
袖野	H11	国	494号	久万高原町	15.0	(12.0)6.5	○	○	○			
升淵	H12	国	494号	久万高原町	39.5	(12.0)6.5	○	○	○			
古味	S42	国	440号	久万高原町	32.2	(6.0)5.0	○	○	○			地質調査含む
古味大	H17	国	440号	久万高原町	52.5	(10.0)6.0	○	○	○	○		
上古味	R5	国	440号	久万高原町	40.0	(10.0)6.0	○				○	R4補道長（加）第11号測の1 （橋梁補修設計）
下り付	H5	国	494号	久万高原町	33.5	(9.2)6.0	○		○			
龍宮	H12	国	494号	久万高原町	61.0	(10.0)6.0	○	○	○			
	R4						○	○			○	R3補道長（加）第11号測の1 （橋梁補修設計）
	R6						○				○	R5道長第11号の3（補修）
嵯峨山	H5	主	西条久万線	久万高原町	19.8	(10.0)6.0	○		○	○		
柳谷大	H14	国	440号	久万高原町	233.0	(10.5)6.5	○	○	○	○		
矢淵大	H14	国	440号	久万高原町	252.0	(10.5)6.5	○	○	○	○		
栃谷	H9	国	440号	久万高原町	80.0	(11.0)6.5	○		○	○		
	H28	国	440号	久万高原町	80.0	(11.0)6.5					○	H28防交橋第42号測の1（補修設計）
松原	H14	一	落合久万線	久万高原町	16.5	(7.0)5.5	○	○	○			
新赤子	H16	国	440号	久万高原町	115.0	(10.5)6.5	○	○	○	○		
東川	H8	国	494号	久万高原町	11.5	(5.2)4.6	○		○	○		橋梁補修
長瀬	H11	主	西条久万線	久万高原町	63.7	(12.0)7.5	○		○			
横野栈道(西谷)	H17	国	440号	久万高原町	100.0	(10.0)6.0	○		○	○		
	R4						○				○	R4道長第11号の1 （伸縮装置更新）
横野栈道大(西谷)	R4	国	440号	久万高原町	100.0	(10.0)6.0	○				○	R4道長第11号の2 （伸縮装置更新）
平門	H15	国	494号	久万高原町	29.0	(12.0)6.5	○	○		○		
	H29	国	494号	久万高原町	29.0	(12.0)6.5					○	H29防交橋第126号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の7（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の8（橋梁補修）
金神	H14	国	494号	久万高原町	13.0	(12.0)6.5	○	○		○		
仕七川	H14	主	西条久万線	久万高原町	51.5	6.0	○	○				
	H28	主	西条久万線	久万高原町	51.5	6.0					○	H28防交橋第44号測の1（補修設計） H28防交橋第44号の1（補修）
	R2						○	○			○	H31防補交橋第47号測の2 （橋梁補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の4他（橋梁補修）
	R4						○				○	R3補道長（加）第11号の1 （橋梁補修）
仕七川橋側道	R3	主	西条久万線	久万高原町	58.9	(2.8)2.0	○				○	R3交安第15号の1（下部工）
	R4						○				○	R4交安第15号の2他（上部工）
	R4						○				○	R4交通補第7号の2他（上部工）
	R5						○				○	R5交通補第7号の1（床版工）
西ノ川		国	380号	久万高原町	31.9	10.0	○		○	○		耐震補強
大元	H15	国	380号	久万高原町	53.0	10.0	○	○	○	○		耐震補強 橋梁一般図CD（PDF）
	H29										○	H29防交橋第133号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の12（橋梁補修）
中村	H16	国	494号	久万高原町	43.0	(12.0)6.5	○	○		○		

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
新永野	H18	国	440号	久万高原町	60.0	8.0～8.5					○	H18特改第53号測の6 (詳細設計)
	H19	国	440号	久万高原町	60.0						○	H19特改第53号の3 (橋脚)
	H19	国	440号	久万高原町	60.0						○	H19特改第53号の4, 5 (橋台)
	H20	国	440号	久万高原町	60.0						○	H20特改第53号の1, 4 (上部工)
大成	H17	国	440号	久万高原町	192.0	(10.5)6.5					○	H17橋整第29号の1 (上部工)
	H17	国	440号	久万高原町	192.0						○	H17橋整第29号の2 (下部工)
新八釜	H17	国	440号	久万高原町	48.0	8.3～10.8					○	H17特改第44号の3 (下部工)
	H19	国	440号	久万高原町	48.0						○	H19特改第44号の1 (上部工)
	R4						○	○			○	R3補道長(加)第11号測の1 (橋梁補修設計)
	R5						○				○	R5道長第11号の1(橋梁補修)
境谷	H18	国	494号	久万高原町	37.5	7.0					○	H18特改第51号測の3 (詳細設計)
	H18	国	494号	久万高原町	37.5						○	H18特改第51号の2 (下部工)
	H19	国	494号	久万高原町	37.5						○	H19特改第51号の1 (上部工)
ながれ谷	H19	国	494号	久万高原町	16.0	7.0					○	H19特改第51号測の1 (詳細設計:修正)
	H20	国	494号	久万高原町	16.0						○	H20特改第51号の1 (下部工)
	H20	国	494号	久万高原町	16.0						○	H20特改第51号の5 (上部工)
白水	H10	一	美川小田線	久万高原町	15.6	10.7(9.5)	○	○	○			
日野川		主	小田柳谷線	久万高原町	23.5	5.0	○	○	○			
日暮谷	H19	国	494号	久万高原町	21.0	7.0					○	H19特改第51号測の1 (詳細設計:修正)
	H20	国	494号	久万高原町	21.0						○	H20特改第51号の2, 6 (下部工)
	H21	国	494号	久万高原町	21.0						○	H21交橋整第30号の1 (上部工)
新八幡	H21	国	440号	久万高原町	21.0	9.6					○	H21交道改第14号測の5 (詳細設計)
新帯石	H21	一	上尾峠久万線	久万高原町	21.0	7.0					○	H21交道改第41号測の1 (詳細設計)
新中六	H21	一	上尾峠久万線	久万高原町	25.0	7.0					○	H21交道改第41号測の2 (詳細設計)
直瀬川	H21	一	美川川内線	久万高原町	23.2	7.0					○	H21細道改第15号測の1 (詳細設計)
土泥	H22	国	494号	久万高原町	14.5	7.0					○	H22交道改第53号測の1 (詳細設計)
横山谷	H14	国	494号	久万高原町	104.0	(8.5)6.5					○	H14道改第84号測の4 (詳細設計)
	H18	国	494号	久万高原町	104.0						○	H18橋整第84号の1 (上部工)
小谷	H24	国	494号	久万高原町	3.6	4.3					○	H24交橋第40号の1他(補修)
なかこや	H24	国	494号	久万高原町	2.8	4.1					○	H24交橋第40号の1他(補修)
無名 42-13	H24	国	494号	久万高原町	3.8	5.0					○	H24交橋第40号の1他(補修)
小網	H24	国	494号	久万高原町	3.0	5.3					○	H24交橋第40号の1他(補修)
	H28	国	494号	久万高原町	3.0	5.3					○	H28防交橋第41号測の1(補修設計) H28防交橋第41号の1(補修)
無名 94-3	H24	主	西条久万線	久万高原町	2.5	7.6					○	H23交橋第22号測の2 (補修・詳細設計)
	H26	主	西条久万線	久万高原町	3.1	11.0					○	H25防補交橋第40号の1他 (補修)
高野	H24	一	猪伏西谷線	久万高原町	31.8	4.2					○	H24交橋第128号測の1 (補修・詳細設計)
	H25	一	猪伏西谷線	久万高原町	31.8	4.2					○	H24交橋128号の1
スゲリオ	H24	一	柳谷美川線	久万高原町	3.4	3.6					○	H24交橋第128号測の1 (補修・詳細設計)
	H25	一	柳谷美川線	久万高原町	3.4	3.6					○	H24交橋128測の1
	H26	一	柳谷美川線	久万高原町	3.4	4.8					○	H25防交橋37号の1他(補修)
無名 4-17	H24	一	美川松山線	久万高原町	3.5	8.7					○	H24交橋第128号測の1 (補修・詳細設計)
	H26	一	美川松山線	久万高原町	3.5	16.1					○	H25防交橋37号の1他(補修)
大棚	H24	一	美川小田線	久万高原町	3.1	4.5					○	H24交橋第128号測の1 (補修・詳細設計)
	H25	一	美川小田線	久万高原町	3.1	4.5					○	H24交橋128号測の1
	H26	一	美川小田線	久万高原町	3.1	4.5					○	H25防交橋37号の1他(補修)
大	H25	一	美川川内線	久万高原町	51.7	6.7					○	H24防交橋第209号の1
沖之西	S43	一	美川川内線	久万高原町	13.0	4.5					○	H24交橋第130号測の1 H25防交橋第35号の1他

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
川崎	H25	一	落合久万線	久万高原町	14.7	6.3					○	H24交橋第130号測の1 H25防交橋第35号の1他
	H31	一	落合久万線	久万高原町	14.7	6.3					○	H31防交橋第71号測の1
	R3						○				○	R2道長第5号の5（橋梁補修） R5補道長（加）第11号測の2
	R6										○	（橋梁補修設計）
上戸谷	H27	国	494号	久万高原町	6.4	5.0					○	H27防交橋第45号測の1 （補修設計）
五味	H25	主	西条久万線	久万高原町	39.3	8.2					○	H24上道防減第22号の1他
	H26	主	西条久万線	久万高原町	51.7	6.0					○	H24上道防減第22号測の1他 （耐震補強設計）
沢渡	H25	主	西条久万線	久万高原町	24.6	8.2					○	H24予橋補第30号の1
新八幡	H25	国	440号	久万高原町	20.96	7.5(9.0)					○	H24防橋整第14号の1（上部工） H24自交橋整第14号の1（橋台）
西上	H25	一	直瀬渋草線	久万高原町	6.0	4.0					○	H24交橋第130号測の1 H25防交橋第35号の1他
報徳	H26	一	美川川内線	久万高原町	59.0	8.2					○	H24上道防減第24号測の1他 （耐震補強設計）
	H26	一	美川川内線	久万高原町	59.0	7.0					○	H24防交橋第209号の2 （耐震補強）
	H26	一	美川川内線	久万高原町	59.0	7.0					○	H25防補交橋第202号の1 （耐震補強）
嶋田	H26	主	西条久万線	久万高原町	19.6	9.7					○	H25上活道防減第4号測の1 （耐震設計）
	H27	主	西条久万線	久万高原町	19.6	9.7					○	H26防補交橋第215号の1 （耐震工事）
八幡	H28	一	美川松山線	久万高原町	28.5	8.2					○	H26上道防減第46号測の1 （耐震設計）
	H29	一	美川松山線	久万高原町	28.5	8.2					○	H28防補交橋（2）第210号の1 （耐震補強）
中村	H28	主	西条久万線	久万高原町	40.9	6.7					○	H28上道防減第20号の1（耐震工事） H27防交橋第83号の2（塗装補修）
新日の出	H27	一	美川松山線	久万高原町	16.1	7.5					○	H26防道改第124号測の1 （詳細設計）
	H29	一	美川松山線	久万高原町	16.1	7.5					○	H28防道改第124号の1（A2橋台）
	R4	一	美川松山線	久万高原町	16.1	7.5					○	R3交道改第124号の1（A1橋台）
	R5	一	美川松山線	久万高原町	16.1	7.5					○	R5交道改第124号の1（上部工）
無名（こがたき橋）	H26	国	494号	久万高原町	7.0	5.5					○	H25防交橋第91号の1
無名1号	H26	一	美川小田線	久万高原町	6.5	40.8					○	H25防交橋92号の1他（補修）
無名2号	H26	一	美川小田線	久万高原町	6.3	4.0					○	H25防交橋92号の1他（補修）
中村	H26	主	西条久万線	久万高原町	40.9	6.7					○	H25防補交橋第40号の1他 （補修）
	H27	主	西条久万線	久万高原町	40.9	6.7					○	H26防交橋第209号測の1 （耐震設計）
	H27	主	西条久万線	久万高原町	40.9	6.7					○	H27防交橋第83号の1 （補修工事：上部）
横野	H26	国	440号	久万高原町	145.0	11.3					○	H25防補交橋第35号測の1他 （補修設計）
	H27	国	440号	久万高原町	145.0	11.3					○	H27防交橋第43号の1 （補修工事：上部・下部）
	R4						○	○			○	R3補道長（加）第11号測の1 （橋梁補修設計）
	R6						○				○	R5道長第11号の2（補修）
獅子舞	H26	国	494号	久万高原町	9.0	12.0					○	H25防補交橋40号の1他（補修）
	H29	国	494号	久万高原町	9.0	12.0					○	H29防交橋第126号測の1（補修設計）
	R2						○				○	H31防補交橋第45号の1 （橋梁補修）
伊豆ヶ谷	H26	一	柳谷美川線	久万高原町	15.5	4.8					○	H25防補交橋第35号測の1他 （補修設計）
	H28										○	H28防補交橋第23号の1（補修）
	R2						○				○	H31防補交橋第50号の1 （橋梁補修）
蒔立	H12	国	380号	久万高原町	31.7	11.4	○	○	○	○		H12上道改第12号測の4 （詳細設計）
	H29										○	H29防交橋第133号測の1（補修設計）
	R2						○				○	H31防交橋第63号の3（橋梁補修）
お亀	H27	一	美川川内線	久万高原町	23.2	7.0					○	H24上橋整第3号の1（下部工） H25上震橋整第3号の1（上部工）
菅行	H27	主	小田柳谷線	久万高原町	20.8	3.6					○	H26上道防減第64号測の1 （耐震設計）
	R6										○	R5補道長（加）第11号測の1 （橋梁補修設計）
エツゴ	H27	一	柳谷美川線	久万高原町	32.8	7.0					○	H26防補交橋第217号の1 （耐震工事）
上戸谷	H28	国	494号	久万高原町	6.4	5.0					○	H27防交橋第44号の1 （補修工事）
西谷大	H28	国	440号	久万高原町	338.0	10.8					○	H28防交橋第43号測の1（補修設計） H28防交橋第43号の1（補修）
八丁坂	H28	国	494号	久万高原町	4.0	4.3					○	H28防交橋第41号測の1（補修設計） H28防交橋第41号の1（補修）

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
竹谷	H29	主	西条久万線	久万高原町	62.0	11.0					○	H29防交橋第122号測の1（補修設計）
	H30										○	H30防交橋第95号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防交橋第95号の1他（補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の4他（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の9（橋梁補修）
堺	H29	主	西条久万線	久万高原町	5.7	10.2					○	H29防交橋第122号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の4他（橋梁補修）
立石	H29	主	西条久万線	久万高原町	3.9	18.7					○	H29防交橋第122号測の1（補修設計）
峠	H29	国	494号	久万高原町	3.5	5.2					○	H29防交橋第131号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防交橋第104号の1他（補修）
無名 36-2	H29	国	494号	久万高原町	2.5	4.9					○	H29防交橋第131号測の1（補修設計）
	H31										○	H31防交橋第64号の1（補修）
無名 36-13	H29	国	494号	久万高原町	6.2	4.5					○	H29防交橋第131号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防交橋第104号の1他（補修）
無名 37-2	H29	国	494号	久万高原町	3.9	4.0					○	H29防交橋第131号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防交橋第104号の1他（補修）
無名 37-20	H29	国	494号	久万高原町	10.6	3.9					○	H29防交橋第131号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防交橋第104号の1他（補修）
柳井	H30	一	落合久万線	久万高原町	18.5	4.5					○	H30防交橋第110号測の1（補修設計）
	R2						○				○	H31防交橋第69号の1他（橋梁補修）
日の出	H30	一	美川松山線	久万高原町	34.3	5.6					○	H30防交橋第110号測の1（補修設計）
	R2						○				○	H31防交橋第69号の1他（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の2（橋梁補修）
相名	H30	一	落合久万線	久万高原町	10.4	4.3					○	H30防交橋第111号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の6（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の7（橋梁補修）
本途	H30	一	落合久万線	久万高原町	11.8	3.7					○	H30防交橋第111号測の1（補修設計）
	H31										○	H30防交橋第112号の1他（補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の6（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の7（橋梁補修）
梅ヶ市一号	H30	一	落合久万線	久万高原町	22.8	6.0					○	H30防交橋第111号測の1（補修設計）
	R2						○				○	H31防交橋第71号の3（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の6（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の7（橋梁補修）
笠方	H30	一	落合久万線	久万高原町	14.5	5.0					○	H30防交橋第111号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の6（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の7（橋梁補修）
永千代	H31	一	落合久万線	久万高原町	11.2	3.5					○	H31防交橋第71号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の5（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の7（橋梁補修）
千町	H31	一	落合久万線	久万高原町	4.4	4.0					○	H31防交橋第71号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の1（橋梁補修）
	R6										○	R5補道長（加）第11号測の3（橋梁補修設計）
昭和	H31	一	美川松山線	久万高原町	12.9	4.0					○	H31防交橋第66号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の2（橋梁補修）
	R3						○				○	R2道長第5号の5（橋梁補修）
	R6										○	R5補道長（加）第11号測の2（橋梁補修設計）
寿田子	H31	一	美川小田線	久万高原町	5.2	5.5					○	H31防交橋第68号測の1（補修設計）
	R3						○				○	R2道長第5号の10（橋梁補修）

久万高原土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
猪伏	H31	一	猪伏西谷線	久万高原町	8.5	4.0					○	H31防交橋第68号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の8 (橋梁補修)
無名 14-3	H31	一	美川川内線	久万高原町	2.0	4.9					○	H31防交橋第68号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の8 (橋梁補修)
無名 10-4	H31	一	美川川内線	久万高原町	2.9	4.7					○	H31防交橋第68号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の8 (橋梁補修)
地吉	H31	一	直瀬渋草線	久万高原町	5.6	3.6					○	H31防補交橋第46号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の14 (橋梁補修)
永井	H31	主	西条久万線	久万高原町	6.3	16.7					○	H31防補交橋第46号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の14 (橋梁補修)
無名 93-3	H31	主	西条久万線	久万高原町	2.6	7.0					○	H31防補交橋第46号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第5号の14 (橋梁補修)
山内	R2	国	494号	久万高原町	4.1	4.7	○	○			○	H31防補交橋第47号測の2 (橋梁補修設計)
	R3						○				○	R3道長第11号の1 (橋梁補修)
中小網	R2	国	494号	久万高原町	2.9	4.9	○	○			○	H31防補交橋第47号測の2 (橋梁補修設計)
	R3						○				○	R3道長第11号の1 (橋梁補修)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
青年	H4	一	坊屋敷小田線	内子町	20.8	7.0	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
新中田渡	S63	国	379号	内子町	50.5	(10.0)6.0	○		○			
大元	H8	主	久万中山線	内子町	52.0	(11.0)10.0	○	○	○			
新赤坂	H8	主	久万中山線	内子町	12.0	(11.5)10.3	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
新上田渡	H7	国	379号	内子町	51.7	(12.0)11.0	○	○	○			
新上田渡	R3	国	379号	内子町	51.7	(12.0)11.0					○	R3道長第13号測の1（補修設計）
新上田渡	R5	国	379号	内子町	51.7	(12.0)11.0					○	R4道長第13号の1（橋梁補修）
天神	H7	国	379号	内子町	46.5	(12.0)11.0	○	○	○			
天神	R5	国	379号	内子町	46.5	(12.0)11.0					○	R4補道長(加)第13号測の1（補修設計）
天神	R6	国	379号	内子町	46.5	(12.0)11.0					○	R5補道長(加)第13号の1、R5補道長(加)第13号の2（橋梁補修）
栄	S61	国	379号	内子町	12.8		○		○			
上沖	H7	国	380号	内子町	18.0	(12.0)8.5	○	○	○	○		
(1号)	H29	国	380号	内子町	18.5	(13.0)8.5	○	○	○			旧小田町日野川 平成10年1月マイクロ調製
石山	H8	一	坊屋敷小田線	内子町	40.0	11.0	○	○	○	○		
大平		国	380号	内子町	9.3	8.0	○	○	○			
倉谷	S59	主	久万中山線	内子町	12.0	(5.6)4.0	○		○	○		
榎	H9	国	380号	内子町	40.8	(11.0)6.5	○	○	○	○		
出合	H9	国	380号	内子町	30.0	(14.0)9.5	○	○	○			
日野殿	H10	国	380号	内子町	20.3	(11.0)6.5	○	○	○			予備設計有り
新臼杵	S13	主	久万中山線	内子町	15.0	(10.0)6.0	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
落合大	H4	国	379号	内子町	58.0	(11.0)6.5	○	○	○			
落合大	H15	国	379号	内子町	58.0		○	○	○			耐震補強(落橋防止工)
櫟ノ木	H13	国	379号	内子町	80.5	(11.0)6.5	○	○	○			
新石山	H13	国	380号	内子町	62.0	(11.0)6.5	○	○	○			
登貴姫	H6	国	380号	内子町	39.6	(12.0)6.5	○	○	○	○		
登貴姫	H14	国	380号	内子町	39.6		○	○	○			耐震補強
後谷	H14	主	久万中山線	内子町	8.5	(6.3)5.0	○	○	○			
相生	S42	主	長浜保内線	大洲市	34.9	7.0	○		○			地質調査含む
豊秋	S42	主	内子河辺野村線		155.04	7.6	○	○	○	○		
幟立	S43	一	永木内子線	内子町	34.9	7.5	○	○	○			
幟立	H25	一	永木内子線	内子町	34.0	7.5					○	喜道防減第301号測の1他
幟立	H26	一	永木内子線	内子町	34.0	8.3					○	H25防補交橋第204号の1
昭和	S39	一	沖浦大洲線	大洲市	29.06	6.0			○			(不明)
鹿野川大	S52	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	9.5	○	○	○			地質調査含む
鹿野川大	R5	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	9.5					○	R4道長第12号測の1（補修設計）
鹿野川大	R6	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	9.5					○	R5道長第12号の2（補修工事）
内子	S53	国	379号	内子町	42.0	9.75	○		○	○		橋梁一般図等CD（PDF）
内子	H18	国	379号	内子町	42.0	10.8						H18喜防災第301号測の1（詳細設計）
内子	H19	国	379号	内子町	42.0							H19喜防災第3号の1（落橋防止工）
内子	H19	国	379号	内子町	42.0							H19喜防災第3号の2（橋脚巻立工）

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
長浜大	H12	主	長浜中村線	大洲市	90.0		○	○	○			
長浜大	S52	主	長浜中村線	大洲市	226.0	(6.0)5.5	○	○	○			地質調査含む
長浜大	H10	主	長浜中村線	大洲市	226.0		○	○	○			
長浜大	H12	主	長浜中村線	大洲市	226.0		○	○	○			補修
長浜大	R2	主	長浜中村線	大洲市							○	H31防交橋第74号の1他（下部工コンクリート補修工事）
長浜大	R3	主	長浜中村線	大洲市							○	H31防交橋第74号の2他（文庫取替4基）、R2道長第6号の5（第1径間 塗膜除去）、R2道長第6号の6（第2径間 塗膜除去）、R2道長第6号の7（第1,2径間 鋼材補修）、R2道長第6号の8（第1,2径間 上部工コンクリート補修）
長浜大	R4	主	長浜中村線	大洲市							○	R2道長第6号の10（可動橋ピラー取替2基）、R3道長第12号の6（第1径間 塗装）、R3道長第12号の7（第2径間 塗装）、R3道長第12号の8（第6,7径間 塗装）、R3道長第12号の9（第6,7径間 鋼材補修）、R3道長第12号の12（第6,7径間 上部工コンクリート補修）、R3道長第12号測の3（河川占用協議資料作成）
長浜大	R5	主	長浜中村線	大洲市							○	R4道長第12号の3（第3～5径間 塗装）
長浜大	R6	主	長浜中村線	大洲市							○	R4道長第12号の4（第3～5径間 鋼材補修）
大川	S53	国	197号	大洲市	178.9	(10.75)9.75	○	○	○			
大川		国	197号	大洲市	178.9		○	○	○			耐震補強(落橋防止工)
河辺	S4	旧	北平大洲線	大洲市	49.4	4.5	○		○			(旧橋)
新長浜大	S52	国	378号	大洲市	333.0	(10.0)6.0			○			タイプ決定資料
新長浜大	H10	国	378号	大洲市	333.0		○		○			補修図面
新長浜大	H18	国	378号	大洲市	333.0						○	H18喜防災第205号測の1他（修正設計）
新長浜大	H19	国	378号	大洲市	333.0						○	H19橋補第2号の1～4（橋脚巻立工）
新長浜大	H20	国	378号	大洲市	333.0						○	H20交橋第6号の1（落橋防止工）
新長浜大	H20	国	378号	大洲市	333.0						○	H20通交(二)第16号の1、2（地覆・高欄補修）
新長浜大	H26	国	378号	大洲市	333.0	10.7					○	H26防交橋第25号の1（補修）
新長浜大	H27	国	378号	大洲市	333.0	10.7					○	H27防交橋第84号の1（長寿命化）
新長浜大	H28	国	378号	大洲市	333.0						○	H28防交橋第31号の1（長寿命化）
新長浜大	H29	国	378号	大洲市	333.0							H29防交橋第140号の1（伸縮装置取替）
新長浜大	H29	国	378号	大洲市	333.0	(10.0) 6.0					○	防交橋第140号の2（橋面）
逆投（旧橋）	H1	一	菅田五郎停車場線	大洲市	129.5	(9.15)6.0	○		○	○		旧橋
逆投	H28	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	H27肱下改第16号測の4（架替詳細）
逆投	H30	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	H29防橋整第96号の1（A2橋台）
逆投	H31	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	H30防橋整第96号の2（A2橋台）
逆投	H31	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	H30防橋整第96号の3他（P1杭、P2杭）
逆投	R2	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	H31防橋整第96号の2他（P1橋脚）
逆投	R3	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R2防橋整第96号の1他（A1橋台）
逆投	R3	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R2防橋整第96号の2他（P2橋脚、P3橋脚、P4橋脚）
逆投	R3	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R2防橋整第96号の3他（P3杭、P4杭）
逆投	R4	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R3防橋整第96号の2他（P3橋脚）
逆投	R4	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R3防橋整第96号の1他（鋼製桁製作・架設）
逆投	R5	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R4防橋整第96号の1他（RC床版・取付道路）
逆投	R5	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R4防補橋整第96号の1他（高欄設置・取付道路）
逆投	R5	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R4防補橋整第96号の2他（舗装）
逆投	R6	一	菅田五郎停車場線	大洲市	200.2	(9.0)5.5					○	R4防補橋整第96号の4他（取付道路・堤防）
逆投（旧橋）	R6	一	菅田五郎停車場線	大洲市	129.5	(9.15)6.0					○	R5防橋整第96号の1他（旧橋撤去）
逆投（旧橋）	R6	一	菅田五郎停車場線	大洲市	129.5	(9.15)6.0					○	R5防橋整第96号の2他（旧橋撤去）
矢落			(不明)	大洲市			○		○			

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
大和	S57	主	長浜保内線	大洲市	147.0	(7.0)5.5	○	○	○			(旧橋)
大和	H20	主	長浜保内線	大洲市	203.0	(8.5)6.5	○	○		○		国交省委託
富士		主	大洲野村線	大洲市			○		○			(旧橋)
大谷		国	197号	大洲市			○	○	○			
祇園大	SH24	一	瀬田八田喜(T)線	大洲市	198.0	4.7	○		○	○		(旧橋)
掛木	S58	国	379号	内子町	66.1	(11.0)6.0	○	○	○	○		
掛木	R5	国	379号	内子町	66.1	(11.0)6.0					○	R4補道長(加)第13号測の2(補修設計)
掛木	R6										○	R5補道長(加)第13号の3(補修工事)
掛木	R6										○	R5補道長(加)第13号の4他(補修工事)
五郎橋側道			(不明)				○	○	○			(不明)
共栄			(不明)				○		○			
村前川	S63	国	379号	内子町	19.0	12.0	○		○			
大瀬つつじ	H2	国	379号	内子町	68.0	12.0	○		○			
正面	S38	主	長浜保内線	大洲市	34.3	7.1			○	○		地質調査のみ
正面	H29	主	長浜保内線	大洲市	34.3	7.1					○	H29防交橋第142号の1(補修)
馬木田	S39	主	大洲長浜線	大洲市	1.8	6.0			○			数量計算書のみ
(橋名不明)			大分・大洲						○			道改第9号分の3(二国) 地質調査のみ
(橋名不明)			中補						○			改第18号測の1 地質調査のみ
(橋名不明)		一	永木内子線						○			喜橋調第1号一般県道 地質調査のみ
(橋名不明)		国	197号						○			道改第6号測の6 道路改良地質調査のみ
(橋名不明)		国	197号						○			道路改良 地質調査のみ
新成屋	H1	国	379号	内子町	50.0	(8.8)6.8	○		○			
(橋名不明)		国	197号						○			道改第5号測の2 道路改良地質調査
日土	H2	一	大洲保内線	内子町	20.2	7.0	○		○			
中山王	S39	一	河辺小田線	大洲市	5.5	5.3			○			数量計算書のみ
滝の瀬戸	H7	一	池田中山線	内子町	8.2	5.5	○		○			
滝の瀬戸	H26	一	池田中山線	内子町	8.2	13.8					○	H26喜道防減第314号測の1
新北側	H6	主	肱川公園線	内子町	10.1	(6.0)12.0	○		○			
都合谷	S40	旧	松山砥部内子線	内子町	2.5	6.4	○		○			
萱ノ谷	S40	一	鳥首五十崎線	内子町	4.2	6.5	○		○			
橋立	S39	旧	群中長浜線	大洲市	2.5	6.0	○		○	○		
ビゼン	S40	旧	八幡浜長浜線	大洲市	3.0	6.5	○		○			
青木	S40	一	大洲保内線	大洲市	2.6	4.0	○		○			
桑坂	S40	一	大洲保内線	大洲市	3.5	5.0	○		○			
古宮	S40	一	大洲保内線	大洲市	3.0	4.5	○		○			
小浜	S40	主	大洲長浜線	大洲市	3.0	7.5	○		○	○		
大谷	S40	旧	群中長浜線	大洲市	5.2	5.0	○		○			
天神	S40	一	大洲野村線	大洲市	4.4	5.5	○		○			
上山王	S40	一	鳥首五十崎線	内子町	3.0	4.0	○		○			
下山王	S40	一	鳥首五十崎線	内子町	2.6	6.0	○		○			
北城	S40	一	鳥首五十崎線	内子町	1.4	7.5	○		○			
東	S40	旧	松山砥部内子線	内子町	2.7	5.5	○		○			
久保の谷	S40	旧	松山砥部内子線	内子町	3.5	6.0	○		○			
西之谷	H6	一	池田中山線	内子町	8.6	(7.0)5.5	○	○	○	○		
怒田野尾川	H6	主	小田河辺大洲線	大洲市	25.0	(7.0)5.5	○	○	○			詳細設計
怒田野尾川	H7	主	小田河辺大洲線	大洲市	25.0		○	○	○			工事

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
河辺	H7	一	山鳥坂名荷谷線	大洲市	56.1	5.5	○	○	○			
乙丸	S40	一	鳥首五十崎線	内子町	6.0	6.5	○		○			
新富士	S62	主	大洲野村線	大洲市	209.0	12.8	○	○	○			
新富士	H27	主	大洲野村線	大洲市	273.0	12.0					○	防交橋第203号 (耐震補強)
松尾	H7	国	441号	大洲市	13.0	(8.0)4.0	○	○	○	○		
論田	H7	一	論田袋口線	内子町	22.6	(7.0)5.5	○	○	○	○		
鹿野川湖大	H7	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0	○	○	○			
鹿野川湖大	H26	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H26喜防災第507号測の1 (耐震設計)
鹿野川湖大	H26	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H26喜防災第507号測の1 (補強設計)
鹿野川湖大	H30	一	予子林大谷線	大洲市	22.6	(8.0)4.0					○	H29防交橋 (2) 第227号の1 (耐震補強)
鹿野川湖大	H31	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H31防交橋第75号の1 (橋面防水)
鹿野川湖大	H31	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H31防補交橋第62号の1 (塗装塗替)
鹿野川湖大	H31	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H31防補交橋第62号の4 (補修工)
鹿野川湖大	R2	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H30防交橋第232号測の1他 (長寿命化)
鹿野川湖大	R2	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	H31防交橋第520号の1 (耐震補強)
鹿野川湖大	R2	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	R2道長第6号の9 (塗装塗替) R2道長第6号の16 (塗装塗替)
鹿野川湖大	R2	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	R2道長第6号の1 (補修)
鹿野川湖大	R3	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	R3道長第12号の2 (塗装塗替) R3道長第12号の3 (塗装塗替)
鹿野川湖大	R3	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	R2道長第6号の10 (補修) R3道長第12号の4 (補修)
鹿野川湖大	R3	一	予子林大谷線	大洲市	193.0	(8.0)4.0					○	R3補道長(加)第12号の1 (塗装塗替)
第一梅川	H2	国	441号	大洲市	24.0	(8.0)6.0	○	○	○			
第一梅川	R5	国	441号	大洲市		15.8 (15.0)					○	R4補道長(加)第12号測の3(補修設計)
第二梅川	H3	国	441号	大洲市	45.0	(8.0)6.0	○		○	○		図面CD (PDF)
第三梅川	H2	国	441号	大洲市	40.0	(8.0)6.0	○	○	○			
第四梅川	H1	国	441号	大洲市	28.0	(8.0)6.0	○	○	○			
栗太郎	H6	主	肱川公園線	大洲市	17.5	(9.75)5.5	○	○	○			
新大谷	H2	国	197号	大洲市	178.0	(8.3)6.0	○	○	○			詳細設計
新大谷	H17	国	197号	大洲市	178.0							H17喜道保第501号測の1、4 (詳細設計)
新大谷	H21	国	197号	大洲市	178.0						○	H21橋補第2号の3 (炭素繊維巻立工)
新大谷	H21	国	197号	大洲市	178.0						○	H21橋補第2号の4 (落橋防止工)
新大谷	H29	国	197号	大洲市	178.0						○	H28防交橋第46号の1他 (塗装工)
新大谷	H30	国	197号	大洲市	178.0	(8.3)6.0					○	H29防交橋第151号の1 (塗装工)
新大谷	H30	国	197号	大洲市	178.0	(8.3)6.0					○	H29防交橋第151号の2 (塗装工)
新大谷	R6	国	197号	大洲市	178.0	(8.3)6.0					○	R5道長第12号の2 (補修工事)
幸	H2	国	197号	大洲市	96.0	(10.0)6.0	○	○	○	○		詳細設計 橋梁一般図CD (PDF)
幸	H20	国	197号	大洲市	96.0						○	H20交橋第3号測の1 (詳細設計)
幸	H20	国	197号	大洲市	96.0							H20橋補第2号の2他 (落橋防止工)
幸	H30	国	197号	大洲市	96.0	(10.0)6.0					○	H29防交橋第150号測の1 H29防交橋第150号の1 (橋面防水、舗装工)
幸	H30	国	197号	大洲市	96.0	(8.3)6.0					○	H29防交橋第150号の2 (塗装工)
幸	R2	国	197号	大洲市	96.0	(8.3)6.0					○	H31防交橋第72号の1 (塗装工)
幸	R6	国	197号	大洲市	96.0	(10.0)6.0					○	R5道長第12号の2 (補修工事)
栄	H4	国	197号	大洲市	24.0	(10.0)6.0	○	○	○	○		詳細設計
栄	H17	国	197号	大洲市	24.0							H17喜防災第501号測の2他 (詳細設計)
栄	H20	国	197号	大洲市	24.0						○	H20橋補第2号の1 (落橋防止工)

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
光	H4	国	197号	大洲市	58.0	(10.0)6.0	○	○	○			詳細設計
光	H17	国	197号	大洲市	58.0							H17喜防災第501号測の2他 (詳細設計)
光	H20	国	197号	大洲市	58.0						○	H20橋補第2号の1 (落橋防止工)
風	H2	国	197号	大洲市	44.0	(10.0)6.0	○	○	○			詳細設計
風	H17	国	197号	大洲市	44.0							H17喜防災第501号測の2他 (詳細設計)
風	H20	国	197号	大洲市	44.0						○	H20橋補第2号の1 (落橋防止工)
夢	H2	国	197号	大洲市	37.8	(10.0)6.0	○	○	○			詳細設計
夢	H17	国	197号	大洲市	37.8							H17喜防災第501号測の2他 (詳細設計)
夢	H20	国	197号	大洲市	37.8						○	H20橋補第2号の1 (落橋防止工)
轟大	S63	国	197号	大洲市	108.0	(5.5)4.0	○	○	○			
轟大	H25	一	予子林大谷線	大洲市	108.0	6.1					○	H24喜道防減第501号測の1 (補修設計)
轟大	H27	国	197号	大洲市	108	5.5					○	H25防補交橋第203号の1 H26防補交橋第219号の1 (耐震補強)
轟大	H29	一	予子林大谷線	大洲市	108	5.5					○	H29防交橋第228号の2 (耐震補強)
五郎大	H11	主	長浜中村線	大洲市	255.5	(12.0)6.0	○		○			
五郎大	R5	主	長浜中村線	大洲市	255.5	(12.0)6.0					○	R4補道長(加)第12号測の1(補修 設計)
広瀬	S41	主	串内子線	大洲市	9.8	(7.8)5.5	○		○			
上老松2号栈道	S41	主	大洲長浜線	大洲市	40.8	(8.0)6.0	○		○			
上老松2号栈道	H27	主	大洲長浜線	大洲市	40.0	9.1					○	H26防交橋第27号の1他 (長寿命化)
知清	H6	主	肱川公園線	内子町	98.2	(10.0)15.0	○		○	○		
鮎返滝	H7	一	永木内子線	内子町	21.5	(3.5)4.1	○	○	○	○		
鮎返滝	H26	一	永木内子線	内子町	21.5	4.1					○	H25喜活道防減第301号測の1 他
無名	S43	国	56号	大洲市	40.2	(6.0)5.4	○		○			
久米川(坂田)	S43	国	197号	大洲市	33.2	7.5	○	○	○			
大根	S43	国	197号	大洲市	9.64	11.0	○		○	○		
松ヶ花	S53	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	8.0	○		○	○		
中城	H4	一	串中山線	内子町	15.1	(8.0)5.5	○	○	○			
中城	H26	一	串中山線	内子町	15.0	9.3					○	H25喜活道防減第301号測の1 他
中津	H4	主	野村柳谷線	大洲市 肱川町	13.0	(16.4)7.0	○	○	○	○		
一ノ瀬	H5	一	串内子線	大洲市	19.8	(8.0)6.0	○	○	○			
一ノ瀬	R5	一	串内子線	大洲市	19.8	(8.2)7.0	○	○			○	道長第12号測の3
若宮跨線	H11	主	長浜中村線	大洲市	86.0	(12.0)6.0	○	○	○			
若宮跨線	H26	主	長浜中村線	大洲市	86.0	12.8					○	H25防交橋第96号の1 (補修上部)
五郎	H11	主	長浜中村線	大洲市	255.5	(12.0)6.0	○	○	○			
深山口	H12	国	379号	内子町	116.8	(12.0)6.5	○		○			
一ノ瀬	H17	国	379号	内子町	65.7	(11.0)6.5	○		○			
一ノ瀬	H18	国	379号	内子町	65.7		○		○			
新大谷	S60	国	197号	大洲市	124.0		○	○		○		
鬼の手	H11	国	379号	内子町	38.2	(8.5)6.5	○	○		○		
長瀬		主	肱川公園線	大洲市	37.0	(7.0)5.5	○	○	○			
由の木谷		主	肱川公園線	大洲市	50.0	(7.0)5.5	○	○	○	○		
八王	H12	国	379号	内子町	79.1	(13.0)8.5	○	○	○	○		
新田	H14	国	379号	内子町	79.1	(9.25)6.0	○		－			橋梁係で縮小図面のみ保管
中屋敷	H15	国	379号	内子町	68.2	(11.0)6.5	○		－			橋梁係で縮小図面のみ保管
水元	H20	国	380号	内子町	98.0	(11.0)6.5					○	H18債橋整第24号の1 (上部工)
筏流し	S43	国	380号	内子町	72.2	(9.75)6.0					○	H17橋整第22号測の1 (詳細設計)

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
長浜高架	H18	国	378号	大洲市長浜町	35.8	7.6					○	H18喜防災第205号測の1他 (詳細設計)
長浜高架	H20	国	378号	大洲市長浜町	35.8						○	H20交橋第6号の1 (落橋防止工)
長浜高架	H20	国	378号	大洲市長浜町	35.8						○	H20交橋第6号の2 (橋脚巻立工)
須沢大	H20	国	378号	大洲市長浜町	173.0	10.5						H20地防災第8号測の4 (詳細設計)
須沢大	H21	国	378号	大洲市長浜町	173.0						○	H21橋補第5号測の1 (詳細設計)
網掛	H20	国	378号	大洲市長浜町	80.3	11.0					○	H20地防災第8号測の3 (詳細設計)
網掛	R3	国	378号	大洲市長浜町	80.3	11.0					○	R3道長第12号測の1 (詳細設計)
網掛	R5	国	378号	大洲市長浜町							○	R4補道長(加)第12号の1(補修工 事)
除川	H20	主	長浜中村線	大洲市	18.8	9.8					○	H20喜特道改第202号測の2他 (詳細設計)
新椽の木	H21	主	小田河辺大洲線	大洲市	30.3	(7.0)5.5	○	○			○	H21交道改第90号測の1 (詳細設計)
新椽の木	H21	主	小田河辺大洲線	大洲市	30.3	(7.0)5.5	○				○	H21交橋整第90号の1 (下部工)
新椽の木	H21	主	小田河辺大洲線	大洲市	30.3	(7.0)5.5	○				○	H21交橋整第90号の2 (上部工)
新椽の木	H21	主	小田河辺大洲線	大洲市	30.3	(7.0)5.5	○				○	H21交橋整第90号の3 (床版工)
突合	H13	国	380号	内子町	80.0	(11.0)6.5	○	○			○	H21交道改第31号測の2 (詳細設計)
突合	H24	国	380号	内子町	80.0	11.0	○	○			○	H22交橋整第31号の1(上部) H23交道改第31号の3
水元	H20	国	380号	内子町	98.0	11.0	○	○			○	H18債橋整第24号の1(上部) H19橋整第24号の1
長浜大	H23	主	長浜中村線	大洲市	226.0	5.5					○	H23交橋第27号の1
須沢大	H24	国	378号	大洲市 長浜町							○	交橋第52号測の1他 (補修詳細設計)
梁瀬	H24	国	441号	大洲市	44.3	12.8					○	H23全交橋第7号の1(補修)
譲葉	H24	国	197号	大洲市	11.4	12.5					○	H24交橋第48号の1他(補修)
板野	H24	国	197号	大洲市	4.3	8.5					○	H24交橋第48号の1他(補修)
菅田地下道	H24	国	197号	大洲市	3.2	15.7					○	H24交橋第48号の1他(補修)
都	H24	一	菅田五郎停車場線	大洲市	4.6	11.5					○	H24交橋第60号の1他(補修)
徳森	H24	一	菅田五郎停車場線	大洲市	2.6	6.6					○	H24交橋第60号の1他(補修)
松ヶ花	H24	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	9.0					○	H24交橋第60号の1他(補修)
松ヶ花	H31	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	9.0					○	H31防補交橋第56号測の1(補修設 計)
松ヶ花	R3	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	9.0					○	R2道長第6号測の2(補修設計)
松ヶ花	R4	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	9.0					○	R3道長第12号の5(補修工事)
松ヶ花	R5	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	9.0					○	R4道長第12号の1(塗装)
松ヶ花	R5	一	菅田五郎停車場線	大洲市	128.2	9.0					○	R4道長第12号の7(補修工事)
豊秋	H24	主	内子河辺野村線	内子町	143.4	12.8					○	H23喜原道緊第401号測の1 (詳細設計)
豊秋	H25	主	内子河辺野村線	内子町	143.4	15.0					○	H24全交橋第5号の1(補修) H24全交橋第5号の2(補修)
大瀬つつじ	H25	国	379号	内子町	78.0	12.0					○	H23全交橋第6号の1他(補修) H24全交橋第4号の2(補修)
坂田	H25	国	197号	大洲市	33.2	106.0					○	H24予橋補第31号の1(補修) H24予橋補第31号の2他(補修)
新成屋	H25	一	大瀬川中線	内子町	50.0	9.8						H24喜道防減第304号測の1 (補修設計) H25防交橋第211号の1(補修)
新富士	H25	主	大洲野村線	大洲市	273.0	12.8				○		上・下部工工事図面PDFあり
新富士	H25	主	大洲野村線	大洲市	273.0	12.8					○	H25喜道防減第108号測の1他 (耐震設計)
新富士	H26	主	大洲野村線	大洲市	273.0	12.8					○	H25喜道防減第103号の1他 (補修下部)
新富士	H26	主	大洲野村線	大洲市	273.0	12.8					○	H25喜道防減第103号の2他 (補修上部)
立川	H25	一	永木内子線	内子町	28.1	8.3						喜道防減第301号測の1他
中野	H25	国	197号	大洲市	5.4	10.3					○	H24予橋補第32号の1(補修)
坊屋敷	H25	一	坊屋敷小田線	大洲市	96.5	9.8						H24喜道防減第105号測の1 (補修設計)
坊屋敷	H27	一	坊屋敷小田線	大洲市	96.5	8.8					○	H26防補交橋第220号の1 (耐震補強)
中野	H28	国	197号	大洲市							○	H28防交橋(2)第218号の1 (橋脚巻立、落橋防止)
坊屋敷	H29	一	坊屋敷小田線	大洲市							○	H29防交橋(2)第226号の2 H29防交橋(2)第226号の3 (橋脚巻立、落橋防止)

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
柳沢	H25	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	30.1	8.7						H24喜道防減第106号測の1 (補修設計)
柳沢	H29	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	30.1	8.7					○	H29防交橋第229号の1 H29防交橋第229号の2 (耐震補強)
若宮跨線	H25	主	長浜中村線	大洲市	86.0	12.8						H25防交橋第96号測の1 (補修設計)
鹿野川歩道		主	肱川公園線	大洲市	61.2	3.3	○	○	○			
大谷		一	予子林大谷線	大洲市	80.1	5.0			○			
大谷	H26	一	予子林大谷線	大洲市	80.1	5.0					○	H25喜活道防減第506号測の1 (耐震設計)
大谷	H29	一	予子林大谷線	大洲市	80.1	5.0					○	H28防補交橋第205号の1 (耐震補強)
大谷	H31	一	予子林大谷線	大洲市	80.1	5.0					○	H31防補交橋第62号の2 (塗装塗替)
大谷	R2	一	予子林大谷線	大洲市	80.1	5.0					○	R2道長第6号の4 (塗装塗替)
新大		一	柳沢新谷停車場線	大洲市			○		○			一般図のみ
新大	H26	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	58.5	5.0						H24喜道防減第101号の1他 (橋脚補強) H25喜道防減第104号の2他 (橋脚補強)
新大	H27	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	58.7	4.6					○	H27喜震道改第203号の1他 (下部工拡幅)
新大	H28	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	58.5	5.0						H28喜道改第202号の1他 (桁製作、床版拡幅)
上老松1号栈道	H26	主	大洲長浜線	大洲市	83.0	10.0					○	H25防交橋第97号の1、の2 (補修) H25防補交橋第45号の1他 (補修)
犀の鼻	H26	国	378号	大洲市	10.0	10.7					○	H26防交橋第211号の1 (補強)
	R4										○	R3補道長(加)第12号測の1 (補修設計)
	R5										○	R4補道長(加)第12号の3他 (補修工事)
	R6										○	R5道長第12号の7 (補修工事)
立川	H26	一	立川停車場線	内子町	28.0	9.3					○	H25防交橋第204号の1
松取	H26	一	内子双海線	内子町	19.1	10.7					○	H25喜活道防減第301号測の1 他
空戸	H26	一	上川小田深山線	内子町	12.6	4.0					○	H25防補交橋第47号の1
新幸久保	H26	国	380号	内子町	23.0	4.0					○	H25防道改第54号の1 (A1橋台) H25防道改第54号の2 (A2橋台) H25防橋整第54号の1 (上部工)
滝川	H27	主	大洲長浜線	大洲市	8.5	11.7					○	H27防交橋第47号の1 (長寿命化)
新田	H4	一	坊屋敷小田線	内子町	18.1	8.9			○			
新鹿野川	H26	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	(7.0)5.5					○	H25交道改第87号測の2(修正設計)
新鹿野川	H27	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	(7.0)5.5					○	H26防道改第87号の1 (A1橋台)
新鹿野川	H31	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	(7.0)5.5					○	H30防橋整第97号の1 (P1橋脚)
新鹿野川	H31	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	(7.0)5.5					○	H30防橋整第97号の2 (A2橋台)
新鹿野川	R4	主	小田河辺大洲線	大洲市	90.0	(7.0)5.5					○	R3安橋整第97号の1 (上部工)
小藪	R2	国	197号	大洲市	16.3	10 (11.2)					○	H29防交橋第150号測の1 (補修設計)
清水	H29	主	大洲長浜線	大洲市	3.6	7.5					○	H29防交橋第141号の1 (補修)
久保田	H29	一	櫛生大洲線	大洲市	11.0	4.0					○	H29防交橋第144号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第6号の12 (補修工事)
折尾	H29	一	瀬田八田喜(T)線	大洲市	2.0	7.6					○	H29防交橋第144号測の1 (補修設計)
幸久保	R1	国	380号	内子町	15.0	4.7					○	H30防交橋第117号の1他 (補修)
立石	R1	一	坊屋敷小田線	内子町	10.5	4.4					○	H30防交橋第117号の1他 (補修)
深山大	H31	主	小田柳谷線	内子町	18.1	4.0					○	H31防交橋 (緊) (2) 第519号測の1(詳細設計) H31防交橋 (緊) (2) 第519号測の3(橋台設計)
深山大	R6	主	小田柳谷線	内子町	37.0	4.0					○	R5道長(2)第51号の1(橋梁補修)
無名(27-20)	H31	一	櫛生大洲線	大洲市	2.0	1.0					○	H31防補交橋第54 号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第6号の14 (補修工事)
無名(27-23)	H31	一	櫛生大洲線	大洲市	4.5	1.5					○	H31防補交橋第54 号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第6号の14 (補修工事)

大洲土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
鉄砲	H31	一	大洲保内線	大洲市	4.8	9.6					○	H31防補交橋第54 号測の1（補修設計）
鉄砲	R3	一	大洲保内線	大洲市	4.8	9.6					○	R2道長第6号の15(補修工事)
伊勢宮	H31	一	野佐来八幡浜	大洲市	4.8	5.8					○	H31防補交橋第54 号測の1（補修設計）
伊勢宮	R3	一	野佐来八幡浜	大洲市	4.8	5.8					○	R2道長第6号の15(補修工事)
第二北裏	H31	一	野佐来八幡浜	大洲市	2.5	3.6					○	H31防補交橋第54 号測の1（補修設計）
第二北裏	R3	一	野佐来八幡浜	大洲市	2.5	3.6					○	R2道長第6号の15(補修工事)
本成	H31	一	久万中山	大洲市	8.0	4.5					○	H31防補交橋第54 号測の1（補修設計）
第2野田	H31	一	菅田五郎停車場線	大洲市	3.9	6.7					○	H31防補交橋第56号測の1(補修設計)
	R3										○	R2道長第6号の14（補修工事）
中組	H31	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	3.3	6.8					○	H31防補交橋第56号測の1(補修設計)
	R3										○	R2道長第6号の14（補修工事）
上町	H31	一	柳沢新谷停車場線	大洲市	5.7	3.6					○	H31防補交橋第56号測の1(補修設計)
	R3										○	R2道長第6号の14（補修工事）
楠	H31	主	大洲野村線	大洲市	6.5	6.8					○	H31防補交橋第56号測の1(補修設計)
楠	R3	主	大洲野村線	大洲市	6.5	6.8					○	R2道長第6号の15(補修工事)
八多浪	R3	主	長浜中村線	大洲市	83.6	9.8					○	R3道長第12号測の1（詳細設計）
八多浪	R5	主	長浜中村線	大洲市	83.6	5.5（8.75）					○	R5道長第12号の5(補修工事)
八多浪	R6	主	長浜中村線	大洲市	83.6	5.5（8.75）					○	R5道長第12号の4(塗装塗替)
八多浪	R6	主	長浜中村線	大洲市	83.6	5.5（8.75）					○	R5道長第12号の10他(補修工事)
無名(11-7)	R2	一	大洲保内線	大洲市	6.7	9.2					○	H31防補交橋第57号の1他（補修工事）
無名(16-5)	R2	一	大洲保内線	大洲市	3.8	4.3					○	H31防補交橋第57号の1他（補修工事）
無名1号	R5	主	小田柳谷線	内子町	5.4	10.7					○	R4道長第13号測の1（補修設計）
無名1号	R5	主	小田柳谷線	内子町	5.4	10.7					○	R5道長第13号の1（橋梁補修）
長谷	R5	主	小田柳谷線	内子町	6.4	3.6（4.0）					○	R4道長第13号測の1（補修設計）
長谷	R5	主	小田柳谷線	内子町	6.4	3.6（4.0）					○	R5道長第13号の1（橋梁補修）
横平	R5	一	永木内子線	内子町	6.4	13.2					○	R4道長第13号測の1（補修設計）
横平	R5	一	永木内子線	内子町	6.4	13.2					○	R5道長第13号の2（橋梁補修）
掛木橋左岸	R5	国	379号	内子町	14.0	12.0（11.0）					○	R4補道長(加)第13号測の2(補修設計)
掛木橋左岸	R6										○	R5補道長（加）第13号の4他（補修工事）
火祭	R5	国	380号	内子町	40.7	12.0					○	R4補道長(加)第13号測の2(補修設計)
火祭	R6	国	380号	内子町	40.7	12.0					○	R5補道長(加)第13号の2(橋梁補修)
上川	R5	一	美川小田線	内子町	15.6	6.75（5.55）					○	R5道長第13号測の1（補修設計）
日の浦	R5	主	小田河辺大洲線	内子町	7.0	5.75（4.75）					○	R5道長第13号測の1（補修設計）
中組	R5	主	小田河辺大洲線	内子町	4.7	6.6（5.6）					○	R5道長第13号測の1（補修設計）
郷之神	R4	主	小田河辺大洲線	大洲市	7.3	3.5					○	R4道長第12号測の2（補修設計）
郷之神	R6	主	小田河辺大洲線	大洲市	7.3	3.5					○	R5道長第12号の3（補修工事）
中央	R4	主	小田河辺大洲線	大洲市	5.5	3.9					○	R4道長第12号測の2（補修設計）
中央	R6	主	小田河辺大洲線	大洲市	5.5	3.9					○	R5道長第12号の3（補修工事）
豊秋	R5	主	内子河辺野村線	内子町	143.4	15.8（15.0）					○	R4補道長(加)第13号測の3(補修設計)
知清	R5	主	肱川公園線	内子町	98.2	15.8（15.0）					○	R4補道長(加)第13号測の3(補修設計)
生々	R5	主	大洲長浜線	大洲市	177.0	(12.0)6.0					○	R4補道長(加)第12号測の2(補修設計)
東若宮跨線	R5	主	大洲長浜線	大洲市	125.1	(10.0)6.0					○	R4補道長(加)第12号測の2(補修設計)
西山高架	R5	国	197号	大洲市	15.0	11.4					○	R4補道長(加)第12号測の3(補修設計)
矢野高架	R5	国	197号	大洲市	20.0	11.4					○	R4補道長(加)第12号測の3(補修設計)
上天狗橋	R4	主	長浜保内線	大洲市	4.7	12.0					○	R4道長第12号測の2（補修設計）
上天狗橋	R6										○	R5道長第12号の8（補修工事）

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
新川	S40	国	197号	八幡浜市 保内町喜木	17.6	7.5	○		○	○		
	H25	国	197号	幡浜市保内町喜	17.7	11.9					○	H24防交橋第100号測の1
	H26	国	197号	八幡浜市保内町喜木	17.7	8.3					○	H25防補交橋第48号の1他
清水	S40	国	197号	八幡浜市	28.84	7.0		○	○			構造計算は下部工のみ
正田	S45	国	197号	八幡浜市 川之内	30.55	9.5	○	○	○	○		
川之内	S44	国	197号	八幡浜市 川之内	(13.8) 40.13	11.0	○	○	○			
大下	S44	国	197号	八幡浜市 川之内	21.5	11.0	○	○	○	○		
横畑	S46	国	197号	八幡浜市 郷	(14.5) 48.08	11.5		○	○			上部計算書
	H25	国	197号	八幡浜市郷	44.1	27.0					○	H25防交橋第99号測の1
	H26	国	197号	八幡浜市郷	44.1	28.0					○	H25防補交橋第48号の1他
徳用	S47	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	27.94	8.0	○	○	○			
	H14	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	28.3	(8.8)8.0			○	○		
	R5						○				○	R4道長第14号の3（橋梁補修）
	R5						○				○	R4道長第14号の4（塗装塗替）
白尾	S47	国	197号	八幡浜市	19.6	12.5	○		○	○		地質調査含む 橋梁一般図CD（PDF）
日の浦	S48	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	30.2	8.0		○	○	○		
	R5						○				○	R4道長第14号の5（橋梁補修）
	R5						○				○	R4道長第14号の4（塗装塗替）
布喜川大	S55	主	八幡浜三瓶線	八幡浜市 布喜川	63.0	7.0	○		○	○		(新布喜川)
		主	八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川	63.0		○		○	○		耐震補強(落橋防止工)
	H19	主	八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川	63.0						○	H19交橋第3号の2(耐震補強)
	H26	主	八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川	63.0	8.0					○	H25補交橋長第4号測の2
	H30	主	八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川	63.0	8.0					○	H28防交橋第50号の1
流田川	S57	主	八幡浜三瓶線	八幡浜市	19.8	(9.2)8.0	○		○	○		
		主	八幡浜三瓶線	八幡浜市	19.8		○		○	○		耐震補強(落橋防止工)
	H17	主	八幡浜三瓶線	八幡浜市	19.8		○		○	○		
	H30						○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第7号の1 (橋梁補修)
	R3						○				○	R2道長第7号の2 (橋梁塗装)
伊方	S53	国	197号	伊方町	80.4	10.0	○		○			
川永田第1	S53	国	197号	伊方町	77.7	10.0	○		○			
	R2						○				○	R2道長第7号の5 (橋梁補修)
	R5				77.7	10.0	○				○	R4道長第15号の1（橋梁塗装）
	R6						○				○	R5道長第15号の3（橋梁塗装）
二名津大	S52	国	197号	伊方町	84.0	10.0	○		○			
	H27	国	197号	伊方町	138.7	10.5					○	H27防交橋第53号測の1他 (補修設計)
	H28	国	197号	伊方町	138.7	10.5					○	H27防交橋第51号の1他 (橋梁補修)
	R5	国	197号				○				○	R4補道長（加）第15号測の1 (補修設計)
九町第1	S54	国	197号	伊方町	47.5	10.0	○		○			
	R3						○				○	R3道長第15号の2 (橋梁補修)
	R3						○				○	R3道長（加）第15号の1 (橋梁補修)
宮内	S48	国	197号	八幡浜市	21.8	(10.7)9.8	○		○			
	R6						○				○	R5道長第14号の1（橋梁補修）
	R6						○				○	R5道長第14号の2（橋梁塗装）
川之石	S51	国	197号	伊方町			○		○			

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
三崎大	S53	国	197号	伊方町	134.3	10.0	○		○			
	R3						○				○	R3道長第15号の2 (橋梁補修)
	R5						○				○	R5道長第15号の5 (橋梁補修)
	R6						○				○	R5道長第15号の7 (橋梁塗装)
二名津第1	S52	国	197号	伊方町	40.9	(10.5)8.0	○		○			
	H14						○		○			
	R4						○				○	R4道長第15号の7 (橋梁補修)
	R5						○				○	R4道長第15号の8 (橋面防水)
	R5						○				○	R5補道長(加)第15号の1他 (橋梁 塗装)
二名津第2	S52	国	197号	伊方町	34.3	10.0	○		○			
	H17	国	197号	伊方町	34.3				○			
	R2	国	197号	伊方町	34.3						○	R2道長第7号測の3 (補修設計)
	R2	国	197号	伊方町	34.3		○				○	R2道長第7号の10 (塗装補修)
二名津第3	S52	国	197号	伊方町	35.8	10.0	○		○			
	H17	国	197号	伊方町	35.8				○			
伊方大川	S53	国	197号	伊方町	22.7	10.0	○		○			
	H29	国	197号	伊方町	22.7	10.0					○	H29防交橋第158号の1
川永田第2	S51	国	197号	伊方町	84.0	10.0	○		○			
名取	S53	国	197号	伊方町	82.9	12.0	○		○	○		
							○				○	道長第15号測の1他 (撤去設計)
川之浜第5	S57	国	197号	伊方町	63.0	(9.5)8.0	○		○			
	R2	国	197号	伊方町	22.7	10.0					○	R2道長第7号測の3 (補修設計)
	R5	国	197号	伊方町	22.7	10.0	○				○	R4道長第15号の5 (橋梁補修) R4道長第15号の8 (橋面防水)
	R6	国	197号	伊方町	22.7	10.0	○				○	R5道長第15号の1 (橋梁塗装)
大久第1	S55	国	197号	伊方町	35.0	(9.5)8.0	○		○			
	R3						○				○	R3補道長 (加) 第15号測の1 (補修設計)
	R6						○				○	R5道長第15号の8 (橋梁補修)
大久第2	S55	国	197号	伊方町	25.0	(9.5)8.0	○		○			
	R3						○				○	R3補道長 (加) 第15号測の1 (補修設計)
	R6						○				○	R5道長第15号の10他 (橋梁補修)
大久大	S55	国	197号	伊方町	115.0	(9.0)7.5	○		○			
大森第1	S58	国	197号	伊方町	85.0	(9.5)8.0	○		○			
	R2						○				○	R2道長第7号の4 (橋梁補修)
	R2						○				○	R2道長第7号の6 (橋梁補修)
大森第2	S56	国	197号	伊方町	40.0	(9.5)8.0	○		○			
	H17	国	197号	伊方町	40.0	10.7			○			
	R2						○				○	R2補道長第5号の1 (橋梁補修)
	R2						○				○	R2道長第7号の13 (橋梁補修)
大森第3	S55	国	197号	伊方町	80.0	(9.5)8.0	○		○			
塩成(三机)第2	S57	国	197号	伊方町	40.0	(9.5)8.0	○		○			
	R2						○				○	R2補道長第5号の2
	R5						○				○	R4道長第15号の3 (橋梁塗装)
塩成(三机)第1	59	国	197号	伊方町	73.5	(9.5)8.0	○		○			
二見第2	S61	国	197号	伊方町	95.0	(9.5)8.0	○		○			詳細設計
	H20	国	197号	伊方町	95.0						○	H20交橋第2号の1 (上部工耐震補強)
	H20	国	197号	伊方町	95.0						○	H20橋補第1号の3(橋脚補強)

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
柿ヶ谷	S61	一	鳥井喜木津線	伊方町	120.0	(7.2)5.5	○	○	○			四電工事地質調査
	H24				120.0	7.2					○	H24全交橋6号の1
	H26				120.0	7.2					○	H25防補交橋51号測の1他
	H26				120.0	7.2					○	H25防補交橋第51号の1
	R2				120.0	7.2					○	R2道長第7号測の3 (補修設計)
	R5				120.0	7.2	○				○	R4道長第15号の6 (橋梁補修)
	R5				120.0	7.2	○				○	R5道長第15号の4 (橋梁塗装)
八幡	S60	一	大洲保内線	八幡浜市			○	○	○	○		
小谷	S60	国	378号	八幡浜市	50.0	(9.0)6.5	○	○	○	○		(磯崎1号)
	H30						○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	R2補道長第4号の1 (橋梁補修)
	R3						○				○	R2道長第7号の14他 (橋梁塗装)
両家	S61	国	378号	八幡浜市	14.5	(7.0)5.5	○	○	○			下部工
登立	S61	国	378号	八幡浜市	71.0	(9.0)6.5	○	○	○			(磯崎2号)
	H24	国	378号	八幡浜市	71.0	(9.0)6.5	○	○	○		○	H24交橋第201号の1 (耐震) 交橋第201号の2 (耐震)
新道	H4	一	大洲保内線	八幡浜市	14.8	8.65	○	○	○			
堀切大	S61	国	197号	伊方町	200.0	(9.0)6.0	○	○	○			
	H27	国	197号	伊方町	200.0	10.0					○	H27防交橋第53号測の1他 (補修設計)
	H30	国	197号	伊方町	200.0	10.0					○	H28防交橋第52号の1 (橋梁) H29防交橋第155号の2 (防風柵)
中綱代	S40	国	197号	伊方町	2.1	(7.1)6.1	○		○			
豊之浦	S40	国	197号	伊方町	3.5	(6.5)5.5	○		○			
大川	S40	国	378号	八幡浜市	7.4	(5.0)4.0	○		○			
田之浦	S40	国	378号	八幡浜市	5.7	(5.0)4.0	○		○			
天王		国	378号	八幡浜市	14.4	(11.0)7.5	○	○	○			
	H9	国	378号	八幡浜市	14.4		○	○	○			工事(上部工のみ)
	R5						○				○	R5道長第14号測の2 (補修設計)
川名津		国	378号	八幡浜市	15.2	(12.0)8.5	○	○	○			
	H9	国	378号	八幡浜市	15.2		○	○	○			上部工のみ
川之浜第2	S55	国	197号	伊方町	75.0	9.5	○		○			
(橋名不明)	H6	一	大洲保内線	八幡浜市	14.8	(8.65)7.45	○	○	○			
川之浜第4	S55	国	197号	伊方町	81.0	9.5	○		○			
	H27	国	197号	伊方町	81.0	10.0					○	H27防交橋第53号測の1他 (補修設計)
	R5	国	197号				○				○	R4道長第15号の4 (橋梁補修)
	R6	国	197号				○				○	R5道長第15号の2 (橋梁塗装)
二見第1	S59	国	197号	伊方町	95.0	(9.5)8.0	○		○			
	H20	国	197号	伊方町	95.0						○	H20交橋第2号の1、2(耐震補強)
九町第2	S59	国	197号	伊方町	120.5	(9.0)7.5	○		○			
	H20	国	197号	伊方町	120.5						○	H20橋補第1号の1(橋脚補強)
	R5	国	197号	伊方町	120.5		○				○	R4補道長(加)第15号測の1 (補修設計)
	R6	国	197号	伊方町	120.5		○				○	R6道長第15号の1
九町第3	S60	国	197号	伊方町	63.5	(9.5)8.0	○		○			
	H20	国	197号	伊方町	95.0	10.5					○	H20交橋第2号の3(橋脚補強)
	R5	国	197号	伊方町			○				○	R4補道長(加)第15号測の1 (補修設計)
新枇杷谷(宮内2号)	H10	国	378号	八幡浜市	67.0	(11.5)6.5	○	○	○	○		
山崎	S41	国	378号	八幡浜市	28.8	7.0	○		○	○		
双岩跨道	H8	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	14.4	(10.0)6.0	○		○	○		
新両家(宮内3号)	H10	国	378号	八幡浜市	31.0	(11.0)6.0	○	○	○			

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
有寿来	H13	一	鳥井喜木津線	伊方町	55.1	(5.0)4.0	○	○	○			地質調査含む
天神	S43	一	双岩停車場和泉線	八幡浜市	2.2	(4.5)		○	○			
東	H12	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	96.5	(10.0)6.0	○		○			
祇園	H12	国	378号	八幡浜市	24.2	(8.0)7.2	○					
	H14	国	378号	八幡浜市	24.2				○	○		耐震補強
	R5						○				○	R5道長第14号測の2 (補修設計)
祇園橋側道上り	R5	国	378号	八幡浜市	24.0	3.0	○				○	R4道長第14号の6 (橋梁補修)
	R5						○				○	R4道長第14号の8 (塗装塗替)
五反田	H12	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	27.1	(8.8)8.0			○	○		橋梁補修
		主	八幡浜宇和線	八幡浜市	27.1		○		○	○		耐震補強(落橋防止工)
	H30						○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	H31防交橋第80号の1 (橋梁補修)
	R4						○				○	R4道長第14号の10 (橋面防水)
出合	H12	国	378号	八幡浜市	21.2	(10.9)9.9			○			橋梁補修
	H14	国	378号	八幡浜市	21.2				○	○		耐震補強
	R5						○				○	R4道長第14号の7 (橋梁補修)
保内大		国	197号	八幡浜市保内町宮内	71.3	(10.3)8.0	○		○	○		耐震補強(落橋防止工)
	H17	国	197号	八幡浜市保内町宮内	71.3		○		○	○		橋梁補修
	H26	国	197号	八幡浜市保内町宮内	71.3	10.3					○	H25補交橋長第4号測の2
	H30	国	197号	八幡浜市保内町宮内	71.3	10.3					○	H28防交橋第19号の1 (塗装) H29防交橋第153号の2 (塗装)
御幸	S39	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	5.0	6.5	○		○			
山崎	H11	国	197号	八幡浜市	29.3	18.5	○	○	○			
須川	S38	主	八幡浜長浜線	八幡浜市 保内町	5.7	6.5	○		○			
向	S39	旧	正野谷喜木津線	伊方町	8.5	4.5	○		○			
日ノ浦		国	378号	八幡浜市	29.2	8.0	○	○	○	○		
河内第1	H17	国	197号	伊方町	17.7	9.5(10.4)	○		○			
伊方大川橋側道	H17	国	197号	伊方町	29.6	2.9	○		○			
	H29	国	197号	伊方町	29.6	2.9					○	H29防交橋第158号の1
崎山	H17	一	鳥井喜木津線	伊方町	40.0	(7.0)5.5					○	H17西特道改第201号測の4 (詳細設計)
神越(ランプ橋)	H11	国	197号 名坂道路	八幡浜市	135.7	(15.3)14.3	○		○			(仮)保内2号橋 詳細設計
	H16	国	197号 名坂道路	八幡浜市	135.7		○		○			(工事)
	R6						○				○	R6道長第14号の3
神越	H11	国	197号 名坂道路	八幡浜市	109.5	(9.0)8.0	○		○			(仮)保内ランプ橋 詳細設計
	H17	国	197号 名坂道路	八幡浜市	109.5	(9.0)8.0	○		○			(工事)
	R6						○				○	R6道長第14号の3
大平高架	H11	国	197号 名坂道路	八幡浜市	184.5	(9.5)7.0	○	○		○		(仮)八幡浜1号橋 詳細設計
	H15 H16	国	197号 名坂道路	八幡浜市	184.5		○		○	○		A1, A2橋台、P1～P3橋脚 (工事)
	H19	国	197号 名坂道路	八幡浜市	184.5		○		○	○		(上部工事)
	H30						○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第7号の7 (橋梁補修)
斐光(ランプ橋)	S43	国	197号 名坂道路	八幡浜市	145.5	(7.0)3.5					○	H19地高橋整第6号の1、2 (P1、P2橋脚)
	H20	国	197号 名坂道路	八幡浜市	145.5						○	H20地高橋整第8号の3 (A1橋台)
	H20	国	197号 名坂道路	八幡浜市	145.5						○	H20債地高橋整第6号の1 (上部工)
	H21	国	197号 名坂道路	八幡浜市	145.5						○	H21地高橋整第6号の1 (床版工)
	H21	国	197号 名坂道路	八幡浜市	145.5						○	H21地高舗新第6号の1 (橋面舗装工)

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
第二斐光(ランプ橋)	H18	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5	(5.50)3.25					○	H18地高道改第8号測の14 (詳細設計：P C桁)
	H18	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H18地高道改第8号測の11 (詳細設計：鋼桁)
	H20	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H20地高橋整第8号の2 (下部工DA1)
	H20	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H20地高橋整第8号の3 (下部工DP2)
	H21	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H21地高橋整第8号の3 (下部工DP1)
	H23	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H23地高橋整第8号の3 (上部工 (鋼桁) DP1～DA1)
	H24	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H24地高橋整第8号の5 (上部工 (床版) DP1～DA1)
	H31	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	176.5						○	H31地高橋整第8 号の11 (桁製作・架設)
萩森高架	H18	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7	(9.0)6.0					○	H18地高道改第8号測の8 (詳細設計)
	H20	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H20地高橋整第8号の5 (下部工BP1)
	H20	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H20地高橋整第8号の1 (下部工BP2)
	H23	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H23地高橋整第8号の1 (下部工BA3)
	H24	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H24地高橋整第8号の6 (下部工BA2)
	H31	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H31地高橋整第8 号の6 (下部工BA1)
	H31	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H31地高橋整第8 号の10 (下部工BP3)
	H31	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	139.7						○	H31地高橋整第8 号の11 (桁製作・架設)
	R2	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	178.5						○	R2地高橋整第8 号の12 (上部工)
大平跨道	H19	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	40.8	(9.0)6.0					○	H19地高道改第8号測の9 (詳細設計)
	H20	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	40.8						○	H20地高橋整第8号の4 (下部工BA4)
	H21	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	40.8						○	H21地高橋整第8号の2 (下部工BA3)
	H24	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	40.8						○	H24地高橋整第8号の7 (上部工)
入寺川	H19	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	25.0	(9.0)6.0					○	H19地高道改第8号測の19 (詳細設計)
	H21	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	25.0						○	H21地高橋整第8号の4 (下部工A1)
	H22	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	25.0						○	H22債地高橋整第8号の3 (下部工A2)
	H23	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	25.0						○	H23債地高橋整第8号の1 (上部工)
千丈高架	H19	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0	(9.0)6.0					○	H19地高道改第8号測の10 (詳細設計)
	H23	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0						○	H23地高橋整第8号の2 (下部工A2)
	H23	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0						○	H23地高橋整第8号の4 (下部工P2)
	H29	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0						○	H29地高道改第8号測の4 (上部工修正)
	H29	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0		○				○	H29地高橋整第8号の1 (P1補強)
	R3	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0		○				○	R2地高橋整第8号の9 (A2補強)
	R4	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	200.0		○				○	H29地高橋整第8号の2 (桁製作・架設)
千丈川	H19	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	18.5	(9.0)6.0					○	H19地高道改第8号測の13 (詳細設計)
	H20	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	18.5						○	H20地高橋整第8号の6 (下部工A1)
	H22	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	18.5						○	H22地高橋整第8号の1 (下部工A2)
	H22	国	197号 八幡浜道路	八幡浜市	18.5						○	H22地高橋整第8号の2 (上部工)
新千丈川	H29	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5	(9.0)6.0						H26地高道改第10号測の8 (詳細設計)
	H29	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5						○	H29地高橋整第10号の1(P2基礎)
	H30	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5						○	H30地高橋整第10号の1(P2躯体)
	H30	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5						○	H30地高橋整第10号の1 (P2躯体)
	H30	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5						○	H30地高橋整第10号の2 (A1基礎)
	H31	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5						○	H31地高橋整第10号の10 (A1橋台)
	R3	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	150.5						○	R3地高橋整第10号の5 (P1基礎)
郷跨道橋 (ランプ橋)	H27	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	137.0	5.3					○	H27地高道改第10号測の7 (詳細設計)
	H31	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	137.0						○	H31地高橋整第10号の11 (下部工P4基礎)
	R2	国	197号 夜昼道路	八幡浜市	137.0							R2地高橋整第10号の10他 (下部工P4躯体)

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
大根第一 (ランプ橋)	H28	国	197号 夜昼道路	大洲市	200.5	5.5						H28地高道改第10号測の6 (詳細設計)
	R2	国	197号 夜昼道路	大洲市	200.5						○	R2地高橋整第10号の12 (下部工P1基礎)
	R3	国	197号 夜昼道路	大洲市	200.5						○	R3地高橋整第10号の3 (下部工P1躯体)
	R3	国	197号 夜昼道路	大洲市	200.5						○	R3地高橋整第10号の53 (下部工A1基礎)
大根第二 (ランプ橋)	H28	国	197号 夜昼道路	大洲市	167.0	5.5					○	H28地高道改第11号測の3 (詳細設計)
	R2	国	197号 夜昼道路	大洲市	167.0						○	R2地高橋整第10号の14 (下部工P1基礎)
	R3	国	197号 夜昼道路	大洲市	167.0						○	R3地高橋整第10号の3 (下部工P1躯体)
	R3	国	197号 夜昼道路	大洲市	167.0						○	R3地高橋整第10号の54 (下部工A1基礎)
川辻	H24	主	長浜保内線	八幡浜市	8.7	8.3					○	H24年交橋第67号測の1 他 (詳細設計)
	H25	主	長浜保内線		8.7	8.3					○	25防交橋第41号の1
	H30						○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第7号の3 (橋梁補修)
中当	H24	主	長浜保内線	八幡浜市	3.4	7.1					○	H24年交橋第67号測の1 他 (詳細設計)
	H25	主	長浜保内線	八幡浜市	3.4	7.1					○	25防交橋第41号の1
釜之倉	H24	一	双岩停車場和泉線	八幡浜市	5.8	5.0					○	H24年交橋第67号測の1 他 (詳細設計)
	H25	一	双岩停車場和泉線	八幡浜市	5.8	5.0					○	25防交橋第41号の1
天神	H24	一	双岩停車場和泉線	八幡浜市	2.4	5.1					○	H24年交橋第67号測の1 他 (詳細設計)
	H25	一	双岩停車場和泉線	八幡浜市	2.4	5.1					○	25防交橋第41号の1
瀬田	H24	一	大洲保内線	八幡浜市	3.3	7.9					○	H24年交橋第67号測の1 他 (詳細設計)
	H25	一	大洲保内線	八幡浜市	3.3	7.9					○	25防交橋第41号の1
大久第1	H24	国	197号	伊方町	35.0	10.7					○	H24年交橋第65号の1 (補修)
大久大	H24	国	197号	伊方町	115.0	10.2					○	H24年交橋第64号の1 (補修)
二名津第三	H24	国	197号	伊方町	35.8	10.5					○	H24年交橋第63号の1 (補修)
崎山	H23	一	鳥井喜木津線	伊方町	40.0	8.2					○	H23交橋整第56号の1 (上部) H23交道改第56号の1 (橋面)
新栄	H24	国	378号	八幡浜市	6.0	14.4					○	H23西震道改第102号の1 (拡幅部ボックスカルバート)
田之浦	H24	国	378号	八幡浜市	4.6	16.0					○	H23西道改第105号測の1 (詳細設計)
上古藪	H25	一	野佐来八幡浜線	八幡浜市	2.4	5.0					○	H24防交橋第72号の1
川永田第2	H25	国	197号	伊方町	84.0	9.5					○	H24交橋第66号の1 H25防交橋第120号の1
	R5	国	197号	伊方町	84.0	9.5	○				○	R4道長第15号の8 (橋面防水)
須賀川新	H25	国	378号	八幡浜市	4.5	7.0					○	H24防交橋第67号の1
第6号	H25	一	鳥井喜木津線	伊方町 釜木	5.0	4.3					○	H24防交橋第104号測の1
	H26	一	鳥井喜木津線	伊方町釜木	5.0	4.3					○	H25防交橋第50号の1
出石	H25	一	大洲保内線	八幡浜市	6.9	4.0					○	H24防交橋第139号の1
双岩跨道	H25	主	八幡浜宇和線	八幡浜市	14.4	14.4					○	H24防交橋第102号の1 H25防交橋第47号の1
御幸	H25	主	八幡浜宇和線	八幡浜市 若山	4.5	8.1					○	H24防交橋第101号測の1 H25防交橋第47号の1
	H26	主	八幡浜宇和線	八幡浜市若山	4.5	8.1					○	H25防補交橋第48号の1 他
無名第1号	H25	一	鳥井喜木津線	伊方町 松	4.0	7.8					○	H24防交橋第103号測の1
	H26	一	鳥井喜木津線	伊方町松	4.0	7.8					○	H25防交橋第50号の1
無名第8号	H25	国	197号	伊方町 二名津	9.2	10.8					○	H25防交橋第100号測の1
	H26	国	197号	伊方町二名津	9.2	10.8					○	H25防補交橋第49号の1
榎	H26	主	長浜保内線	八幡浜市榎野	24.5	7.2					○	H25防補交橋53号測の1 他
	H30						○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	R2道長第7号の8 (橋梁補修)
	R3						○				○	R2道長第7号の9 (橋梁塗装)
中之	H26	一	三机港線	伊方町三机	4.5	4.0					○	H25防補交橋53号測の1 他
	H30	一	三机港線	伊方町三机	4.5	4.0					○	H28防交橋第52号の1 (橋梁補修)
沖の	H26	一	舌間八幡浜線	八幡浜市栗の浦	61.5	7.8					○	H25補交橋長第4号測の2
沖の橋 歩道	H26	主	八幡浜港線	八幡浜市栗の浦	60.0	3.3					○	H25補交橋長第4号測の2
新川側道	H26	国	197号	八幡浜市保内町喜木	17.7	4.4					○	H25防補交橋第48号の1 他

八幡浜土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
第一岡橋	H30	一	鳥井喜木津線	伊方町	4.7	6.0					○	H29防交橋第166号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R3補道長(加) 第15号測の2 (補修設計)
	R6						○				○	R5補道長(加) 第15号の3他
向橋	H30	一	鳥井喜木津線	伊方町	8.0	8.3					○	H29防交橋第166号測の1 (補修設計)
	R3						○				○	R3補道長(加) 第15号測の2 (補修設計)
	R6						○				○	R5補道長(加) 第15号の3他
古田橋	H30	一	鳥井喜木津線	伊方町	14.2	5.1					○	H29防交橋第166号測の1 (補修設計)
無名第1号	H30	国	197号	八幡浜市川之内	5.0	13.5					○	H28防交橋第69166号測の1 (補修設計)
松柏	H30	国	197号	八幡浜市松柏	3.4	12.6					○	H29防交橋第69号測の1他 (補修設計)
出合橋側道(上り)	H30	国	378号	八幡浜市江戸岡	21.2	1.8					○	H29防交橋第69号測の1他 (補修設計)
出合橋側道(下り)	H30	国	378号	八幡浜市江戸岡	21.2	1.8					○	H29防交橋第69号測の1他 (補修設計)
喜木津跨道	H30	国	378号	八幡浜市保内町喜木津	14.0	11.0					○	H29防交橋第69号測の1他 (補修設計)
日ノ地	H30	主	八幡浜宇和線	八幡浜市中津川	6.2	12.4					○	H29防交橋第69号測の1他 (補修設計)
佐田岬	R2	一	佐田岬三崎線	伊方町	40.0	6.2					○	R2道長第7号測の3 (補修設計)
	R3						○				○	R3補道長(加) 第15号の2 (橋梁補修)
	R3						○				○	R3補道長(加) 第15号の5 (橋梁補修)
	R5						○				○	R4道長第15号の8(橋面防水)
第5号	R2	国	197号	伊方町	17.8	10.4	○				○	R2道長第7号測の3 (補修設計)
	R3						○				○	R3補道長(加) 第15号の3 (橋梁補修)
八代	R4	国	378号	八幡浜市八代	6.6	7.7	○				○	R3補道長(加) 第14号の2他 (橋梁補修)
無名第1号橋	H30	一	八幡浜保内線	八幡浜市保内町川之石	3.5	9.9	○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R4						○				○	R3道長第14号の2他 (橋梁補修)
無名第2号橋	R6	一	八幡浜保内線	八幡浜市保内町川之石	5.1	10.0	○				○	R5道長第14号の3 (橋梁補修)
五反田橋側道(上り)	H30	主	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田	27.1	1.8	○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	H31防交橋第80号の1 (橋梁補修)
	R3						○				○	H31防交橋第80号の2 (橋梁塗装)
五反田橋側道(下り)	H30	主	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田	27.1	1.8	○				○	H30防交橋第124号測の1他 (補修設計)
	R3						○				○	H31防交橋第80号の1 (橋梁補修)
	R3						○				○	H31防交橋第80号の2 (橋梁塗装)
無名放水トンネル前	R5	国	197号	伊方町三崎	6.3	19.5	○				○	R4補道長(加) 第15号測の1 (補修設計)
平家谷橋	R5	国	378号	八幡浜市	20.7	12.2	○				○	R5道長第14号測の2 (補修設計)
無名第三号橋	R5	国	378号	八幡浜市	4.0	32.3	○				○	R5道長第14号測の2 (補修設計)
合田橋	R5	国	197号	八幡浜市	4.0	6.7	○				○	R5道長第14号測の2 (補修設計)
妙見橋	R5	国	197号	八幡浜市	2.2	7.0	○				○	R5道長第14号測の2 (補修設計)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
浮穴	S40	主	野村柳谷線	西予市	21.5	6.5	○		○	○		
山田	S45	主	宇和三瓶線	西予市	27.7	7.0	○	○	○	○		地質調査含む 橋梁一般図CD（PDF）
山田	H29	主	宇和三瓶線	西予市							○	H29防交橋第177号測の1他 （補修設計）
山田	R1	主	宇和三瓶線	西予市							○	R1防交橋第91号の1（補修）
道義(旧橋)	S46	主	宇和野村線	西予市	21.05	7.5	○	○	○			地質調査含む
新道義	H15	主	宇和野村線	西予市	43.1	(17.8)17.0	○	○	○			（詳細設計）
三島	S48	一	宇和高山線	西予市	43.75	8.25	○		○			
三島	H29	一	宇和高山線	西予市							○	H29防交橋第180号側の1他 （補修設計）
三島	R1	一	宇和高山線	西予市							○	H30防補交橋（2）第502号の1他 （補修）
権現	S48	主	宇和野村線	西予市	74.0	8.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
権現	H29	主	宇和野村線	西予市	74.0	8.0					○	H29防交橋第177号測の1他 （詳細設計：補修）
権現	R5	主	宇和野村線	西予市							○	R4補道長(加)第16号の1(伸縮装置、橋面防水)
権現	R6	主	宇和野村線	西予市							○	R5道長第16号の1（塗装）
権現	R6	主	宇和野村線	西予市							○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）
金輪淵	S51	主	宇和野村線	西予市	91.6	7.5	○		○	○		
金輪淵	R5	主	宇和野村線	西予市							○	R5道長第16号測の2（補修設計）
新辰ノ口	S52	国	197号	西予市	33.3	9.8	○		○			
新辰ノ口	H25	国	197号	西予市	33.3	9.8					○	H25防交橋第101号測の1他 （詳細設計）
新辰ノ口	H26	国	197号	西予市	33.3	9.8					○	H25防交橋第102号の1（補修）
新辰ノ口	H27	国	197号	西予市	33.3	9.8					○	H26東道防減第307号測の3 （耐震設計）
出合小	S53	国	441号	西予市	57.90	(7.0)5.5	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
出合小	H10	国	441号	西予市	57.90			○	○	○		耐震補強のみ 橋梁一般図CD（PDF）
出合小	H29	国	441号	西予市	57.90						○	H29防交橋第177号測の1他 （詳細設計：補修）
出合小	R1	国	441号	西予市							○	R1防交橋第88号の1 R1防交橋第88号の2
高野子	S55	国	197号	西予市	33.3	9.75	○		○			（新高川橋）
出合大	S54	主	宇和野村線	西予市	129.0	7.5	○		○			
出合大	H16	主	宇和野村線	西予市	129.0						○	H16東道保第301号測の1 （詳細設計：補修）
出合大	H19	主	宇和野村線	西予市	129.0						○	H19交橋第10号の1, 2 （橋梁補修）
出合大	H20	主	宇和野村線	西予市	129.0						○	H20交橋第10号の1, 2 （橋梁補修）
新古市	S55	国	197号	西予市	44.9	9.8	○					（不明）
新古市	R3	国	197号	西予市							○	補道長(加)第16号測の1 （補修設計）
新古市	R6	国	197号	西予市							○	R5道長第16号の2（補修）
下瀬			（不明）	西予市			○		○			
宮崎川			（不明）	西予市			○		○			一般図のみ
八千代	H15	主	野村城川線	西予市	31.8	(10.0)7.5	○	○	○			
大江	S35	主	八幡浜宇和線	西予市	21.6	6.0	○		○			
白魚			（不明）	西予市			○		○			
宇和川	S32	国	197号	西予市	79.4	5.5	○		○			
宇和川	H25	国	197号	西予市	79.4	5.5					○	H25防交橋第101号測の1他 （詳細設計）
宇和川	H26	国	197号	西予市	79.4	5.5					○	H25防交橋第101号の1（補修）
宇和川	H27	国	197号	西予市							○	H26防交橋第206号測の1 （耐震設計）
宇和川	H28	国	197号	西予市	79.4	5.5					○	H28防交橋第20号の1他（橋梁補修） H28防交橋第219号の1（耐震補強）
宇和川	H29	国	197号	西予市	79.4	5.5					○	H29防交橋第170号の2（塗装塗替）
宇和川	H29	国	197号	西予市							○	H29防交橋第170号の3他（塗装塗替）
宇和川	R2	国	197号	西予市							○	R1防交橋第86号の4(塗替塗装) R1防補交橋第63号の4（塗替塗装）

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
黒瀬	S32	国	197号	西予市	93. 5	5. 5	○		○			旧：(一)吉田宇和島
黒瀬	H24	国	197号	西予市							○	H24東道防減第300号測の1(耐震設計)
黒瀬	H27	国	197号	西予市							○	H26防補交橋第221号の1(橋脚補強) H26防交橋第87号測の1(補修設計)
黒瀬	H29	国	197号	西予市							○	H29防交橋第169号の1(断面修復) H29防交橋第169号の2(橋面防水)
黒瀬	H30	国	197号	西予市							○	H30防交橋第128号の1 H30防交橋第128号の2
黒瀬	H31	国	197号	西予市							○	H31防交橋(緊)(2)第522号測の1(耐震設計一部修正)
黒瀬	R1	国	197号	西予市							○	R1防交橋第86号の3
黒瀬	R3	国	197号	西予市							○	R3道長第57号の1(橋脚耐震(最下段))
永長	S59	主	宇和三瓶線	西予市	31. 7	8. 8	○	○	○			
野村4号		国	197号	西予市			○	○	○			
野村5号		国	197号	西予市			○	○	○			
舟戸			(不明)	西予市			○		○			(不明)
下伏越(伏越2号)	S56	国	197号	西予市	84. 1	10. 75	○	○	○			構造計算は上部工のみ
下伏越(伏越2号)	H20	国	197号	西予市	84. 1						○	H20交橋第4号測の2 (詳細設計：補修)
下伏越(伏越2号)	H21	国	197号	西予市	84. 1						○	H21橋補第3号の2 (橋梁補修)
上伏越(伏越1号)	S59	国	197号	西予市	56. 4	(9. 75)6. 0	○	○	○			
上伏越(伏越1号)	H20	国	197号	西予市	56. 4						○	H20交橋第4号測の1 (詳細設計：補修)
上伏越(伏越1号)	H21	国	197号	西予市	56. 4						○	H21橋補第3号の1 (工事：橋梁補修)
岩瀬川	S59	一	鳥坂宇和線	西予市	12. 5		○		○			
狭間棧道	S58	主	宇和三瓶線	西予市	46. 1	7. 9	○		○			
狭間棧道	H29	主	宇和三瓶線	西予市							○	H29東道防減第200号測の1 (補修設計)
狭間棧道	H31	主	宇和三瓶線	西予市							○	H30防補交橋(2)第502号の1他
狭間棧道	R5	主	宇和三瓶線	西予市							○	R5道長第16号測の2(補修調査)
狭間棧道	R6	主	宇和三瓶線	西予市							○	R5補道長(加)第16号測の1(補修設計)
齒長	S38	主	宇和三間線	西予市	60. 5	5. 5	○		○	○		旧橋，旧：(一)務田上宇和(T)
齒長	H11	主	宇和三間線	西予市	66. 4	(12. 0)6. 0	○	○	○	○		
齒長	R5	主	宇和三間線	西予市							○	R5道長第16号測の2(補修調査)
齒長	R6	主	宇和三間線	西予市							○	R5補道長(加)第16号測の1(補修設計)
富士川	S59	一	鳥坂宇和線	西予市	15. 6	11. 0	○		○			
土居田	H3	主	野村城川線	西予市	23. 0	(9. 5)7. 5	○	○	○			
魚成	S63	主	野村城川線	西予市	40. 1	(10. 0)6. 0	○		○			
魚成	H25	主	野村城川線	西予市	40. 1	11. 0					○	H24東震道改第402号測の1他 (耐震設計)
魚成	H28	主	野村城川線	西予市	40. 1	11. 0					○	H27→28防交橋第205号の1 (橋脚補強)
下宇和		主	野村城川線	西予市			○		○			
三七十	H4	国	378号	西予市 三瓶町	20. 2	19. 45	○	○	○			
港	H4	国	378号	西予市 三瓶町	10. 8	19. 57	○	○	○			
横林大	H5	国	197号	西予市 野村町	115. 5	9. 75	○		○	○		
河内		主	野村城川線	西予市	19. 8	(11. 5)10. 5	○		○			
清水		主	野村城川線	西予市	14. 5	(11. 5)10. 5	○		○			
新河内		主	城川梶原線	西予市	13. 7	(8. 6)7. 4	○	○	○			
第一鎌田ヶ城	H8	国	441号	西予市	34. 1	(11. 0)6. 0	○	○	○			
高富(頭王1号)	H6	主	大洲野村線	西予市	19. 9	(11. 0)6. 0	○	○	○			
中筋大(頭王2号)	H7	主	大洲野村線	西予市	50. 0	(11. 0)6. 0	○	○	○			

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
第二鎌田ヶ城	H10	国	441号	西予市	34.3	(10.0)6.0	○	○	○			
第二鎌田ヶ城	H29	国	441号	西予市	34.3	(10.0)6.0					○	H29防交橋第179号測の1他 (詳細設計：補修)
第二鎌田ヶ城	R2	国	441号	西予市							○	R1防交橋第86号の3 (断面修復等)
第二鎌田ヶ城	R2	国	441号	西予市							○	R1防交橋第86号の3 (断面修復等)
第二鎌田ヶ城	R5	国	441号	西予市							○	R5道長第16号測の3 (補修設計)
第二鎌田ヶ城	R6	国	441号	西予市							○	R5道長第16号の4他 (補修)
三石	H10	国	197号	西予市	82.0	(11.0)7.5	○	○	○	○		耐震補強 橋梁一般図CD (PDF)
三石	H29	国	197号	西予市	82.0	(11.0)7.5					○	H29防交橋第177号測の1他 (詳細設計：補修)
三石	H31	国	197号	西予市	82.0	(11.0)7.5					○	H31防交橋 (緊) (2) 第522号 測の1(耐震補強設計)
三石	R3	国	197号	西予市							○	R3道長第56号の1他(下部耐震補 強・上下部補修)
三石	R3	国	197号	西予市							○	R3防補交橋(加) 第4 号の1 (PC径 間落橋防止)
三石	R5	国	197号	西予市							○	R4防交橋第4号の1他(鋼径間落橋 防止)
高川第二	H13	一	日向谷高野子線	西予市	20.1	(10.0)6.0	○	○	○			
高野井(高川第三)	H14	一	日向谷高野子線	西予市	20.6	(10.0)6.0	○	○	○			
馬淵下	H14	主	肱川公園線	西予市	42.8	9.9	○	○	○			
馬淵上	H15	主	肱川公園線	西予市	26.8	8.0	○		○			
大野ヶ原	H7	主	野村柳谷線	西予市	20.0	(7.0)5.5	○		○			
惣川	H11	主	野村柳谷線	西予市	50.0	(11～11.05) 10.0	○	○	○			
開明	H13	主	宇和野村線	西予市	50.0	12.45) 8.0～11.25	○	○	○			
開明	H31	主	宇和野村線	西予市	50.0	12.45) 8.0～11.25					○	H31防補交橋第70号測の1(補修設 計)
開明	R4	主	宇和野村線	西予市							○	R3道長第16号の4(補修) R3補道長 (加) 第16号の1(補修)
野村大	H14	国	441号	西予市	70.6	7.0	○	○	○			耐震補強のみ
野村大	H15	主	宇和野村線	西予市	70.6		○	○	○			
野村大	R3	国	441号	西予市	66.0	(12.0)6.0					○	R2肱特第1号測の5他 (詳細設計)
東川	H15	主	宇和明浜線	西予市	13.6	(11.5)10.5	○	○	○			
長滝	S45	主	八幡浜三瓶線	西予市	22.8	7.0			○	○		地質調査のみ 橋梁一般図CD (PDF)
長滝	H27	主	八幡浜三瓶線	西予市	22.7	7.0					○	H26防交橋第88号測の1 (補修設計)
長滝	H29	主	八幡浜三瓶線	西予市							○	H29防交橋第171号の1他
三島	S51	国	378号	西予市	38.3	9.0	○		○			地質調査含む
三島	H27	国	378号	西予市	38.4	10.0					○	H26防交橋第28号測の1 (補修設計)
三島	H26	国	378号	西予市	38.4	10.0					○	H25防補交橋第205号の1(耐震)
あづま	S40	国	378号	西予市	5.0	(4.0)3.0	○		○			
薬師	S43	国	378号	西予市	5.0	(4.0)	○		○			
有太刀	S43	国	378号	西予市	3.0	(5.0)	○	○	○			
宇和大	H16	主	宇和明浜線	西予市	106.0	(10.0)6.0	○	○		○		
宇和大	H29	主	宇和明浜線	西予市	106.0	(10.0)6.0					○	H29防交橋第172号の1(塗装塗替)
宇和大	R5	主	宇和明浜線	西予市							○	R5道長第16号測の2 (補修設計)
宇和川大	H7	国	197号	西予市	103.0	(9.75)7.25	○	○	○			
宇和川大	H31	国	197号	西予市	103.0	(9.75)7.25					○	H31防交橋第86号測の1 (補修設計)
宇和川大	R2	国	197号	西予市							○	R1防交橋第86号の2 (塗替塗装)
宇和川大	R2	国	197号	西予市							○	R1防交橋第86号の2(塗替塗装) R1防補交橋第63号の5 (塗替塗装)
豊海桜	H18	主	宇和明浜線	西予市	46.0	(7.0)5.5					○	H18交道改第85号測の4 (詳細設計)
豊海桜	H19	主	宇和明浜線	西予市	46.0						○	H19交道改第85号の1, 2 (下部工)
豊海桜	H20	主	宇和明浜線	西予市	46.0						○	H20交道改第85号の1 (下部工)
豊海桜	H20	主	宇和明浜線	西予市	46.0						○	H20交道改第85号の2 (上部工)
豊海桜	H21	主	宇和明浜線	西予市	46.0						○	H21交道改第85号の1 (上部工)

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
横林大	H10	国	197号	西予市	115.5	(9.75)7.25	○	○	○	○		
横林大	H31	国	197号	西予市	115.5	(9.75)7.25					○	H31防交橋第86号測の1 (補修設計)
横林大	R2	国	197号	西予市							○	R1防補交橋第63号の2(塗替塗装) R2道長第8号の5(塗替塗装)
横林大	R2	国	197号	西予市							○	R1防補交橋第63号の3 (橋面防水)
横林大	R3	国	197号	西予市							○	R2道長第8号の1 (塗装)
横林大	R4	国	197号	西予市							○	R3道長第16号の2 (上部工)
横林大	R4	国	197号	西予市							○	R3補道長(加)第16号の4 (伸縮装置)
横林大	R4	国	197号	西予市							○	R3補道長(加)第16号の3 (塗装)
横林大	R5	国	197号	西予市							○	R4道長第16号の1(塗装)
横林大	R5	国	197号	西予市							○	R4補道長(加)第16号の2(塗装)
朴	H16	主	八幡浜三瓶線	西予市	15.5	(22.42)6.0					○	H16東道保第500号測の1 (詳細設計)
朴	H21	主	八幡浜三瓶線	西予市	15.5						○	H21交橋第3号の1 (橋梁補修)
朴	H29	主	八幡浜三瓶線	西予市	15.5						○	H29防交橋第180号測の1他 (詳細設計：補修)
朴	H30	主	八幡浜三瓶線	西予市							○	H30防交橋第131号測の1 (詳細設計：補修)
朴	H30	主	八幡浜三瓶線	西予市							○	H30防補交橋第94号の1(補修)
朴	R1	主	八幡浜三瓶線	西予市							○	R1防補交橋第72号の1(補修)
朴	R1	主	八幡浜三瓶線	西予市							○	R1防補交橋第72号の2(補修)
樋の口	H16	主	八幡浜三瓶線	西予市	17.0	(15.97)6.00					○	H16東道保第500号測の1 (詳細設計)
樋の口	H21	主	八幡浜三瓶線	西予市	17.0						○	H21交橋第3号の1 (橋梁補修)
中田	H16	主	八幡浜三瓶線	西予市	14.5	(19.1)6.0					○	H16東道保第500号測の1 (詳細設計)
中田	H21	主	八幡浜三瓶線	西予市	14.5						○	H21交橋第3号の1 (橋梁補修)
中田	H26	主	八幡浜三瓶線	西予市	14.5	19.0					○	H25防交橋第110号の1(補修)
無名BOX本村1	H22	国	197号	西予市	3.5	19.3					○	H22橋補第6号測の1他 (詳細設計)
住吉	H22	国	378号	西予市	9.4	7.4					○	H22橋補第6号測の1他(詳細設計)
住吉	R3	国	378号	西予市	9.4	7.4					○	R3道長第16号測の1(補修設計)
住吉	R4	国	378号	西予市	9.4	7.4					○	R3補道長(加)第16号の5(補修)
西	H22	国	378号	西予市	3.6	8.7					○	H22橋補第6号測の1他 (詳細設計)
無名第6号	H22	主	野村柳谷線	西予市	6.8	6.3					○	H22橋補第6号測の1他 (詳細設計)
宮崎	H16	国	378号	西予市	25.3	(12.0)6.5	○	○		○		H16道改第80号測の2 (詳細設計)
東川	H17	国	378号	西予市	10.3	(12.0)6.5	○	○		○		H17道改第80号測の10 (詳細設計)
三七十	H23	国	378号	西予市 三瓶町朝立	20.2	19.5					○	H23全交橋第9号の1
新田2号	H23	国	378号	西予市 三瓶町蔵貫	11.0	3.5					○	H23交橋第32号の1
新田2号	H29	国	378号	西予市 三瓶町蔵貫	11.0	3.5					○	H29防交橋第179号測の1他 (詳細設計：補修)
新田2号	H30	国	378号	西予市 三瓶町蔵貫							○	H30防交橋第133号の(補修)
脇川	H23	国	378号	西予市 三瓶町皆江	7.6	6.2					○	H23交橋第32号の1
皆江	H23	国	378号	西予市 三瓶町皆江	12.5	8.2					○	H23交橋第32号の2
皆江	H30	国	378号	西予市 三瓶町皆江							○	H30防交橋第131号測の1 (補修設計)
皆江	H30	国	378号	西予市 三瓶町皆江							○	H30防交橋第87号の(補修)
山田	H23	主	宇和三瓶線	西予市宇和町 永長～山田	27.7	7.8					○	H23全交橋第10号の1
山田	H29	主	宇和三瓶線	西予市宇和町 永長～山田	27.7	7.8					○	H29防交橋第177号測の1他 (詳細設計：補修)
山田	H29 H30	主	宇和三瓶線	西予市宇和町 永長～山田							○	H29防交橋第182号の1 H30防交橋第182号の2
山田	H31	主	宇和三瓶線	西予市宇和町 永長～山田							○	H31防交橋第91号の1
狩浜第1号	H24	国	378号	西予市 明浜町	2.4	5.1					○	H24交橋第73号の1
狩浜第1号	R5	国	378号	西予市 明浜町							○	R5道長第16号測の1(補修設計)
狩浜第1号	R6	国	378号	西予市 明浜町							○	R5道長第16号の5他(補修)
狩浜第2号	H24	国	378号	西予市 明浜町	2.4	4.5					○	H24交橋第74号の1

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
新開	H23	一	鳥坂宇和線	西予市 宇和町明石	20.9	9.7						H23東原道緊第203号測の1
新開	H25	一	鳥坂宇和線	西予市 宇和町明石	20.9	9.65					○	H24東道防減第200号の1 (耐震補強)
新開	H27	一	鳥坂宇和線	西予市 宇和町明石	19.3	8.5					○	H26東道防減第200号の1 (長寿命化)
新開	H31	一	鳥坂宇和線	西予市 宇和町明石	19.3	8.50					○	H31防補交橋第70号測の1(補修設計)
新開	R4	一	鳥坂宇和線	西予市 宇和町明石							○	R3東震道改第203号測の1(橋梁予備設計)
新開	R5	一	鳥坂宇和線	西予市 宇和町明石	45.1	(10.25)6.75	○	○			○	R4東震道改第203号測の1(橋梁詳細設計)
三島	H23	一	宇和高山線	西予市 宇和町	43.8	9.3					○	H23東原道緊第203号測の1
三島	H25	一	宇和高山線	西予市 宇和町	43.8	9.25					○	H24東道防減第201号の1 (耐震補強)
三島	H30	一	宇和高山線	西予市 宇和町							○	H30防交橋第129号の1 H30防交橋第129号の2
三島	H31	一	宇和高山線	西予市 宇和町							○	H30防補交橋(2)第502号の1他
三島	H25	国	378号	西予市	38.3	10.0					○	H24全交橋第7号の2 (耐震補強)
東川	H24	国	378号	西予市	10.3	6.5(12.0)					○	H22交道改第23号の3(下部工) H22交道改第23号の5(上部工) H23交道改第23号の10(舗装)
無名2号	H23	国	441号	西予市 野村町	7.8	14.6					○	H23交橋第33号の1
金剛	H24	主	宇和野村線	西予市 野村町	19.5	10.0					○	H24交橋第78号の1
無名2号	H24	主	宇和野村線	西予市 宇和町	2.3	9.0					○	H24交橋第79号の1
無名2号	R5	主	宇和野村線	西予市 宇和町							○	R5道長第16号測の2(補修調査)
無名2号	R6	主	宇和野村線	西予市 宇和町							○	R5補道長(加)第16号測の1(補修設計)
長木瀬	H24	主	野村柳谷線	西予市 野村町惣川	4.0	5.4					○	H24交橋第140号測の1
長木瀬	H31	主	野村柳谷線	西予市 野村町惣川							○	H31東道改第301号測の3(ボックス詳細設計(荷重制限解除))
下駄馬	H24	主	野村柳谷線	西予市 野村町惣川	5.5	6.5					○	H24交橋第140号測の1
高知	H24	主	野村柳谷線	西予市 野村町小松	4.3	6.3					○	H24交橋第140号測の1
岩崎	H25	一	伊延東多田線	西予市	24.27	10.25					○	H24安道改第132号測の1 (詳細設計)
岩崎	H31	一	伊延東多田線	西予市	13.3	9.3					○	H31安道改第132号の1 (橋台)
岩崎	H31	一	伊延東多田線	西予市	13.3	9.3					○	H31安補道改第132号の1 (PC架設)
岩崎	R2	一	伊延東多田線	西予市							○	R1安補道改第132号の3(舗装)
十丁川橋	H28	一	伊延東多田線	西予市	12.2	9.8					○	H26東震道改第200号測の1(詳細設計) H26安道改第132号の2(下部) H27安道改第132号の2(上部)
無名(坂石取付橋)	H28	国	197号	西予市	32.5	9.8					○	
菊野谷BOX	H27	一	日向谷高野子線	西予市	7.4	10.0					○	H26防道改第133号の3 (道路改築)
上宇和	H25	主	八幡浜宇和線	西予市	33.69	12.89					○	H24東震道改第402号測の1他 (耐震設計)
上宇和	H26	主	八幡浜宇和線	西予市	33.7	12.8					○	H25防交橋第205号の1(耐震) H25防交橋第205号の2(耐震) H25防交橋第205号の3(耐震)
土居	H25	主	城川埴原線	西予市	3.2	4.0					○	H25防交橋第101号測の1他 (詳細設計)
土居	H26	主	城川埴原線	西予市	3.2	4.0					○	H25防交橋第108号の1(補修)
永長	H25	主	宇和三瓶線	西予市	31.7	9.75					○	H24全交橋第8号の1(耐震補強)
無名4号	H26	主	宇和野村線	西予市	11.7	7.8					○	H25防交橋第109号の1(補修)
観音	H26	国	197号	西予市	175.8	7.5					○	H25東活道防減第300号測の1 (耐震補強設計)
観音	H27	国	197号	西予市							○	H26防交橋第206号の1(橋脚補強) H26防交橋第206号の3(橋脚補強) H26防補交橋第221号の2 他(水平力分担) H26防補交橋第221号の4 他(縁端拡幅)
船戸	H26	主	肱川公園線	西予市	77.7	6.1					○	H25東活道防減第301号測の1 (耐震補強設計)
船戸	H28	主	肱川公園線	西予市	77.7	6.5					○	H28防補交橋第206号測の1 (橋梁耐震補強設計)
船戸	H29	主	肱川公園線	西予市	77.7						○	H28防補交橋第206号の1 (制震対策、支承改良)
船戸	H31	主	肱川公園線	西予市	77.7	6.5					○	H31防交橋第86号測の1 (補修設計)
船戸	R2	主	肱川公園線	西予市							○	R1防補交橋第67号の1(塗替塗装) R2道長第8号の3(塗替塗装)
船戸	R2	主	肱川公園線	西予市							○	R1防補交橋第63号の3(橋面防水) R1防補交橋第67号の2(橋面防水)
船戸	R2	主	肱川公園線	西予市							○	R2道長第8号の2 (塗替塗装、断面修復等)
中間	H26	国	441号	西予市	7.8	12.0					○	H25防補交橋第55号の1(補修)

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
魚成	H27	国	197号	西予市	40.1	11.0					○	H26防補交橋第207号測の1 (耐震設計)
八幡		国	197号	西予市	50.0	12.0				○		上部工工事図面PDFあり
八幡	H27	国	197号	西予市	50.0	12.0					○	H26東道防減第307号測の3 (耐震設計)
八幡	H29	国	197号	西予市	50.0	12.0					○	H29防補交橋(2)第212号の1他 (耐震工事)
第2有太刀	H27	国	378号	西予市	3.8	4.8					○	H26防交橋第88号測の1 (補修設計)
第 2 有太刀	H28	国	378号	西予市	3.8	5.4					○	H27→28防交橋第55号の1他 (橋梁補修)
大西橋	H30	国	378号	西予市 明浜町	6.9	5.7					○	H30防交橋第131号測の1(補修設 計)
大西橋	R1	国	378号	西予市 明浜町							○	H30防交橋第259号の1(補修工 事)
大西橋	R5	国	378号	西予市 明浜町							○	R5道長第16号測の1(補修設計)
無名1号	H30	一	俵津三瓶線	西予市 明浜町	5.5	4.2					○	H30防交橋第131号測の1 (補修設計)
長崎橋	H30	主	城川栲原線	西予市 城川町	6.1	6.2					○	H30防交橋第131号測の1 (補修設計)
小西	H31	国	197号	西予市	54.5	10.0					○	H31防交橋第86号測の1 (補修設計)
小西	R2	国	197号	西予市							○	R2防補交橋第63号の1 (断面修復等)
奈良野上	H31	主	野村柳谷線	西予市	5.0	4.2					○	H31防交橋第86号測の1 (補修設計)
奈良野上	R2	主	野村柳谷線	西予市							○	R2防補交橋第73号の1(補修) R2防補交橋第73号の2(舗装)
無名第7号	H31	主	野村柳谷線	西予市	4.5	6.5					○	H31防交橋第86号測の1 (補修設計)
無名第7号	R2	主	野村柳谷線	西予市							○	R2防補交橋第73号の1(補修) R2防補交橋第73号の2(舗装)
大茅	H31	主	城川栲原線	西予市	6.7	5.6					○	H31防交橋第68号測の1 (補修設計)
大茅	R5	主	城川栲原線	西予市							○	R4道長第16号の2(補修)
野木川	R2	一	俵津三瓶線	西予市 三瓶町	4.6	4.0					○	H29防交橋第180号側の1他 (補修設計)
野木川	R2	一	俵津三瓶線	西予市 三瓶町							○	R1防交橋第95号の2(補修)
地藏	R2	一	俵津三瓶線	西予市 宇和町	7.4	4.6					○	H25東原道緊第203号側の1他 (補修設計)
地藏	R2	一	俵津三瓶線	西予市 宇和町							○	R1防交橋第95号の2(補修)
無名 1 号橋	H30	一	俵津三瓶線	西予市 明浜町	6.0	4.8					○	H30防交橋第131号測の1他 (補修設計)
無名 1 号橋	H31	一	俵津三瓶線	西予市 明浜町							○	R1防交橋第95号の1(補修)
東(ひがし)	H29	国	378号	西予市 明浜町田之浜	4.8	4.4					○	H29防交橋第179号測の1他 (補修設計)
東(ひがし)	H31	国	378号	西予市 明浜町田之浜							○	R1防交橋第87号の3(補修)
広田	H30	主	八幡浜三瓶線	西予市 三瓶町	13.3	6.2					○	H30防補交橋第94号の1(補修)
広田	R1	主	八幡浜三瓶線	西予市 三瓶町							○	R1防補交橋第72号の1(補修)
広田	R1	主	八幡浜三瓶線	西予市 三瓶町							○	R1防補交橋第72号の2(補修)
西之濱	H30	国	378号	西予市 三瓶町	8.4	5.2					○	H30防交橋第133号の1(補修)
西之濱	R2	国	378号	西予市 三瓶町							○	H30防交橋第87号の1(補修)
二及	R5	国	378号	西予市 三瓶町二及	2.4	5.4					○	R5道長第16号測の1(補修設計)
二及	R6	国	378号	西予市 三瓶町二及							○	R6道長第16号の6(補修)
三之泊	H22	国	378号	西予市 明浜町田之浜	3.0	5.7					○	H22橋補第6号測の2他(補修設 計)
三之泊	H24	国	378号	西予市 明浜町田之浜							○	H24防交橋第105号の1他(補修)
三之泊	R5	国	378号	西予市 明浜町田之浜							○	R5道長第16号測の1(補修設計)
東(ひがし)	H22	国	378号	西予市 明浜町高山	6.7	4.4					○	(補修)
東(ひがし)	R5	国	378号	西予市 明浜町高山							○	R5道長第16号測の1(補修設計)
春日	H25	国	378号	西予市 明浜町田之浜	9.4	6.3					○	H25防交橋第103号測の1他(補修 設計)
春日	H26	国	378号	西予市 明浜町田之浜							○	H25防交橋第103号の1他(補修)
春日	R5	国	378号	西予市 明浜町高山							○	R5道長第16号測の1(補修設計)
春日	R6	国	378号	西予市 明浜町田之浜							○	R5道長第16号の5他(補修)
宮崎	H9	国	378号	西予市 明浜町俵津	16.1	5.5						(耐震補強)
宮崎	R5	国	378号	西予市 明浜町俵津							○	R5道長第16号測の1(補修設計)
宮崎	R6	国	378号	西予市 明浜町俵津							○	R6道長第16号の2(補修)
渡江	R6	国	378号	西予市 明浜町渡江	3.2	4.7					○	R5道長第16号の5他(補修)
下川	H31	主	宇和野村線	西予市 宇和町下川	10.7	9.1					○	H31防補交橋第70号測の1(補修調 査)
下川	R5	主	宇和野村線	西予市 宇和町下川							○	R5道長第16号測の2(補修設計)

西予土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
無名3号	R5	主	宇和野村線	西予市 宇和町明間	6.8	10.3					○	R5道長第16号測の2（補修調査）
無名3号	R6	主	宇和野村線	西予市 宇和町明間							○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）
無名1号（5-5）	R5	主	宇和三瓶線	西予市 宇和町山田	4.2	4.2					○	R5道長第16号測の2（補修調査）
無名1号（5-5）	R6	主	宇和三瓶線	西予市 宇和町山田							○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）
無名2号（BOX）	R5	主	宇和三瓶線	西予市 宇和町西山田	2.3	11.9					○	R5道長第16号測の2（補修調査）
無名2号（BOX）	R6	主	宇和三瓶線	西予市 宇和町西山田							○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）
岩木人道BOX	R5	主	八幡浜宇和線	西予市 宇和町岩木	3.6	17.3					○	R5道長第16号測の2（補修調査）
岩木人道BOX	R6	主	八幡浜宇和線	西予市 宇和町岩木							○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）
無名1号	R5	一	宇和高山線	西予市 宇和町野田	5.2	5.6					○	R5道長第16号測の2（補修調査）
無名1号	R6	一	宇和高山線	西予市 宇和町野田							○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）
大本	R5	一	高瀬松溪線	西予市 野村町富野川	11.4	4.5					○	R5道長第16号測の3（補修設計）
大本	R6	一	高瀬松溪線	西予市 野村町富野川							○	R5道長第16号の4他（補修）
無名橋(176-9)	R6	国	378号	西予市 明浜町高山	3.0	16.0					○	R5補道長(加)第16号測の1（補修設計）

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
下組	S39		(不明)	鬼北町	34.0	6.5			○			(不明)
板島	S40	国	320号	宇和島市	125.16	(6.8)6.0	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
野地	H元	国	320号	鬼北町	80.5	11.0	○		○			(不明)
	H21	国	320号	鬼北町	125.16						○	H21橋補第4号の2 (耐震補強)
	H21	国	320号	鬼北町	125.16						○	H21橋補第4号の4他 (床版補強)
	H24	国	320号	鬼北町	125.0	6.8					○	北橋長6号測の1他(点検)
	H27	国	320号	鬼北町	125.0	6.8					○	H26防交橋第95号測の1他 (補修設計)
	H28	国	320号	宇和島市	125.0	6.8					○	H28防交橋第53号の1他 (橋梁補修)
	H29	国	320号	宇和島市	125.0	6.8					○	H29防交橋第193号の1 (橋梁補修)
	H30	国	320号	宇和島市							○	H29防交橋第193号の2 (橋梁補修)
板島橋歩道	H28	国	320号	宇和島市	126.8	2.0					○	H27防交橋第105号測の1 (橋梁補修詳細設計)
	H29	国	320号	宇和島市	126.8	2.0					○	H28防交橋第25号の1 (橋梁補修)
	H30	国	320号	宇和島市							○	H29防交橋第194号の1 (橋梁補修)
長栄	S42	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	43.2	7.0			○	○		地質調査のみ CD（PDF）
	H29	一	舟間伊予吉田停車場	宇和島市 吉田町	43.2	7.0	○	○			○	H28北道防減221測の1 (橋梁耐震詳細設計)
	R1	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	43.2	7.0	○	○			○	H30防交橋(2)第522号の1他 (橋梁耐震補強)
大高	S44	一	滑床松野線	松野町	32.65	7.5	○	○	○			構造計算は上部工のみ
八号	S44	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	32.7	8.0	○	○	○			構造計算は上部工のみ
	H19	一	御内下畑地線	宇和島市津島町	43.2							H19北道修第50号 (伸縮装置補修)
新(?)	S43	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	85.0	7.0	○	○	○			構造計算は上部工のみ
延川	S42	旧	小松松野線	鬼北町	54.56	6.0	○	○	○			(町道)
八幡	S44	旧	宇和島中村線	宇和島市	27.5	8.5	○		○			
中組	S45	主	広見三間宇和島線	宇和島市	24.7	(8.8)8.0	○	○	○			
	H12	主	広見三間宇和島線	宇和島市	24.7		○	○	○	○		耐震補強 CD（PDF）
泉	S48	国	320号	鬼北町	61.3	8.25	○		○			
	R4										○	R3補道長(加)第18号測の1他 (補修設計)
	R5										○	R4道長第19号61他 (橋梁補修)
新折付	S49	国	320号	宇和島市	120.0	8.75	○	○	○	○		橋梁一般図CD（PDF）
新旭	S50	国	320号	鬼北町	33.3	9.25		○	○			構造計算は下部工のみ
	H25	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	H24北道防減第108号測の1他 (耐震設計)
	R5	国	320号	宇和島市	33.3	10.25					○	R4補道長（加）第19号測の64他 (補修設計)
	R6	国	320号	鬼北町	33.3	10.25					○	R6道長第19号の62 (補修工事)
細木	S51	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2	○		○	○		
	H25	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	H24北道防減第108号測の1他 (耐震設計)
												H26防補交橋第21号の1（橋梁補修） H26防補交橋第21号の2（橋梁補修） H26北道防減第108号の2他 (耐震補強)
	H27	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	H27防交橋第104号測の1他 (橋梁補修設計)
	H28	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	H27防交橋第104号の1 (橋梁補修)
	H28	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	H27北道防減第108号の1他 (橋梁耐震)
	H28	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	H28防交橋第56号の2 (橋梁補修)
	H29	一	蔣淵下波線	宇和島市	60.0	7.2					○	
新興野々	S52	国	320号	鬼北町 興野々	80.0	12.0	○		○			
	H12	国	320号	鬼北町興野々	80.0		○	○		○		
	H26	国	320号	鬼北町興野々	80.0	12.0						H26防交橋第34号測の2 (詳細設計)
	H27	国	320号	鬼北町 興野々	80.0	12.0					○	H26防交橋第34号の1 (橋梁補修)
大門	S52	一	下鍵山松野線	松野町	102.2	9.5	○	○	○			町道に移管済

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
横吹	S53	国	320号	宇和島市	46.0	9.75	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
	H12	国	320号	宇和島市	46.0	(10.75)8.25	○	○	○	○		耐震補強
	H30	国	320号	宇和島市	46.0	(10.75)8.25	○				○	H30防交橋第136号測の1他 （橋梁補修設計）
	R1	国	320号	宇和島市	46.0	(10.75)8.25	○				○	R1防交橋第97号の1 （橋梁補修）
	R3				46.0	(10.75)8.25					○	R2道長第9号の10 （橋梁補修）
小串	S54	一	奈良近永線	鬼北町	35.1	7.0	○		○			
	H27	一	奈良近永線	鬼北町 奈良	35.1	8.2					○	H26防補交橋第223号の1（落橋防止） H26防補交橋第223号の2（耐震補強）
新鏡川	S54	国	320号	鬼北町	33.3	11.0	○		○			
	S55	国	320号	鬼北町	33.3		○		○			耐震補強
新市ヶ成	S54	国	320号	鬼北町	80.0	10.5	○		○			（旧橋分有）
	H16	国	320号	鬼北町	80.0		○		○			耐震補強
寄松	S55	主	宇和島下波津島線	宇和島市	36.3	9.75	○		○			
	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市	36.3	10.3					○	H24北道防減第108号測の1他 （耐震設計）
	H25										○	H24北道防減第106号の1 （耐震工事）
見返	S42	一	吉田宇和島線	宇和島市	45.5	1.5	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
	S56	一	吉田宇和島線	宇和島市	48.2	12.8	○		○			
	H25	一	吉田宇和島線	宇和島市	48.2	12.8					○	H24北道防減第101号の1
槇川		一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	29.2	6.3			○			地質調査のみ
	H24	一	御内下畑地線	宇和島市津島町	29.2	6.3					○	交橋第143号測の1他 （補修詳細設計）
	H25	一	御内下畑地線	宇和島市津島町	29.2	6.3						H24予橋補第42号の1他
	H25	一	御内下畑地線	宇和島市津島町	29.2	6.3					○	H24交橋第147号の2
	H26	一	御内下畑地線	宇和島市津島町	29.2	6.3					○	H25防交橋第206号の1 （耐震工事）
新田			（不明）				○		○			
巽	S30	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	86.5	(5.0)4.0	○		○			
	H29	一	嵐田之浜岩松線	津島町岩松	87.0	10.25					○	H28安道改第3号測の1 （架替設計）
	H30	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町岩松	87.0	10.25					○	H29安道改第3号の2（P2）
	R2	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町岩松	87.0	10.25					○	R2安補道改第3号の1（A1）
	R4	一									○	R3安道改第3号の2（A2）
和霊大			（不明）				○		○			
桜		国	441号	鬼北町	2.6	5.5	○		○			
	H8	国	441号	鬼北町	56.9	10.847	○		○			
	H24	国	441号	鬼北町	56.9	10.6					○	全交橋第11号の1（下部工補強）
間才	H30	国	320号	宇和島市	17.2	26.7	○				○	H30防交橋第136号測の1他 （補修設計）
	R1	国	320号	宇和島市	17.2	26.7	○				○	R1防交橋第97号の2 （橋梁補修）
	R4	国	320号	宇和島市	17.2	26.7	○				○	R4道長第17号測の10 （補修設計）
	R6	国	320号	宇和島市	17.2	26.7	○				○	R5道長第17号の11 （補修工事）
深礎	S53	国	320号	宇和島市	106.1	(9.2)6.0	○		○	○		橋梁一般図CD（PDF）
上吹	S54	国	320号	宇和島市	26.0	(8.8)6.0	○		○			
下吹	S54	国	320号	宇和島市	26.0	(8.8)6.0	○		○			
	H26	国	320号	宇和島市	26.0	9.8						H26防交橋第32号測の1他 （点検、補修設計）
	H27	国	320号	宇和島市柿原	26.0	8.8					○	H26防補交橋第16号の1他 （橋梁補修）
小倉	S54	一	小倉三間線	鬼北町 小倉	56.5	6.0	○		○			
	H27	一	小倉三間線	鬼北町 小倉	56.5	6.0					○	H26防交橋第95号測の1他 （補修設計）
	H27	一	小倉三間線	鬼北町 小倉	56.5	7.0					○	H27防交橋第62号の1他 （橋梁補修）
奈良川		国	441号	鬼北町			○		○			（旧）一般図のみ
明倫			（不明）				○		○			一般図のみ
真盛	S34	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	10.0	4.5	○		○			一般図のみ
	H4	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	11.6	(7.0)5.5	○	○	○			

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
下広見			(不明)				○		○			一般図のみ
有瀬		旧	宇和島中村線				○		○			一般図のみ
恵美寿			(不明)				○		○			一般図のみ
吉田			(不明)				○		○			一般図のみ
清重	S32	旧	宿毛津島線	宇和島市 津島町	39.5	(5.5)4.0	○		○			
吉野	S15	国	381号	松野町	88.0	5.0	○		○			
	H25	国	381号	松野町	88.0	5.0					○	H24北震道改第401号の2
	H29	国	381号	松野町	88.0	5.0					○	H28防交橋第82号の1 (橋梁補修)
清満	S58	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	74.6	12.0	○		○	○		上部工工事図面PDFあり
	H27	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	74.6	12.8					○	H26防補交橋第226号の1 (落橋防止、耐震補強)
堀切大	S59	国	320号	鬼北町	108.5	10.5	○	○	○			
	H21	国	320号	鬼北町	108.5						○	H21橋補第4号測の2 (耐震補強設計)
	H21	国	320号	鬼北町	108.5						○	H21橋補第4号の3 (耐震補強)
	H26	国	320号	鬼北町	108.5	10.5					○	H26防補交橋第61号の1 (補修)
公園	S53	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	26.22	28.8	○		○			
	H24	主	宇和島下波津島線	宇和島市	26.2	28.8					○	H23北津道緊第502号測の2 (耐震補強詳細設計)
	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市	26.2	28.8					○	H24北道防減第501号の2
胼之江	S54	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	50.0	28.0	○		○			
	H24	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	50.0	28.8					○	H23北津道緊第502号測の3 (耐震補強詳細設計)
	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市津島町	50.0	28.8					○	H24北道防減第501号の1
	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	50.0	28.0					○	H30防交橋第151号の測2 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の51 (橋梁補修)
	R3										○	R3補道長 (加) 第17号の51 (補修工事)
戎	S55	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	50.0	28.0	○		○			
	H24	主	宇和島下波津島線	宇和島市	50.0	28.8					○	H23北津道緊第502号測の3 (耐震補強詳細設計)
	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市津島町	50.0	28.8					○	H24防交橋第109号の1他
	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	50.0	28.0					○	H30防交橋第151号の測2 (補修設計)
	R3										○	R2道長点第9号の53 (補修工事)
新野地	S63	国	320号	鬼北町	80.5	11.0	○		○			地質調査含む
	H21	国	320号	鬼北町	80.5						○	H21橋補第4号の1 (落橋防止)
新中島	H3	国	378号	宇和島市 吉田町	15.6	(6.0)8.0	○	○	○	○		
	H26	国	378号	宇和島市吉田町	15.6	10.7						H26防交橋第32号測の 1 他 (点検、補修必要なし)
大川原	H3	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	49.5	(11.0)7.5	○	○	○			
	H21	主	宿毛津島線	宇和島市津島町	49.5		○				○	H21細防災第5号の2、3 (橋脚補強、落橋防止)
	H24	主	宿毛津島線	宇和島市	49.5	11.0					○	H23全交橋第12号の1(落橋防止)
	H30	主	宿毛津島線	宇和島市							○	H29防交橋第185号測の1 (補修設計)
大乘寺	H3	一	西谷吉田線	宇和島市吉田 町立間尻他	18.4	(9.25)6.75	○	○	○			
	H27	一	西谷吉田線	島市吉田町立間	18.4	16.8					○	H26北防災第301号測の1 (耐震補強) H26防補交橋第225号の2 (耐震補強)
万年	S40	一	滑床松野線	松野町	18.5	5.0	○		○			
	H26	一	滑床松野線	宇和島市	18.5	5.6					○	H24→25北道防減第108号測の1他 (耐震設計) H25→26防補交橋第208号の 1 (耐震補強)
小笠原	S40	一	無月宇和島線	宇和島市	5.0	4.5	○		○			
中野川	S40	旧	宇和島須崎線	鬼北町	14.8	5.5	○		○			
久米地	S40	主	西土佐松野線	松野町	16.0	5.5	○		○			
神田	S40	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	3.6	4.5	○		○			
三島	S40	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	3.0	5.0	○		○			

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
中道	S40	国	378号	宇和島市 吉田町	6.5	5.0	○		○			
中組	S40	一	奥浦白浦線	宇和島市 吉田町	4.5	7.0	○		○			
一号	S40	一	滑床松野線	松野町	3.5	4.5	○		○			
	S40	一	滑床松野線	松野町	3.5	4.5	○				○	R5補道長（加）第17号測の51他 （補修設計）
大福浦	S40	一	無月宇和島線	宇和島市	7.3		○		○			
堀切	S39	主	広見三間宇和島線	松野町	13.5	6.5	○		○			
佐新田	S40	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	61.8		○		○			
東前	S40	旧	蔣渚宇和島線	宇和島市	4.5	5.0	○		○			
西前	S40	旧	蔣渚宇和島線	宇和島市	3.5	5.0	○		○			
上面谷	S40	一	小倉三間線	鬼北町	3.4	5.0	○		○			
下面谷	S40	一	小倉三間線	鬼北町	2.2	5.0	○		○			
大谷	S40	国	378号	宇和島市 吉田町	3.1	4.8	○		○			
城の下	S40	国	378号	宇和島市 吉田町	3.0	5.5	○		○			
泉小	S40	旧	宇和島須崎線	鬼北町	5.8	5.5	○		○			
中野	S40	一	広見吉田線	宇和島市 三間町	6.0	5.5	○		○			
申屋	S40	一	十和吉野線	松野町	2.5	5.0	○		○			
追の川	S40	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	3.7	4.5～6.0	○		○			
吉井	S40	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	3.2	5.5	○		○			
てんや	S40	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	1.6	4.8	○		○			
久保川	S39	主	内子河辺野村線	鬼北町	2.9	5.5	○		○			
下法師庵	S40	主	内子河辺野村線	鬼北町	2.8	5.5	○		○			
千代の浦	S40	旧	蔣渚宇和島線	宇和島市	6.5	5.3	○		○			
豊田	S40	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	3.5	4.5	○		○			
石引	S40	旧	蔣渚宇和島線	宇和島市	6.0	6.0	○		○			
鳴谷	S40	国	378号	宇和島市 吉田町	6.0	4.5	○		○			
門田	S40	国	378号	宇和島市 吉田町	3.9	5.0	○		○	○		
	H25	国	378号	宇和島市	3.9	5.6					○	24交橋第82号の1（補修工事）
	H31	国	378号	宇和島市	4.2	5.5～7.1					○	30災国補第1178号(BOX更新)
国木谷	S40	主	西土佐松野線	松野町	6.0	5.5	○		○			
音地	S40	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	3.4	5.0	○		○			
音地		一	小倉三間線	宇和島市 三間町	12.3	(8.2)7.0	○		○			
島田	S40	一	小倉三間線	宇和島市 三間町	2.3	5.0	○		○			
石応	S40	一	無月宇和島線	宇和島市	3.9	5.0	○		○			
	R1	一	無月宇和島線	宇和島市	3.9	5.0	○				○	H30防交橋第139号測の2 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の11 （橋梁補修）
無名(2-8)	R1	一	無月宇和島線	宇和島市	3.8	4.8	○				○	H30防交橋第139号測の2 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の11 （橋梁補修）
網代	R1	一	無月宇和島線	宇和島市	5.0	4.5	○					
	R2	一	無月宇和島線	宇和島市	5.0	4.5						R2道長第9 号測の11 （補修設計）
	R5										○	R5道長第17号の12 （床版補修）
相生	H1	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	95.7	12.0	○		○			
	H21	主	宿毛津島線	宇和島市津島町	95.7						○	H21細防災第5号の1、3 （橋脚補強、落橋防止）
	R5										○	R4補道長（加）第17号測の51 （補修設計）
大浦	S40	一	吉田宇和島線	宇和島市	7.0	(5.6)5.0	○		○			
	R5										○	補道長（加）第17号測の11他 （補修設計）
	R6										○	R6道長第17号の1 （補修工事）

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
境	S40	一	柿之浦下波線	宇和島市	5.3	(5.4)4.8	○		○			
	R1	一	柿之浦下波線	宇和島市	5.3	(5.4)4.8					○	H30防交橋第139号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の13 (橋梁補修)
小屋川	S40	主	西土佐松野線	松野町	14.9	3.5	○		○			
新開	H7	国	441号	鬼北町	29.7	(12.0)11.0	○	○	○			
桃源跨線	H7	国	381号	松野町	26.3	(10.5)6.5	○	○	○			
森の国大	H6	国	381号	松野町	107.6	(10.5)6.5	○	○	○			
	H21	国	381号	松野町	107.6						○	H21交橋第2号の1 (耐震補強)
河後森跨線	H7	国	381号	松野町	177.4	(10.5)6.5	○	○	○			
境		一	下鍵山松野線	鬼北町	13.2	6.75	○		○			一般図のみ
大内大		一	下鍵山松野線	鬼北町	24.76	11.86	○		○			一般図のみ
下大野		国	320号	鬼北町	21.6	11.35	○		○	○		橋梁一般図CD (PDF)
	H29	国	320号	鬼北町	21.6	11.35	○				○	H29防交橋第188号測の1他 (橋梁補修設計)
	H30	国	320号	鬼北町	21.6	11.35	○				○	H30防交橋第157号の1 (橋梁補修)
拝鷹	S41	国	320号	宇和島市	5.0	5.5	○	○	○			
深浦	S41	国	378号	宇和島市 吉田町	2.2	4.0	○		○			下部工図のみ
神出	S41	主	宇和島下波津島線	宇和島市	4.2	4.0	○	○	○			
馬舟	S41	主	西土佐松野線	松野町	7.6	6.0	○	○	○			
上組	S41	一	十和吉野線	松野町	9.7	(5.0)4.0	○	○	○			
	H26	一	十和吉野線	松野町	9.7	6.9					○	H24→25防交橋第120号測の1他 (詳細設計)
	H26	一	十和吉野線	松野町	9.7	6.9						H25→26防補交橋第75号の1 (補修)
長栄	S41	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	9.9	?	○	○	○			(旧橋)
小出	S41	一	広見吉田線	宇和島市 三間町	4.7	5.5	○	○	○			
大滝	H3	国	320号	鬼北町	60.0	12.0	○		○			
高串陸	H10	主	広見三間宇和島線	宇和島市	64.1	(8.8)8.0	○	○	○			橋脚耐震補強のみ
	H19	主	広見三間宇和島線	宇和島市	64.1						○	H19北防災第101号測の1 (詳細設計)
	R5										○	R4補道長第17号測の11他 (補修設計)
中之川	未	国	197号	鬼北町	77.0	(11.0)8.0	○	○	○	○		橋脚耐震補強 橋梁一般図CD (PDF)
	H29	国	197号	鬼北町	77.0	(11.0)8.0	○				○	H29防交橋第188号測の1他 (橋梁補修設計)
	R1	国	197号	鬼北町	77.0	(11.0)8.0	○				○	H30防交橋第154号の1 (橋梁補修)
船の川	H9	主	広見三間宇和島線	鬼北町	11.7	(10.6)5.5	○		○			図面上部工のみ
畑枝川	H9	国	320号	宇和島市	6.1	(16.9)13.0	○		○			図面下部工のみ
野々谷	H10	一	節安下鍵山線	鬼北町	8.8	(5.2)4.0	○		○			
中屋	S46	主	広見三間宇和島線	宇和島市 伊吹町	—	—	○		○			(旧高串橋)
	H24	主	広見三間宇和島線	宇和島市	17.6	8.8					○	北橋長6号測の1他(点検)
	H27	主	広見三間宇和島線	宇和島市	17.6	8.8					○	H26防交橋第95号測の1他 (補修設計)
	H27	主	広見三間宇和島線	宇和島市伊吹町	17.6	8.8					○	H26防交橋第96号の1 (橋梁補修)
御旅	H15	一	伊予宮野下停車場線	宇和島市 三間町	17.9	(9.75)6.0	○	○	○	○		計算書CD
天満	H15	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町			○			○		下部工CD
	H18	主	宇和島城辺線	宇和島市津島町			○			○		上部工CD
新中通(下部工)	H16	国	378号				○	○		○		
新務田	H18	主	宇和三間線	宇和島市 三間町	26.8	(14.0)6.0	○		○			
陽路	H14	国	441号	鬼北町	60.0	6.6	○		○			橋梁補修
下中合	S58	国	197号	鬼北町	32.9	11.0	○		○	○		一般図のみ 橋梁一般図CD (PDF)
	H29	国	197号	鬼北町	32.9	11.0					○	H29防交橋第192号測の1 (橋梁補修設計)
	R2										○	R2道長第9号の61 (橋梁補修)

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
日之浦	S58	国	197号	鬼北町	87.0	11.2	○		○	○		一般図のみ 橋梁一般図CD（PDF）
	H29	国	197号	鬼北町	87.0	11.2	○				○	H29防交橋第192号測の1 （橋梁補修設計）
	R1	国	197号	鬼北町	87.0	11.2	○				○	H30防交橋第155号の1 （橋梁補修）
堀切		旧	宇和島窪川線	宇和島市			○		○			一般図のみ
蕨	S39	一	無月宇和島線	宇和島市			○		○			一般図のみ
横田	S39	旧	津之浦津島線	宇和島市			○		○			
横田	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市	6.0	10.3					○	24交橋第110号の1（補修）
申前	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市	5.8	4.2	○				○	H30防交橋第139号測の1 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の12 （橋梁補修）
島津	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市	2.2	11.7	○				○	H30防交橋第139号測の1 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の12 （橋梁補修）
西前	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市	3.6	10.3	○				○	H30防交橋第139号測の1 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の12 （橋梁補修）
名切	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市	7.4	10.3	○				○	H30防交橋第139号測の1 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の12 （橋梁補修）
大夏秋	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市	2.6	15.6	○				○	H30防交橋第139号測の1 （補修設計）
	R3										○	R2道長第9号の11 （橋梁補修）
新中通	H15	国	378号	宇和島市 吉田町	17.1	(12.0)6.5	○	○	○			(仮)中通川
	H17	国	378号	宇和島市吉田町	17.1		○		○			
窓峠跨線	H17	主	広見三間宇和島線	宇和島市	22.2	18.5	○			○		
吉野跨線	H14	国	381号	松野町	22.4	(9.75)6.0	○	○		○		14道改第83号測の4 （詳細設計）
	H19	国	381号	松野町	22.4	10.5					○	H19道改第83号の3 （上部工製作）
蔵王大	H14	国	381号	松野町	177.5	9.75	○	○		○		H14道改第83号測の5 （詳細設計）
陽路橋側道	H17	国	441号	鬼北町	60.0	2.0	○	○		○		H17通交（一）第4号測の1 （詳細設計）
	H18	国	441号	鬼北町	60.0	2.0					○	H18通交（一）第7号の1 （下部工）
太田	H19	一	無月宇和島線	宇和島市 石応	9.6	4.5					○	H19北道修第43号（床版補修）
	H24	一	無月宇和島線	宇和島市	9.6	4.5					○	H24交橋第143号測の1他 （補修詳細設計）
	H27	一	無月宇和島線	宇和島市石応	9.6	4.5					○	H27北防災第101号の1 （耐震補強）
無名 （牛の浦）	H19	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	2.3	3.7					○	H19北道修第45号 （床版補修）
内の浦	H19	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	3.5	5.1					○	H19北道修第45号 （床版補修）
立間跨線	H14	一	玉津港線	宇和島市 吉田町	87.5	6.0					○	H14北道改第202号測の1 （詳細設計）
	H20	一	玉津港線	宇和島市吉田町	87.5						○	H18交道改第89号の1 （上部工製作）
新国永	H19	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	15.4	7.0	○				○	H19交道改第35号測の8 （詳細設計）
堀切跨線	H16	主	広見三間宇和島線	宇和島市 三間町	11.0	15.1	○	○		○		H16交道改第57号測の1 （詳細設計）
	H20	主	広見三間宇和島線	宇和島市三間町	11.0						○	H20交道改第57号の1 （上下部工補強）
	H21	主	広見三間宇和島線	宇和島市三間町	11.0						○	H21交道改第57号の1 （側道橋製作）
1号ボックスカルバート	H22	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	5.7	5.0					○	H21北道改第208号測の1 （詳細設計）
3号ボックスカルバート	H22	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	3.5	6.4					○	H21交道改第24号の3
辰野川（上り）	H24	国	320号	宇和島市	40.6	16.1					○	北橋長6号測の1他（点検）
辰野川（下り）	H24	国	320号	宇和島市	42.9	13.0					○	北橋長6号測の1他（点検）
汐入	H23	主	宇和島停車場線	宇和島市	18.9	15.3					○	北津道緊第102号測の1 （詳細設計）
無名1号（19-26）	H23	一	蔣淵下波線	宇和島市 遊子	31.2	9.9					○	北津道緊第103号測の1他 （詳細設計）
	H25	一	蔣淵下波線	宇和島市	31.2	9.3					○	24交橋第89号の1（補修工事）
	H27	一	蔣淵下波線	宇和島市遊子	31.2	8.0					○	H26防補交橋第19号の1 （橋梁補修）

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
無名2号 (19-36)	H23	一	蔣淵下波線	宇和島市遊子	29.9	9.9					○	北津道緊第103号測の1他 (詳細設計)
	H25	一	蔣淵下波線	宇和島市	29.9						○	H24交橋第89号の2(補修工事)
	H27	一	蔣淵下波線	宇和島市遊子	29.9						○	H26防交橋第37号の1 (橋梁補修)
	H29	一	蔣淵下波線	宇和島市遊子	29.9	8.0					○	H28防交橋第21号の1 (橋梁補修)
	H29	一	蔣淵下波線	宇和島市遊子	29.9	8.0					○	H28防交橋第21号の2 (橋梁補修)
豊浦	H23	主	宇和島下波津島線	宇和島市	11.3	10.3					○	北津道緊第502号測の1 (詳細設計)
	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市	11.3	10.3					○	H24北道防減第501号の3 (耐震工事)
無名	H23	一	蔣淵下波線	宇和島市	2.3	9.3					○	交橋第39号の1(補修)
浅川	H24	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町浅川	4.7	13.0					○	H24交橋第143号測の1他 (補修詳細設計)
	H27	一	舟間伊予吉田停車場線	和島市吉田町浅	4.7	13.0					○	H26防補交橋第20号の1 (橋梁補修)
石原	H24	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	5.5	4.0					○	H24交橋第143号測の1他 (補修詳細設計)
												H24交橋第143号測の1他 (詳細設計)
	H25	一	御内下畑地線	宇和島市津島町	5.5	4.0					○	H24防交橋第119号の1
大小浜	H24	一	無月宇和島線	宇和島市	6.5	5.0					○	H24交橋第143号測の1他 (補修詳細設計)
BOX(3-26)	R1	一	九島循環線	宇和島市	2.5	6.6					○	H30防交橋第139号測の2 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の11 (橋梁補修)
百の浦	H24	一	九島循環線	宇和島市	4.0	4.0					○	H24交橋第143号測の1他 (補修詳細設計)
	H25	一	九島循環線	宇和島市	4.0	4.0					○	H24交橋第143号測の1他 (詳細設計) H24防交橋第170号の1他
無名(11-8)	H24	一	九島循環線	宇和島市	4.3	3.0					○	H24交橋第143号測の1他 (補修詳細設計)
	H25	一	九島循環線	宇和島市	4.3	3.0					○	H24防交橋第170号の1他
三間	H24	一	広見吉田線	宇和島市 三間町	18.5	8.5					○	内改(河)第22号の1(下部工) 内改(河)第23号の1(上部工)
致合	H24	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	14.7	9.0					○	H24全交橋第10号の1(落橋防止)
	H24	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	14.7	9.0						H23北津道緊第501号測の1 (詳細設計)
	H31	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	14.7	9.00					○	H31防交橋第107号測の1 (補修設計)
	R4										○	R4道長第17号の51 (橋梁補修)
上大久保	H24	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	33.0	11.0					○	H23全交橋第14号の1 (落橋防止)
	H30	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	33.0	11.0	○				○	H29防交橋第185号測の1 (補修設計)
	R1	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	33.0	11.0	○				○	H30防交橋第148号測の2 (橋梁補修)
潮止1号	H24	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	26.2	7.6					○	H23北津道緊第502号測の2 (耐震補強詳細設計)
潮止	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	8.0	7.8	○				○	H30防交橋第151号の測2 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の52 (撤去工事)
中屋敷第2	H24	国	197号	鬼北町	34.5	11.2					○	北橋長6号測の1他(点検)
	H26	国	197号	鬼北町	34.5	11.2					○	H26防交橋第90号測の1 (詳細設計)
出口第1	H24	国	197号	鬼北町	28.5	13.2					○	北橋長6号測の1他(点検)
出口第2	H24	国	197号	鬼北町	36.0	11.0					○	北橋長6号測の1他(点検)
日吉大	H24	国	197号	鬼北町 下鍵山	99.0	12.2					○	北橋長6号測の1他(点検)
	H26	国	197号	鬼北町下鍵山	99.0	12.2					○	H26防交橋第29号測の1他 (詳細設計)
	H27	国	197号	鬼北町 下鍵山	99.0	12.2					○	H26防補交橋第22号の1 (橋梁塗装、補修)
鍵山	H24	国	197号	鬼北町	18.0	13.2					○	北橋長6号測の1他(点検)
掘切大	H24	国	320号	鬼北町	108.5	11.5					○	北橋長6号測の1他(点検)
和泉	H24	主	広見三間宇和島線	宇和島市 三間町	8.6	7.1					○	交橋第38号の1(上部工補強)
	H30	主	広見三間宇和島線	宇和島市 三間町	8.6	7.1	○				○	H30防交橋第153号測の1 (補修設計)
	R1	主	広見三間宇和島線	宇和島市 三間町	8.6	7.1	○				○	H30防補交橋第8号の1他 (橋梁補修)
無名	H24	国	441号	鬼北町	5.8	5.1					○	交橋第86号の1他(補修)
法師庵	H24	国	441号	鬼北町	5.5	5.5					○	交橋第86号の1他(補修)
BOX(95-27)	H24	国	441号	鬼北町	4.5	12.0					○	交橋第86号の1他(補修)

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
新奈良川	H23	主	広見三間宇和島線	鬼北町	66.2	12.3					○	全交橋第13号の1 (下部工補強)
	H25	主	広見三間宇和島線	鬼北町	66.2	12.3					○	H24全交橋第11号の1 (橋脚；耐震)
出目陸	H24	国	320号	鬼北町	41.3	9.8						北防災第601号測の2 (詳細設計)
	H25	国	320号	鬼北町	41.3	9.8					○	H24全交橋第9号の1 (県施工分；耐震補強)
	H26	国	320号	鬼北町	41.3	9.75					○	H25防交橋第113号の1 (補修)
堀切	H24	国	381号	松野町	13.6	13.1					○	H23交橋第35号の1(補修) H24交橋第83号の2他(塗装)
	R4										○	R3補道長(加)第18号測の1他 (補修設計)
	R5										○	R5道長第18号の1 (橋梁補修)
千歳	H24	国	381号	松野町	5.7	6.6					○	H23交橋第35号の2(補修)
千歳橋歩道	H24	国	381号	松野町	6.6	2.0					○	H23交橋第35号の2(補修) H24交橋第83号の2他(塗装)
五反田歩道	R1	国	381号	松野町	7.2	2.0	○				○	H30防交橋第155号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の41(橋梁補修)
池田	H30	国	381号	松野町	19.7	10.7	○				○	H30防交橋第153号測の1他 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の41(橋梁補修)
BOX(24-3)	H25	国	381号	鬼北町	2.5	17.5					○	H25防交橋第120号測の1他 (詳細設計)
	H26	国	381号	鬼北町	2.5	17.5					○	H25防補交橋第58号の1他 (補 修)
BOX(32-8)	H29	国	320号	鬼北町	2.6	29.0	○				○	H29防交橋第188号測の1他 (補修設計)
	H30	国	320号	鬼北町	2.6	29.0	○				○	H30防補交橋第8号の2 (橋梁補修)
BOX(48-11)	H29	国	320号	鬼北町	2.0	17.0	○				○	H29防交橋第188号測の1他 (補修設計)
	H30	国	320号	鬼北町	2.0	17.0	○				○	H30防補交橋第8号の2 (橋梁補修)
BOX(50-8)	H25	国	320号	鬼北町	2.4	11.0					○	H25防交橋第120号測の1他 (詳細設計)
	H26	国	320号	鬼北町	2.4	11.0					○	H25防補交橋第58号の1他 (補 修)
BOX(80-59)	H25	国	441号	鬼北町	2.0	13.0					○	H25防交橋第120号測の1他 (詳細設計)
	H26	国	441号	鬼北町	2.0	13.0					○	H25防補交橋第58号の1他 (補 修)
大高	H25	一	滑床松野線	松野町	32.7	8.3					○	H24北道防減第401号の1
奥南	H25	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市	53.2	17.8					○	24北道防減第202号測の1他 (耐震設計) H25防交橋第112号測の1他 (補修設計)
	H26	一	舟間伊予吉田停車場	宇和島市	53.2	5.3					○	H25北道防減第202号の1他 (耐震工事完了、補修工事継続)
	H30	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市							○	H29防交橋第185号の1 (橋梁補修)
音地	H25	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	8.0	4.5					○	H24防交橋第116号の1他
立山	H25	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	5.4	4.4					○	H24防交橋第116号の1他
知永				宇和島市								H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計)
	H25	一	吉田宇和島線	吉田町	5.5	4.2					○	H24防交橋第114号の1他 (補修工事)
BOX(199-3)	R1	国	378号	宇和島市 吉田町	2.0	28.2	○	○			○	H30防交橋第141号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の20 (橋梁補修)
中島	H25	国	378号	宇和島市 吉田町	6.5	6.5					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H24防交橋第107号の1他 (補修工事)
	R3										○	30災国補第1177号(架替)
中	H25	国	378号	宇和島市 吉田町	4.6	4.6					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H24防交橋第107号の1他 (補修工事)
本九島1号	H25	一	九島循環線	宇和島市	2.5	3.0					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H24防交橋第167号の1他
光満	H25	主	広見三間宇和島線	宇和島市	6.0	10.0					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H25防交橋第121号の1他(補修)
無名1号	H25	主	広見三間宇和島線	宇和島市	3.6	10.0					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H25防交橋第121号の1他(補修)

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
無名1号 (14-9)	H25	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市	3.0	7.0					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) 24交橋第114号の1他(補修工事)
無名 (13-17)	H25	一	九島循環線	宇和島市	2.1	14.4					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H24防交橋第167号の1他
無名 (14-22)	H25	一	九島循環線	宇和島市	2.1	2.8					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計) H24防交橋第167号の1他
無名 (4-21)	H25	一	柿之浦下波線	宇和島市	3.0	8.0					○	24交橋第149号の1他 (補修工事)
無名 (4-26)	H25	一	柿之浦下波線	宇和島市	2.2	7.0					○	24交橋第149号の1他 (補修工事)
無名1 (8-3)	H25	一	喜路能登線	宇和島市	7.0	5.0					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計)
	H26	一	喜路能登線	宇和島市	7.0	5.0					○	H25防補交橋第74号(補修工事)
BOX(9-19)	R1	一	喜路能登線	宇和島市	2.1	15.0					○	H30防交橋第139号測の2 (補修設計)
	R6	一	喜路能登線	宇和島市	2.1	15.0					○	R5道長第17号の13 (補修工事)
無名 (川上)	H25	国	320号	鬼北町	4.0	11.4					○	H25防交橋第120号測の1他 (詳細設計)
山内	H25	主	広見三間宇和島線	宇和島市	2.6	11.0					○	H24防交橋第107号測の1他 (詳細設計)
吉野	H25	国	381号	松野町	88.0	5.0					○	H24北震道改第401号の2
吉野橋歩道	H25	国	381号	松野町	88.0	5.0					○	H24北震道改第401号の2
家次	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	6.7	4.5						H24交橋第145号の1他
	R6	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	6.7	4.5					○	R5補道長(加)第17号測の51他 (補修設計)
木浦松	H25	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	5.2	5.6						H24交橋第145号の1他
赤箸	H26	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	29.0	5.8					○	H25防交橋第206号の2(耐震工事) H26防交橋第98号の測の1他 (補修設計)
	H27	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	29.0	5.8					○	H26防交橋第98号測の1他(補修設計) H26防交橋第98号の1他(橋梁補修)
中之谷	H26	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	9.5	4.0					○	H25防補交橋第70号の1他(補修工事)
	R6	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	9.5	4.0					○	R5補道長(加)第17号測の51他 (補修設計)
西	R1	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	6.0	4.0					○	H30防交橋第151号測の3 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の54 (補修工事)
畑谷	R1	一	御内下畑地線	宇和島市 津島町	5.6	7.0					○	H30防交橋第151号測の3 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の56 (補修工事)
無名3号	H26	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	3.4	9.0					○	H25防補交橋第70号の1他(補修工事)
重木	H26	一	御代ノ川清重線	宇和島市 津島町	122.0	5.2					○	H25防補交橋第209号の1 (耐震工事) H25北道防減第506号の1 (耐震工事)
苦木	R1	一	御代ノ川清重線	宇和島市 津島町	27.9	6.1	○				○	H30防交橋第151号測の3 (補修設計)
	R3										○	R2道長点第9の55 (補修工事)
	R4										○	R3補道長(加)第17号の55 (補修工事)
	R4										○	R3補道長(加)第17号の52 (補修工事)
留木	H26	一	御代ノ川清重線	宇和島市 津島町	64.0	5.0					○	H25防補交橋第209号の1(耐震工事) H25北道防減第506号の2(耐震工事) H26防交橋第98号の測の1他 (補修設計)
	H27	一	御代ノ川清重線	宇和島市 津島町	64.0	5.0					○	H26防交橋第98号測の1他(補修設計) H26防交橋第100号の1他(橋梁補修) H26防交橋第100号の2他(橋梁塗装)
無名 45-27	H26	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	2.3	4.6					○	H26防交橋第29号測の1他(補修設計)
	H27	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	2.3	4.6					○	H26防補交橋第17号の1他(橋梁補修)
則	H26	主	宇和三間線	宇和島市 三間町	14.6	10.2					○	H25北活道防減第202号測の1他 (耐震設計) 要修正設計(A→B種)
	H27	主	宇和三間線	宇和島市 三間町	10.2	9.2					○	H26北防災第301号測の1(耐震設計) H26北防災第301号の1(落橋防止)
野井	H26	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	16.0	11.7					○	H25北活道防減第202号測の1他 (耐震設計) 対策不要
無名	H26	国	320号	鬼北町	4.0	11.4					○	H25防補交橋第58号の1他(補修)
新栄	H26	国	320号	鬼北町	8.5	8.8					○	H26防補交橋第58号の1(補修)
日向谷第一大	H26	国	197号	鬼北町	237.0	10.0					○	H26防交橋第29号測の1 (詳細設計)
	R4										○	R3補道長(加)第17号の55 (補修工事)
	R5	国	197号	鬼北町 日向谷	237.0	10.0					○	R4補道長(加)第19号測の61他 (補修設計)
1号溝	H26	国	197号	鬼北町	11.6	10.1					○	H26防交橋第29号測の1他 (詳細設計)

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
3号溝	H29	国	197号	鬼北町	13.7	13.3	○				○	H29防交橋第192号測の1 (橋梁補修設計)
	R1	国	197号	鬼北町	13.7	13.3	○				○	H30防交橋第145号の1 (橋梁補修)
中野川	H26	国	320号	鬼北町	14.8	10.0	○				○	H26防交橋第29号測の1他 (補修設計)
	H30	国	320号	鬼北町	14.8	10.0	○				○	H30防補交橋第9号の1 (橋梁補修)
	H30	国	320号	鬼北町	14.8	10.0	○				○	H30防補交橋第9号の1 (橋梁補修)
	R5										○	R4道長第19号の61他 (橋梁補修)
八城	H26	国	197号	鬼北町	117.8	13.2					○	H26防交橋第90号測の1他 (詳細設計)
日向谷第二大		国	197号	鬼北町	137.3	10.0	○		○			一般図のみ
	H26	国	197号	鬼北町	237.0	10.0					○	H26防交橋第90号測の1他 (詳細設計)
	H26	国	197号	鬼北町	237.0	10.0					○	H26防交橋第90号測の1他 (詳細設計)
	R5	国	197号	鬼北町	137.7	10.0					○	R4補道長(加)第19号測の61他 (補修設計)
日之出	H26	国	197号	鬼北町	30.8	13.2					○	H26防交橋第90号測の1他 (詳細設計)
	R3										○	R2道長第9号の62 (橋梁補修)
面谷	H26	国	197号	鬼北町	75.0	11.0					○	H26防交橋第90号測の1他 (詳細設計)
BOX(7-16)	H26	主	西土佐松野線	松野町	5.5	9.0					○	H24→25防交橋第120号測の1他 (詳細設計) H25→26防補交橋第66号の1 (補修)
万年	H26	一	滑床松野線	宇和島市	18.5	5.6					○	H24→25北道防減第108号測の1他 (耐震設計) H25→26防補交橋第208号の1 (耐震補強)
音地谷	H27	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	5.9	4.4					○	H26防補交橋第17号の1他 (橋梁補修)
清重	H27	一	御代ノ川清重線	宇和島市 津島町	39.5	6.1					○	H26防補交橋第224号の1 (落橋防止)
	H28	一	御代ノ川清重線	宇和島市 津島町	39.5	6.1					○	H26防補交橋第224号の1(落橋防止) H28防交橋第220号の1(橋脚巻立)
中藪小	H27	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	6.0	4.0					○	H27防交橋第59号測の1他 (補修設計)
	H29	主	宇和島下波津島線	宇和島市津島町	6.0	4.0					○	H28防交橋第55号の1 (橋梁補修)
	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市津島町	6.0	4.0	○				○	H30防交橋第151号測の1 (補修設計)
	R2										○	R2道長第9号の57 (橋梁補修)
猪の子	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	4.8	8.5	○				○	H30防交橋第151号の測1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の51 (橋梁補修)
	R3										○	R3補道長(加)第17号の51 (補修工事)
	R3										○	R3補道長(加)第17号の52 (補修工事)
鵜の浜	R1	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	2.2	13.2	○				○	H30防交橋第151号の測1 (補修設計)
	R2										○	R2道長第9号の57 (橋梁補修)
中藪	H27	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	6.2	3.1					○	H27防交橋第59号測の1他 (補修設計)
	H29	主	宇和島下波津島線	宇和島市津島町	6.2	3.1					○	H28防交橋第55号の1 (橋梁補修)
福浦	H27	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	8.4	6.0					○	H27防交橋第59号測の1他 (補修設計)
	H29	主	宇和島下波津島線	宇和島市津島町	8.4	6.0					○	H28防交橋第55号の1 (橋梁補修)
無名(49-7)	H27	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	5.8	9.8					○	H27防交橋第59号測の1他 (補修設計)
	H28	主	宇和島下波津島線	宇和島市 津島町	5.8	9.8					○	H28防交橋第54号の1 (橋梁補修)
成藤	H27	一	音地清延線	鬼北町 成藤	19.5	7.2					○	H26北防災第601号の1 (落橋防止)
鶴間大	H27	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市	17.6	6.8					○	H26防交橋第95号測の1他(補修設計) H27北道防減第204号の1他 (耐震補強)
	H28	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市	21.5	6.6					○	H27北道防減第204号の2 (耐震補強)
	R6	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市	21.5	6.6					○	R5補道長(加)第17号測の21 (補修設計)
綿津見	H29	国	197号	鬼北町	64.0	11.2	○				○	H29防交橋第192号測の1 (補修設計)
	H30	国	197号	鬼北町	64.0	11.2	○				○	H30防交橋第156号の1 (橋梁補修)
西谷	H28	一	西谷吉田線	宇和島市 三間町則	10.5	10.3					○	H28北震補道改第301号測の1他 (架替設計)
秋葉	R1	一	西谷吉田線	宇和島市 吉田町	5.5	6.8	○				○	H30防交橋第141号測の2 (補修設計)
	R1	一	西谷吉田線	宇和島市 吉田町	5.5	6.8	○				○	R1道路維持 (橋梁補修)
生永田	R1	一	西谷吉田線	宇和島市 吉田町	4.8	6.3	○				○	H30防交橋第141号測の2 (補修設計)

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
小唐井		国	381号	松野町蔵生	18.4	7.0						H24防道改第101号測の2 (架替設計)
	H28	国	381号	松野町蔵生	18.4	7.0					○	H27防道改第101号の2(A1橋台)
	H29	国	381号	松野町蔵生	18.4	7.0					○	H28防道改第101号の1(A2橋台)
	H29	国	381号	松野町蔵生	18.4	7.0					○	H29防道改第101号の1(上部工)
	R4										○	R3補道長(加)第18号測の1他 (旧橋の撤去設計)
	R5										○	R5道長第18号の1 (旧橋の撤去)
金蔵	H29	国	378号	宇和島市 吉田町法花津	9.8	8.8	○				○	H29防交橋第183号測の1 (補修設計)
	R3	国	378号	宇和島市 吉田町法花津	9.8	8.8					○	R2道長第9号の20 (橋梁補修)
第2中組	H29	主	広見三間宇和島線	宇和島市光満	11.8	8.8					○	H29防交橋第183号測の1 (補修設計)
	H30	主	広見三間宇和島線	宇和島市光満							○	H29防交橋(2)第233号の1 (橋梁補修)
大道川	H29	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町御内	8.8	12.2					○	H29防交橋第183号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長点第9の54 (補修工事)
無名橋(5-39)	R1	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町御内	2.5						○	H30防交橋第151号測の1 (補修設計)
赤松	H29	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町北灘							○	H25防交橋第112号測の1 (舗修設計)
	H29	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町北灘							○	H28防補交橋第29号の1 (橋梁舗修)
目黒第一	H29	主	西土佐松野線	松野町目黒	32.9	8.2					○	H28北震補道改第404号測の2 (橋梁設計)
高串陸橋側道	H29	主	広見三間宇和島線	宇和島市	64.1	2.4					○	H28北道防減第121号測の1 (耐震設計)
	H30										○	H29防交橋(2)第232号の1 (耐震補強)
	R4										○	R3道長第58号の1 (耐震補強)
	R4										○	R3防補交橋(加)第5号の1 (耐震補強)
BOX(10-3)	H29	国	381号	松野町	4.0	25.8	○				○	H29防交橋第188号測の1他 (補修設計)
	H30	国	381号	松野町	4.0	25.8	○				○	H29防交橋第199号の1 (橋梁補修)
無名(11-4)	H30	国	381号	松野町	6.0	11.0					○	H29防交橋第199号の1 (橋梁補修)
島田	H30	主	宇和島城辺線	宇和島市 津島町	2.3	5.0	○				○	H29防交橋第185号測の1 (補修設計)
槇ノ口橋	H30	一	吉田宇和島線	宇和島市	2.8	5.5					○	H29防交橋(2)第233号測の2 (補修設計)
	R1	一	吉田宇和島線	宇和島市	2.8	5.5					○	H30防交橋第143号の1他 (橋梁補修)
大谷	H30	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	4.5	5.0					○	H29防交橋第185号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の56 (補修工事)
	R3										○	R3補道長(加)第17号の51 (補修工事)
	R3										○	R3補道長(加)第17号の52 (補修工事)
舟間 (撤去済)	H30	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	14.1	3.5					○	H29防交橋(2)第233号測の3 (補修設計)
	R6	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	14.1	3.5					○	R5道長第第17号の21 (撤去工事)
漁家小	H30	一	後柿之浦線	宇和島市 津島町	2.9	8.0	○				○	H29防交橋第185号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の56 (補修工事)
無名1号	R1	一	後柿之浦線	宇和島市 津島町	2.0	6.2	○				○	H30防交橋第151号測の3 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の56 (補修工事)
平井	H30	一	後柿之浦線	宇和島市 津島町	2.8	9.7	○				○	H29防交橋第185号測の1 (補修設計)
	R1	一	後柿之浦線	宇和島市 津島町	2.8	9.7	○				○	H30防交橋第147号の2 (橋梁補修)
無名(19-29)	H30	一	蔦淵下波線	宇和島市	2.5	7.4	○				○	H29防交橋(2)第233号測の2 (補修設計)
	R1	一	蔦淵下波線	宇和島市	2.5	7.4	○				○	H30防交橋第143号の1他 (橋梁補修)
無名(19-34)	R1	一	蔦淵下波線	宇和島市	2.1	8.7	○				○	H30防交橋第139号測の1 (補修設計)
	R3										○	R2道長第9号の13 (橋梁補修)
BOX(20-21)	H30	一	蔦淵下波線	宇和島市	2.8	5.5	○				○	H29防交橋(2)第233号測の2 (補修設計)
	R1	一	蔦淵下波線	宇和島市	2.8	5.5	○				○	H30防交橋第143号の1他 (橋梁補修)
加塚	H31	主	宿毛津島線	宇和島市 津島町	15.7	10.7					○	H31防交橋第107号測の1 (補修設計)
	R4										○	R4道長第17号の51 (橋梁補修)
無名(13-15)	R2	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	7.5	11.70					○	R2道長第9号測の20 (函渠設計)
	R4										○	R2道長第9号の21 (橋梁補修)

南予地方局建設部

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイク	CD	利活用	摘 要
新板島橋	R4	国	320号	宇和島市	130	12					○	R3道長第17号測の20 (補修設計)
	R4										○	R4道長第17号の10 (橋梁補修)
清水橋	R4	一	小倉三間線	鬼北町清水	33	8.3					○	R4道長第19号測の61 (補修設計)
	R5	一	小倉三間線	鬼北町清水	33	8.3					○	R4道長第19号の62 (橋梁補修、橋面工)
	R6	一	小倉三間線	鬼北町清水	33	8.3					○	R5道長第19号の64 (橋梁補修、上下部工)
西谷	R4	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	3.8	4.5					○	R4道長第17号測の51 (補修設計)
	R5										○	R5道長第17号の51 (橋梁補修)
日提	R4	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	2.7	4.5					○	R4道長第17号測の51 (補修設計)
	R5										○	R5道長第17号の51 (橋梁補修)
竜の浜	R4	一	嵐田之浜岩松線	宇和島市 津島町	3.3	4.0					○	R4道長第17号測の51 (補修設計)
	R5										○	R5道長第17号の51 (橋梁補修)
柿之浦	R4	一	後柿之浦線	宇和島市 津島町	5.4	5.0					○	R4道長第17号測の51 (補修設計)
	R5										○	R5道長第17号の51 (橋梁補修)
南君橋	R5	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	2.4	6.7					○	R4補道長（加）第17号測の21他 (補修設計)
	R5	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	2.4	6.7					○	R6道長第17号の22他 (補修工事)
BOX(14-20)	R5	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	2.3	10.7					○	R4補道長（加）第17号測の21他 (補修設計)
	R5	一	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市 吉田町	2.3	10.7					○	R6道長第17号の22他 (補修工事)
薬師橋	R5	一	吉田宇和島線	宇和島市 吉田町	6.5	4.3					○	R4補道長（加）第17号測の11他 (補修設計)
	R6	一	吉田宇和島線	宇和島市 吉田町	6.5	4.3					○	R6道長第17号の1 (補修工事)
BOX(63-11)	R5	国	320号	鬼北町上大野	5.0	16.4					○	R4補道長（加）第19号測の61他 (補修設計)
BOX(29-4)	R5	国	320号	鬼北町出目	4.4	18.2					○	R4補道長（加）第19号測の64他 (補修設計)
	R5	国	320号	鬼北町出目	4.4	18.2					○	R6道長第19号の62 (補修工事)
BOX(58-3)	R5	国	320号	鬼北町川上	2.0	20.4					○	R4補道長（加）第19号測の64他 (補修設計)
	R5	国	320号	鬼北町川上	2.0	20.4					○	R6道長第19号の62 (補修工事)
橋詰橋	R5	国	441号	鬼北町国遠	33.4	10.3					○	R4補道長（加）第19号測の64他 (補修設計)
	R5	国	441号	鬼北町国遠	33.4	10.3					○	R6道長第19号の62 (補修工事)

橋梁マイクロフィルム及び電子納品利活用システム登録状況一覧表（令和7年3月末現在）

愛南土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
(H23撤去) 船越	S39	旧	魚神山鳥越線	愛南町	45.7	5.5	○	○	○			H19～21新設橋架替
稲津	S39	主	宿毛城辺線	愛南町	5.0	5.0			○			
岩水	S42	旧	深浦宿毛線	愛南町	21.1	6.5	○	○	○			図面下部工のみ
	H24										○	H24南道防減第301号測の1 (耐震補強設計)
	H25										○	H24予橋補第45号の1
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
観米	S46	旧	中浦平城線	愛南町	90.0	8.0	○	○	○			地質調査含む
葉庵	S47	主	宇和島城辺線	愛南町	81.1	7.5	○		○			
	H22					8.3	○				○	(工事：伸縮装置) 交橋第27号の1
	R2						○	○			○	R2道長第10号測の2(補修設計)
	R5						○				○	R4道長第20号の1(補修) R5.6完成予定
葉庵橋側道	H12	主	宇和島城辺線	愛南町	81.8	3.0	○	○	○			
	H26										○	H25→26防補交橋第76号の1
住吉	S49	旧	深浦宿毛線	愛南町	77.3	7.75	○	○	○			地質調査含む
	H23					9.0					○	H23交橋第40号の2(防水層)
	H23					9.0					○	H23南津道緊第4号測の1 (耐震補強設計)
	H30					8.5					○	H29防交橋第302号の1他
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
増田	S56	一	一本松城辺線	愛南町	19.6	8.8	○		○			
宮の川		旧	御在所宇和田線	愛南町			○		○			一般図のみ
僧都		旧	御在所宇和田線	愛南町			○		○			
岩松川新			(不明)	愛南町			○	○	○			構造計算は下部工のみ
坪内		旧	(二級国道) 松山高知線	愛南町					○			地質調査のみ
小山		一	一本松城辺線	愛南町			○		○			一般図のみ
節崎	S58	一	猿鳴平城線	愛南町			○	○	○			
平城	H9	一	猿鳴平城線	愛南町	96.0	(14.0)7.0	○	○	○			
平城	H25	一	久良城辺線	愛南町	96.0	14.8					○	H24防交橋第214号の2
	H26					14.0					○	H25→26防補交橋第83号の1
緑1号	H11	主	宇和島城辺線	愛南町	9.3	(10.0)6.0	○	○	○			
緑丸(緑2号)	H12	主	宇和島城辺線	愛南町	20.0	(10.0)6.0	○	○	○	○		
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
	R6						○				○	R5補道長(加)第20号の3(補修)
新宮前	H9	主	宇和島城辺線	愛南町	31.5	(11.0)6.0	○	○	○			成果報告書
	H26				31.5	10.0					○	H25→26防補交橋第77号の1
鹿鳴	H10	主	宇和島城辺線	愛南町	16.7	(11.5)6.0	○	○	○			
新山出(山出1号)	H9	主	宇和島城辺線	愛南町	32.8	10.8	○	○	○			
新峰田(山出2号)	H8	主	宇和島城辺線	愛南町	44.0	9.2	○	○	○			
新峰田橋	H25	主	宇和島城辺線	愛南町	44.0	9.2					○	H24防交橋第213号の1
松島	H12	一	猿鳴平城線	愛南町	95.0	(11.0)6.0	○	○	○			
横吹	H8	一	篠山公園線	愛南町	23.3	(7.6)7.0	○	○	○			
大久保	H11	主	宇和島城辺線	愛南町	21.4	(11.5)6.0	○	○	○			
不老	H11	主	宇和島城辺線	愛南町	11.5	(11.0)6.0	○	○		○		(所在不明)
御在所	H6	一	篠山公園線	愛南町	11.5	(7.0)5.5	○		○			
新脇本	H16	主	宿毛城辺線	愛南町	30.5	(9.25)5.5	○	○	○	○		
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)

愛南土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
不老	H8	主	宇和島城辺線	愛南町	11.6		○	○		○		
長月	H8	一	長月城辺線	愛南町	22.4		○	○		○		
愛南	H16	一	久良城辺線	愛南町	24.4	(9.75)6.0	○	○	○			詳細設計
	H19						○				○	(工事:A 2 橋台) H19交道改第37号の2
	H20						○				○	(工事:A 1 橋台) H20交道改第37号の1
	H20						○				○	(工事:上部工) H20交道改第37号の2
船越	H19	一	網代島越線	愛南町	70.0	(7.93)7.0	○	○	○	○		詳細設計
	H20											工事(下部工のみ)
	H19						○	○			○	(修正設計:上部工) H19交道改第98号測の2
	H20						○				○	(工事:上部工) H20～21交橋整第98号の1
下駄場	H21						○				○	(工事:踏掛版) H21交橋整第98号の1
	H19	主	宇和島城辺線	愛南町	24.9	(8.85)7.65	○	○	○			詳細設計
	H20											(工事:下部工) H20交道改第12号の2
	H21											(工事:上部工) H21交道改第12号の2
	H21											(工事:踏掛版) H21交道改第12号の3
新僧都	H20	主	宇和島城辺線	愛南町	38.0	(8.85)5.5	○	○			○	(詳細設計) H20交道改第12号測の1
	H21				38.0		○				○	(工事:下部工) H21交橋整第12号の1
	H22				38.0		○				○	(工事:上部工) H22交橋整第12号の1
	H16				40.9	(10.25)6.75	○	○	○			(歩道有の詳細設計) H16南橋整第302号測の1
栄	H21	一	船越平城線	愛南町	37.4	8.5	○				○	(工事:塗装、防水、支承、伸縮装置) 交橋第22号の1～4
	H31	主	平城高茂岬線	愛南町	37.4	8.5					○	H30防交橋第160号の1他
吹寄高架	H21	一	船越平城線	愛南町	52.3	8.5	○				○	(工事:塗装、防水、支承、伸縮装置)交橋第22号の1～4
	H26										○	H25→26防補交橋第79号の1
	H27										○	H27防交橋第102号の1 (橋梁補修)
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
	R6						○				○	R6道長第20号の2(補修)
城辺	H21	一	久良城辺線	愛南町	81.1	8.3	○				○	(工事:伸縮装置) 交橋第24号の1
	H25										○	H24防交橋第214号の1
	R2										○	R2道長第10号測の2(補修設計)
	R5						○				○	R5道長第20号の1(床版防水)
	R6						○				○	R5補道長(加)第20号の1他(塗装)
南	H22	一	久良城辺線	愛南町	2.3	6.0	○				○	(工事:断面修復) 交橋第29号の1他
中ノ川	H22	一	高茂岬船越線	愛南町	3.8	4.0	○				○	(工事:断面修復) 交橋第29号の1他
麦ヶ浦	H22	一	高茂岬船越線	愛南町	3.5	4.5	○				○	(工事:断面修復) 交橋第29号の1他
下久家	H22	一	高茂岬船越線	愛南町	2.2	3.6	○				○	(工事:断面修復) 交橋第29号の1他
住吉	H23	主	宿毛城辺線	愛南町	74.3	9.0					○	H23交橋第40号の2(防水層)
	H23										○	H23南津道緊第4号測の1 (耐震補強設計)
泉	H23	一	猿鳴平城線	愛南町	2.5	4.4					○	H23交橋第41号の1(床版補修)
土居	H24	一	久良城辺線	愛南町	4.8	9.0					○	H24交橋第91号測の1他 (長寿命化設計)
	H25						○				○	H24交橋第91号の1
	H31				4.8	9.0	○				○	H30防交橋第160号測の1他 H30防交橋第166号の1(補修)
垣内	H24	一	深浦港線	愛南町	3.5	4.1	○				○	H24交橋第91号測の1他 (長寿命化設計)
	H25										○	H24交橋第91号の1
北	H24	一	久良城辺線	愛南町	2.3	4.0					○	H24交橋第91号測の1他 (長寿命化設計)
	H25					3.7					○	H24交橋第91号の1

愛南土木事務所

橋 梁 名	登録 年度	種別	路 線 名	市町名	橋長(m)	幅員(m)	図面	計算書	マイクロ	CD	利活用	摘 要
高畑	H24	一	猿鳴平城線	愛南町	39.6	9.0					○	H24南道防減第201号測の1 (耐震補強設計)
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
	R6						○				○	R6道長第20号の1(補修)
当時大	H25	一	一本松城辺線	愛南町	72.8	10.3					○	H24防交橋第217号の1
大道		主	宇和島城辺線	愛南町	39.8	11.0	○			○		南生橋第1号
大道	H25	主	宇和島城辺線	愛南町	39.8	11.0					○	H24防交橋第213号の2
中浦	H25	一	猿鳴平城線	愛南町	3.3	3.7					○	H24予橋補第43号の1
猿鳴	H25	一	猿鳴平城線	愛南町	2.6	5.6					○	H24予橋補第43号の1
蔭平7号	H25	主	宇和島城辺線	愛南町	2.7	4.2					○	H24防交橋第126号の1
蓮乗寺	H25	主	宇和島城辺線	愛南町	5.6	11.8					○	H24防交橋第126号の1
	R5						○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
	R6						○				○	R5補道長(加)第20号の3(補修)
上砥石尾	H26	一	長月城辺線	愛南町	2.5	5.0					○	H25→26防補交橋第80号の1他
帆柱	H26	一	長月城辺線	愛南町	2.5	5.0					○	H25→26防補交橋第80号の1他
無名(3-7)	H26	一	長月城辺線	愛南町	2.1	5.9					○	H25→26防補交橋第80号の1他
新浦	H26	一	久良城辺線	愛南町	2.6	4.9	○				○	H25→26防補交橋第78号の1他
	H31						○				○	H31防交橋第111号測の1 (補修設計)
	R2						○				○	H31防補交橋第74号の1 (ひび割れ等補修)
蔭平6号	H30	主	宇和島城辺線	愛南町	2.6	4.1	○				○	H29防交橋第301号の1
成瀬	H30	一	猿鳴平城線	愛南町	2.6	24.0					○	H29防交橋第304号の1
敦盛	H30	主	宿毛城辺線	愛南町	5.3	6.3					○	H29防交橋第305号の1
西深泥	H30	一	猿鳴平城線	愛南町	5.7	7.5					○	H30防交橋第162号の1
珠栄	H30	一	猿鳴平城線	愛南町	4.0	11.7					○	H30防交橋第163号の1
境	H30	一	久良城辺線	愛南町	8.9	7.0					○	H30防交橋第165号の1
土居	H31	一	久良城辺線	愛南町	4.8	9.0					○	H30防交橋第166号の1
はいたか	H30	一	猿鳴平城線	愛南町	3.0	8.0					○	H30防交橋第265号の1他
松森	H31	一	長月城辺線	愛南町	2.5	4.5	○				○	H31防交橋第111号測の1 (補修設計)
	R2						○				○	H31防補交橋第75号の1 (ひび割れ等補修)
高田	R3	一	久良城辺線	愛南町	3.0	5.5	○				○	H30防交橋第160号測の1他 R2道長第10号の1(床版架替)
無名(15-13)	R5	一	久良城辺線	愛南町	6.6	11.8	○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
白王	R5	主	宇和島城辺線	愛南町	12.7	5.1	○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
	R6						○				○	R5補道長(加)第20号の2(補修)
山出	R5	主	宇和島城辺線	愛南町	2.2	9.7	○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)
	R6						○				○	R5補道長(加)第20号の2(補修)
新潮	R5	一	猿鳴平城線	愛南町	2.6	4.2	○	○			○	R4補道長(加)第20号測の1(補修設計)

6. トンネル工

1. 適用の範囲

本章は、愛媛県管内の山岳トンネル工法により施工される道路トンネルの設計に適用する。

- (1) 高規格道路等の自動車専用道路の設計にあたって本章に記載無き事項については、その都度担当課と協議を行うこと。
- (2) 地山条件が特殊な場合や上記条件と異なる場合には、個々のトンネルの実情に即して検討し、適切な設計を行わなければならない。

2. 一般

(1) 参考図書

トンネルの設計は示方書及び、通達がすべてに優先するので、示方書等の改訂、通達等によりその内容が本章と異なった場合は、便覧の内容を読み替えるものとする。

イ)内容の解釈での疑問等は、その都度担当課と協議を行うこと。

ロ)本章に示していない事項については、次の示方書等による。

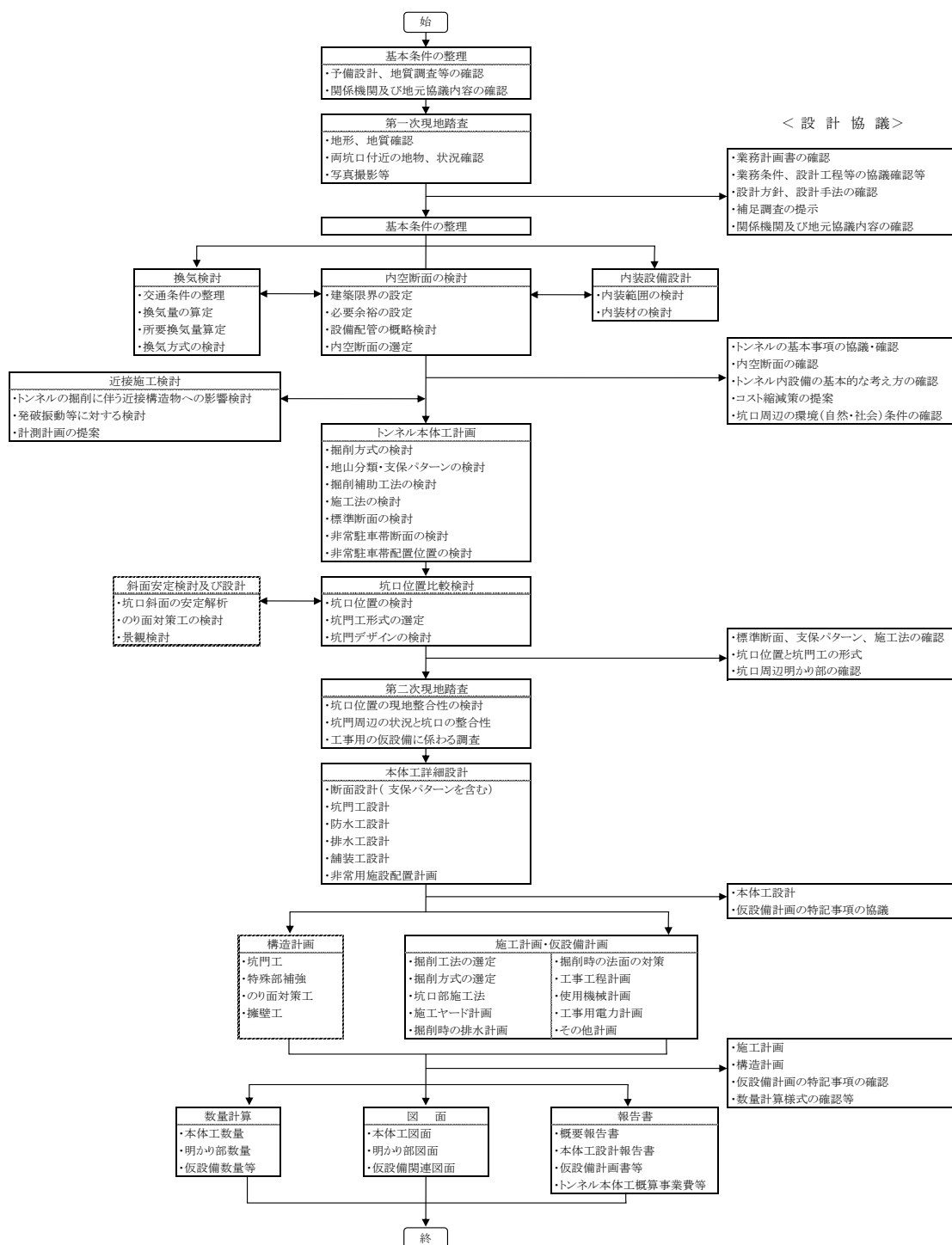
主な適用示方書・指針・基準類等

項 目	示方書・指針・基準類等	編集または発刊所名	発刊年月日
計画・本体工	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(社)日本道路協会	H15.11
	2016 年制定トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[山岳工法編]・同解説	(社)土木学会	H28. 8
	国土交通省土木工事標準積算基準書(河川・道路編)	(財)建設物価調査会	H29. 6
	道路構造令の解説と運用	(社)日本道路協会	R3.4
計 測	道路トンネル観察・計測指針	(社)日本道路協会	H21. 2
舗 装	舗装設計施工指針	(社)日本道路協会	H18. 2
	舗装設計便覧	(社)日本道路協会	H18. 2
換 気	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	(社)日本道路協会	H20.10
照 明	道路照明施設設置基準・同解説	(社)日本道路協会	H19.10
非常用施設	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(社)日本道路協会	R1.9
施工計画	土木工事仮設計画ガイドブック	(社)全日本建設技術協会	H23. 3
	トンネル工事における標準的仮設備	(社)日本トンネル技術協会	H6.11
	ずい道等建設工事における換気技術指針[設計及び粉じん等の測定]	建設業労働災害防止協会	R3.4
	道路トンネル安全施工技術指針	(社)日本道路協会	H 8.10
維持管理	道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(社)日本道路協会	R2.9
	道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)	(社)日本道路協会	H28.11

その他参考示方書・指針・基準類等

項 目	示方書・指針・基準類等	編集または発刊所名	発刊年月日
トンネル本体	設計要領 第三集 トンネル保全編	東・中・西日本高速道路(株)	R2.7
	設計要領 第三集 トンネル建設編	東・中・西日本高速道路(株)	R2.7
	NATM補助工法の手引き(案)	国土交通省近畿地方整備局	R2.5
	2017年制定コンクリート標準示方書(施工編)	(社)土木学会	H30. 3
	トンネルコンクリート施工指針(案)	(社)土木学会	H12. 7
	土木構造物ガイドライン 土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編] 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工 の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編]	(社)全日本建設技術協会	H11.11
	山岳トンネルの坑口部の設計・施工に関する研究報告書	(社)日本トンネル技術協会	S60. 2
施工計画	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定・指針 について	事務次官通達	S49. 7.10
	山岳トンネル工法におけるウレタン注入の安全管理に 関するガイドライン	東・中・西日本高速道路(株)	R2.2
その他設備	光ファイバークーブル施工要領・同解説	(社)建設電気技術協会	H25

3. 設計の手順



4. トンネル照明

(1) トンネル照明設計の運用について

(平成19年度事業以降に適用)

「道路照明施設設置基準」(平成19年10月改訂)のトンネル照明施設の設置にかかる取扱について以下のとおり運用する。

イ) ランプを採用する場合の他社との比較検討

トンネル照明器具選定については、「道路・トンネル照明器材仕様書(建設電気技術協会)」に記載の器具の他、NETIS(新技術情報提供システム)に登録されている器具、NEXCO(旧日本道路公団)の機材仕様書に記載されている器具を対象に、トンネル照明詳細設計時にトンネルの設計輝度・トンネル断面等の設計条件に合致する照明器具を、電気代やランプ交換費なども含め比較検討し選定するものとする。

(平成19年10月以降に詳細及び修正設計するもの)

照明機器類の積算計上価格は、県単価及び物価積算資料に掲載されていないものについては、特別調査によって決定することを原則とする。なお、見積りによって決定する場合は、詳細設計で選定された照明機器の設計規格条件を見積依頼書に明記し、各社(各商社)からの見積りにより積算価格を算定するものとする。

ロ) 路面輝度

トンネル1本当たりの交通量が10,000台/日未満の場合は基本照明及び入口照明の平均路面輝度を基準値の1/2に低減する。

ただし、排気ガス等により透過率が著しく低くなると思われるトンネルについては、平均路面輝度の低減を行わないものとする。

ニ) 保守率

保守率は、原則として下表による。

トンネルの状況 交通量(台/日)	延長(m)	1,500m以上		500m～1,500m		500m未満	
	上り勾配(%)	2%以上	2%未満	2%以上	2%未満	2%以上	2%未満
10,000台/日以上		0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
10,000台/日未満		0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

(2) 停電時のトンネル照明電源

道路照明施設設置基準・同解説「電気設備の故障等による停電時にも危険のないよう必要に応じて停電時用照明を設けるものとする。」により以下のとおり運用するものとする。

イ) 自動車専用道路を除く一般道路

トンネル規模によらず、「蓄電池によって照明する方式」の方式を採用するものとする。

ロ) 自動車専用道路

トンネル規模によらず、「自家発電設備によって照明する方式」の方式を採用するものとする。

5. トンネル歩道照明

(1) 設置要件

延長 200m 以上かつ自転車・歩行者交通量が 50 人・台/日以上
のトンネルにおいて、通学路指定などの諸条件を考慮して設置を
検討すること。

(2) 照度基準

トンネル歩道照明は、歩行者の通行に必要な明るさとして、平
均路面照度 20LX 以上を確保すること。なお、以下の理由により、
車道照明の影響は見込まないこととする。

- ・車道照明の影響を見込んだ場合、灯具の設置間隔が広くなり照
度の均斉度が悪くなるため、歩道照明の効果が低下すること。
- ・車道照明のランプ切れが生じた場合、この区間が極端に暗くな
り利用者に対して常に同一のサービスが提供出来なくなるこ
と。

6. 銘板及び標識の設置

(1) トンネルの銘板の設置について

イ) 延長300m以上のトンネルについては、別途に下記の銘板(参考資料1)を設置する。

・銘板の表示内容

表示するものは、対象構造物本体とし、舗装、照明等は含まない。

工事関係者を表示する銘板：下記のとおり

(参考資料1)

〇〇〇〇トンネル建設工事関係者技術者名簿	
設計及び監督：	
愛媛県 〇〇〇地方局建設部(〇〇土木事務所)	
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇	
調査・設計：	
〇〇〇コンサルタン(株)	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
△△△地質(株)	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
□□□測量(株)	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
財団法人◎◎◎	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
工事施工	
〇〇〇建設(株)・●●●組(株)共同企業体	〇〇〇〇、〇〇〇〇
△△△建設(株)	〇〇〇〇、〇〇〇〇
□□□組(株)	〇〇〇〇、〇〇〇〇
◎◎◎工業(株)	〇〇〇〇、〇〇〇〇

※サイズは、幅600mm×高さ300mm～450mm程度

[記入する関係者]

設計及び監督：

発注者側の対象構造物に携わった、下記のものをすべて記入する。(役職名を除く)

建設部長(土木事務所長)、工事検査専門員、担当課：課長、係長、担当係員

[調査・設計]

受注者側の対象構造物に携わった、下記のものをすべて記入する。(役職名を除く)

測量：必要に応じて記入

地質：原則として記入するが、軽微な内容のものを除く。

設計：実施設計の担当者

[工事施工]

受注側の対象構造物に携わった、下記のものについて記入する。(役職名を除く)

工事：現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び担当者
(下請負業者を含む)

ロ) 延長 300 m 以上のトンネルについては、別途に下記の
銘板(参考資料 2)を設置する。

・銘板の表示内容

構造物の緒元等を表示する銘板：下記のとおり

(参考資料 2)

〇〇〇〇トンネル			
施工・完成年度 20〇〇年〇〇月着工～20〇〇年〇〇月竣工			
延長〇〇〇m 幅員〇〇.〇〇m			
縦断勾配〇.〇m 建築限界〇.〇m			
適用示方書 トンネル標準示方書(H〇〇)			
道路トンネル技術基準(H〇〇)			
災等級〇級			
覆エコンクリート			
コン クリ ート 配 合 ・ 関 連 事 項	設計基準強度		〇〇N/mm ²
	コン クリ ート 配 合	粗骨材最大寸法	〇〇mm
		単位水量	〇〇〇kgf/m ²
		水セメント比	〇〇%
	セメントの種類		高炉セメント
	混和材の種類		AE減水剤(標準型)
	最小かぶり		〇〇〇mm
	コンクリート製造プラント		(株)〇〇〇〇生コン
鉄筋種別		SD295A	

※サイズは、幅 600 mm × 高さ 300 mm ～ 450 mm 程度

ニ) 銘板の設置場所

・目的を考慮したうえで、見やすい場所に設置するものとし、
工事毎(随意契約等による同一業者の場合を除く)に設置する。

(2) 標識設置 (トンネル名称)

イ) すべてのトンネルを対象とする。

ロ) トンネルが連続する場合において、所定の大きさ (1,300×2,000) の標識設置が困難な場合には、設置位置やサイズについて工夫・変更等を行う。

ハ) 設置にあたっては、既存の標識柱の利用や、トンネル坑口付近壁面利用などを考慮する。

(参考資料)



カプセルレンズ型

7. 「電子納品利活用システム」への登録及びマイクロフィルム作成

将来の維持管理の際に参考資料とするため、トンネル工事(新設・補修)については、

- トンネル台帳(道路管理情報システム)の新規入力、時点修正を行う。
- 「電子納品利活用システム」に図面や構造計算書等を電子データにて保存する。

システムへの登録時期・・・①詳細設計終了時(←必須)

②工事完成後で図面・構造計算等
に変更がある場合

従来のマイクロフィルムの提出から、「電子納品利活用システム」への登録に切り替えるものとするが、何らかの事由でシステムに登録できない場合は、マイクロフィルムを作成し、道路建設課国道係へ提出すること。

マイクロフィルムを作成する範囲は、トンネル設計の報告書、構造計算書、数量計算書、図面の全てとする。

マイクロフィルムの作成については、”5. 橋梁工、14. 「電子

納品利活用システム」への登録及びマイクロフィルム作成、（１）マイクロフィルムの作成要領”に準ずるものとする。

８．その他

（１）新設のトンネルの名称について

新設のトンネルの名称については、”５．橋梁工、１６．その他、１６－１新設の橋梁及びトンネルの名称について”によるものとする。

（２）トンネルの銘板への揮毫について

銘板へのトンネル名の執筆については、”５．橋梁工、１６．その他、１６－２橋梁及びトンネル等の銘板への揮毫について”によるものとする。

（３）トンネル坑門等のデザインについて

トンネル坑門等のデザインについては、”５．橋梁工、１６．その他、１６－３道路構造物におけるデザイン等の取り扱いについて”によるものとする。

（４）今後の接着系ボルトの使用について

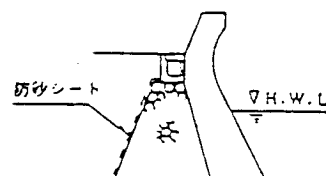
長期耐久性能について一定の知見の蓄積がなされるまでの措置として、トンネル天井板、ジェットファン、道路標識等を固定する吊り構造等の常時引張り力を受ける箇所へは原則として接着系ボルトを使用しない。

なお、常時引張り力を受ける接着系ボルトで固定された既設の吊り重量構造物については、第三者被害を防止するための措置として、バックアップ構造・部材の設置などを進める。

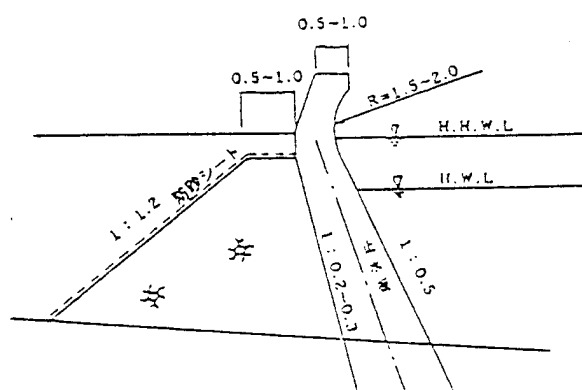
7. その他

1. 道路の海岸擁壁における裏込栗石等について

- (1) 海岸部における道路用護岸擁壁の標準的なタイプを案－１，２に示す。（もたれ式・・・案－１、重力式・・・案－２）
- (2) 案－１，２の使い分けは、擁壁の高さ、裏込材の種類などを検討のうえ、経済性を比較して決定する。
- (3) 擁壁の裏勾配は、安定計算により決定する。
- (4) もたれ式の場合、土圧の軽減及び施工中の擁壁の指示のため、裏込栗石(5～15cm)または裏込捨石(1～50kg)を計上しているが、現場内や近辺で、良質の岩砕（概ね軟岩Ⅱ以上）など、栗石にかわる材料が入手できる場合は購入栗石を使用せず、極力発生材を流用すること。ただし、施工中、波浪により裏込材が流出し、擁壁が転倒したりすることのないよう充分留意すること。
また、この場合、安定計算における内部摩擦角は、使用材料の質と、施工状況により適正な値を用いること。
- (5) 裏込栗石（捨石）の勾配は安息角（粘着力を無視し、内部摩擦角と同じとする。）を原則とする。なお、均し、積み手間等を計上し安息角以下とする場合は、裏込栗石(捨石)の背後土圧を考慮し、安定計算を行うこと。
- (6) 防砂シートは栗石(捨石)全面に設置する。（H.W.L より上の部分にも設置する。ただし、栗石(捨石)上に U 型側溝などが直接載る場合には、その部分には設置しない。）
- (7) 止水板は原則として H.H.W.L までとする。
- (8) 方塊ブロック等を基礎とする場合は、擁壁のタイプにかかわらず、原則として案－１のタイプの裏込捨石とする。

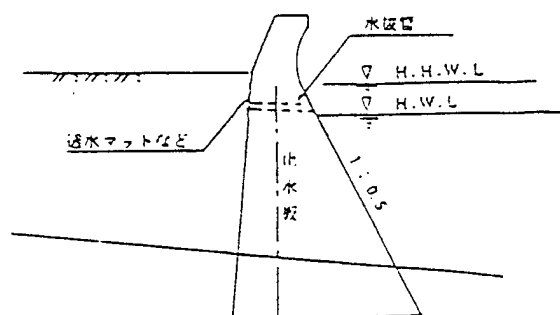


(案－１)



- 1) 内部摩擦角：40°
- 2) 残留水圧：漁港海岸事業手引きによる

(案－２)



- 1) 内部摩擦角：盛土材による（通常30～35°）
- 2) 残留水圧：漁港海岸事業手引きによる

2. コンクリート法枠工

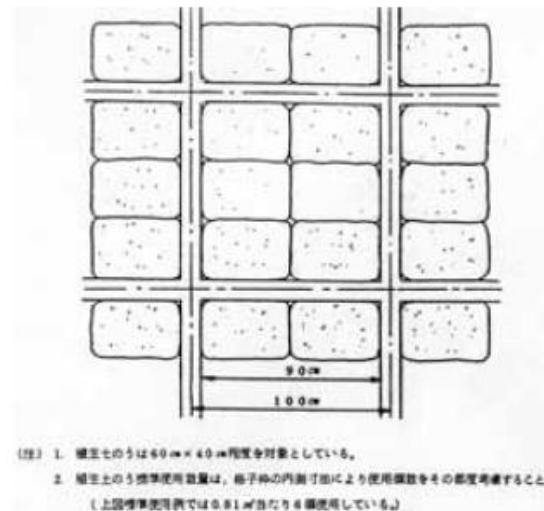
(1) 法枠工

- 1) 法枠は、切土法面、盛土法面とも、土砂の上へ直接設置する方法を標準とする。
中詰に栗石を使用する場合で、雨水により背後の土砂が流出する恐れが想定される場合には、法枠背後前面に防砂シートなど透水性のマットあるいはシートを設置するとよい。

2) 中詰植生土のう

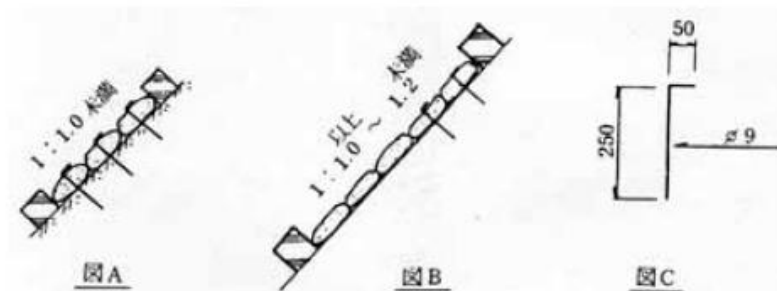
のり面保護工の選定にあたり、植生土のうを使用する際の例を下記に示すので参考にされたい。

○植生土のう使用例



○留杭

- (イ) 勾配 1:1.0 未満の場合は、ずり落ちを防止するためアンカーピンを計上する。(1本/袋程度) (図 A 参照)
- (ロ) 勾配 1:1.0～1:1.2 未満で、しかも格子枠内側寸法が大きく植生土のうを 4 段以上張る場合は、4 段以上についてアンカーピンを計上する。(図 B 参照)
- (ハ) アンカーピンは、鉄筋で、 $\phi 9$ 、 $L=50+250=300\text{mm}$ 程度とする。(図 C 参照)



(2) その他

のり面からの湧水がある場合の対処として、地下排水溝、水平排水孔、水平排水層等を設置するとよい。なお、設計等の詳細は「道路土工要綱」、「道路土工切土・斜面安定工指針」、「道路土工盛土工指針」を参照されたい。

3. U型側溝の場所打ちとプレキャスト製品との使用区分について

U型側溝は原則としてプレキャスト製品を使用するものとする。(蓋の有無に係らずプレキャスト製品とする。)

ただし、下記については現場打側溝とする。

- 1) 道路の曲率半径が小さく現場打側溝が適している箇所。(プレキャスト製品では目地の開きが大きく不適当な場所)

使用区分は次のとおりとする。

(I)プレキャスト製品を使用する箇所

側溝 1 個の長さ	蓋	使用できる 道路中心半径	備考
60cm	無または重ね蓋	15m 以上	JISA 5305
1m	有 (落とし蓋)	30m 以上	JISA 5345 相当品
2m	有 (落とし蓋)	60m 以上	JISA 5345 相当品
5m	有 (落とし蓋)	130m 以上	JISA 5345 相当品

(注) 1. 側溝の目地の開きが概ね 2cm 程度となるよう決めている。

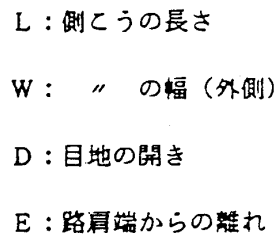
2. 注 1.については、参考 (側溝の目地開きの計算式) に詳細を示す。

(II)現場打側溝を使用する場合

上記(I)以外の場合

- ① 水路縦断と現地盤 (あるいは仕上面) 縦断が異なり、プレキャスト製品が不適当な箇所。
- ② 小規模な災害復旧工事や補修的な工事で既設水路の取り合わせによりプレキャスト製品が不適当な場所。
- ③ 道路を横断する U 型側溝。
- ④ その他特別の理由によりプレキャスト製品が不適当な場合。

側この目地の開きの計算式



$$(\overline{ab} = \frac{L}{2}, \quad \overline{oa} = R, \quad \overline{bc} = W)$$

相似三角形より

$$\text{よって } \frac{\overline{ab} \times \overline{bc}}{\overline{ob}} = \frac{\frac{L}{2} \times W}{\frac{1}{2} \sqrt{4R^2 + L^2}} = \frac{LW}{\sqrt{4R^2 + L^2}}$$

$$\therefore D = \frac{2LW}{\sqrt{4R^2 + L^2}}$$

$$L = 0.6 \text{ m}, \quad W = 0.4 \text{ m}$$

$$R = 10 \text{ m とすると}$$

$$D = 2.4 \text{ cm}$$

$$E = 0.4 \text{ eV}$$

$$\therefore E = \frac{1}{2} \sqrt{4R^2 + L^2} - R$$

プレキャスト U 型側溝を使用した場合の目地の開きと路肩よりの離れ

(単位 : cm)

道路中心線の半径(m)		種別 側溝長さ 寸法 (W (mm) ×H (mm))	目地の開き								路肩よりの離れ			
			5 m		2 m		1 m		0.6 m		側溝長 5 m	側溝長 2 m	側溝長 1 m	側溝長 0.6 m
			300× 300	400× 400	300× 300	400× 400	300× 300	400× 400	240× 240	300× 300				
10	(5)		45.6	55.5	20.0	24.3	10.1	12.3	4.0	4.8	59.0	9.9	2.5	0.9
15	(10)		24.7	30.1	10.1	12.3	5.1	6.2	2.0	2.4	30.8	5.0	1.2	0.4
20	(15)		16.8	20.4	6.8	8.2	3.4	4.1	1.3	1.6	20.7	3.3	0.8	0.3
25	(20)		12.7	15.4	5.1	6.2	2.5	3.1	1.0	1.2	15.6	2.5	0.6	0.2
30	(25)		10.1	12.3	4.1	5.0	2.0	2.5			12.5	2.0	0.5	0.2
40	(35)		7.3	8.8	2.9	3.5	1.5	1.8			8.9	1.4	0.4	
50	(45)		5.7	6.9	2.3	2.8	1.1	1.4			6.9	1.1	0.3	
60	(55)		4.6	5.6	1.9	2.3	0.9	1.1			5.7	0.9	0.2	
70	(65)		3.9	4.8	1.6	1.9	0.8	1.0			4.8	0.8	0.2	
80	(75)		3.4	4.1	1.4	1.7					4.2	0.7	0.2	
90	(85)		3.0	3.6	1.2	1.5					3.7	0.6		
100	(95)		2.7	3.3	1.1	1.3					3.3	0.5		
110	(105)		2.4	3.0	1.0	1.2					3.0	0.5		
120	(115)		2.2	2.7	0.9	1.1					2.7	0.4		
130	(125)		2.0	2.5	0.8	1.0					2.5	0.4		
140	(135)		1.9	2.3							2.3	0.4		
150	(145)		1.8	2.1							2.2	0.3		
160	(155)		1.6	2.0							2.0	0.3		
170	(165)		1.5	1.9							1.9	0.3		
180	(175)		1.5	1.8							1.8	0.3		
190	(185)		1.4	1.7							1.7	0.3		

(注) 1. 道路中心線と路肩幅までは 5m として算出している。(拡幅幅についても考慮している)

2. U 型側溝は

・ JISA 5345 2 種で算定

L = 5m, 2m, 1m W = 510mm (呼び名 300mm), 620mm (呼び名 400mm)

・ JISA 5305 で算定

L = 600mm W=330mm(呼び名 240mm), 400mm(呼び名 300mm)

3. 半径の () は路肩端の曲率半径

4. コンクリートブロック積工

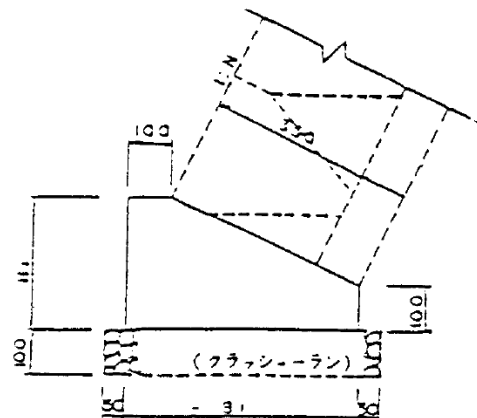
コンクリートブロック積工の設計は、「道路土工擁壁工指針（平成 24 年度版）（（社）日本道路協会 平成 24 年 7 月）」に基づき行うものとし、建設省制定「土木構造物標準設計第 2 巻」、同解説書及び同手引きを参考とする。なお、災害復旧事業におけるブロック積工については、別途考慮することとする。

【参照】

平成 24 年 10 月 12 日 「道路事業におけるブロック積工の適用について（通知）」

令和 5 年 6 月 15 日 「道路事業等におけるブロック積工の適用について（通知）」

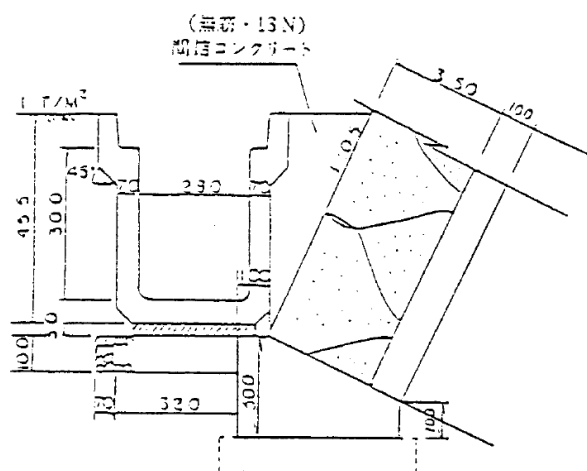
1) ブロック積基礎



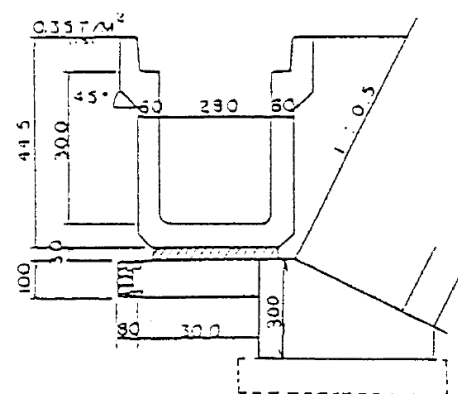
2) 山留ブロック積基礎

[車道用]

(PU3-B300-H300) 使用の例



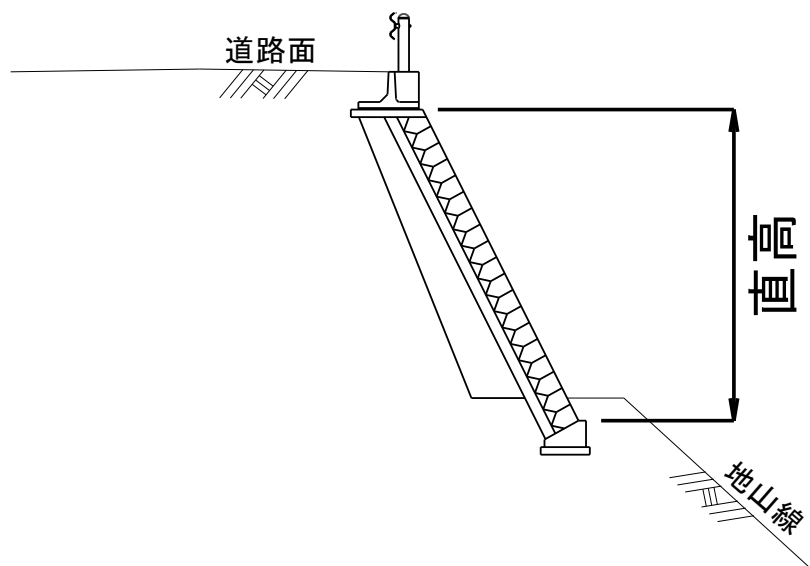
(PU2-B300-H300) 使用の例



3) 天端にガードレール基礎を設置する場合の直高の設定

通常ブロック積擁壁の天端にガードレール基礎（プレキャスト、現場打ちを問わない）を設置する場合で、その構造が擁壁本体と分離している場合は、道路土工―擁壁工指針―の「経験に基づく設計法」におけるブロック積直高の設定は、「ガードレール基礎を含まない部分の高さ」とする。

ただし、使用するガードレール基礎が標準的な物でない場合は別途考慮すること。



例図

5. 道路事業におけるコンクリート張工

1) 適用箇所

切土法面等の風化防止を主目的とする構造で、原則として土圧等の作用しない箇所に用いる。（のり面表層部の崩落防止、土砂の抜け落ちの恐れのある箇所の土留め、岩盤はく落防止）

2) 標準的な構造

用心鉄筋等は施工しないことを標準とする。

3) その他

長大のり面、急勾配のり面等では用心鉄筋等の施工を検討する。

※用心鉄筋等の施工を検討する場合の例：

- ・長大のり面、急勾配のり面である場合
- ・コンクリート張工の厚さが薄い場合や地山の不陸が著しい場合
- ・その他、乾燥収縮などで特にクラックが入る可能性が高い場合

【参照】

平成 30 年 6 月 22 日付け事務連絡 「道路事業におけるコンクリート張工について（通知）」

6. 補強土壁工における小段の排水対策について

1. 留意点

補強土壁工における小段の排水対策については、原則シールコンクリートを施工し、表面水の補強土壁内への浸入を防止すること。

2. 対象

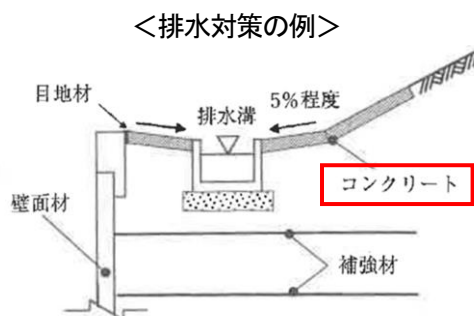
道路・街路事業および道路災害復旧事業

3. その他

上記によりがたい場合は、別途排水対策について検討し適切に設計・施工すること。

【参照】

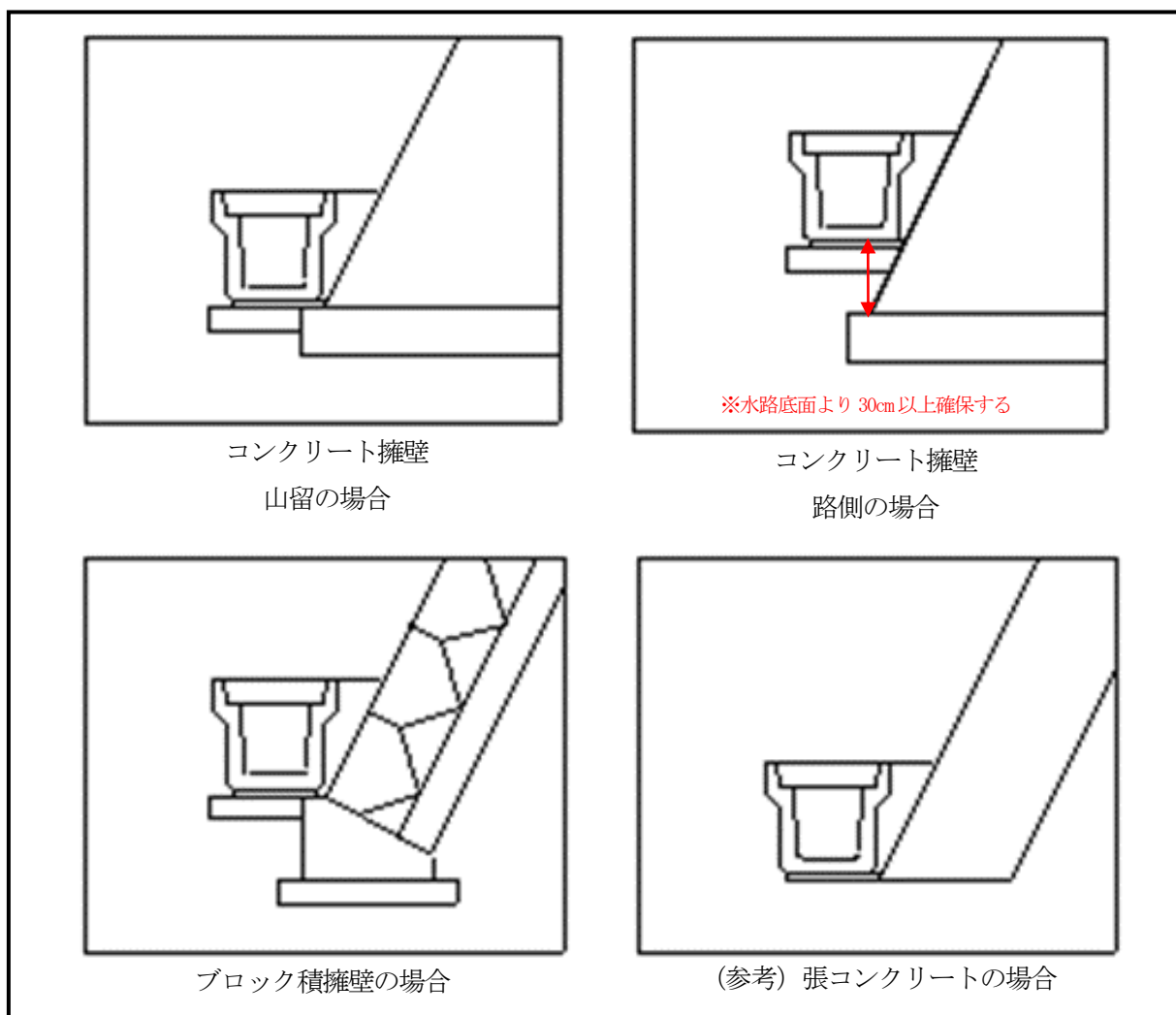
令和 5 年 3 月 29 日付け事務連絡「補強土壁工における小段の排水対策について」



道路土工 擁壁工指針（平成 24 年 7 月）P266 より抜粋

7. 道路擁壁に接して水路を設ける場合の根入れの取扱いについて

擁壁に接して河床低下や洗堀のおそれのないコンクリート水路を設ける場合の根入れ深さは、図－1のとおりとする。ただし、将来予想される地盤の洗堀や掘削（既設構造物の維持補修や改築、新規構造物の施工等）の影響を考慮する必要がある場合等、これにより難しい場合は別途考慮すること。



図－1

（注意事項）

- ※1 大型ブロック積擁壁の前面に水路を設ける場合の根入れ深さについては、コンクリート擁壁の取扱いに準拠すること。
- ※2 水路底面より 30cm 以上の根入れを確保しない場合においても、擁壁工指針 P. 127 に記載のとおり、根入れ深さ D_f は 50cm 以上を確保すること。